

J.LEAGUE HANDBOOK 2026

■公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集■

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル8階

Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及び
サッカーの普及促進
1. 豊かなスポーツ文化の振興及び
国民の心身の健全な発達への寄与
1. 国際社会における交流及び
親善への貢献

Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々にJクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
6. 障がいを持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

Jリーグ設立趣旨

1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な 発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（略称 J リーグ）といい、英文では Japan Professional Football League（略称 J. League） と表示する。

第 2 条〔事務所〕

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ること、並びにプロサッカーの興行を通して得た知見を活用することにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第 4 条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成
- ② プロサッカーに関する諸規約の制定
- ③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録
- ④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定
- ⑤ 放送等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- ⑥ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究および指導
- ⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
- ⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑩ サッカーをはじめとするスポーツの経営人材の養成および活用

- ⑪ プロサッカーの安定的な試合開催を目的とした、クラブの経営維持のための一時的な融資および経営指導
- ⑫ サッカーをはじめとするスポーツに関する映像等の制作および活用
- ⑬ サッカーをはじめとするスポーツに関する商品等の企画、製作および販売
- ⑭ その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条〔法人の構成員〕

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの
 - (a) J 1 リーグ会員（以下「J 1 会員」という） 競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 1 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (b) J 2 リーグ会員（以下「J 2 会員」という） 競争力等において J 1 リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 2 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (c) J 3 リーグ会員（以下「J 3 会員」という） J 1 リーグおよび J 2 リーグのいずれにも属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 3 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - ② 特別会員 第 22 条第 2 項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者
 - ③ 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ④ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第 6 条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第 7 条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

第8条〔任意退会〕

- (1) 正会員は、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、3月31日までに提出することにより、翌年のシーズン終了日の翌日から翌々年のシーズン開幕の前日までの間に限り、退会することができる。なお、本項においてシーズンとは、各事業年度において最初の公式試合（Ｊリーグ規約第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
- (3) 正会員以外の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条〔除名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

- (1) 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 総社員が同意したとき
 - ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
 - ③ Ｊ１会員、Ｊ２会員およびＪ３会員については、Ｊ１リーグ、Ｊ２リーグおよびＪ３リーグのいずれにも所属しなくなったとき
 - ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を辞任もしくは退任しまたは解職されたとき
- (2) 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第11条〔会費等の不返還〕

この法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第 4 章 総 会

第 12 条〔構 成〕

総会は、すべての正会員および特別会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第 13 条〔権 限〕

総会は、次の事項について決議する。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② 会員の除名
- ③ 名誉会員の選任
- ④ 理事、監事および会計監査人の選任または解任
- ⑤ 理事および監事の報酬等の額
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録およびキャッシュ・フロー計算書の承認
- ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ J 1 クラブライセンス交付規則制定および改廃
- ⑩ 解散および残余財産の処分
- ⑪ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 14 条〔開 催〕

総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

第 15 条〔招 集〕

- (1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 16 条〔議 長〕

- (1) 総会の議長は理事長（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれに当たる。

第 17 条〔議決権〕

総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

第 18 条〔決 議〕

- (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- (5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

第 19 条〔決議の省略〕

理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

第 20 条〔議事録〕

- (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 5 章 役員、執行役員および会計監査人

第 21 条〔役員および会計監査人の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 9名以上13名以内

② 監事 3名以内

- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）とする。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- (4) この法人に、会計監査人を置く。

第 21 条の 2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

第 21 条の 3〔執行役員〕

- (1) この法人の業務執行を円滑に行うため、理事会の決議により、執行役員を置くことができる。
- (2) 執行役員は、10名以内とする。

第 22 条〔役員および会計監査人の選任〕

- (1) 理事、監事および会計監査人は、総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（当該理事および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「政令」という）で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）、会員（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、複数の監事を置く場合、各監事は、相互に親族その他政令で定める特別の関係があつてはならない。

第 22 条の 2〔執行役員の選任〕

執行役員は、理事会の決議により選任する。執行役員のうち、一部の者（それぞれ2名以内とする）を、専務執行役員および常務執行役員とすることができる。

第 23 条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報

告しなければならない。

第 23 条の 2〔執行役員の職務および権限〕

- (1) 執行役員は、理事会の定める業務を執行する。
- (2) 理事会は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行うものとする。
- (3) 執行役員は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (4) 前 3 項およびこの定款に定めるほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。

第 24 条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすること、ならびにその職務を行うため必要があるときに会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

第 24 条の 2〔会計監査人の職務および権限〕

- (1) 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- (2) 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - ① 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

第 24 条の 3〔会計監査人の選任等に関する議案の決定〕

- (1) この法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定し、これを議案として提出する。
- (2) 監事は、前項の議案を決定するにあたり、会計監査人の職務の遂行状況、監査の適正性及び法人の財務健全性を考慮しなければならない。

第 25 条〔役員および会計監査人の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- (4) 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- (5) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- (6) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

第25条の2〔執行役員の任期〕

執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第26条〔役員および会計監査人の解任〕

- (1) 理事、監事および会計監査人は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。
- (2) 監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

第27条〔役員および会計監査人の報酬等〕

- (1) 理事および監事の報酬は、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。
- (2) 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第28条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、執行役員について準用する。

第29条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

第30条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (3) 理事会に関する事項は、第6章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第31条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の重要な業務執行の決定
- ② 理事および執行役員の職務の執行の監督
- ③ 理事長（チェアマン）の選定および解職
- ④ 執行役員の選任および解任

第32条〔招集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

第33条〔議長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

第34条〔決議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 7 章 実行委員会

第 36 条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 8 章 資産および会計

第 37 条〔基本財産〕

- (1) 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 19 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。
- (2) 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第 38 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 39 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チェアマン）が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 40 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類については会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
 - ⑦ キャッシュ・フロー計算書

- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号第6号および第7号の書類については、定時社員総会で報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 会計監査報告
 - ③ 理事および監事の名簿
 - ④ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ⑤ 運営組織および事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第42条〔定款の変更〕

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第43条〔解 散〕

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 46 条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 11 章 法人の組織

第 47 条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 47 条の 2〔経営会議〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき経営会議を置く。
- (2) 経営会議の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 12 章 補 則

第 48 条〔委 任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- (3) この法人の最初の理事長（チェアマン）は大東 和美とする。
- (4) 第38条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる事業年度は同年12月31日までの1年間とし、2026年1月1日から始まる事業年度は同年6月30日までの6か月間とする。なお、本附則(4)は、2026年1月1日から始まる事業年度終了後これを削除する。

別表 基本財産（第 37 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	20,000,000円（三菱UFJ銀行虎ノ門支店）

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 1 日

2015 年 1 月 1 日

2016 年 1 月 1 日

2017 年 1 月 1 日

2018 年 3 月 27 日

2019 年 1 月 1 日

2020 年 12 月 8 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 6 月 19 日

2024 年 3 月 19 日

2025 年 3 月 18 日

Jリーグ規約

第1章 総 則

第1条〔Jリーグの目的〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「Jリーグ定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- Jリーグの役職員、Jリーグの正会員たるクラブ（Jリーグ定款第5条第1項第1号に定める各法人をいう。以下総称して「Jクラブ」という）およびその役職員、Jクラブに所属する選手、監督およびコーチ、Jリーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「Jリーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為およびJリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- Jリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Jリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求 および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまたは交際してはならない。
- Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、Jリーグ、Jクラブその他のJリーグ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「理事会規程」によるものとする。

第2節 チェアマン

第5条〔チェアマン〕

理事長（以下「チェアマン」という）は、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および懲罰に関する決定
- ③ 実行委員会の招集および主宰
- ④ その他Ｊリーグ定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会

第7条〔実行委員会〕

- (1) Ｊ１リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(a)に定義する。以下「Ｊ１」という）、Ｊ２リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(b)に定義する。以下「Ｊ２」という）およびＪ３リーグ（Ｊリーグ定款第5条第1項第1号(c)に定義する。以下「Ｊ３」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３は合同で実行委員会を設置する。
- (2) 各実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、Ｊリーグ定款および理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条〔専門委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンの下に次の専門委員会を設置することができる。各専門委員会は、チェアマンがこれを直轄する。
 - ① 法務委員会
 - ② マッチコミッショナー委員会
 - ③ マーケティング委員会
 - ④ フットボール委員会
 - ⑤ その他理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「専門委員会規程」によるものとする。

第9条〔規律委員会〕

- (1) Jリーグは、協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に基づく懲罰の決定機関として、規律委員会を設置する。
- (2) 規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「規律委員会規程」によるものとする。

第10条〔裁定倫理委員会〕

- (1) Jリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決ならびにJFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる懲罰決定の諮問機関として、裁定倫理委員会を設置する。
- (2) 裁定倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定倫理委員会規程」によるものとする。

第5節 法人組織

第11条〔法人組織の設置〕

Jリーグの総会、理事会、実行委員会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第12条〔法人組織の運営〕

- (1) 法人組織の人事等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チェアマンが定める。
- (2) 法人組織の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「決裁権限規程」およびチェアマンが定める「法人組織細則」によるものとする。

第3章 Jクラブ

第13条〔Jリーグクラブライセンス制度〕

- (1) Jリーグは、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）の定めるAFCクラブライセンス交付規則の定めに基づき、協会から日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるクラブライセンス交付機関（ライセンサー）として、日本におけるクラブライセンスに関するクラブライセンス制度の制定および運用を行う。
- (2) Jリーグは、前項の定めに基づき、「J1・J2クラブライセンス交付規則」および「J3クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、各クラブライセンス交付規則に定めるものとする。

第14条〔J1クラブの資格要件〕

J1に属するチームを保有するJクラブ（以下「J1クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J1クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第15条〔J2クラブの資格要件〕

J2に属するチームを保有するJクラブ（以下「J2クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J2クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンスまたはJ2クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第16条〔J3クラブの資格要件〕

J3に属するチームを保有するJクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J3クラブの数は20とする。

- ① J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること

第17条〔入 会〕

- (1) Jリーグは、日本フットボールリーグ（以下「JFL」という）所屬であり、毎年3月31日までにJリーグに対し所定の入会申請を行ったクラブを審査し、理事会の承認をもってJ3会員として入会させることができる。
- (2) Jリーグへの入会を希望するクラブは、以下の審査および調査を受けなければならない。
 - ① J3クラブライセンス交付規則に基づく審査
 - ② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の調査
 - イ. クラブ代表者（株式会社の場合は、これに加えクラブの総株主の議決権の3分の1以上を保有する株主も対象とする）、行政当局責任者およびその他の関係者からの聴聞
 - ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査
 - ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望するクラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
 - ① 前項第1号の審査に合格していること
 - ② クラブとしての活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められること
 - ③ 前条各号の要件を具備していること
 - ④ 入会直前年度までに、安定的な支援組織の整備に向けた取り組みを行っていること
 - ⑤ 入会直前年度のJFLのリーグ戦におけるホームゲームにおいて、1試合平均入場者数が2,000人に到達していること。なお、入場者数はJFLの公式記録に基づくものとする。
 - ⑥ 入会直前年度の年間入場料収入が1,000万円に到達していること。ただし、入会の可否を審議する理事会時点において全てのホームゲームが開催されていないときは、以下の算定式により得られる金額に相当する年間入場料収入に到達していれば足りる。
算定式：1,000 万円×当該時点において開催されたホームゲーム数÷当該年度におけるホームゲーム開催予定総数
なお、入場料収入はシーズンチケットおよび単券・回数券の販売額とする
 - ⑦ 短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態にあること
 - ⑧ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における最終順位が2位以内であること
 - ⑨ クラブが株式会社の場合、第1項に定める入会申請締切時点においてすでに存在する総株主の議決権（潜在株式に係る議決権を除く）に占める議決権比率が3分の1を超える株主またはかかる株主が存在しない場合その時点での筆頭株主に対し、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出すること
 - ⑩ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における最終順位が2位のクラブについては、第20条の2に定めるJ3・JFL入れ替え戦に勝利すること
- (4) Jリーグは、4月または5月に開催される理事会において、J3入会申請を審査する。審査時点において、第2項第5号、第8号および第10号についてその充足状況を審査

できないときは、その余の要件についてのみ審査をし、入会の可否を判断する。この場合において入会を可とするときは、審査できない要件について入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦終了時までには充足することを停止条件として付する。かかる場合、入会直前年度のＪＦＬのリーグ戦終了時点において停止条件のいずれかが成就していないときは、Ｊリーグへの入会は認められない。

- (5) Ｊリーグは、前項の審査結果を当該クラブに書面または電磁的方法により通知する。
- (6) 本条に定める入会は、理事会が承認した年の7月1日にその効力を生じるものとする。

第18条〔削 除〕

第19条〔Ｊ１クラブ・Ｊ２クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ１における年間順位下位３クラブがＪ２に降格し、Ｊ２における年間順位上位２クラブおよびＪ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブが参加するＪ１昇格プレーオフに優勝したＪ２クラブがＪ１に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１に昇格できない
 - ② Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスの交付判定を受けたＪ２クラブが１クラブの場合、当該Ｊ２クラブがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位２クラブがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する
 - ③ Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１の年間順位最下位のクラブのみがＪ２に降格する。ただし、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ１クラブとＪ２クラブの入れ替えは行わない
- (3) 第１項の定めにかかわらず、Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブの中でＪ１クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ２クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該Ｊ２クラブはＪ１昇格プレーオフに参加できない
 - ② Ｊ２リーグ戦年間順位７位以下のＪ２クラブが繰り上がってＪ１昇格プレーオフに出場することはない
 - ③ Ｊ２における年間順位３位から６位のＪ２クラブがいずれもＪ１クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２における年間順位上位２クラブのＪ２クラブの

- みがＪ１に昇格し、Ｊ１の年間順位下位２クラブがＪ２に降格するほか、前項第２号ただし書きおよび前項第３号ただし書きの定めに従うものとする
- (4) 前各項に定めるほか、Ｊ１昇格プレーオフの詳細については理事会が定める「明治安田Ｊ１昇格プレーオフ2026試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める昇降格は、７月１日にその効力を生じるものとする。

第20条〔Ｊ２クラブ・Ｊ３クラブの入れ替え〕

- (1) Ｊ２における年間順位の下位３クラブがＪ３に降格し、Ｊ３における年間順位の上位２クラブおよびＪ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブが参加するＪ２昇格プレーオフに優勝したＪ３クラブがＪ２に昇格する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ｊ３における年間順位の上位２クラブのうちＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていないＪ３クラブがあった場合は、次のとおりとする。
- ① 当該Ｊ３クラブはＪ２に昇格できない
 - ② Ｊ３における年間順位上位２クラブのＪ３クラブのうち、Ｊ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けたＪ３クラブが１クラブの場合、当該Ｊ３クラブがＪ２に昇格し、Ｊ２の年間順位下位２クラブがＪ３に降格する。ただし、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２の年間順位最下位のクラブのみがＪ３に降格する。
 - ③ Ｊ３における年間順位上位２クラブのＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２の年間順位最下位のクラブのみがＪ３に降格する。ただし、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ２クラブとＪ３クラブの入れ替えは行わない
- (3) 第１項の定めにかかわらず、Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブの中でＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けられなかったＪ３クラブがあった場合は、次のとおりとする。
- ① 当該Ｊ３クラブはＪ２昇格プレーオフに参加できない
 - ② Ｊ３リーグ戦年間順位７位以下のＪ３クラブが繰り上がってＪ２昇格プレーオフに出場することはない
 - ③ Ｊ３における年間順位３位から６位のＪ３クラブがいずれもＪ１クラブライセンスまたはＪ２クラブライセンスの交付判定を受けていない場合、Ｊ３における年間順位上位２クラブのＪ３クラブのみがＪ２に昇格し、Ｊ２の年間順位下位２クラブがＪ３に降格するほか、前項第２号ただし書きおよび前項第３号ただし書きの定めに従うものとする
- (4) 前各項に定めるほか、Ｊ２昇格プレーオフの詳細については理事会が定める「明治安田Ｊ２昇格プレーオフ2026試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める昇降格は、７月１日にその効力を生じるものとする。

第20条の2〔J3クラブ・JFLクラブの入れ替え（J3クラブの会員資格喪失）〕

- (1) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが1クラブ存在する場合、以下各号の定めに従い、J3クラブとJFLクラブの入れ替えを行う。
 - ① JFLクラブがJFLのリーグ戦年間順位1位の場合
J3における年間順位最下位のクラブは、定款第10条第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② JFLクラブがJFLのリーグ戦年間順位2位の場合
当該JFLクラブとJ3における年間順位最下位のクラブとの間でJ3・JFL入れ替え戦を実施する。J3クラブが敗戦した場合、当該J3クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (2) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが2クラブである場合のJ3クラブとJFLクラブの入れ替えは、以下各号の定めに従う。
 - ① J3における年間順位最下位のクラブは、定款第10条第3号の定めに従い、自動的に会員資格を喪失する
 - ② J3における年間順位19位のクラブとJFLのリーグ戦年間順位2位のクラブとの間でJ3・JFL入れ替え戦を実施する。J3クラブが敗戦した場合、当該J3クラブは定款第10条第3号の定めに従い、会員資格を喪失する
- (3) 第17条第4項に定める理事会の入会承認を得たJFLクラブが存在しない場合、J3クラブとJFLクラブの入れ替えは行わない。
- (4) J3・JFL入れ替え戦の詳細については理事会が定める「J3・JFL入れ替え戦試合実施要項」によるものとする。
- (5) 本条に定める会員資格の喪失は、7月1日にその効力を生じるものとする。

第21条〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの不交付または取消しが決定したJクラブが発生した場合、当該Jクラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第22条〔入会金および会費〕

- (1) JクラブまたはJFL所属クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、Jリーグに対し入会金を納入しなければならない。
 - ① J2クラブがはじめてJ1クラブとなる場合 金6,000万円
 - ② J3クラブがはじめてJ2クラブとなる場合 金2,000万円
 - ③ JFL所属クラブがはじめてJ3クラブとなる場合 金500万円
- (2) 前項に定める入会金は、前項各号のいずれかに該当することが確定した日の属する月の翌月末日までに、Jリーグに対して納入するものとする。
- (3) Jクラブは、毎年10月末日までに、Jリーグに対し次に定める会費（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。
 - ① J1クラブ 金4,000万円
 - ② J2クラブ 金2,000万円
 - ③ J3クラブ 金1,000万円

第23条〔退 会〕

ＪクラブがＪリーグ定款第10条第1項第3号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、各事業年度において最初の公式試合（第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの間（以下かかる期間を「シーズン」という）の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの3月31日までに申請しなければならない。

第24条〔Ｊクラブのホームタウン（本拠地）〕

- (1) Ｊクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村または特別区をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、Ｊリーグの承認を得た場合には、複数の市町村、特別区または都道府県をホームタウンとすることができる。
 - ① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - ② 支援の中核をなし、市町村または特別区の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - ③ 活動拠点となる市町村または特別区を定めること
- (2) Ｊクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Ｊクラブは、ホームスタジアムでホームゲームを開催するにあたり、ホームタウンが属する都道府県の協会加盟団体等と他大会の日程およびキックオフ時刻等の調整を行い、多くのサッカーファンがホームゲームを観戦できる環境の整備に努めなければならない。
- (4) Ｊクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- (5) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要性が生じた場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面によりＪリーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。

第25条〔Ｊクラブの権益〕

Ｊクラブは、Ｊリーグが行う付随事業等に基づく収入につき、第122条の定めにより配分を受けることができる。

第26条〔Ｊクラブの健全経営〕

Ｊクラブは、予算の策定および執行、財産管理その他のクラブ経営に際し、健全な財政状態の維持に努めなければならない。違反した場合、第142条に定める懲罰が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Ｊクラブはそれらに従わなければならない。

第27条〔リーグ戦安定開催融資制度〕

- (1) Ｊリーグは、Ｊクラブの財政難等の事情により公式試合の運営に支障を来す事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程」によるものとする。

第28条〔大規模災害時補填制度〕

- (1) Jリーグは、大規模災害により、公式試合の運営に支障を来たす場合やJクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、大会（第40条第1項各号に定める各公式試合をそれぞれ称する場合、本規約において「大会」という）を無事に終了させるためまたはJクラブの活動を通常に戻すため、大規模災害時補填制度を設ける。
- (2) 大規模災害時補填制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「大規模災害時補填規程」によるものとする。

第29条〔Jクラブの株主〕

- (1) Jクラブは、J1・J2クラブライセンス交付規則もしくはJ3クラブライセンス交付規則の定めまたはJリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（Jクラブが公益社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該各号に定める株主（以下「新規大口株主」という）の適正性についてチェアマンの承認を得なければならない。本条および次条において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。なお、本条および次条において、公益社団法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。
 - ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
 - ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
 - ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合
- (3) Jクラブは、原則として、前項に定める新規大口株主の適正性の事前承認を得るため、新規大口株主の発生に先立って、以下各号に定める書面を速やかにJリーグに提出しなければならない。ただし、Jクラブの意思によらない場合など、新規大口株主が新たに発生することを事前に知ることができないことに合理的な理由がある場合には、事後承認を得るため、Jクラブが前項各号に定めるいずれかに該当することを知った後直ちに当該書面を提出するものとする。
 - ① Jリーグ所定の申請書
 - ② 前項第2号または第3号に該当する場合に限り、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者（Jリーグが必要と判断する場合、その法人の意思決定に大きな影響を与える者を含む）からのJリーグ所定の宣言書
- (4) Jリーグが必要と判断する場合、Jクラブは、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者とJリーグとの直接の面談機会を設定しなければならない。

(5) チェアマンは、新規大口株主が以下の各号のいずれかに該当しない限り、第2項および第3項に定める事前承認または事後承認を行う。

- ① 第3条〔遵守義務〕に違反しているか又は違反するおそれがあると認められる場合
 - ② 別紙記載の「Jクラブの株主として不適正な業種および属性」に該当している場合
 - ③ 「J1・J2クラブライセンス交付規則」第35条〔法務基準〕L.03「他クラブの経営等への関与の禁止」に該当している場合
 - ④ Jクラブの株式を中長期で保有する上で十分な財務基盤を有していないとJリーグが判断した者
 - ⑤ 上記各号のほか、Jリーグ百年構想、その他Jリーグが定める規程・理念・構想の趣旨に適合しないか、またはJリーグの運営もしくはJリーグへの信頼が阻害されるとJリーグが判断した者
- (6) Jクラブは、他のJクラブもしくは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有し、または他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有してはならない。
- (7) Jクラブは、以下の者にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式についても同様とする。
- ① FIFAフットボールエージェント規則（FIFA Football Agent Regulations）に基づきライセンスを付与されたフットボールエージェント及び当該フットボールエージェントが所属する法人および当該法人の関連法人、またはそれらの法人の代表者および役員、または重大な影響力を与える株主
 - ② 暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者（これらを総称して「暴力団等」という）、暴力団等が経営に関与している法人、暴力団等に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している者、意図して暴力団等と交流を持っている者、その他暴力団等と社会的に批難される関係を有する者
- (8) チェアマンが第2項の承認をしないこととした場合、または、第5項もしくは第6項に違反する株式保有が判明した場合、Jリーグは、当該Jクラブに対して、一定の期間を定めて当該株主の株式保有（持株比率）の適正化を求めることができるものとし、当該Jクラブは、当該期間内に、株主の株式保有（持株比率）の適正化を実現しなければならない。なお、Jクラブの株式が証券取引所（日本国内外を問わない）に上場している場合には、Jリーグが適正化を求める通知を行った日の翌日から起算して1ヶ月以上の適正化期間を設けるものとする。

第30条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Jクラブの役職員は、次の事項を行ってはならない。
- ① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること
 - ② 他のJクラブまたは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有すること
 - ③ 他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有すること
 - ④ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること
- (2) 前項に違反する状態が判明した場合、Jリーグは、当該役職員に対して、一定の期間を定

めて違反状態の解消を求めることができるものとし、当該役職員は、当該期間内に、違反状態の解消を実現しなければならない。

- (3) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Jクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（主審、副審、追加副審、第4の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「VAR」という）およびアシスタントVAR（以下総称して「審判員」という）を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

第31条〔Jクラブの名称等〕

- (1) Jクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンは次のとおりとする。

〔J1会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市、日立市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、常陸太田市、北茨城市、常陸大宮市、高萩市、茨城町、城里町、大洗町、大子町、東海村
浦和レッドダイヤモンズ(株)	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	さいたま市
ジェフユナイテッド(株)	ジェフユナイテッド市原・千葉	ジェフユナイテッド千葉	市原市、千葉市
(株)日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市
東京フットボールクラブ(株)	FC東京	FC東京	東京都
東京ヴェルディ(株)	東京ヴェルディ1969	東京ヴェルディ	東京都
(株)ゼルビア	FC町田ゼルビア	FC町田ゼルビア	町田市
(株)川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市
横浜マリノス(株)	横浜F・マリノス	横浜F・マリノス	横浜市、横須賀市、大和市
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	静岡市
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパス	名古屋市、豊田市、みよし市を中心とする全県
(株)京都パープルサンガ	京都サンガ F.C.	京都サンガ F.C.	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、八幡市、宮津市、大山崎町、久御山町、京丹後市、精華町、井手町、宇治田原町、和束町、与謝野町、笠置町、南山城村、伊根町 【京都府全府】
(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、摂津市、箕面市
(株)セレッソ大阪	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市、堺市
楽天ヴィッセル神戸(株)	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市

(株)ファジアーノ岡山 スポーツクラブ	ファジアーノ岡山F C	ファジアーノ岡山	岡山市、倉敷市、津山市を中心と する全県
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F.C	サンフレッチェ広島	広島市
アビスパ福岡(株)	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市
(株)V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	V・ファーレン長崎	長崎市、諫早市を中心とする全県

〔J2会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン
(株)コンサドーレ	北海道コンサドーレ 札幌	北海道コンサドーレ 札幌	札幌市を中心とする全道
(株)ヴァンラーレ八戸	ヴァンラーレ八戸フッ トボールクラブ	ヴァンラーレ八戸	八戸市、十和田市、五戸町、三戸町、 階上町、田子町、南部町、おいらせ町、 新郷村、三沢市、七戸町、六戸町、東北 町、横浜町、野辺地町、六ヶ所村
(株)ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市を中心とする全県
(株)ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	ブラウブリッツ秋田	秋田市、由利本荘市、にかほ 市、男鹿市、潟上市を中心とす る全県
(株)モンテディオ山形	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を中心と する全県
(株)いわきスポーツクラ ブ	いわきF C	いわきF C	いわき市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉 町、葛尾村、浪江町
(株)THE TOCHIGI CITY UNITED	栃木シティフットボ ールクラブ	栃木シティ	栃木市、壬生市、足利市、佐野市
R B大宮(株)	R B大宮アルディー ジャ	R B大宮アルディー ジャ	さいたま市
(株)横浜フリエスポー ツクラブ	横浜F C	横浜F C	横浜市
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	厚木市、伊勢原市、小田原市、茅ヶ 崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、大 磯町、寒川町、二宮町、鎌倉市、南 足柄市、大井町、開成町、中井町、 箱根町、松田町、真鶴町、山北町、 湯河原町
(株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市、韮崎市を 中心とする全県
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市、聖籠町、長岡市、三条市、 柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂 市、十日町市、見附市、村上市、燕 市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上 越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、 南魚沼市、胎内市、弥彦村、田上 町、阿賀町、出雲崎市、湯沢町、津 南町、刈羽村、関川村、粟島浦村 【新潟県全県】
(株)カターレ富山	カターレ富山	カターレ富山	富山市を中心とする全県
(株)ジュビロ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市、御前崎市、菊川市、掛 川市、袋井市、森町、浜松市、 湖西市
(株)藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝MYFC	藤枝市、島田市、焼津市、牧之 原市、吉田町、川根本町

徳島ヴォルティス(株)	徳島ヴォルティス	徳島ヴォルティス	鳴門市、徳島市、吉野川市、美馬市、小松島市、阿南市、板野町、松茂町、藍住町、北島町を中心とする全県
(株)今治 夢スポーツ	F C今治	F C今治	今治市
(株)サガン・ドリームス	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を中心とする全県
(株)テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	テゲバジャーロ宮崎	宮崎市、新富町、西都市

〔Ｊ３会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン
(株)ＡＣ福島ユナイテッド	福島ユナイテッドフットボールクラブ	福島ユナイテッドＦＣ	福島市、会津若松市、伊達市、国見町、桑折町、川俣町を中心とする全県
(株)栃木サッカークラブ	栃木サッカークラブ	栃木ＳＣ	宇都宮市
(株)ザスパ	ザスパクサツ群馬	ザスパ群馬	前橋市を中心とする全県
(株)スポーツクラブ相模原	ＳＣ相模原	ＳＣ相模原	相模原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町
(株)松本山雅	松本山雅フットボールクラブ	松本山雅ＦＣ	松本市、塩尻市、山形村、安曇野市、大町市、池田町、生坂村、箕輪町、朝日村、高森町、麻績村
(株)長野パルセイロ・アスレチッククラブ	ＡＣ長野パルセイロ	ＡＣ長野パルセイロ	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村、佐久市
(株)石川ツエーゲン	ツエーゲン金沢	ツエーゲン金沢	金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町を中心とする全県
(株)岐阜フットボールクラブ	ＦＣ岐阜	ＦＣ岐阜	岐阜市を中心とする全県
株式会社 Mi-0スポーツ	レイラック滋賀FC	レイラック滋賀FC	草津市・東近江市・彦根市を中心とする全県
(株)Ｆ．Ｃ．大阪	ＦＣ大阪	ＦＣ大阪	東大阪市
(株)奈良クラブ	奈良クラブ	奈良クラブ	奈良市、三郷町を中心とする全県
(株)ＳＣ鳥取	ガイナレ鳥取	ガイナレ鳥取	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市を中心とする全県
(株)レノファ山口	レノファ山口ＦＣ	レノファ山口ＦＣ	山口市、下関市、山陽小野田市、宇都部市、防府市、周南市、美祢市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町【山口県全県】
(株)カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	カマタマーレ讃岐	高松市、丸亀市を中心とする全県
(株)愛媛ＦＣ	愛媛ＦＣ	愛媛ＦＣ	松山市を中心とする全県
(株)高知ユナイテッドスポーツクラブ	高知ユナイテッドＳＣ	高知ユナイテッドＳＣ	高知市を中心とする全県
(株)ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州	北九州市
(株)アスリートクラブ熊本	ロアッソ熊本	ロアッソ熊本	熊本市
(株)鹿児島プロスポーツプロジェクト	鹿児島ユナイテッドＦＣ	鹿児島ユナイテッドＦＣ	鹿児島市
琉球フットボールクラブ(株)	ＦＣ琉球OKINAWA	ＦＣ琉球	沖縄市を中心とする全県

- (2) Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
- (3) Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、Jリーグの承認を得たときはこの限りではない。

第4章 競 技

第1節 スタジアム

第32条〔スタジアムの確保〕

Jクラブは、ホームタウン内に、Jリーグが別途定めるJリーグスタジアム基準を充足するスタジアム（以下「ホームスタジアム」という）を確保しているものとする。

第33条〔スタジアムの維持〕

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、スタジアムを維持管理する責任を負うものとし、降雪または降雨等の悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第34条〔理想のスタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - ① フットボールスタジアムであること
 - ② アクセス性に優れていること
 - ③ すべての観客席が屋根で覆われていること
 - ④ 複数のホスピタリティラウンジやホスピタリティボックス、安定した通信環境を備えていること
- (2) 前項の「アクセス性に優れる」とは、次の各号のいずれかを充足していることをいう。
 - ① ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所または大型駐車場のいずれかに到達可能または近い将来に到達可能となる具体的計画があること
 - ② 前号のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること

第35条〔医療施設〕

Jクラブは、公式試合開催時には観客等のための医師および看護師を各1名以上待機させなければならない。

第36条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

- (1) Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。
- (2) 前項の定めは、第62条の2に定める入場制限試合が開催される場合には適用しない。

第37条〔スタジアムの検査〕

- (1) Jリーグは、必要に応じて、Jリーグスタジアム基準に基づきスタジアム（付帯設備含む）を検査する。
- (2) チェアマンは、前項に基づく検査結果を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式試合開催の可否を決定する。

第38条〔スタジアムの視察〕

- (1) Jリーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中止する決定を下すことができる。

第39条〔削 除〕

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- (1) Jリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、以下各号に定める大会を構成する試合その他理事会が指定した試合をいう。
 - ① J1リーグ戦
 - ② J2リーグ戦
 - ③ J3リーグ戦
 - ④ リーグカップ戦
 - ⑤ J1昇格プレーオフ
 - ⑥ J2昇格プレーオフ
 - ⑦ J3・JFL入れ替え戦
 - ⑧ スーパーカップ
 - ⑨ J1百年構想リーグ
 - ⑩ J2・J3百年構想リーグ
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号、第3号、第9号または第10号（以下これらを総称する場合は「リーグ戦」という）のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 公式試合は、各Jクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
 - ① シーズン中は常にプロ選手（Jクラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう）を20名以上保有すること
 - ② 協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」1－3②および③に従い、基本報酬をプロ選手に支払うこと

第40条の2〔ホームグロウン制度〕

- (1) 12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度（協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に定義する。以下同じ）までの期間において、特定のＪクラブの第１種、第２種、第３種又は第４種チーム（協会が定める「加盟チーム規則」に定義する。以下同じ）に登録された期間（以下、本条において「育成期間」という）の合計日数が990日以上である選手を、本条において当該Ｊクラブのホームグロウン選手という。
- (2) Ｊクラブのトップチームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日を迎えた直後の金曜日（以下、「カウント基準日」という）において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2026年特別シーズン J1：4名 J2／J3：2名

- (3) 選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間については、期限付移籍元のＪクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のＪクラブの育成期間には算入されない。
- (4) 特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらＪクラブの第１種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Ｊクラブの育成期間には算入されない。
- (5) カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条第２項に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のＪクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のＪクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

第41条〔参加義務等〕

- (1) Ｊクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会（以下「天皇杯」という）の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) Ｊ１リーグ戦優勝クラブ、天皇杯優勝クラブ、ＡＦＣクラブ競技会（以下「ＡＣＬ」という）優勝クラブ、その他ＡＣＬの出場対象となる地位を得たＪクラブは、必ずＡＣＬに参加しなければならない。ただし、天皇杯が中止もしくは不成立になるなどの事情がある場合、理事会においてその取扱いを決定する。
- (3) 国際サッカー連盟（以下「ＦＩＦＡ」という）が主催するクラブ競技会の出場対象となる地位を得たＪクラブは、当該競技会に参加しなければならない。
- (4) Ｊクラブは、所属選手が代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Ｊクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

ＪクラブおよびＪクラブ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- (1) 公式試合は、すべて協会およびＪリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Ｊリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- (2) Ｊリーグは、公式試合のホームゲームの主管を、ホームゲームを実施するＪクラブ（以下「ホームクラブ」という）に委譲する。ただし、理事会が定める公式試合については Ｊリーグが自ら主管し、または第三者に主管させることができる。
- (3) Ｊクラブが、ホームゲームを第三者との共催とすることを希望する場合、事前にチェアマンの承認を得なければならない。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第45条〔主管権の譲渡〕

- (1) ＪクラブはＪリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Ｊクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。
- (2) 主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、理事会が定める「主管権譲渡規程」によるものとする。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべてＦＩＦＡおよび協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

Ｊクラブは、次の事項を所定の方法によりＪリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 選手
- ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等
- ③ トップチームの監督、コーチ、ドクター、およびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下総称して「チームスタッフ」という）

第48条〔出場資格〕

- (1) 協会の「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に基づく協会への選手登録および第100条に定めるＪリーグ登録を完了し、かつリーグ戦実施要項第12条の定めに従い提出された「Ｊリーグメディカルチェック報告書」で試合出場可能と判断された選手でなければ、公式試合に出場することはできない。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証を印刷したものまたは協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。
- (3) 第1項に定めるほか、選手の公式試合への出場資格は、リーグ戦実施要項その他の試合実施要項において定める。

第49条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、Ｊリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Ｊリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔Ｊクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、公式試合の運営において、以下各号の義務を負う。
 - ① 試合の前後および試合中において、Ｊクラブ関係者、観客その他ホームスタジアムに存在するすべての者の安全を確保する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、観客にホームスタジアムおよびその周辺において秩序ある適切な態度を保持させる義務
 - ③ 前2号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限しまたは即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務
- (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる公式試合の運営に関し、以下各号の義務を負う。
 - ① 実行委員、運営担当（正）およびセキュリティ担当（運営担当（正）とセキュリティ担当は兼務可）をアウェイゲームに帯同し、前項第2号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務
- (3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。
- (4) Ｊリーグが主管する試合においては、Ｊリーグが本条に定めるホームクラブの義務を負い、当該試合に出場する両チームが本条に定めるビジタークラブの義務を負う。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
 - ① 胸部レントゲン検査
 - ② 安静時心電図
 - ③ 心エコー（5年に1度実施する）
 - ④ 血液検査
 - ⑤ 尿検査
 - ⑥ 外傷・障害検査
 - ⑦ 負荷心電図（任意項目とする）
- (3) Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- (1) Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (2) 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。
- (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前2項の医師の承認は、協会の医学委員会が定める「サッカーにおける脳振盪の指針」に基づき判断されなければならない。

第3節 試合の運営

第54条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年2月から12月までの間に実施する。

第55条〔公式試合の開催〕

公式試合の試合日程は、次の事項を考慮して、Jリーグが決定する。

- ① 前シーズンのJ1リーグ戦の1位（年間優勝）チームにJ1リーグ戦の開幕戦をホームスタジアムで開催するか否かの選択権が与えられること
- ② やむを得ない事情がある場合を除き、同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと
- ③ 各リーグ戦の最終節は、原則として同一の日に開催すること

第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、Jリーグの指定するキックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - ① ホームクラブがJリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
 - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- (2) 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) 国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害、パンデミック等のやむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の定めにかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。なお、試合当日における本項に基づく開催の日時または場所の変更は、Jリーグが指定するキックオフ時刻の150分前までに限るものとし、以降の試合中止の判断は、第62条の定めに従うものとする。

第58条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて、国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等の特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで2試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止できるものに限る、実施することができる。また、日本女子プロサッカーリーグまたは日本女子サッカーリーグとの共催は別途定める「Jリーグ公式戦におけるWEリーグ・なでしこリーグ公式戦開催に関するガイドライン」に則り開催することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Jリーグが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるJFAマッチコミッショナーの認定を受けていなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① キックオフ時刻の150分前までにスタジアムに到着すること
 - ② キックオフ時刻の70分前に双方のJクラブの監督、実行委員および運営担当(正)ならびに審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること

- ③ 試合終了後24 時間以内にＪリーグに「Ｊリーグマッチコミッショナー報告書」を発信すること
- ④ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Ｊリーグマッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
- ⑤ 裁定倫理委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
- ⑥ 前各号のほか、別途チェアマンの定める「マッチコミッショナーガイドライン」に定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

- (1) 公式試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビクタークラブの実行委員の意見を参考にして決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび両クラブの実行委員の協議を経て、チェアマンが決定する。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、公式試合が以下各号のいずれかに該当する場合、当該試合は中止される。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが判断できない場合は、フットボール本部担当執行役員またはフットボール本部本部長が判断する。
 - ① 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、パンデミックその他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により、当該試合の開催が困難であるとチェアマンが判断したとき
 - ② 各大会の試合実施要項において定められたエントリー下限人数を満たさないと判断したＪクラブが、Ｊリーグの別途定める手続きに則り試合の中止を申請した場合において、チェアマンがインテグリティ上の観点その他諸般の事情を勘案して当該試合を中止することが可能であると判断したとき
 - ③ リーグ戦実施要項第20条第3項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計3名を確保できないとチェアマンが判断したとき
 - ④ 前3号に定めるほか、チェアマンが当該試合の開催が困難であると判断したとき

第62条の2〔観客の入場を制限する試合の決定〕

パンデミックその他の事由によりやむを得ないと判断される場合、チェアマンは、Ｊクラブと協議の上、公式試合の観客の入場を一部または全部制限する旨の決定を下すことができる。当該入場が制限される試合を、以下「入場制限試合」という。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。

第63条〔中止試合の代替試合等〕

- (1) 公式試合が、キックオフ前に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合

の代替試合の開催日時および場所は、チェアマンが決定するものとする。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。

- (2) 公式試合が、キックオフされた後に、第62条の規定に基づいて中止となった場合、当該試合は原則として中止時点からの再開試合とする。ただし、当該中止試合を実施する両クラブの同意があり、かつチェアマンが公平性の観点から問題ないと判断する場合、再試合または中止時点での試合成立とすることができる。なお、再試合または再開試合の日時および場所を含む取扱いについては、チェアマンが決定する。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが決定できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、公式試合がいずれかまたは双方のチームの責めに帰すべき事由により中止されたとチェアマンが判断した場合、当該試合の代替試合、再試合および再開試合（以下総称して「代替試合等」という）は行わず、当該試合の取扱いは次条に定めるとおりとする。なお、チェアマンの事故または海外出張等やむを得ない事情によりチェアマンが判断できない場合は、フットボール本部担当執行役員、フットボール本部本部長の順にこれを代行する。
- (4) 代替試合等の開催日および開催場所の決定は、Ｊリーグが別途定めるガイドラインを参考に、チェアマンが行う。代替日の確保が困難であるとチェアマンが判断した場合、当該試合は開催されないものとし、開催できない試合がある場合の取扱いは次条に定める通りとする。

第64条〔中止試合のみなし開催〕

ある公式試合について、前条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合、当該試合は開催したもののみなし、その取扱いについては、当該試合の中止原因に応じ、以下各号の定めに従う。

- ① 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により中止となった場合
0対0の引き分け
- ② 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性あるチームが0対3で敗戦（帰責性のないチームが3対0で勝利）
- ③ 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合双
方のチームが0対3で敗戦

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をＪリーグに提出しなければならない。

第66条〔公式試合の試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が大会毎に定める試合実施要項によるものとする。

第67条〔削 除〕

第4節 非公式試合

第68条〔国内における非公式試合の開催〕

- (1) 国内における公式試合以外のすべての有料試合（以下「非公式試合」という）の開催にあたっては次の各号に従うものとする。
 - ① Jクラブが国内のサッカーチームと非公式試合を開催する場合
事前にJリーグに所定の申請書を提出し、Jリーグおよび協会の承認を得るものとする。
 - ② Jクラブが外国のサッカーチームと非公式試合を開催する場合
事前にJリーグに所定の申請書を提出し、協会の承認を得るものとする。
- (2) 非公式試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。ただし、非公式試合の開催が公式試合に重大な影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 第1項の開催申請書の提出期限は、試合開催日の2か月前の日の属する月の20日までとする。

第69条〔国外における試合の開催〕

Jクラブが外国を訪問して公式試合以外のすべて試合（有料か否かを問わない）を行おうとするときは、事前に協会の承認を得なければならない。また、必要に応じて協会を経由し FIFAまたはAFCに報告しなければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Jクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にJリーグの承認を得ない限り、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合または興行等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

- (1) 救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。
- (2) 救済試合は、当該選手の現在所属するJクラブまたは過去に所属したJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 救済試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。
- (4) 救済試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第72条〔引退試合〕

- (1) 引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。
- (2) 引退試合は、当該選手の現在所属するJクラブまたは過去に所属したJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 引退試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。
- (4) 引退試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第73条〔慈善試合〕

- (1) Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地にに基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 慈善試合は、当該試合を開催するJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。
- (3) 慈善試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。

第74条〔削 除〕

第 5 節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- ① 運営人件費
- ② スタジアム使用料（付帯設備使用料を含む）
- ③ スタジアム仮設設備設置費用（テント設営料等）
- ④ 入場券・招待券の印刷費
- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブパートナーの看板等の費用（スタジアムへの掲出料を含む）
- ⑧ その他運営に係わる費用

第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合を開催するJクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第77条〔試合中断・中止時の費用負担〕

- (1) すでに何らかの経費が発生している公式試合が、いずれのチームの責めにも帰さない事由により中断となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号、第2号、第3号、第8号の費用ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）の増額分は、Jリーグが負担する。
- (2) すでに何らかの経費が発生している公式試合が、いずれのチームの責めにも帰さない事由により中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）の増額分は、Jリーグが負担する。ただし、第63条第2項第3号の決定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第77条の2〔入場制限試合の場合の費用負担〕

すでに入場券を販売している公式試合が、第62条の2の定めに従い入場制限試合となった場合、ホームクラブにおいて発生した入場料金払戻し手数料は、Ｊリーグが負担する。

第78条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第79条〔協会納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額（以下「協会給付金」という）をその試合の属する大会が終了した後、別に定める方法にてＪリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。

第80条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第81条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費および宿泊費をＪリーグにおいて支出する場合、その支出の詳細は、理事会が定める「旅費規程」によるものとする。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費および宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。
- (3) 不可抗力によりチームの遠征に係る交通費および宿泊費の増額を余儀なくされたとＪリーグが判断した場合、当該増額分はＪリーグが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

第6節 表 彰

第82条〔表 彰〕

Ｊリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦等に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第83条〔功労者表彰〕

- (1) Ｊリーグは、Ｊリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Ｊリーグが決定する。

第84条〔表彰規程〕

前2条を含む、Ｊリーグの表彰に関する事項は、理事会が定める「Ｊリーグ表彰規程」によるものとする。

第85条〔特別表彰〕

第82条および第83条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、Ｊリーグの定めるところによる。

第5章 選 手

第86条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにＪクラブの諸規則を遵守し、Ｊクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第87条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Ｊクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ 協会・Ｊリーグ等の指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのＪクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑩ 居住場所に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑪ 副業に関するＪクラブの事前同意の取得
 - ⑫ その他Ｊクラブが必要と認めた事項
- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Ｊクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Ｊクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Ｊクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Ｊクラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Ｊクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

- ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会、Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑩ 就業に関する事前のJクラブへの報告
- ⑪ その他Jクラブが必要と認めた事項

第88条〔ドーピングの禁止〕

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、協会の「アンチ・ドーピング規程」に則り、世界アンチ・ドーピング規程および日本アンチ・ドーピング規程を遵守する。
- (3) 選手は、ドーピング検査の対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- (4) ドーピング検査については協会のアンチ・ドーピング部会と日本アンチ・ドーピング機構とで定める「Jリーグドーピング検査実施の検査手順」に則り実施する。
- (5) 第100条に定めるJリーグ登録時に選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第89条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
 - ⑤ Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
 - ⑥ Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
 - ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑧ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびJリーグ等の内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為
 - ④ サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受領
 - ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑥ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がＪクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Ｊクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Ｊクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにＪクラブに通知し、Ｊクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Ｊクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Ｊクラブに帰属する。
- (2) Ｊクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをＪリーグに提出しなければならない。
- (3) Ｊクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書（別紙１）および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてをＪリーグに提出しなければならない。
- (4) Ｊリーグは、特段の定めがある場合を除き、Ｊクラブの事前の同意がない限り、前２項に記された書式の写しを、協会を除く第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- (1) Ｊクラブは選手に対し、前条第２項に基づきＪリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかなを問わず供与してはならない。
- (2) Ｊクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金およびトレーニング補償金〕

- (1) Ｊクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、協会が定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。
- (2) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が定めるトレーニング補償金を支払わなければならない。
- (3) Ｊクラブは、選手の新規契約に際し、前２項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

第95条〔選手契約におけるフットボールエージェント等〕

Ｊクラブおよび選手は、取引（選手契約または移籍合意）にフットボールエージェントが関与する場合、ＦＩＦＡおよび協会が定める「フットボールエージェントに関する規則」を遵守しなければならない。

第96条〔未成年者〕

選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、第87条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、公衆送信されることおよび当該報道、公衆送信に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、ＪリーグおよびＪクラブから指名を受けた場合、Ｊクラブ、協会およびＪリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) 選手は、次の各号について事前にＪクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネットを通じて送信される番組等への出演
 - ② イベントへの出演
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第 6 章 登録および移籍

第 1 節 登 録

第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第100条〔Ｊリーグ登録〕

- (1) Ｊリーグは、第47条に基づきＪクラブから届出された事項により、「Ｊリーグ登録システム」にて、選手、監督、コーチその他Ｊリーグが指定した者に関する登録（以下「Ｊリーグ登録」という）を行う。
- (2) Ｊリーグ登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属するＪクラブの正式名称
 - ④ 前各号のほか、Ｊリーグが定める事項

第101条〔審判員の登録〕

- (1) Jリーグは、第113条第1項により協会が指名した者をJリーグ担当審判員として登録する。
- (2) Jリーグ担当審判員に関する登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 審判員の級別
 - ④ 前各号のほか、Jリーグが定める事項

第102条〔登録の変更・拒否・抹消〕

- (1) Jリーグは、JクラブからJリーグ登録の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従いJリーグ登録の変更を行う。
- (2) Jリーグは、協会から審判員のJリーグ登録の変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い登録の変更を行う。
- (3) Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のJリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督、コーチおよびその他Jリーグが指定した者ならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関する登録を抹消する。
 - ① 前項に該当するとき
 - ② JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - ③ 死亡または失踪宣告を受けたとき

第103条〔未登録の選手〕

Jクラブは、Jリーグ登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第104条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

選手の移籍は、協会が定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従って行わなければならない。

第105条〔移籍に伴う納付金〕

Jクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う移籍補償金（期限付移籍補償金を含む）収入の4%相当額を、Jリーグの指定する期日までに、Jリーグに納付しなければならない。

第7章 監督、コーチおよび 育成部門の責任者

第106条〔トップチームの監督およびコーチ〕

- (1) Jクラブのトップチームの監督およびアシスタントコーチの資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。
- (2) Jクラブは、トップチームの監督との契約締結について公表する前に、所定の手続きにより当該トップチームの監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことを、Jリーグを通じて協会に確認しなければならない。
- (3) Jクラブは、第1項の資格要件を満たすトップチームの監督およびアシスタントコーチ各1名をシーズン中は常時登録しなければならない。

第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよび育成部門の責任者〕

Jクラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチならびにJクラブの育成部門の責任者の資格要件は、J1クラブライセンス交付規則、J2クラブライセンス交付規則またはJ3クラブライセンス交付規則によるものとする。

第108条〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよび育成部門の責任者は、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第109条〔選手兼務の禁止〕

トップチームの監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第110条〔契約等〕

- (1) Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- (2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のJクラブおよび百年構想クラブと契約を締結することはできない。
- (3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のJクラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているJクラブに書面で通知しなければならない。
- (4) 第97条第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第111条〔守秘義務〕

監督、コーチおよび育成部門の責任者は、第3条第7項に定める守秘義務を遵守するものとする。

第8章 審判員

第112条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の定める「審判員及び審判指導者等に関する規則」に基づき認定する審判資格を有する者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第113条〔指 名〕

- (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、公式試合の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中の追加および変更を妨げない。

第114条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第115条〔審判員証〕

審判員は、協会が発行する電子審判員証を印刷したものまたは協会の発行した電子審判員証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第116条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ別に定める「試合実施要項」および「旅費規程」によるものとする。

第117条〔保 険〕

Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 付随事業

第1節 各種の事業

第118条〔付随事業〕

Ｊリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Ｊクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第119条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

第120条〔その他の事業〕

Ｊリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- ① サッカー用具の認定および検定に関する事業
- ② 広報・出版に関する事業
- ③ 商品化に関する事業
- ④ その他理事会において定める事業

第121条〔Ｊリーグパートナー契約〕

Ｊリーグのパートナー契約に関する事項については、理事会において定める。

第122条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、理事会が別途定める「Ｊリーグ配分金規程」により、Ｊクラブに配分する。

第123条〔プロパティの定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ① Ｊリーグプロパティ Ｊリーグの名称、Ｊリーグマーク、Ｊリーグロゴ、Ｊリーグマスコット、Ｊリーグフラッグ、Ｊリーグ大会名称、Ｊリーグ関連イベント名称、Ｊリーグ公式記録、Ｊリーグに関連する表彰の名称および表彰物その他Ｊリーグに関連する意匠、商標等であって、Ｊリーグを表示するもの
- ② Ｊクラブプロパティ Ｊクラブのチーム名、呼称、クラブエンブレム、クラブロゴ、クラブマスコット、クラブフラッグその他Ｊクラブに関連する意匠、商標等であって、Ｊクラブを表示するもの

第124条〔Ｊクラブプロパティの取扱い〕

- (1) Ｊクラブは、自己のＪクラブプロパティを新たに使用開始する前に、Ｊリーグの承認を得なければならない。
- (2) Ｊクラブは、自己のＪクラブプロパティをＪリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。

- (3) Jクラブは、自己のJクラブプロパティの変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までにJリーグの承認を得なければならない。ただし、Jリーグは、Jクラブの法人名の変更の場合であって、当該変更が商品化に悪影響を及ぼさないと判断するときは、当該期間の短縮を決定できる。

第2節 商品化に関する基本原則

第125条〔商品化権の帰属〕

JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用して商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）の帰属は、次のとおりとする。

- ① JリーグプロパティおよびJクラブプロパティを使用した商品化権はJリーグに帰属する
- ② Jクラブプロパティのみを使用した商品化権は、当該Jクラブプロパティを保有するJクラブに帰属する。ただし、次条に定める商品化細則において指定する場合は、事前にJリーグの承諾を得なければならない

第126条〔商品化権の運用基準〕

商品化権の運用については、Jリーグが定める「商品化細則」に基づき行うものとする。

第127条〔肖像等〕

- (1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督およびコーチ（以下総称して「選手等」という）の肖像、映像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使うことができるものとする。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る。）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第128条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第129条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- (1) Jリーグ関係者は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定倫理委員会規程」の定めるとこ

ろにより、裁定倫理委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第130条〔裁定倫理委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、当該申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、裁定倫理委員会の判断を書面により答申するものとする。

第131条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｊリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第132条〔和解〕

第129条第2項による申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定倫理委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第11章 懲 罰

第1節 総 則

第133条〔Ｊリーグにおける懲罰〕

Ｊリーグは、ＪクラブまたはＪクラブ関係者による本規約、ＪＦＡ懲罰規程その他の諸規程の違反行為について、次の各号の定めに従い懲罰を科すものとする。

- ① 競技および競技会に関する違反行為に対しては、ＪＦＡ懲罰規程に基づき懲罰を科す
- ② 競技および競技会に関するもの以外の違反行為については、本規約に基づき懲罰を科す

第134条〔懲罰に関する管轄〕

- (1) 前条第1号に定める違反行為については、規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。
- (2) 前条第2号に定める違反行為については、チェアマンが調査、審議し、懲罰を決定する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、ＪＦＡ懲罰規程別紙1「競技及び競技会における懲罰基準」3-5-1（差別）、3-5-2（サポーターの非行）および3-6（八百長）に該当する違反行為ならびに3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）に該当する違反行為であって同規程第3条第2項各号のいずれかの懲罰を科すことが相当である違反行為については、規律委員会はチェアマンに懲罰の決定を委ねるものとする。
- (4) 規律委員会は、前項に定める違反行為に該当すると判断した場合、当該事案をチェアマンに移管するものとする。なお、当該違反行為に対する懲罰の内容についてはＪＦＡ懲罰規程に基づくものとし、懲罰の決定に関する手続きについては本規約第3節の規定を適用する。
- (5) 前3項の定めにかかわらず、第2項および第3項に定める違反行為について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰の決定が不相当と解される合理的な理由がある場合で、裁定倫理委員会が懲罰の内容について理事会での決定が相当であると判断し

たときは、理事会がその決定をするものとする。なお、裁定倫理委員会は、かかる違反行為について、その職権により調査、審議し、答申できるものとする。

第135条〔公表〕

Jリーグは、原則としてJリーグが決定した懲罰を公表する。ただし、JクラブまたはJクラブ関係者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利を侵害する恐れがあるなど特段の事情がある場合、またはけん責または100万円以下の罰金の懲罰の場合、公表を差し控えることができるものとする。

第136条〔懲罰の解除〕

(1) J F A 懲罰規程第4条第1項第9号から第11号、第2項第12号および第13号ならびに本規約第142条第2項第3号および第4号の懲罰のうち、3年を超える懲罰または無期限の懲罰を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。

① 処分を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「申請書類」という）を、処分の決定主体である規律委員会またはチェアマン（第134条第5項に基づき理事会が処分を決定した場合は、理事会とする。以下、本条において同じ。）に提出する。

② 前号に基づく申請を受けた規律委員会またはチェアマンは、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、原則として申請書類を提出したJクラブまたはJクラブ関係者から事情を聞いたうえで、解除の是非について審議・決定する。なお、チェアマンは、決定に先立ち、本章第3節および裁定倫理委員会規程の定めに従い、裁定倫理委員会への諮問手続を経なければならない。

(2) 前項に従い解除が認められたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、規律委員会またはチェアマンが解除を留保した場合、JクラブまたはJクラブ関係者は、留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。

第2節 規律委員会による懲罰

第137条〔規律委員会による懲罰〕

- (1) 規律委員会は、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。
- (2) 規律委員会の懲罰決定に関する手続きは、J F A 懲罰規程および本規約に定めるものを除き、規律委員会規程に定めるところによる。

第3節 チェアマンによる懲罰

第138条〔チェアマンによる懲罰〕

- (1) チェアマンは、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。ただし、第134条第5項に基づき理事会が懲罰の決定をする場合は、本

条、第140条及び第141条中「チェアマン」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

- (2) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、原則として裁定倫理委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。ただし、第133条第2号に定める違反行為に対し、けん責または100万円以下の罰金を科す場合については、裁定倫理委員会の諮問を経ることなく懲罰を決定することができる。
- (3) 前項の定めにかかわらず、第133条第2号に定める違反行為について人権侵害（軽微なものを除く）が疑われる場合、チェアマンは、必ず裁定倫理委員会に諮問しなければならない。
- (4) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、自らまたは裁定倫理委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- (5) 前項の調査の対象となったＪクラブまたはＪクラブ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

第139条〔報告義務〕

Ｊクラブは、第134条第2項または第3項に定める違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにチェアマンに報告しなければならない。

第140条〔事情聴取〕

チェアマンは、原則として懲罰の対象となるＪクラブもしくはＪクラブ関係者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、ＪクラブもしくはＪクラブ関係者の同意がある場合、裁定倫理委員会において事情聴取が行われた場合またはＪクラブもしくはＪクラブ関係者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第141条〔懲罰の通知〕

- (1) チェアマンは、決定した懲罰を、ＪクラブまたはＪクラブ関係者に書面または電磁的方法にて通知するものとする。
- (2) 前項の通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - ① ＪクラブまたはＪクラブ関係者の名称
 - ② 懲罰の内容
 - ③ 判断の理由
 - ④ 作成年月日
 - ⑤ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限（ＪＦＡ懲罰規程第37条に定める）

第142条〔懲罰の種類〕

- (1) 第133条第2号に定める違反行為をしたＪクラブに対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
 - ① けん責 始末書を取り、将来を戒める
 - ② 罰金 1件につき1億円以下の罰金を科す
 - ③ 中立地での試合の開催 試合を中立地で開催させる
 - ④ 一部観客席の閉鎖 一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない
 - ⑤ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
 - ⑥ 試合の没収 得点を0対3の敗戦として、試合を没収する
 - ⑦ 勝点減 リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる
 - ⑧ 出場権剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する懲罰として

- 次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する
- ⑨ 下位リーグへの降格 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる
- ⑩ 除名 Jリーグから除名する（ただし、Jリーグ定款第9条の手続きを経るものとする）
- (2) 第133条第2号に定める違反行為をしたJクラブ関係者に対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
- ① けん責 始末書を取り、将来を戒める
- ② 罰金 1件につき5,000万円以下の罰金を科す
- ③ 出場の資格停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
- ④ 公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限または永久的に公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する

第143条〔罰金の納付と配分〕

罰金は、第141条に基づく罰金の通知後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第144条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となったときは、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第145条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブ関係者には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科するものとする。

第146条〔両罰規定〕

Jクラブ関係者が違反行為を行った場合には、当該Jクラブ関係者に対して懲罰を科すほか、当該Jクラブ関係者が所属するJクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第147条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた罰金の金額の2倍以下の範囲内において、罰金の金額を加重することができる。

第148条〔酌量減輕〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第4節 不服申立

第149条〔不服申立〕

本章の定めに従い懲罰を科されたＪクラブまたはＪクラブ関係者は、ＪＦＡ懲罰規程の定めに従い、協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第 5 節 罰 金

第150条〔１億円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、１億円以下の罰金を科す。

- ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Ｊクラブが違反した場合
- ② 第51条〔Ｊクラブの責任〕第１項または第２項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第151条〔5,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第41条〔参加義務等〕第１項に違反した場合
- ② 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ③ 第48条〔出場資格〕第１項に違反した場合
- ④ 第89条〔禁止事項〕各号に違反した場合
- ⑤ 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕第３項に違反した場合
- ⑥ 第103条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑦ 第104条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第152条〔2,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第３条〔遵守義務〕第２項または第４項に違反した場合
- ② 第26条〔Ｊクラブの健全経営〕第１項に違反した場合
- ③ 第30条〔役職員等の禁止事項〕第３項に違反した場合
- ④ 第33条〔スタジアムの維持〕に違反した場合
- ⑤ 第35条〔医療施設〕に違反した場合
- ⑥ 第41条〔参加義務等〕第２項に違反した場合
- ⑦ 第51条〔Ｊクラブの責任〕第１項、第２項、第３項または第４項に違反した場合
- ⑧ 第56条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
- ⑨ 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
- ⑩ 第68条〔非公式試合の開催〕各項に違反した場合
- ⑪ 第69条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑫ 第70条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- ⑬ 第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第２項に違反した場合
- ⑭ 第95条〔選手契約におけるフットボールエージェント等〕に違反した場合
- ⑮ 第110条〔契約等〕第２項に違反した場合

⑯ 第138条〔チェアマンによる懲罰〕第4項に違反した場合

第153条〔1,000万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の罰金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第5項、第6項または第7項に違反した場合
- ② 第30条〔役職員等の禁止事項〕第1項に違反した場合
- ③ 第49条〔ユニフォーム〕第1項、第2項または第3項に違反した場合
- ④ 第110条〔契約等〕第3項に違反した場合
- ⑤ 第139条〔報告義務〕に違反した場合

第154条〔500万円以下の罰金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の罰金を科す。

- ① 第48条〔出場資格〕第2項に違反した場合
- ② 第110条〔契約等〕第1項に違反した場合

第155条〔100万円以下の罰金〕

次の号に該当する場合は、100万円以下の罰金を科す。

- ① 第29条〔Ｊクラブの株主〕第1項、第3項または第4項に違反した場合

第156条〔第3条第3項違反の罰金〕

第3条〔遵守義務〕第3項に違反した場合の罰金は、その行為の態様に応じ、次の各号のとおりとする。

- ① 生命・身体に対する行為 5,000万円以下
- ② 公益に対する行為 3,000万円以下
- ③ 名誉・財産に対する行為 2,000万円以下

第6節 反則金

第157条 〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

- (1) リーグ戦における反則ポイントの当該シーズン合計数が、一定数を超えた場合、当該Ｊクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

Ｊ１	Ｊ２	Ｊ３
61ポイント以上70ポイント以下：40万円	61ポイント以上70ポイント以下：40万円	61ポイント以上70ポイント以下：40万円
71ポイント以上80ポイント以下：60万円	71ポイント以上80ポイント以下：60万円	71ポイント以上80ポイント以下：60万円
81ポイント以上90ポイント以下：80万円	81ポイント以上90ポイント以下：80万円	81ポイント以上：80万円
91ポイント以上100ポイント以下：100万円	91ポイント以上100ポイント以下：100万円	
101ポイント以上110ポイント以下：150万円	101ポイント以上：150万円	
111ポイント以上120ポイント以下：200万円		
121ポイント以上130ポイント以下：250万円		
131ポイント以上：300万円		

- (2) 前項の反則ポイントの計算は以下のとおりとする。

- ① 退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場およびチームスタ

ツフの退場も同様とする）、警告１回につき１ポイント、出場停止試合１試合につき３ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合１試合につき３ポイントを減ずる

- ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告１回につき１ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告２回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする
- ③ 第１号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるＪクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのＪクラブ）について、第１号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ１分につき１ポイントを別途加算するものとする。
- ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。

第12章 最終的拘束力

第158条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定（本規約に基づき他の職位の者が代行した場合を含む。）は、Ｊリーグにおいて最終のものであり、当事者およびＪリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、本規約に特段の定めのある場合を除き、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第13章 改 正

第159条〔改 正〕

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14章 附 則

第160条〔施 行〕

本規約は、2012年４月１日から施行する。

附則

- (1) 第22条（入会金および会費）の規定にかかわらず、Ｊクラブは、2026年4月末日までに、Ｊリーグに対し次に定める会費（2026年1月1日から6月30日までの期間分の年会費をいう）を納入しなければならない。なお、本附則(1)は、2026年1月1日から始まる事業年度終了後これを削除する。
- ① Ｊ１クラブ 金2,000万円
 - ② Ｊ２クラブ 金1,000万円
 - ③ Ｊ３クラブ 金500万円
- (2) 第19条から第20条の2、第55条及び第61条第3項第2号の規定は、Ｊ１百年構想リーグ及びＪ２・Ｊ３百年構想リーグには適用しない。なお、本附則（2）は、当該公式試合の終了後これを削除する。

〔改 正〕

2013年1月22日
2014年1月21日
2015年1月20日
2016年1月19日
2017年1月25日
2018年1月30日
2019年1月24日
2020年1月30日
2020年3月17日
2020年6月23日
2020年7月16日
2020年11月17日
2021年1月28日
2021年2月25日
2021年4月19日
2021年5月27日
2021年8月26日
2022年1月31日
2022年2月28日
2023年1月31日
2023年2月22日
2024年1月1日
2024年2月27日
2024年10月1日
2025年1月1日
2025年4月24日
2026年1月1日
2026年2月1日

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Ｊリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびＪリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2013年1月22日

理事会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第4条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条〔役員の選任・任期等〕

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。なお、役員候補者の選考手続きは、理事会が別途定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとする。
- (2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チェアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満70歳未満でなければならない。
- (4) 役員の任期は、定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、チェアマンの任期は通算4期までとする。
- (5) 第21条の規定にかかわらず、前4項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会はチェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。

る。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(4) 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議長〕

(1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序に従い他の理事が議長となる。

(2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権限〕

(1) 理事会は、本規程別表に定める、この法人の重要な業務執行に関する事項を決議する。

(2) 理事会は、理事および執行役員の職務の執行を監督するとともにチェアマンの選定および解職ならびに執行役員の選任および解任を行う。

第8条〔招集通知〕

(1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。

(2) 理事会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第9条〔定足数および決議要件〕

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第10条〔決議の省略〕

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 11 条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第 19 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

第 12 条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 13 条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第 14 条〔関係者の出席〕

議長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 15 条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印し、またはこれに代わる電磁的処理を施す。

第 16 条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第 17 条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第 28 条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第 18 条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員の法人法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得

た額を限度として、免除することができる。

- (2) 理事が前項の規定に基づき理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法人法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が、前項の期間内に前項に規定する異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

- (1) チェアマンおよび執行役員は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をもしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チェアマンの指定するこの法人の担当部門の責任者が統括する。

第21条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第22条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年8月10日

2018 年 1 月 30 日
2019 年 1 月 24 日
2020 年 1 月 30 日
2020 年 11 月 17 日
2021 年 1 月 1 日
2021 年 5 月 27 日
2022 年 1 月 1 日
2022 年 1 月 31 日
2022 年 2 月 28 日
2023 年 1 月 1 日
2023 年 2 月 22 日
2024 年 1 月 1 日
2025 年 1 月 1 日
2025 年 1 月 28 日

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目	決 裁	社員 総会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責任者	担当者
I-1. 経営								
I-1-(1) 経営基本方針の決定、変更	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(2) 中期経営計画の決定、変更	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(3) 年度予算、修正予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認	社員総会	●	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(4) 決算（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の承認	理事会	△	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(5)-① 事業計画の承認	社員総会	●	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(5)-② 事業報告の承認	理事会	△	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(6) 公益充実資金の保有、管理、取崩し	理事会	△	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(7) 新規事業に関する事項	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-1-(8) 出資、資本参加の決定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(9) 事業の譲り受けおよび譲渡の決定	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-1-(10) 重要な契約の締結および解約（本決裁権限一覧の類型に該当しないもの）	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-1-(11) 他団体との業務提携	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(12) 解散および残余財産の処分	社員総会	●	●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-1-(13) 理事、執行役員の競業、利益相反取引								
I-1-(13)-① 理事、執行役員の競業、利益相反取引の承認	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(13)-② 理事、執行役員の競業、利益相反取引実施に関する重要な事実の報告	理事会		△	△	△		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(14) 理事の競業、利益相反取引のおそれのある他団体役員等の就任および退任	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(15) その他団体役員等の就任および退任								
I-1-(15)-① 常勤理事	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(15)-② 執行役員	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(15)-③ 本部長以下	チェアマン				●		所管執行役員	所管本部長
I-1-(16) 諸団体への加入、脱退								
I-1-(16)-① 議決権を有す諸団体への加入、脱退	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-1-(16)-② 議決権を有しない諸団体への加入、脱退（賛助会員等）	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(17) 他法人の株主としての権利（剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、議決権等）、諸団体の議決権行使に関する事項								
I-1-(17)-① 株式保有比率、議決権行使比率が1/3以上の他法人、諸団体に関する事項	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(17)-② 株式保有比率、議決権行使比率が1/3未満の他法人、諸団体に関する事項	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18) 会議体の議題、議案、招集手続								
I-1-(18)-① 社員総会	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18)-② 理事会	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-1-(18)-③ 実行委員会	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2. 組織								
I-2-(1) 会員								
I-2-(1)-① 入会の基準ならびに入会金および会費の額	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-② 正会員、特別会員または賛助会員の入会	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-③ 会員の除名	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(1)-④ 名誉会員の選任	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(2) 重要な組織の設置、変更および廃止								
I-2-(2)-① 本部の設置、変更および廃止	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(2)-② その他重要な委員会等の設置	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(3) その他の組織、会議、プロジェクトの設置および廃止								
I-2-(3)-① 部、室の設置および廃止、業務分掌定義	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(3)-② 部、室を横断するプロジェクトの設置および廃止	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(4) 定款、規約等で定められた者の選任および解任等								
I-2-(4)-① 理事、監事の選任および解任	社員総会	●	●				役員指名報酬委員会	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-② 代表理事（チェアマン）の選定および解職	理事会		●	○			役員指名報酬委員会	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-③ 特任理事の選任および解任	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-④ 執行役員の選任および解任	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(4)-⑤ 実行委員の選任および変更	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5) その他委員等の選任および解任								
I-2-(5)-① 裁定倫理委員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-② 規律委員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-③ 役員指名報酬委員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-④ 理念強化配分金審査委員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-2-(5)-⑤ Jリーグ地域再生可能エネルギー助成金交付対象事業評価委員	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-2-(5)-⑥ 各種専門委員	チェアマン				●		所管執行役員	所管本部長
I-2-(5)-⑦ 各種選考委員長（個人表彰、最優秀育成クラブ賞、月間表彰）	チェアマン				●		所管執行役員	所管本部長
I-2-(5)-⑧ 参与	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	総務企画部長
I-2-(5)-⑨ その他の重要な使用人	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(6) 執行役員の担当業務の決定、変更	理事会		●	○			チェアマン	経営基盤担当執行役員
I-2-(7) 各役職層の権限の決定、変更	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3. 人事・労務								
I-3-(1) 人事に関する事項								
I-3-(1)-① 採用計画（要員計画）	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-② 人事採用								
I-3-(1)-②-1 管理職	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-2 職員	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-②-3 契約職員（業務委託）	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-4 派遣	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-②-5 アルバイト	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(1)-③ 人事考課								
I-3-(1)-③-1 管理職	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-③-2 職員	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長
I-3-(1)-④ 職員の昇降格、異動	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-⑤ 職員の出向、受け入れ	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(1)-⑥ 職員の表彰、懲戒	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(2) 労務に関する事項								
I-3-(2)-① 教育、研修	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(2)-② 福利厚生企画、実施	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-3-(3) 報酬、給与、退職金、賞与に関する事項								
I-3-(3)-① 理事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-② 監事の報酬総額	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-③ 常勤理事の報酬	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-④ 執行役員の報酬	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-3-(3)-⑤ 職員に関する事項	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	人事部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目	決 裁	社員 総会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
I-4. 経理・財務								
I-4-(1) 重要な会計方針の変更	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-4-(2) 借入（担保差入を含む）	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-4-(3) 有価証券（MMF等の元本割れリスクが低い商品を除く）の運用	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-4-(4) 滞留債権の処理	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-4-(5) キャッシュフロー管理、運用（為替予約、グループ内貸借含む）	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	財務経理部長
I-4-(6) 会計単位の設置、変更	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	財務経理部長
I-4-(7) 金融機関との取引開始、廃止	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	財務経理部長
I-4-(8) 与信限度の設定	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	財務経理部長
I-5. 総務								
I-5-(1) 社内重要行事の計画	経営基盤担当執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(2) 社内重要行事の実施	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(3) 共催、後援、協力、協賛、寄付、助成（金品、物品）								
I-5-(3)-① 支払先 1 件当たり 1,000万円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(3)-② 1,000万円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(4) 共催、後援、協力、協賛、寄付（名義使用）	経営基盤担当執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(5) 寄付金等の募集・受領について								
I-5-(5)-① 一般寄付金の新設	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-② 特定寄付金の新設	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(5)-③ 特別寄付金の新設								
I-5-(5)-③-1 資金使途や管理運用に条件が付される、または何らかの負担を負う場合	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(5)-③-2 上記以外の場合	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-5-(5)-④ 決裁を受けた寄付金の募集実施	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(6) 助成金、補助金等の申請・受領について	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(7) 印章の調製、廃止	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	総務企画部長
I-5-(8) 諸規程の制定、改廃								
I-5-(8)-① 定款、役員の報酬および費用に関する規程	社員総会	●	●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-5-(8)-② 規約	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(8)-③ 規程、社内規則	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(8)-④ 細則、内規、ガイドライン（明文規定のあるものは当該規定に従う）	経営会議⇒所管執行役員			△		●	所管本部長	所管部長
I-5-(9) 他団体からの表彰に対するＪリーグからの推薦	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-5-(10) 諸調査、鑑定								
I-5-(10)-① 支払先 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(10)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(10)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(11) 業務委託、コンサルティング契約								
I-5-(11)-① 支払先 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(11)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(11)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-5-(12) 保守、メンテナンス契約								
I-5-(12)-① 支払先 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(12)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-5-(12)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6. 資産の得喪等								
I-6-(1) 有形固定資産の購入、売却、交換（リース契約を含む）								
I-6-(1)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(1)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(1)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6-(2) 有形固定資産の増改築、補修								
I-6-(2)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6-(3) 無形固定資産の得喪 （知的財産権取得を除く。知的財産権の取得に関しては項目10参照）								
I-6-(3)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(3)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(3)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6-(4) 固定資産の廃棄								
I-6-(4)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6-(5) 固定資産の賃借								
I-6-(5)-① 事業所等、重要な資産の賃借								
I-6-(5)-①-1 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(5)-①-2 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(5)-①-3 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-6-(5)-② その他資産の賃借	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-7. 情報システム								
I-7-(1) 基本構造計画および基本運営方針の決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(2) 開発費用の支出（拡張開発仕様変更を含む）								
I-7-(2)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(2)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-7-(3) 業務委託費用の支出								
I-7-(3)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(3)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(3)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-7-(4) 運用（利用料含む）、保守費用の支出								
I-7-(4)-① 1 件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(4)-② 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-7-(4)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-7-(5) クラブの運営、事業に係る情報システムに関する事項	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告 2026年4月28日版

項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責 任 者	担 当 者
I-8. 経費								
I-8-(1) 出張旅費								
I-8-(1)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(1)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(2) 交際費、会議費								
I-8-(2)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(2)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(3) 一般経費（管理費）								
I-8-(3)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(3)-③ 1,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(4) 予算収入範囲内での予算流用、予備費の使用								
I-6-(4)-① 剰余金からの追加予算（補正予算）または本部を跨ぐ予算流用	社員総会	●	●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-② 本部内の中項目間の予算流用または予備費の使用								
I-6-(4)-②-1 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-②-2 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(4)-②-3 1,000万円未満	経営基盤担当執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-8-(5) 予算超過収入の予算流用								
I-6-(5)-① 予備費・その他予算への流用	社員総会	●	●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-6-(5)-② 当該収入を得るための関連予算への流用	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(6) 既出項目以外の経費								
I-8-(6)-① 同一目的、支払先 1億円以上	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(6)-② 1件当たり 1億円未満	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
I-8-(6)-③ 5,000万円未満	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-9. 法務								
I-9-(1) 法務に関する事項								
I-9-(1)-① 重要な訴訟に関する事項	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
I-9-(1)-② その他の訴訟に関する事項	経営基盤担当執行役員					●	経営基盤本部長	法務・コンプライアンス部長
I-9-(2) 契約に関する事項								
I-9-(2)-① 契約の捺印に関する事項	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-② 基本契約、個別契約、機密事項契約等押印の必要な書類への押印	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-9-(2)-③ 本決裁権限一覧の類型に該当しない、重要でない契約の締結に関する事項	法務・コンプライアンス部長						所管部長	担当責任者
I-10. 広報／ブランディング／プロモーション								
I-10-(1) 商標（図形・文字）の新規制作、変更								
I-10-(1)-① 商標登録を伴う商標の新規制作、変更	経営会議			●	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
I-10-(1)-② 商標登録を伴わない商標の新規制作、変更	所管執行役員					●	マーケティング事業本部長	プロモーション部長
I-10-(1)-③ 商標登録の更新・区分追加・削除	所管執行役員					●	マーケティング事業本部長	プロモーション部長
I-10-(2) デザイン、コピーの新規制作								
I-10-(2)-① 各種告知物のデザイン、コピーの新規制作	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-② 各種出版物のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-③ 各種デジタルコンテンツのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-④ 各種映像コンテンツ、グラフィックのデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(2)-⑤ 各種商品（販売、無償を問わず）のデザインに関する事項	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3) プロモーション、イベント、番組、審査、販促物等の実施、制作								
I-10-(3)-① 年間計画	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-② 実施内容および制作内容の決定	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長
I-10-(3)-③ 実施報告	所管執行役員					●	所管本部長	所管部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目	決 裁	社員 総会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責任者	担当者
Ⅱ-1. クラブライセンス制度								
Ⅱ-1-(1) クラブライセンス交付規則、規定の制定および改廃								
Ⅱ-1-(1)-① J 1・J 2クラブライセンス交付規則	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー	
Ⅱ-1-(1)-② J 1・J 2クラブライセンス運用細則、制度関連規定	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー	
Ⅱ-1-(1)-③ J 3クラブライセンス交付規則	社員総会	●	●	○	○	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー	
Ⅱ-1-(1)-④ J リーグ百年構想クラブ規程	理事会		●	○	○	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー	
Ⅱ-1-(2) ライセンスの交付判定								
Ⅱ-1-(2)-① AFCライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-② J 1クラブライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-③ J 2クラブライセンス交付の決定、取消し	FIB/AB		△	△	△	△	経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-④ J 3クラブライセンス交付の決定、取消し	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-⑤ ライセンス交付、取消しに関する特例措置	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-⑥ J リーグ入会（J 3会員）の審査	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(2)-⑦ J リーグ百年構想クラブの認定、脱退	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(3) ライセンス不交付、取消しが発生した場合の当該クラブへの措置	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(4) ライセンス審査機関、審査員（ライセンサー）の任命および解任								
Ⅱ-1-(4)-① クラブライセンス交付第一審機関（FIB）の議長および構成員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(4)-② クラブライセンス交付上訴機関（AB）の議長および構成員	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(4)-③ ライセンス評価チーム	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	クラブライセンスマネージャー
Ⅱ-1-(4)-④ ライセンスマネージャー（LM）	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	-
Ⅱ-2. クラブ								
Ⅱ-2-(1) クラブへの融資、災害時補填に関する事項								
Ⅱ-2-(1)-① リーグ戦安定開催融資の決定	理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(1)-② リーグ戦安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定	経営会議			●	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(1)-③ 大規模災害時補填実行の可否、金額の決定	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(2) クラブ法人名の変更	経営会議				●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(3) クラブプロパティ（チーム名、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他）の新規作成・変更	経営会議				●	○	事業マーケティング担当執行役員	事業マーケティング本部長
Ⅱ-2-(4) ホームタウンの追加、変更	経営会議				●	○	経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(5) クラブ向け助成金、補助金、費用補填制度に関する事項								
Ⅱ-2-(5)-① 制度の新設、重要な変更、廃止	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-2-(5)-② 制度の支給金額、支給方法、時期、受領資格等の決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-2-(5)-③ 制度の支給決定（明文規定がある場合はそれに従う）	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-2-(6) クラブ株主の適正性の承認								
Ⅱ-2-(6)-① 総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(6)-② 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-2-(6)-③ 総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合	チェアマン				●		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅱ-3. 競技・運営								
Ⅱ-3-(1) 大会方式の決定、変更								
Ⅱ-3-(1)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(1)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(2) 試合実施要項の決定、変更								
Ⅱ-3-(2)-① 重要な事項に関する決定、変更	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(2)-② その他事項に関する決定、変更	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(3) 開催可能スタジアムの決定	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(4) 公式試合の日程の決定								
Ⅱ-3-(4)-① 試合日程の決定	理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(4)-② 試合日程の変更	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(5) 中止試合の代替試合等								
Ⅱ-3-(5)-① キックオフ前中止試合の代替開催日、場所の決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(5)-② キックオフ後中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(5)-③ いずれかまたは双方のチームの責に帰すべき事由による中止試合の取扱いの決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(5)-④ 最終節開催日以降の開催の決定	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(6) 中止試合のみなし開催	チェアマン				●		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(7) マッチコミッショナーの選任	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(8) 非公式試合の開催								
Ⅱ-3-(8)-① 国内における非公式試合（公式試合以外のすべての有料試合）の開催								
Ⅱ-3-(8)-①-1 J クラブが国内のサッカーチームと非公式試合を開催する場合 （参考） J クラブが外国のサッカーチームと非公式試合を開催する場合 （参考） 国外における公式試合以外のすべての試合（有料か否かを問わない）	フットボール担当執行役員 - -					● △ -	フットボール本部長 ※Jクラブが協会の事前承認を得た後、リーグへ報告 ※Jクラブが協会の事前承認を得る／リーグ報告不要	競技運営部長
Ⅱ-3-(8)-② J リーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカー、その他スポーツの試合または興行等へのJクラブ、選手、監督およびコーチの参加	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
Ⅱ-3-(8)-③ 救済試合、慈善試合の開催	経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長
Ⅱ-3-(8)-④ 引退試合の開催	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
Ⅱ-3-(9) 表彰								
Ⅱ-3-(9)-① 功労者表彰	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(9)-② 特別表彰	経営会議			●	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅱ-3-(9)-③ 功労金受領資格者	フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長
Ⅱ-3-(10) 懲罰（競技および競技会に関するもの以外の違反行為）								
Ⅱ-3-(10)-① 懲罰内容の決定	チェアマン				●		所管執行役員	所管本部長／ コンプライアンス・オフィサー（正）

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告										2026年4月28日版	
項 目		決 裁	社 員 総 会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案			
								責任者	担当者		
Ⅱ-4. 選手および指導者育成・強化											
Ⅱ-4-(1) 育成、強化に関する事項											
Ⅱ-4-(1)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-4-(1)-② その他方針等の決定、変更		経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-4-(1)-③ U-21 J リーグおよび育成大会の運営に関する決定、変更		フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長/フットボール企画部長/育成部長		
Ⅱ-4-(1)-④ その他育成・強化活動に関する決定、変更		フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長/フットボール企画部長/育成部長		
Ⅱ-4-(2) 選手会、選手08会、労使協議会に関する事項											
Ⅱ-4-(2)-① 重要な戦略、方針等に関する決定、変更		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-4-(2)-② その他方針等の決定、変更		経営会議			●	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-4-(2)-③ その他活動に関する決定、変更		フットボール担当執行役員					●	フットボール本部長	競技運営部長		
Ⅱ-5. リーグ運営機構											
Ⅱ-5-(1) リーグ構造（カテゴリー、クラブ数）に関する事項		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-5-(2) 昇降格枠の変更		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-5-(3) シーズン制に関する事項		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		
Ⅱ-5-(4) 海外リーグとの提携に関する事項		理事会		●	○	○		フットボール担当執行役員	フットボール本部長		

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目				決 裁	社員 総会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
										責任者	担当者
Ⅲ-1. 付随事業全般											
Ⅲ-1-(1) 事業単位もしくは事業の主要機能についての業務委託の決定および変更				理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(2) 本表2～11以外の付随事業実施の決定				理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(3) Jリーグ配分金に関する事項											
Ⅲ-1-(3)-① 各事業に基づく収入の配分割合の作成、変更				理事会		●	○			チェアマン	所管執行役員
Ⅲ-1-(3)-② 配分金の種類、金額の策定				理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-③ 配分金受領資格要件の審査と配分金支給の承認				理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-④ 配分金支給金額、支給方法、時期、受領資格の決定				理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑤ 理念強化配分金審査委員の選任				理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-1-(3)-⑥ 理念強化配分金活用実績の審査				理事会		●	○	○		経営基盤担当執行役員	経営基盤本部長
Ⅲ-2a. パートナー事業											
Ⅲ-2a-(1) パートナー事業の戦略、方針に関する事項				理事会		●	○	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(2) パートナーカテゴリ（タイトルパートナー、トップパートナー等）の決定、変更											
Ⅲ-2a-(2)-① 想定販売価格 1億円以上				理事会		●	○	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(2)-② (金額相当を含む) 1億円未満				経営会議		△	●	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(3) パートナー単位の基本条件の決定（金額、期間、許諾権利、履行義務）											
Ⅲ-2a-(3)-① 想定販売価格 1億円以上				理事会		●	○	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(3)-② (金額相当を含む) 1億円未満				経営会議		△	●	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(4) パートナーシップの締結に関する方針の決定（直接、間接／個別、包括）											
Ⅲ-2a-(4)-① 想定販売価格 1億円以上				理事会		●	○	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(4)-② (金額相当を含む) 1億円未満				経営会議		△	●	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(5) パートナー契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更有無）											
Ⅲ-2a-(5)-① 1件当たり 1億円以上				理事会		●	○	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(5)-② (金額相当を含む) 1億円未満				経営会議		△	●	○		パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長
Ⅲ-2a-(5)-③ 5,000万円未満				パートナー事業担当執行役員		△	△	△	●	パートナー事業本部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(6) パートナー契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項				パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(6) パートナー契約の履行に関する事項											
Ⅲ-2a-(6)-① 業務委託（相手先、条件等）				パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(6)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）				パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長	担当責任者
Ⅲ-2a-(7) その他パートナー事業に関する事項				パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長	担当責任者
Ⅲ-2b. 商品化事業											
Ⅲ-2b-(1) 商品化事業の戦略、方針に関する事項											
Ⅲ-2b-(1)-① 商品化権の対象となるカテゴリの決定、変更				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(1)-② カテゴリー単位の基本条件の決定（対象商品、料率、期間、その他権利義務）				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(1)-③ 商品化権の販売、許諾方針の決定				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(1)-④ 商品化に関するルール、運用細則の作成、変更				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(2) 商品化契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更）											
Ⅲ-2b-(2)-① 1件当たり 1億円以上				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(2)-② 1億円未満				経営会議			●	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(2)-③ 5,000万円未満				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(3) 商品化契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4) 商品化契約の履行に関する事項											
Ⅲ-2b-(4)-① 商品化権の第三者許諾				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2b-(5) その他商品化事業に関する事項				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c. ライセンス事業											
Ⅲ-2c-(1) ライセンス事業の戦略、方針の決定、変更				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2c-(2) ライセンス契約の締結（新規／継続）（相手先、基本条件からの変更）											
Ⅲ-2c-(2)-① 1件当たり 1億円以上				理事会		●	○	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2c-(2)-② 1億円未満				経営会議			●	○		マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長
Ⅲ-2b-(2)-③ 5,000万円未満				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(3) ライセンス契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4) ライセンス契約の履行に関する事項											
Ⅲ-2c-(4)-① ライセンスの第三者許諾				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-② 業務委託（相手先、条件等）				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(4)-③ その他（許諾権利、履行義務の運用等）				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長
Ⅲ-2c-(5) その他ライセンス事業に関する事項				マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長	商品化事業部長

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目	決 裁	社員 総会	理 事 会	経 営 会 議	チ ェ ア マ ン	所 管 執 行 役 員	起 案	
							責任者	担当者
Ⅲ-2d. 公衆送信権（放映権）事業【国内/海外】								
Ⅲ-2d-(1) 公衆送信権（放映権）事業【国内/海外】の戦略、方針の決定、変更								
Ⅲ-2d-(1)-① セールスパッケージの決定、変更（チャンネル、送信映像種類他）	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(1)-② 公衆送信権（放映権）の販売、許諾方針の決定	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(2) 【国内】公式試合の公衆送信権（放映権）契約の締結								
Ⅲ-2d-(2)-① 大会単位の販売 J1～J3リーグ、リーグカップ	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(2)-② 上記以外の大会単位の販売								
Ⅲ-2d-(2)-②-1 1件当たり 1,000万円以上	経営会議		△	●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(2)-②-2 1件当たり 1,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員		△	△	△	●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2d-(2)-③ 単一試合の販売	経営会議			●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(3) 【海外】公式試合の公衆送信権（放映権）契約の締結								
Ⅲ-2d-(3)-① 1件当たり 年額1億円以上	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(3)-② 1件当たり 年額1億円未満	経営会議		△	●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(4) 公式試合以外の公衆送信権（放映権）契約の締結								
Ⅲ-2d-(4)-① U-21 Jリーグ								
Ⅲ-2d-(4)-①-1 国内公衆送信権	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(4)-①-2 海外公衆送信権	経営会議		△	●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(4)-② Jリーグワールドチャレンジ	経営会議		△	●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2d-(4)-③ 上記以外	マルチメディア事業担当執行役員		△	△	△	●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2d-(5) 公衆送信権（放映権）契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2d-(6) 公衆送信権（放映権）契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2d-(6)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2d-(6)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2d-(7) その他公衆送信権（放映権）事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 放映事業部長	
Ⅲ-2e. 海外事業								
Ⅲ-2e-(1) 海外事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2e-(1)-① 海外事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長	
Ⅲ-2e-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長	
Ⅲ-2e-(2) 海外事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2e-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○			
Ⅲ-2e-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	パートナー事業担当執行役員	パートナー事業本部長	
Ⅲ-2e-(2)-③ 5,000万円未満	パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長 担当責任者	
Ⅲ-2e-(3) 海外事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長 担当責任者	
Ⅲ-2e-(4) 海外事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2e-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長 担当責任者	
Ⅲ-2e-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長 担当責任者	
Ⅲ-2e-(5) その他海外事業に関する事項	パートナー事業担当執行役員					●	パートナー事業本部長 担当責任者	
Ⅲ-2f. 公式映像制作事業								
Ⅲ-2f-(1) 公式映像制作事業の戦略、方針の決定、変更	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2f-(2) 公式映像制作業務の実施に関する事項								
Ⅲ-2f-(2)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2f-(3) その他公式映像制作事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2g. デジタルプラットフォーム事業								
Ⅲ-2g-(1) デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2g-(1)-① デジタルプラットフォーム事業の戦略、方針	理事会		●	○	○	マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長	
Ⅲ-2g-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長	
Ⅲ-2g-(2) デジタルプラットフォームに関する契約の締結								
Ⅲ-2g-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長	
Ⅲ-2g-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	マーケティング事業担当執行役員	マーケティング事業本部長	
Ⅲ-2g-(2)-③ 5,000万円未満	マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長 プラットフォーム開発部長	
Ⅲ-2g-(3) デジタルプラットフォームに係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長 プラットフォーム開発部長	
Ⅲ-2g-(4) デジタルプラットフォームに係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2g-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長 プラットフォーム開発部長	
Ⅲ-2g-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長 プラットフォーム開発部長	
Ⅲ-2g-(5) その他デジタルプラットフォーム事業に関する事項	マーケティング事業担当執行役員					●	マーケティング事業本部長 プラットフォーム開発部長	
Ⅲ-2h. 映像二次利用事業								
Ⅲ-2h-(1) 映像二次利用事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2h-(1)-① 映像二次利用事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2h-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2h-(2) 映像二次利用事業に関する契約の締結								
Ⅲ-2h-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2h-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2h-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2h-(3) 映像二次利用事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2h-(4) 映像二次利用事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2h-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2h-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2h-(5) その他映像二次利用事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2i. 静止画事業								
Ⅲ-2i-(1) 静止画事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2i-(1)-① 静止画事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2i-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2i-(2) 静止画事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2i-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2i-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○	マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長	
Ⅲ-2i-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2i-(3) 静止画事業に係る契約の締結に向けた詳細手続き	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2i-(4) 静止画事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2i-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2i-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	
Ⅲ-2i-(5) その他静止画事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長 デジタルアセット事業部長	

決 裁 権 限 一 覧

【凡例】●：決議、○：審議、△：報告

2026年4月28日版

項 目	決 裁	社員総会	理事会	経営会議	チェアマン	所管執行役員	起 案	
							責任者	担当者
Ⅲ-2j. 競技系データ事業								
Ⅲ-2j-(1) 競技系データ事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2j-(1)-① 競技系データ事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2) 競技系データ事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2j-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		マルチメディア事業担当執行役員	マルチメディア事業本部長
Ⅲ-2j-(2)-③ 5,000万円未満	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(3) 競技系データ事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4) 競技系データ事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2j-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2j-(5) その他競技系データ事業に関する事項	マルチメディア事業担当執行役員					●	マルチメディア事業本部長	デジタルアセット事業部長
Ⅲ-2k. 用具認定・検定事業								
Ⅲ-2k-(1) サッカー用具の認定および検定に関する事業	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅲ-2l. [広報・出版に関する事業 ※Ⅰ-10.に記載]								
Ⅲ-2m. サステナビリティ事業								
Ⅲ-2m-(1) サステナビリティ事業の戦略、方針に関する事項								
Ⅲ-2m-(1)-① サステナビリティ事業の戦略、方針の決定	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(1)-② 基本条件の決定、変更（金額、期間、許諾権利、履行義務）	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2) サステナビリティ事業に係る契約の締結								
Ⅲ-2m-(2)-① 1件当たり 1億円以上	理事会		●	○	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-② 1億円未満	経営会議			●	○		サステナビリティ領域担当執行役員	サステナビリティ部長
Ⅲ-2m-(2)-③ 5,000万円未満	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(3) サステナビリティ事業に係る契約の締結に向けた詳細手続きに関する事項	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4) サステナビリティ事業に係る契約の履行に関する事項								
Ⅲ-2m-(4)-① 業務委託（相手先、条件等）	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(4)-② その他（許諾権利、履行義務の運用等）	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅲ-2m-(5) その他サステナビリティ事業に関する事項	サステナビリティ領域担当執行役員					●	サステナビリティ部長	担当責任者
Ⅳ-1-(1) 総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項	社員総会	●	●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(2) 定款、Jリーグ規約その他の諸規程に定められた事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項	理事会		●	○	○		所管執行役員	所管本部長
Ⅳ-1-(3) その他業務執行上の報告に関する事項	チェアマン		△	△	●		所管執行役員	所管本部長

監事監査規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

第2条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条〔職務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第4条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事、執行役員およびこの法人の使用人に対し事業の報告を求めまたはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第5条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事、執行役員およびこの法人の使用人はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

第6条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条〔会議への出席〕

- 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。
- 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受けまたは議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第 3 章 監事の意見陳述等

第 8 条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

- (1) 監事は、理事が不正の行為をしもしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後 5 日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第 9 条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をしましたこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第 10 条〔監事の調査義務〕

監事は、理事からこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合は、必要に応じて調査を行い、助言または勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

第 11 条〔会計方針等に関する意見〕

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

第 12 条〔総会への報告〕

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

第 13 条〔総会における説明義務〕

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明しなければならない。

第 14 条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べるることができる。

第 15 条〔監事の選任に関する監事の同意等〕

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第 4 章 監査の報告

第 16 条〔計算書類等の監査〕

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第 17 条〔監査報告〕

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事長（チェアマン）に提出する。

第 5 章 雑 則

第 18 条〔監査補助者〕

- (1) 監事は、監事の職務執行の補助機関として、この法人の関係部署を指定することができる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第 19 条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第 20 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2019 年 1 月 24 日

2023 年 1 月 1 日

2025 年 1 月 1 日

役員の報酬および費用に関する規程

第 1 章 総 則

第 1 条〔目 的〕

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）定款第 27 条の規定に基づき、役員の報酬および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第 2 条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤監事とは、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。
- (5) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (7) 月額報酬とは、月次で支給される固定報酬をいう。
- (8) 変動報酬とは、役員指名報酬委員会があらかじめ定める変動報酬指標の、一定期間における充足状況に応じて支給金額が変動する報酬をいう。

第 2 章 役員報酬

第 3 条〔報 酬〕

- (1) この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。
 - ① 常勤理事に支給する月額報酬、変動報酬および住宅手当
 - ② 非常勤理事に支給する月額報酬または別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ③ 常勤監事に支給する月額報酬および住宅手当
 - ④ 非常勤監事に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
 - ⑤ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

- (2) 報酬は、定款第 27 条の定めに従い、社員総会において定める総額の範囲内で支給する。

第 4 条〔費 用〕

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第 5 条〔報酬等の額の決定〕

- (1) この法人の常勤理事および非常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。なお、月額報酬は、役員の任期にかかわらず、1 年毎に見直すものとする。
- (2) この法人の常勤理事の変動報酬を支給する場合、職務執行状況および業績等の変動報酬指標その他の条件について、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。ただし、変動報酬の最大金額の 12 分の 1 相当額と、前項に基づく月額報酬の合計額は、別表の役員報酬表の最大額の範囲内であるものとする。
- (3) 前 2 項の決定に際しては、役員指名報酬委員会の答申を経なければならないものとする。なお、役員指名報酬委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「役員指名報酬委員会規程」によるものとする。
- (4) この法人の常勤監事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、監事の協議により決定する。

第 6 条〔月額報酬・住宅手当〕

- (1) 月額報酬を毎月支給する。支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- (2) この法人は、別途定める役員社宅規程の定めるところに従い業務上必要と認められる常勤理事のためにこの法人が借り上げた社宅の賃料およびこの法人が負担する諸費用のうち、税務上の観点から役員社宅規程において本人負担を求めるとされた部分に相当する額（当該額の加算により増加する社会保険料及び税金相当額を含む）を、住宅手当として、月額報酬に加算して支給する。社宅手当の支給日、支給方法および本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は月額報酬の取扱いに準ずる。

第 7 条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した常勤役員および非常勤理事の月額報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員および非常勤理事に対する当

該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

- (4) 変動報酬は、役員指名報酬委員会による変動報酬指標の充足状況に関する評価を踏まえた最終的な変動報酬金額の決定後2か月以内に、その金額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。
- (2) 通勤手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 補 則

第9条〔公 表〕

この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第10条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第11条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第12条〔施 行〕

この規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014年1月31日

2018年3月27日

2020年3月12日

2022年3月15日

2022年11月15日

2023年1月1日

2023年3月16日

2024年3月19日

別表：役員報酬表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	29	2,900,000	57	5,800,000
2	200,000	30	3,000,000	58	5,800,000
3	300,000	31	3,100,000	59	5,900,000
4	400,000	32	3,200,000	60	6,000,000
5	500,000	33	3,300,000	61	6,100,000
6	600,000	34	3,400,000	62	6,200,000
7	700,000	35	3,500,000	63	6,300,000
8	800,000	36	3,600,000	64	6,400,000
9	900,000	37	3,700,000	65	6,500,000
10	1,000,000	38	3,800,000	66	6,600,000
11	1,100,000	39	3,900,000	67	6,700,000
12	1,200,000	40	4,000,000	68	6,800,000
13	1,300,000	41	4,100,000	69	6,900,000
14	1,400,000	42	4,200,000	70	7,000,000
15	1,500,000	43	4,300,000	71	7,100,000
16	1,600,000	44	4,400,000	72	7,200,000
17	1,700,000	45	4,500,000	73	7,300,000
18	1,800,000	46	4,600,000	74	7,400,000
19	1,900,000	47	4,700,000	75	7,500,000
20	2,000,000	48	4,800,000	76	7,600,000
21	2,100,000	49	4,900,000	77	7,700,000
22	2,200,000	50	5,000,000	78	7,800,000
23	2,300,000	51	5,100,000	79	7,900,000
24	2,400,000	52	5,200,000	80	8,000,000
25	2,500,000	53	5,300,000	81	8,100,000
26	2,600,000	54	5,400,000	82	8,200,000
27	2,700,000	55	5,500,000	83	8,300,000
28	2,800,000	56	5,600,000	84	8,400,000

特任理事規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、定款第21条の2に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）特任理事に関する事項について定める。

第2条〔設置・権限等〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。
- (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

第3条〔任期等〕

- (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。
- (2) 特任理事は、就任する年の4月1日現在で、満70歳未満でなければならない。
- (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、特任理事の任期は通算4期を上限の目安とする。

第4条〔報酬等〕

- (1) 特任理事は、無報酬とし、会議への出席の都度別に定める日当を支払う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬および費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチェアマンが決定した額を報酬等として支給することができる。
- (3) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

第5条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔施 行〕

本規程は、2014年1月1日から施行する。

〔改 正〕

2018年2月27日

2022年1月1日

2025 年 1 月 28 日

〔附 則：2022 年 1 月 1 日改定に関する経過措置〕

第 3 条第 3 項ただし書きの規定は、2022 年における特任理事の選任においては適用しない。

特定費用準備資金等取扱規程

第 1 章 総 則

第 1 条〔目 的〕

本規程は、特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条〔定 義〕

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（以下「認定法施行規則」という）第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう

② 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう

③ 特定費用準備資金等

上記①および②を総称する

第 3 条〔原 則〕

本規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第 2 章 特定費用準備資金

第 4 条〔特定費用準備資金の保有〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）は、特定費用準備資金を保有することができる。

第 5 条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長（以下「チェアマン」という）は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること

第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕

この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、チェアマンは、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という）の予定時期、資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である資産を取得しまたは改良することが見込まれること
- ② その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること

第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資産取得等に必要な最低額および積立期間の変更についても同様とする。

第 4 章 公表および経理処理

第 10 条〔特定費用準備資金等の備置き・閲覧〕

この法人は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を、定款第 40 条第 3 項に基づき事務所において書類を備え置き、かつ一般の閲覧に供する。

第 11 条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、認定法施行規則第 18 条第 1 項、第 2 項および第 4 項ないし第 6 項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第 22 条第 4 項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第 5 章 雑 則

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 13 条〔細 則〕

本規程の実施に必要な細則は、チェアマンが定めるものとする。

第 14 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2019 年 1 月 24 日

寄附金等取扱規程

第1条〔目 的〕

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔定義等〕

（1）本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会にこの法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、募金活動を行うことなく個人または団体から受領する寄附金

（2）本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条〔一般寄附金の募集〕

- （1）この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。
- （2）一般寄附金は、公益目的事業のほか、合理的な範囲内でそれ以外の事業（以下「収益事業等」という。）および法人会計に使用することができる。ただし、収益事業等および法人会計に使用するときは、それぞれ一般寄附金の5割以下を限度とする。

第4条〔特定寄附金の募集〕

- （1）特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目録見書」という）をJリーグに提出し、承認を求めなければならない。
- （2）特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。ただし、募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条〔募金目録見書の交付等〕

- （1）特定寄附金を募集するときは、これに応募した者に対し、募金目録見書を事前に交付しなければならない。
- （2）前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目録見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目録見書を事後に交付することをもって足りる。

第6条〔受領書等の送付〕

- （1）一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく受領書を送

付するものとする。

- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第7条〔募金に係る結果の報告〕

- (1) この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、受領した寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、これらをホームページ上で公開することをもって代えることができる。
- (2) この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記決算書および報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。

第8条〔特別寄附金〕

- (1) この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。
- (2) 前項の寄附金について寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときまたは前項の寄附金を受領することによりこの法人が何らかの負担を負うことになるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- (3) 寄附金が下記各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるものおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第9条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」施行規則第22条第5項各号に定める事項について、（平成18年6月2日法律第49号）事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

第10条〔個人情報保護〕

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第11条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 13 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2020 年 1 月 30 日

2023 年 1 月 1 日

実行委員会規程

第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第7条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構 成〕

- (1) Ｊ１、Ｊ２およびＪ３にそれぞれ実行委員会を設置する。また、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３は、合同で実行委員会を設置する。
- (2) Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」、Ｊ３に設置する実行委員会を「Ｊ３実行委員会」といい、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＪ１実行委員会、Ｊ２実行委員会、Ｊ３実行委員会または合同実行委員会を意味する。
- (3) 各実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - ① Ｊ１実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ１クラブから１名ずつ選任された実行委員
 - ② Ｊ２実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ２クラブから１名ずつ選任された実行委員
 - ③ Ｊ３実行委員会 チェアマン、常勤理事およびＪ３クラブから１名ずつ選任された実行委員
 - ④ 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事ならびにＪ１クラブ、Ｊ２クラブおよびＪ３クラブから１名ずつ選任された実行委員

第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていずれも常勤）であることを要する。

第4条〔任 期〕

- (1) 実行委員は経営会議の承認を経てＪクラブが選任するものとし、その任期は選任後１年経過後最初に開催される経営会議の終結時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ経営会議の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後１年経過後最初に開催される経営会議において別段の決議がなされなかった場合は、当該経営会議において再任されたものとみなす。

第5条〔招 集〕

- (1) チェアマンは、次条の定めに従い、Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会およびＪ３実行委員会を、必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づくＪ１実行委員会、Ｊ２実行委員会およびＪ３実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員総数の３分の２以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の１週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権 限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決議するほか、Ｊリーグの運営に関する重要事項等について、必要に応じて審議検討を行う。

第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 前条に定める理事会からの委嘱事項を決議する場合、当該実行委員会は、各実行委員会における委員総数の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 実行委員会における議決権は１委員につき１個とする。
- (3) 実行委員会の決議は、各実行委員会の出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- (1) 公益財団法人日本サッカー協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 11 条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをＪリーグに保存する。

第 12 条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、チェアマンの指定するＪリーグの担当部門の責任者が統括する。

第 13 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施 行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 21 日

2016 年 1 月 19 日

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2023 年 1 月 1 日

2024 年 1 月 1 日

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第8条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有しまたは学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔削 除〕

第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施 行〕

本規程は、2012 年4月1日から施行する。

〔附 則〕

- (1) 第4条（任期）の規定にかかわらず、2026年2月1日から始まる各専門委員会の委員長および委員の任期は2027年6月30日までとする。なお、本附則（1）は、2026年2月1日から始まる各専門委員会の委員長および委員の任期の任期終了後これを削除する。

〔改 正〕

2013年1月22日

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年1月1日

2022年1月31日

2022年9月27日

2023年1月31日

2026年1月1日

〔別表 1〕 所管事項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 法務委員会	① 定款、Ｊリーグ規約、Ｊリーグクラブライセンス交付規則および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案 ならびに法的解釈・運用に関する事項 ② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 ③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項 ④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討 ⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案
2. マッチコミッショナー委員会	① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案 ② マッチコミッショナー候補者の選考 ③ マッチコミッショナー研修会の企画・立案 ④ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理 ⑤ マッチコミッショナーの割当て ⑥ 各種通達事項作成
3. マーケティング委員会	① t o C戦略に関する制度の検討・立案 ② パートナー契約に関する事項の検討・立案 ③ 公衆送信権に関する事項の検討・立案 ④ 商品化事業に関する事項の検討・立案 ⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案
4. フットボール委員会	① フットボール戦略に関する事項の検討・立案 ② 強化・育成に関する事項の検討・立案 ③ 試合日程・リーグ構造・大会方式に関する事項の検討・立案 ④ フットボールの魅力向上に関する事項の検討・立案 ⑤ その他フットボールに関する各種制度等の検討・立案

役員指名報酬委員会規程

第1条 〔目的〕

- (1) 本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）の役員指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」という）の運営について必要な事項を定める
- (2) 指名報酬委員会は、Ｊリーグの適切な経営体制の構築に資することを目的とする。

第2条 〔指名報酬委員会の設置〕

- (1) 理事、監事および執行役員の指名等ならびに理事および執行役員の報酬等（一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 89 条に定める意味を有するものとする）の決定に関する手続きの公正性、透明性および客観性を強化するため、Ｊリーグに指名報酬委員会を設置する。
- (2) 指名報酬委員会を構成する委員は以下の者とし、理事会の決議により任命する。
 - ① Ｊリーグの理事のうち、チェアマンを含む業務執行理事または常勤の理事、公益財団法人日本サッカー協会の要職を兼ねる理事およびＪクラブに籍を有する理事以外の理事（以下「社外理事」という） 3 名（社外理事が 4 名以上存在する場合、互選による）
 - ② 実行委員 2 名（委員候補者の選任方法は次項の定めに従う）
 - ③ 前 2 号のほか、指名報酬委員会が委員として適任であると判断したその他の者 0 名ないし 2 名
- (3) 前項第 2 号に定める実行委員の委員候補者の選出は、以下各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 委員候補者の選出は、全ての実行委員による無記名推薦により行う。なお、推薦の対象となる実行委員は、委員選任時点で実行委員就任から 1 年以上が経過した者に限るものとし、当該要件を満たす実行委員が所属するクラブの直近営業年度における売上高の上位半数と下位半数からそれぞれ 1 名ずつ推薦するものとする
 - ② 前号による推薦数の上位各 1 名ずつを委員候補者とする
 - ③ 前号の委員候補者が委員への就任を辞退する場合、推薦数が次点の者を委員候補者とするものとし、以後同様とする
 - ④ 推薦数が同数となった場合、当該実行委員間での互選で委員候補者を決定する
 - ⑤ 委員候補者が決定した場合、委員候補者の次点以下 2 名の実行委員が補欠となる。補欠者が委員となった場合または補欠者が委員への就任を辞退する場合、さらにその次点の者が補欠となるものとし、以後同様とする。推薦数が同数の者がいる場合は、当該実行委員間の互選で補欠者を決定する。
- (4) 指名報酬委員会には委員長 1 名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

第3条 〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は、前条第2項の定めに従い委員に任命された日から、理事および監事の改選を行う定時社員総会が終了する日までとし、新たな委員の任命は、当該定時社員総会后速やかに行われるものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、委員が以下各号に該当する場合、任期満了前に委員を退任するものとする。
 - ① 社外理事または監事（次項に基づき補欠者として選任された場合に限り）がその職位を失ったとき
 - ② 実行委員がその職位を失い、かつ所属するクラブにおいて何らの役職も持たなくなったとき
 - ③ 委員が常勤理事候補となる具体的可能性が生じ、公正な立場からの審議参加が困難になるおそれがあると指名報酬委員会が判断したとき
- (3) 前項第1号に該当する場合、他の社外理事が新たに委員候補者となるものとする。複数の社外理事が存在する場合、互選による。候補となる社外理事が存在しない場合、監事が補欠者となるものとする。複数の監事が存在する場合、互選による。
- (4) 第2項第2号または第3号に基づく実行委員たる委員の変更については、第2条第3項第5号に定める補欠者が新たな委員となるものとする。
- (5) 第2項第3号に基づく委員の変更については、第2条第2項の定めにかかわらず、理事会決議によらず指名報酬委員会の決定により実施することができるものとし、指名報酬委員会は、第5条第1項第2号に定める理事会への候補者原案の答申を実施する際に変更の報告を行うものとする。
- (6) 前3項の定めに従い選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は再任を妨げない。

第4条 〔指名報酬委員会の開催〕

- (1) 指名報酬委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、必要に応じて随時開催する。
- (2) 指名報酬委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 指名報酬委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 指名報酬委員会は、全委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、決議することはできない。当該会議は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (5) 指名報酬委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する者は決議には参加しないものとし、この場合、当該委員は出席委員の数に参入しない。
- (6) 指名報酬委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
- (7) 指名報酬委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

第5条 〔指名報酬委員会の役割〕

- (1) 指名報酬委員会は、理事会の諮問に応じて、以下の各号の事項について審議し、理事会に対して答申する。
 - ① 理事の選任に関する基準案（スキルマトリクス等を含む）
 - ② 理事および監事の選任および解任に関する原案
 - ③ チェアマンの選定および解職案
 - ④ 執行役員の選任および解任案
 - ⑤ 理事および執行役員が受ける報酬等の方針に関する事項
 - ⑥ 理事および執行役員が受ける報酬限度額に関する事項
 - ⑦ 理事および執行役員の個別の報酬額に関する事項（変動報酬指標の設定および退職慰労金に関する事項を含む）
 - ⑧ その他前各号に付随する事項
- (2) 指名報酬委員会は、前項に定めるもののほか、理事の変動報酬指標の充足状況に関する評価を行う。
- (3) 指名報酬委員会は、理事会に対し、指名報酬委員会の職務の執行状況を適時に報告するものとする。

第6条 〔議事録の作成〕

指名報酬委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録（電磁的記録を含む）を作成し、委員長が記名押印（電子署名を含む）し、Ｊリーグに保管する。

第7条 〔事務局〕

- (1) 指名報酬委員会の運営を円滑に行うために事務局を設置する。
- (2) 事務局は、委員長の指示により会議の招集を行うほか、必要な事務処理および議事録の作成を担当する。

第8条 〔改 定〕

本規程の改定は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第9条 〔施 行〕

- (1) 本規程は、2023 年 1 月 1 日から施行する。
- (2) 本規程の施行に伴い、役員報酬委員会規程を廃止する。

〔改 正〕

2026年4月28日

規律委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Ｊリーグ規約」第9条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および5名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、規律委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (3) 委員長および委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Ｊリーグの役職員、裁定委員会の委員長もしくは委員またはＪクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算4期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条〔会議および議決〕

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 規律委員会は、委員長および2名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条〔書面等による審議および議決〕

- (1) 前条の定めにかかわらず、規律委員会の審議は、書面、電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により行うことができる。本項による場合、委員長および2名以上の委員が審議に参加する旨の意思を示さなければ、審議を行うことができない。

い。

- (2) 本条に基づく規律委員会の議事は、委員長および参加の意思を表示した委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 1人以上の委員が会議の開催を要求した場合、委員長は、すみやかに前条の会議を招集しなければならない。

第6条〔規律委員会の手続〕

規律委員会の審議、調査の手続きは、本規程およびＪリーグ規約に特に定めるものを除き、公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程（以下「ＪＦＡ懲罰規程」という）に定めるところによる。

第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

規律委員会は、理事会の承認を得て、ＪＦＡ懲罰規程別紙２「懲罰基準の運用に関する細則」第8条（出場停止処分の消化に関する特別規定）に定める、Ｊリーグにおける出場停止処分に関する取扱いについての細則を定めることができる。

第8条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施 行〕

本規程は、2020年1月30日から施行する。

〔附 則〕

- (1) 第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長の選任においては適用しない。
- (2) 第3条（委員の任期）の規定にかかわらず、2026年2月1日から始まる委員の任期は2027年6月30日までとする。なお、本附則（2）は、2026年2月1日から始まる委員の任期の任期終了後これを削除する。

〔改 正〕

2022年1月1日

2026年2月1日

裁定倫理委員会規程

第 1 節 総 則

第 1 条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第10条第 2 項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）裁定倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第 2 条〔組織および委員〕

- (1) 裁定倫理委員会は、委員長、4 名以内の裁定委員および 2 名の人権倫理委員をもって組織する。なお、裁定委員と人権倫理委員の兼務を妨げない。
- (2) 委員長は、裁定倫理委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- (3) 委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 人権倫理委員は、前項の資格に加え、人権、倫理、コンプライアンス、ハラスメント防止、またはそれらに関連する分野について、専門的知見、実務経験、またはこれに準ずる能力を有する者とする。なお、人権倫理委員は、その職務の独立性および中立性を確保できる者でなければならない。
- (5) 委員長および委員は、Ｊリーグの役職員、規律委員会の委員長もしくは委員またはＪクラブの役職員を兼ねることができない。
- (6) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (7) 委員長および委員は、非常勤とする。

第 3 条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算 4 期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条〔会議および議決〕

- (1) 裁定倫理委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定倫理委員会は、委員長および委員の過半数の出席をもって開くことができる。ただし、人権倫理委員 1 名以上の出席を必須とする。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 裁定倫理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する

第5条〔審理の非公開〕

裁定倫理委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定倫理委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第6条〔言語〕

- (1) 裁定倫理委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第2節 紛争解決

第7条〔申立手続き〕

- (1) Jリーグ規約第129条の定めに従い、チェアマンの決定を求めるJリーグ関係者（以下「申立人」という）は、裁定倫理委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJリーグに当該手数料を納付しなければならない。

第8条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定倫理委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部および前条第1項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。

第9条〔答 弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定倫理委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - ① 答弁書
 - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し

- ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第 1 号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定倫理委員会は、前 2 項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書 1 部および前項第 2 号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。
- (5) 裁定倫理委員会は、第 1 項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第 10 条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き 3 部（原本を提出するときは、その写しを含めて 3 部）とする。ただし、当事者が 3 名以上のときは、当事者 1 名につき 1 部増加する。

第 11 条〔申立内容の変更〕

申立人は、裁定倫理委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定倫理委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第 12 条〔代理人〕

弁護士および裁定倫理委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第 13 条〔審理または調査のための権限等〕

裁定倫理委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求めまたは資料の提出を命じることができる。

第 14 条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第 15 条〔裁 定〕

- (1) 裁定倫理委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③ 主文（裁定倫理委員会の判断の結論）

- ④ 判断の理由
- ⑤ 裁定書の作成年月日
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第 16 条〔和 解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定倫理委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前項の書面には、前条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 5 号ならびに第 2 項に定める事項を記載するものとする。

第 3 節 諮問手続

第 17 条〔諮問手続〕

- (1) 裁定倫理委員会は、諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。なお、J リーグ規約第134条第 5 項に基づき理事会が懲罰の決定をする場合は、本節中「チェアマン」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。
- (2) 前項の審議は、第 4 条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

第 18 条〔事情聴取〕

裁定倫理委員会は、諮問手続に際し委員長が必要と判断した場合、自らまたは裁定倫理委員会の指定する者により、当事者等に対して事情聴取を行うことができる。

第 19 条〔答 申〕

- (1) 裁定倫理委員会は、チェアマン又は理事会からの懲罰案に関する審議の結果について、書面または電磁的方法により答申書を作成し、チェアマンに通知する。なお、答申書には、懲罰の内容および判断の理由が含まれているものとする。
- (2) 裁定倫理委員会は、J リーグ規約第134条第 2 項または第 3 項に定める違反行為について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰が不相当と解される合理的な理由がある場合、懲罰の内容について、理事会が決定するよう決議することができる。この場合、前項に基づくチェアマンへの答申書の提出は不要とする。

第 4 節 職権による調査等

第 20 条〔職権による調査等〕

- (1) 裁定倫理委員会は、J リーグに関連して発生した人権侵害事案について、調査し、審議することができるものとする。

- (2) 裁定倫理委員会は、前項の調査、審議の結果、人権侵害があったと認められた場合、チェアマンに報告するものとする。
- (3) 裁定倫理委員会は、前項の場合において、当該事案について、チェアマンとの利益相反が疑われるなど、チェアマンによる懲罰が不相当と解される合理的な理由がある場合、懲罰の内容について、理事会が決定するよう決議することができる。この場合、前項の報告は、理事会に対して行うものものとする。

第 4 節 附 則

第 21 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 22 条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2022年1月1日

2026年2月1日

〔附 則〕

- (1) 第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長の選任においては適用しない。
- (2) 第3条（委員の任期）の規定にかかわらず、2026年2月1日から始まる委員の任期は2027年6月30日までとする。なお、本附則（2）は、2026年2月1日から始まる委員の任期の任期終了後これを削除する。

Jリーグ配分金規程

第1条〔規程の目的〕

本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第122条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）における公益目的事業の一環としてなされるJリーグからJリーグの各正会員（以下「Jクラブ」という）に対する配分金等の取扱いについて定める。

第2条〔配分金の意義〕

本規程において配分金とは、規約第118条ないし第121条に定める事業収入等を原資として、JリーグからJクラブに支給される金銭であって次条に定めるものをいう。

第3条〔配分金の種類〕

配分金は、以下の各号に定める通り分類される。

① Jクラブ支援費

Jリーグの理念に基づき、Jクラブの活動を支援する目的で配分されるものであって、以下に定めるもの

イ. 事業協力配分金

Jリーグのパートナー企業とのサッカーの普及活動を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのJクラブに対して支給されるもの

ロ. 理念強化配分金

第8条第1項各号に定める事項を目的とし、公衆送信権利収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、支給を開始する事業年度（「事業年度」とは、定款38条で定めるJリーグの事業年度をいう。以下同じ）の前シーズン（各事業年度において最初の公式試合が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。以下同じ）のJ1リーグ戦の年間競技順位1位から10位および年間ファン指標順位1位から10位および年間ファン指標順位1位から10位のJクラブに対して最長2事業年度にわたって支給されるもの。ただし、支給する事業年度毎に次条第1項第4号に定める受領資格要件の充足状況について審査を行う

ハ. ACLサポート配分金

国際大会におけるJクラブの競技力の向上を目的とし、公衆送信権利収益を原資として、第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件に、支給する事業年度のアジアサッカー連盟主催のAFCチャンピオンズリーグ（ACL）に参加した各Jクラブに対してその遠征費等について一定割合を補助するもの

ニ. ファン指標配分金

スタジアム来場者数の向上を目的とし、公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

ホ. アカデミー支援配分金

技術レベルの高いプロサッカー選手の育成を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

ヘ. フェアプレー推進配分金

公式試合におけるフェアプレーの推進を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

ト. キャンプ支援配分金

シーズン移行に伴うＪクラブのキャンプ費用増加分の支援を目的とし、協賛金収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

② 公衆送信権料配分金

公衆送信権料収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

③ 商品化権料配分金

商品化事業収益を原資として、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

④ 一般交付金

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第4条に基づくスポーツ振興投票の対象試合の計画的かつ安定的な開催の確保を目的とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターからＪリーグに支払われる支援経費の範囲内で、第5条第1項に基づきＪリーグの理事会の決議が得られることを条件に、全てのＪクラブに対して支給されるもの

第4条〔配分金の額等の決定〕

- (1) 各配分金については、支給する事業年度のシーズンの始まる日の前日までに、Ｊリーグの理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。

① 配分金の種類ごとの総額

② 配分金の支給対象となるＪクラブへの配分金の額または計算方法

③ 配分金の支給方法および支給時期

④ 配分金の受領資格要件

- (2) 前項第4号で定める受領資格要件は以下を含むが、これらに限らない。

① 支給対象となるＪクラブが、支給する事業年度にかかるシーズンについてＪリーグクラブライセンスまたはＪ３クラブライセンスの交付を受け、次条第1項の理事会決議時において現に維持していること

② 支給対象となるＪクラブが、支給する事業年度のＪ１、Ｊ２またはＪ３のいずれかのリーグ戦に参加していること

- ③ 理念強化配分金に関しては、支給対象候補のＪクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が第８条第１項各号に定める目的に合致していること

第５条〔配分金の支給の決定〕

- (1) Ｊリーグは、前条第１項の理事会より後に開催される理事会において、各配分金の支給対象Ｊクラブが当該配分金毎に受領資格要件を充足しているかについて審査するものとし、審査に合格したＪクラブに対してのみ当該配分金を支給することを承認するものとする。
- (2) 理事会が理念強化配分金について前項の審査を行う場合は、それに先行して、審査委員会（第８条に定める。以下同じ）がＪクラブからＪリーグに対し提出された理念強化配分金活用計画書に基づき、理念強化配分金の活用計画が第８条第１項各号に定める目的に合致するかについて審査を行い、審査委員会はその審査結果を理事会に答申するものとする。
- (3) Ｊリーグは、理事会が各配分金について第１項の承認をした場合は、当該配分金の支給対象として決定したＪクラブに対しすみやかに支給通知書を交付するものとする。

第６条〔受領資格不適合〕

Ｊリーグは、各配分金について前条第１項に定める理事会の承認を得られなかったＪクラブに対しては、当該支給する事業年度について、当該配分金の支給を行わない。

第７条〔活用実績の審査〕

- (1) 理念強化配分金の支給対象となったＪクラブは、理念強化配分金の活用実績について、理念強化配分金の支給を受けたＪリーグの事業年度終了後３か月以内に、Ｊリーグに対し、理念強化配分金活用実績報告書を提出する。
- (2) 審査委員会は、前項によりＪクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書に基づき、当該Ｊクラブが理念強化配分金を前事業年度に提出された理念強化配分金活用計画書または次条第１項各号に定める目的に則って活用したか否かについて審査を行い、その審査結果を理事会に答申するものとする。
- (3) Ｊリーグの理事会は、第１項に基づきＪクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書および前項の審査委員会の審査結果の答申を踏まえて、Ｊクラブの理念強化配分金の活用実績を承認する。
- (4) 前項の理事会の承認が得られなかった場合、Ｊリーグは、理事会の決議に基づきＪクラブに対して、その審査結果に応じて、前事業年度に支給した理念強化配分金の全部または一部の返還を請求することができるものとする。

第8条〔審査委員会〕

- (1) 審査委員会は、外部委員2名を含む合計5名の審査委員で構成され、以下の各号に定める理念強化配分金の目的に照らして、第2項に定める事項を審査することを目的として組織する。
 - ① 日本サッカーの水準向上およびサッカーの普及促進
 - ② 若年層からの一貫した選手育成
 - ③ フットボール環境整備
 - ④ 選手や指導者の地域交流および国際交流の推進ならびにスポーツ文化の振興
- (2) 審査委員会の審査事項は、以下の各号に定める通りとする。
 - ① 理念強化配分金支給対象候補のＪクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が、前項各号に定める目的に合致するか否か
 - ② 理念強化配分金支給対象のＪクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書における理念強化配分金の活用実績が、前事業年度に提出された理念強化配分金活用計画書または前項各号に定める目的に則って活用されたか否か
- (3) 審査委員の選任は理事会の決議事項とし、任期は2年とする。なお、外部委員については、以下の各号の要件を満たす者とする。
 - ① 過去5年間、Ｊリーグおよびその関連会社における役職員でなかった者
 - ② 過去5年間、Ｊクラブおよびその関連会社における役職員でなかった者
 - ③ 弁護士、公認会計士または税理士の資格を有する者

第9条〔審査委員会の決議〕

- (1) 審査委員会は、外部委員1名以上を含む過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の同意により決議する。ただし、理念強化配分金支給対象候補または理念強化配分金支給対象のＪクラブと利害関係を有する出席委員は議決権を有せず、当該委員は定足数の算定にあたっては除外するものとする。
- (2) 第5条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用計画書の内容等を検討するものとする。
- (3) 第7条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用実績報告書の内容等を検討するものとする。
- (4) 審査委員は、前2項の審査に必要な情報をＪリーグおよびＪクラブに要求することができ、ＪリーグおよびＪクラブは正当な理由がある場合を除き、審査委員の要求に応えなければならない。

第10条〔議事録〕

審査委員会の議事録は、出席審査委員全員の記名・捺印を要するものとする。

第 11 条〔細 則〕

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 13 条〔施 行〕

本規程は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

〔附 則〕

- (1) 第 3 条（配分金の種類）第 1 号ロの規定にかかわらず、2025 年 1 月 1 日から始まる事業年度及び 2026 年 1 月 1 日から始まる事業年度に支給が開始される理念強化配分金は、最長 3 事業年度にわたって支給されるものとし、2026 年 7 月 1 日から始まる事業年度に支給が開始される理念強化配分金は、J 1 百年構想リーグの最終競技順位 1 位から 10 位およびファン指標順位 1 位から 10 位の J クラブに対して最長 2 事業年度にわたって支給されるものとする。なお、本附則（2）は、27/28 シーズン終了後これを削除する。
- (2) 第 3 条（配分金の種類）第 1 号トに基づくキャンプ支援配分金の支給は、2026 年 1 月 1 日から始まる事業年度から 2031 年 6 月 30 日までの 5 事業年度に限り支給する。
- (3) 第 8 条（審査委員会）の規定にかかわらず、2026 年 2 月 1 日から始まる審査委員の任期は 2027 年 6 月 30 日までとする。なお、本附則（5）は、2026 年 2 月 1 日から始まる審査委員の任期終了後これを削除する。

〔改 正〕

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2024 年 2 月 1 日

2025 年 1 月 1 日

2026 年 1 月 1 日

リーグ戦安定開催融資規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第27条に基づき、リーグ戦安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Ｊクラブの財政難によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属するＪリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、ＪリーグがＪクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。

第3条〔本融資制度の原資〕

制度融資の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第4条〔融資限度額〕

制度融資の金額は、原則として１クラブあたり３億円を上限とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきＪリーグが融資できる期間の開始日は、７月１日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、Ｊ１クラブおよびＪ２クラブの場合はＪ１参入プレーオフ、Ｊ３クラブの場合はＪ３リーグ戦の最終節の日とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から６月30日までの間は、制度融資は行わない。

第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するＪクラブは、以下の資料を提出のうえ、Ｊリーグに融資の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「融資申込書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）
- ③ ホームタウンの首長名で作成された「Ｊクラブの融資申請にかかる同意書」（当該同意書がホームタウンから提出されない場合は、Ｊリーグは「Ｊクラブに対する融資実行通知」をホームタウンに送付することで代えることができる）
- ④ Ｊリーグが個別に指定する、融資申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

第7条〔担保の設定〕

Jリーグは、制度融資を申請したJクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。その場合において、Jリーグは、当該Jクラブが上記担保として適当な財産か否か、その価額その他必要事項について調査することができる。

第8条〔融資の審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したJクラブへの融資実行の可否は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条〔融資実行にともなう制裁〕

制度融資を受けるJクラブに対する制裁として、融資の決定と同時に、原則としてリーグ戦における勝点を10点減ずる。

第10条〔融資事実の公表〕

Jリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたJクラブおよび当該Jクラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該Jクラブに対する制裁の内容

第11条〔融資審査申請Jクラブの管理〕

- (1) Jリーグは、第6条に基づき融資の審査を申し込んだJクラブを、当該申込日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該Jクラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該Jクラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。

第12条〔返済できなかった場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたJクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたJクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該Jクラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのJリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスを原則として交付しないまたは取消すものとする。

第13条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔附 則〕

- (1) 第5条（融資可能期間）の規定にかかわらず、2026年1月1日から始まる本融資制度に基づきＪリーグが融資できる期間の開始日は1月1日とする。本融資制度における返済期日は、Ｊ１クラブの場合はＪ１百年構想リーグの最終日、Ｊ２およびＪ３クラブの場合はＪ２・Ｊ３百年構想リーグの最終日とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。本附則（１）に定める返済期日から 6月30日までの間は、制度融資は行わない。なお、本附則（１）は、2026年6月30日以降これを削除する。

〔改 正〕

2014年1月21日

2016年1月19日

2017年1月25日

2019年1月24日

2026年1月1日

大規模災害時補填規程

第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第28条第2項に基づき、大規模災害時補填制度（以下「本補填制度」という）の運営について定める。

第2条〔本補填制度の趣旨〕

本補填制度は、大規模災害によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合について予定日程どおりの開催が不可能な事態となった場合やＪクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、代替地や代替日程によって大会を無事に終了させることまたはＪクラブの活動を通常に戻すことを目的にＪリーグがＪクラブに資金補填を行うものである。

第3条〔補填の対象となる大規模災害〕

補填の対象となる大規模災害とは、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定もしくは指定される見込みの災害またはこれに準じる災害をいう。

第4条〔本補填制度の原資〕

Ｊリーグが本補填制度によってＪクラブに補填する資金の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第5条〔補填の申請〕

本補填制度に基づく補填を希望するＪクラブは、以下の資料を提出の上、Ｊリーグに補填の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「補填申込書」
- ② 本補填制度に基づく補填を申請することおよび補填後の収支計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする。）
- ③ Ｊリーグが個別に指定する、補填申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

第6条〔補填の決定〕

本補填制度に基づく補填を申請したＪクラブへの補填実行の可否、補填金額等は、Ｊリーグが、別途定める基準に従い決定する。

第7条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、2017年1月25日から施行する。

〔改正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年5月27日

2023年1月1日

試合実施時における Ｊリーグ安全理念

Ｊクラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。

1. 観客の安全を何よりも優先する。
2. 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。
3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
4. 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神に則った応援・観戦を心から願う。
5. スタジアムの安全性の充実を目指す。

スローガン

試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである。

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督および審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

- (1) J 1 リーグ戦における年間順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 300,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - ② 2位：賞金 120,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 60,000,000円
- (2) J 2 リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
 - ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
 - ③ 3位：賞金 5,000,000円
- (3) J 3 リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
 - ② 2位：賞金 2,500,000円

第3条〔フェアプレー賞〕

- (1) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞としてそれぞれ金5,000,000円の賞金および記念品を授与する。ただし、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とし、反則ポイントが同数となるチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、金5,000,000円を均等配分する。
- (3) J 2 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。また、反則ポイント数最少チームについては、金2,500,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。
- (4) J 3 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が38ポイント以下のチームのうち、

反則ポイント数が少ない上位3チームに対し、フェアプレー賞として記念品を授与する。
また、反則ポイント数最少チームについては、金1,000,000円の賞金を授与する。なお、反則ポイントが同数のチームが複数あることにより上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とする。ただし、反則ポイント最少チームが複数ある場合、該当賞金を均等配分する。

- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2024 明治安田J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000円、記念品
- ② 優秀選手賞：記念品
- ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000円、記念品
- ④ 得点王：賞金 1,000,000円、記念品
- ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑧ 優勝監督賞：賞金 1,000,000円、記念品
- ⑨ 優秀監督賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑩ 最優秀主審賞：旅行券(950,000円分)、記念品
- ④ 最優秀副審賞：旅行券(950,000円分)、記念品

- (2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。

- ① J2リーグ最優秀選手賞：賞金 500,000円、記念品
- ② J2リーグ優秀選手賞：記念品
- ③ J2リーグベストイレブン：記念品
- ④ J2リーグ得点王：記念品
- ⑤ J2リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑥ J2リーグ優勝監督賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑦ J2リーグ優秀監督賞：賞金 250,000円、記念品
- ⑧ J2リーグフェアプレー個人賞：記念品

- (3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。

- ① J3リーグ最優秀選手賞：賞金 200,000円、記念品
- ② J3リーグ優秀選手賞：記念品
- ③ J3リーグベストイレブン：記念品
- ④ J3リーグ得点王：記念品
- ⑤ J3リーグ最優秀ゴール賞：記念品
- ⑥ J3リーグ優勝監督賞：賞金 200,000円、記念品
- ⑦ J3リーグ優秀監督賞：賞金 100,000円、記念品
- ⑧ J3リーグフェアプレー個人賞：記念品

- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。

る。

- ① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する
- ② 各リーグ戦における優秀監督賞：優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする
- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 150,000,000円、Jリーグカップ、メダル
 - ② 2位：賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- (2) リーグカップ戦における最優秀選手およびニューヒーロー賞の受賞選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労金〕

- (1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつJリーグが承認した者に対し、功労金を支払う。
- (2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合（現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む）とする。
- (3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。
 - ① 2020年シーズンから2025年シーズンまでの間にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること
 - ② 2026特別シーズン開始から、明治安田Jリーグ百年構想リーグ試合実施要項第10条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかった場合を除く）
 - ③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと
- (4) Jリーグは、本条第1項に基づき、受領資格保有者に対して、通算出場試合相当数に応じて定める以下の区分に従い、功労金を支払う。なお、功労金は、各受領資格保有者あたり1回のみ支払われるものとする。ただし、一度Jリーグ登録を喪失した者がその後のシーズンにおいて再度Jリーグ登録された場合、通算出場試合相当数の算定は継続するものとし、通算出場試合相当数が新たな区分に該当することとなった受領資格保有者に対しては、それまでの区分と新たに該当する区分の差額相当額を支払うものとする。
 - ① 300試合相当数未満：支払対象外
 - ② 300試合相当数以上 400試合相当数未満：金1,000,000円
 - ③ 400試合相当数以上 500試合相当数未満：金2,000,000円

- ④ 500試合相当数以上：金3,000,000円
- (5) 前項の通算出場試合相当数は、功労金支払対象者がＪ２クラブまたはＪ３クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。
 - ① Ｊ２クラブでの出場試合：0.9
 - ② Ｊ３クラブでの出場試合：0.8

第7条〔功労者表彰〕

- (1) Ｊリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、Ｊリーグが決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Ｊクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、第4条第4項に定める選考委員会が決定する。

第9条〔社会連携活動の表彰〕

- (1) Ｊクラブの行う社会連携活動における実績を讃え、記念品等を授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるＪクラブ等は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定するほか、Ｊクラブ実行委員による投票ならびにファン・サポーターによる投票にて決定する。

第10条〔Ｊリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するＪリーグアウォーズは、原則としてリーグ戦終了後に行う。
- (2) Ｊリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Ｊリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Ｊリーグの「旅費規程」に基づきＪリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりＪリーグが負担する。
 - ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Ｊリーグの「旅費規程」に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Ｊリーグの「旅費規程」に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Ｊリーグアウォーズには、Ｊリーグの指定する関係者を招待する。
- (5) 前2項の規定は、Ｊリーグアウォーズをオンライン開催とする場合には適用しない。

第11条〔月額表彰〕

- (1) 各月のＪ１リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与す

る。

- ① J 1 リーグ月間優秀選手賞：賞金 300,000円、記念品
 - ② J 1 リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ J 1 リーグ月間優秀監督賞：記念品
 - ④ J 1 リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ⑤ J 1 リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (2) 各月のJ 2 リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① J 2 リーグ月間優秀選手賞：賞金 200,000円、記念品
 - ② J 2 リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ J 2 リーグ月間優秀監督賞：記念品
 - ④ J 2 リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ⑤ J 2 リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (3) 各月のJ 3 リーグ戦において次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① J 3 リーグ月間優秀選手賞：賞金 100,000円、記念品
 - ② J 3 リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ J 3 リーグ月間優秀監督賞：記念品
 - ④ J 3 リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ⑤ J 3 リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (4) 前3項の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- (5) 各賞の呼称はJリーグが自由に決定できるものとする。

第 12 条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 13 条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014年1月21日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2020年6月23日

2021年1月1日

2021年5月27日

2022年1月1日

2022年1月31日

2023年2月22日

2024年1月1日

2024年3月7日

2024年11月18日

2025年1月1日

2026年1月1日

旅 費 規 程

第 1 条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。

第 2 条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) Ｊ１クラブおよびＪ２クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とするただし、
 - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 20,000 円以下とするただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある
- (2) Ｊ３クラブの公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とするただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急または B 寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 12,000 円以下とするただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
- (3) 前 2 項の定めにかかわらず、ルヴァンカップにおけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は 31 名（役員およびチームスタッフ 11 名、選手 20 名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とするただし、
 - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の 1 泊分として 1 名につき金 20,000 円以下とする
- ただし、

- イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊を認めることがある
- (4) 前 3 項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有する J クラブが負担する。
- (5) 前項の規定にかかわらず、第 1 項から第 3 項に基づき計算した各チームの移動距離（スタジアム間の直線距離）に著しい差異が生じた場合、J リーグの定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第 3 条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- (1) J 3 を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円以下とする。

宿泊は原則として自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離（以下、「本件移動距離」という）が 200km 以上のときに前泊を認める。ただし、特別の事情があるときは、本件移動距離にかかわらず、前泊もしくは後泊またはその双方を認めるものとする。

- ② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

- (2) J 3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1 泊につき金 12,000 円以下とする

宿泊は原則として件移動距離が 200km 以上のときに前泊を認める。ただし、特別の事情があるときは、本件移動距離にかかわらず、前泊もしくは後泊またはその双方を認めるものとする。

- ② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

- (3) J リーグ規約第 4 章第 4 節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、主管者が支給する。

- (4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。

- ① 宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする

ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

第4条〔監督・コーチ等の行事参加〕

(1) J1クラブおよびJ2クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 20,000 円以下とする

(2) J3クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする

② 宿泊費は、1泊につき金 12,000 円以下とする

第5条〔選手の行事参加〕

選手が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、Jリーグが支給する。

第6条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第7条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014年1月21日

2016年1月19日

2017年1月25日

2018年1月30日

2019年1月24日

2020年1月30日

2024年1月1日

2025年2月1日

2025年2月25日

2026年1月1日

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、サッカー競技規則およびＪリーグ規約第49条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。

第3条〔ユニフォームの色彩〕

ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること
- ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること
- ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で1色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること
- ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること
- ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること

第4条〔ユニフォームの事前承認〕

Ｊクラブは、使用するユニフォームに関し、Ｊリーグの事前承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

Ｊクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕

(1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。

- ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色を使用するものとし、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする
- ② 選手番号には、Ｊリーグ規約第124条第1項の定めに従いＪリーグに承認されたＪクラブプロパティのうち、クラブエンブレム、クラブロゴおよびそれらに準ずるもの（ただし、商品および役務の区分第25類について商標登録がなされていることを条件とする）のいずれかを、各番号につき1箇所に表示することができる。ただし、選手番号の視認性を妨げるものであるとＪリーグが判断した場合はこの限りでない
- ③ 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする

イ. シャツ

(a) 場 所：前面 1 か所（任意）

サイズ：10～15cm²の間

(b) 場 所：背面 1 か所（必須）

サイズ：25～35cm²の間

ロ. ショーツ（必須）

場 所：前面右下 1 か所

サイズ：8～15cm²の間

(2) 選手番号は、0 は不可とし、1 をゴールキーパー、2～11 をフィールドプレイヤーとする。12～99 はポジションと無関係とする。

(3) ゴールキーパーがフィールドプレイヤーとして出場する場合、ゴールキーパーの選手番号を付けたフィールドプレイヤーのユニフォームを使用しなければならない。また、フィールドプレイヤーがゴールキーパーとして出場する場合、選手番号のないゴールキーパーのユニフォームを着用しなければならない。

(4) シャツには、次のものを表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：300cm²以下

② チームエンブレム

場 所：胸部分に 1 点

サイズ：100cm²以下

(5) ショーツには、次のいずれかのものを 1 か所表示することができる。

① チーム名

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm²以下

② チームエンブレム

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm²以下

(6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。

① 選手番号

場 所：任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm²以下

② チーム名

場 所：任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm²以下

③ チームエンブレム

場 所：任意の場所に左右各 2 か所まで

サイズ：片方につき合計で50cm²以下

第 7 条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、Jリーグが指定するアームバンドを着用し、キャプテンであるこ

とを明確に表示しなければならない。

第8条〔指定マーク等〕

- (1) シャツの右袖上腕部には、Ｊリーグが大会に応じて指定するマークを１点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下のとおりとする。

サイズ：縦8.4cm×横6cm以下

- (2) Ｊ１リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、Ｊリーグ指定の「Ｊ１リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。

① シャツ

場 所：胸 1 か所

サイズ：20cm²以下

② ショーツ

場 所：任意の場所に 1 か所

サイズ：20cm²以下

③ ソックス

場 所：左右各 2 か所まで

サイズ：各 1 か所ずつ表示する場合は、それぞれ20cm²以下

各 2 か所ずつ表示する場合は、1 点につき10cm²以下

- (2) ユニフォームには、Ｊリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。

① シャツ

場 所：任意の場所

サイズ：8 cm²以下

② ショーツ

場 所：任意の場所

サイズ：8 cm²以下

③ ソックス

場 所：任意の場所

サイズ：5 cm²以下

第10条〔広告の表示〕

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」によりＪリーグに届け出をし、承認を得なければならない。

- (2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに6か所まで、ショーツ前後面に1

か所ずつ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1stユニフォーム、2ndユニフォーム、3rdユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。また、フィールドプレーヤーとゴールキーパーのユニフォームとで異なる広告を表示することができる。

- (3) 1stユニフォーム、2ndユニフォームおよび3rdユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。

- (4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

イ. 場 所：前面の選手番号上部または下部1か所

サイズ：300cm²以下

ロ. 場 所：前面の鎖骨部分左右2か所

サイズ：各50cm²以下

ハ. 場 所：前面の裾部分左右2か所

サイズ：各40cm²以下

ニ. 場 所：背面の選手番号上部または下部1か所

サイズ：200cm²以下

ホ. 場 所：裾1か所（背面の選手番号の下から裾までを3等分した下部2/3のスペース内とする）

サイズ：150cm²以下

ヘ. 場 所：左袖の任意の場所に1か所

サイズ：50cm²以下

② ショーツ

イ. 場 所：前面左側の任意の場所に1か所

サイズ：80cm²以下

ロ. 場 所：後面左右2か所（中央線をまたいではないものとする）

サイズ：80cm²以下

- (5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会またはJリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。

第11条〔選手名の表示〕

- (1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。

- (2) 前項の表示をする場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

場 所：背面の選手番号上部または下部

サイズ：Jリーグの指定するサイズ

② ショーツ

場 所：前面右下の選手番号上部または下部

サイズ：50cm²以下

第 12 条〔その他表示できるもの〕

第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。

- ① ホームタウン名またはホームタウンが属する都道府県名
場所：右袖 1 か所
サイズ：50cm²以下
- ② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガン（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする）およびエンブレム）
 - イ. 場所：前面または左袖のうち 2 か所
サイズ：50cm²以下
 - ロ. 場所：背面襟元中央部分 1 か所
サイズ：12cm²以下
- ③ 優勝回数に相当する個数の星印
- ④ 試合に関連する以下の情報
 - イ. 開催日
 - ロ. 対戦カード
 - ハ. スタジアム名
 - ニ. その他 J リーグの事前承認を得た事項
- ⑤ 前年度天皇杯優勝チームが天皇杯出場時に表示を義務付けられる、天皇杯優勝チームマーク

第 13 条〔記念ユニフォーム〕

J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請により J リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従ったものに限る。

第 14 条〔大会別ユニフォームの着用〕

J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なる大会別ユニフォームの着用を希望する場合、事前に J リーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、当該大会別ユニフォームも本要項の定めに従ったものでなければならない。

第 15 条〔改 正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 16 条〔施 行〕

本要項は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2020 年 6 月 23 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 7 月 1 日

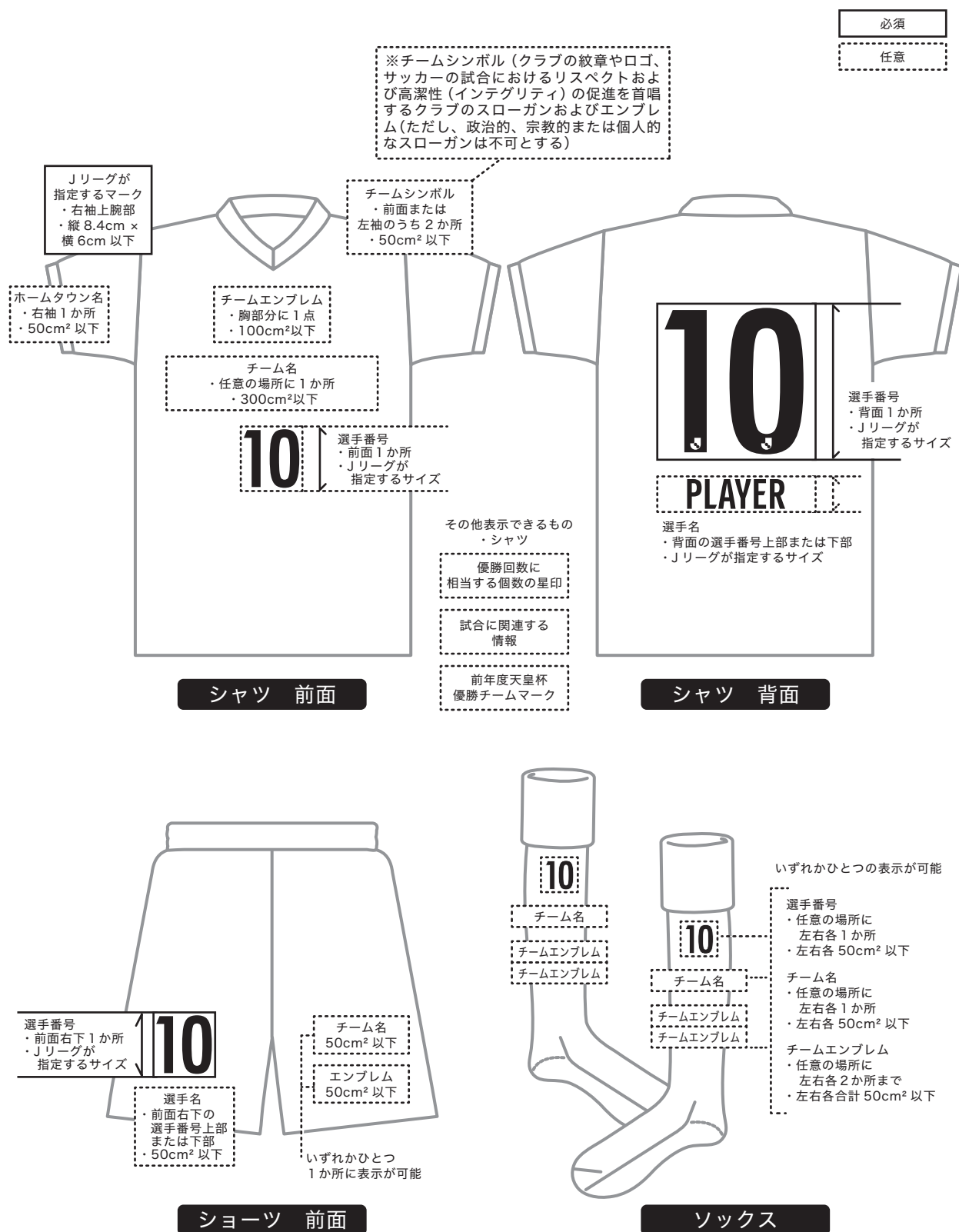
2024 年 1 月 1 日

2025 年 1 月 1 日

2026 年 1 月 1 日

図1

〈 選手番号・チーム名・チームエンブレム / 指定マーク等 / 選手名の表示 /
ホームタウン・チームシンボル(本要項 第6条、第8条、第11条および第12条第1号から第5号) 〉



※選手番号・選手名の表示には、Jリーグの指定するフォントおよび色を使用しなければならない。
(ショーツの選手名、ソックスの選手番号を除く)

図 2

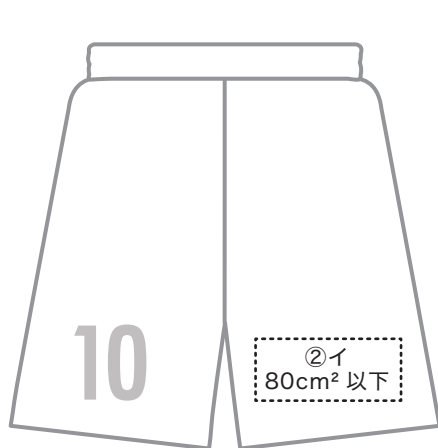
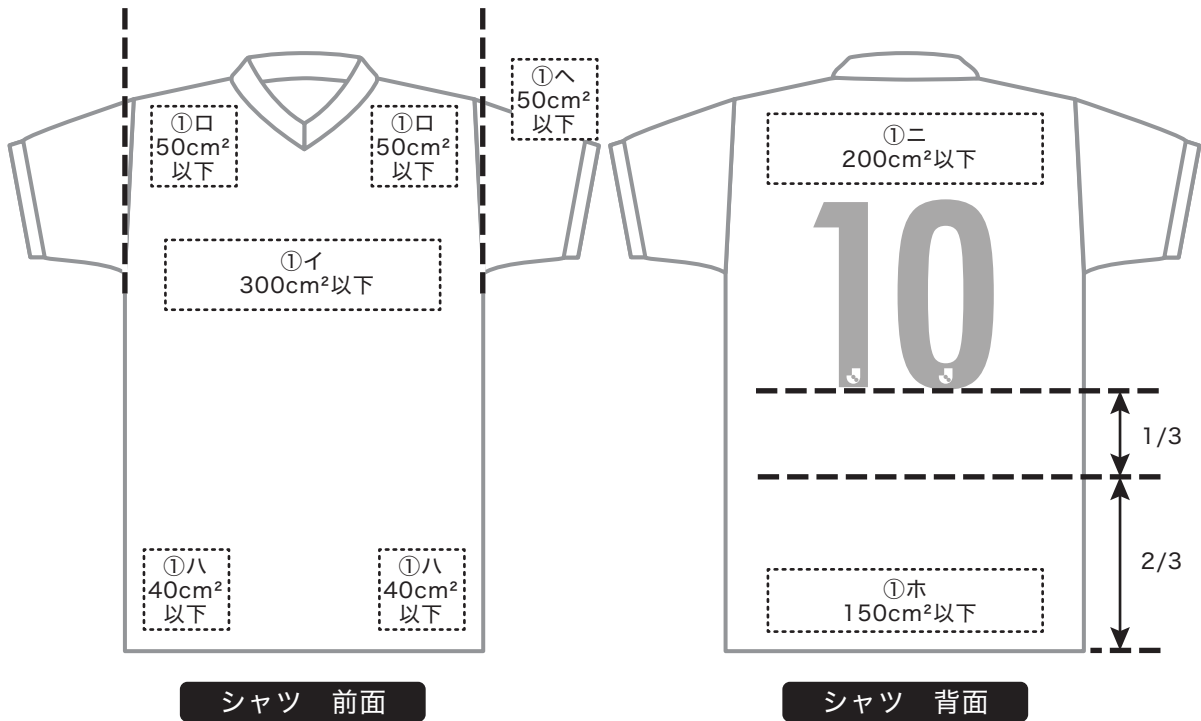
〈 広告掲出エリア（本要項 第 10 条 第 4 項）〉

① シャツ

口. 掲出位置は、胸幅より内側での掲出とする。
 なお、左右どちらか 1 か所の掲出であっても可とするが中央部分への掲出は不可とする。

① シャツ

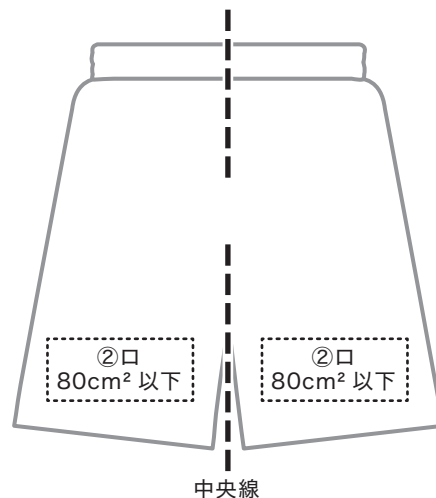
ホ. 掲出位置は、選手番号下から裾までを 3 等分した下部 2/3 スペース内での掲出とする。



ショーツ 前面

② ショーツ

イ. 場 所：前面左側の任意の場所に 1 か所
 サイズ：80cm² 以下



ショーツ 後面

② ショーツ

ロ. 場 所：後面左右の任意の場所 2 か所
 ショーツの中央線をまたいでの掲出は不可
 サイズ：80cm² 以下

Jリーグスタジアム基準 [2026年度用]

凡例
◎=必ず具備しなければならない条件
○=必ず具備しなければならない条件であるが、「J1・J2クラブライセンス交付規則運用細則」および「J3クラブライセンス交付規則」規則番号101の例外適用が認められた場合はその限りではない
★★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件
★=具備することが望まれる条件

必須とされる設備		内容	J1・J2基準	J3基準				
Ⅰ ・ スタ ジア ム 規 模 等	1.スタジアム形状	フットボールスタジアムであること 新設のスタジアムについては、原則としてメインスタンドを西側に配置すること	★★★ ◎	★★★ ◎				
	2.入場可能数 ※	J1は15,000人以上、J2は10,000人以上(芝生席は観客席とはみなされない) 椅子席で、J1は10,000席以上、J2は8,000席以上の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする) ただし、原則としてJリーグ規約第34条に定める「理想のスタジアム」の要件を満たし、ホームタウン人口等の状況、観客席の増設可能性(特に敷地条件)、入場料収入確保のための施策等を踏まえて理事会が総合的に判断した場合、5,000人以上、全席個室であること(ACLEおよびACL2は番号が付けられ、背もたれがあること)で基準を満たすものとする。 J3は原則として5,000人以上(メインスタンドに椅子席があること。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、J3に限り、観客席とみなすことができる)	○ -	- ○				
		3 ・ 座 席	(1)観客席	どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること。各スタンドは、異なるセクターに分離できること 安定した通信環境を備えること 全席個室であること(ACLEおよびACL2は5,000席以上の個室で、番号が付けられ、背もたれが必須) すべての座席に番号を分かりやすく付けること(ACLEおよびACL2はすべてのチケットに席番号が必須) 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること スタンドから直接ピッチに降りられる避難動線を確保すること 応援の横断幕や広告バナーを掲出できる壁面には、取り付け用のフックをつけること	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★	◎ ★★★ ★ ★ ★ ★ ★		
				(2)車椅子席 ※	介助者の椅子を備えること／観戦の際の安全が確保されており、特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること 新築、増築、改築の場合、国のバリアフリー基準を満たす車椅子席を設けること 雨に濡れないこと／ホーム・ビジターに分けて設置すること／安定した通信環境を備えること 前列の観客が立ち上がってもピッチ全体の視界が保てること。席種(各スタンドおよびビジター席)ごとに分散して設けること。同伴者席は車椅子席の隣に(後ろは不可)、可動椅子で設けること 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	◎ ◎ ★★★ ★★★ ★★★	◎ ◎ ★★★ ★★★ ★	
	(3)VVIP席およびVIP席				メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個室を設置すること、雨に濡れないこと 安定した通信環境を備えること 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること／50席以上設置すること 80席以上設置すること／車椅子のVIP席を設けること	◎ ★★★ ★★★ ★	◎ ★★★ ★ ★	
					(4)マッチコミッショナー席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること／テレビモニターを設置すること 机付きで4名着席でき、ピッチの笛が聞こえること(マッチコミッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー) 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること 安定した通信環境を備えること、共聴回線を設置すること	◎ ◎ ★★★ ★	◎ ◎ ★ ★
						(5)記者席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで24席以上設置すること、雨に濡れないこと ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること 机付きで80席以上設置すること、安定した通信環境を備えること 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	◎ ◎ ★★★ ★★★
				(6)センサリールーム			透明の窓越しに試合が観戦できる上階の個室。部屋の中から観戦できること。部屋を暗くして、音を消すことができ、臭いがないクールダウンルームになること。エアコンを備えること	★★★
	4.屋根			新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと。ただし、将来の拡張工事や芝生育成等を考慮し、安全対策を確認の上Jリーグが認めた場合は、この限りではない。 すべての観客席を覆うこと(観客席の3分の1以上が覆われていること:J1・J2クラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)			◎ ★★★	★ ★★★
	5.雷保護設備		屋根または照明に雷保護設備を備えていること	◎	◎			
	6.照明		ピッチ内のいずれの個所においても照度1500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること 平均照度1800ルクス以上(ACLEおよびACL2は1800ルクス、決勝は2000ルクスが必須) 色温度 5000～6200ケルビンであること	◎ ★★★ ★	◎ ★★★ ★			
			1 ・ ピ ッ チ	(1)寸法	105m×68m	◎	◎	
				(2)天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝 ※	平坦であること／常緑であること／水はけが良いこと	◎	◎	
	(3)フィールド			フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設定してはならない	◎	◎		
	(4)芝の予備エリア			原則としてピッチの外側にそれぞれ5m以上の予備エリアを設けること。タッチラインから1.5m、ゴールラインから2.5mの予備エリアは必ず天然芝もしくはハイブリッド芝で設けること 陸上競技兼用の場合は原則としてそれぞれ1.5m以上(したがって、縦長108m以上、横幅71m以上)の予備エリアを天然芝もしくはハイブリッド芝で確保すること 交代選手が試合中に行うウォームアップエリアは、第4の審判員から見える位置に確保すること。(ゴール裏に確保する場合はフォトグラファー、ENGカメラのエリアの後ろとすること) 芝の予備エリアの後ろ、広告看板の後ろには、フォトグラファー、ENGカメラ、ボールパーソンのエリア、セキュリティスタッフが往来するスペースを一律確保すること。	◎ ★★★ ◎ ★★★	◎ ★★★ ◎ ★★★		
				2.ゴール	白色丸形(外径の直径が12cm)で、埋め込み式／ボールを反発する補強材を使用しないこと	◎	◎	
				3.ゴールネット	白色以外はJリーグに申請すること ゴールネットはゴールの後方にポールを立て安全な方法で取り付けると。サブポールは濃い色のものとする。	◎ ◎	◎ ◎	
					4.コーナーフラッグ	Jリーグ指定のものであること	◎	◎
	5.コーナーフラッグポスト			Jリーグ指定のものであること	◎	◎		
	6.ライン			幅12cmとし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式)	◎	◎		
	7 ・ ベン チ			(1)チームベンチ	14名以上(ACLEおよびACL2は23名)着席できること 18名以上着席できること、電源を備えること 安全が確保された屋根を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない。妨げる場合は、屋根は透明であること)※テント不可 ただし、観客席に組み込まれ、スタンドを覆う屋根により雨に濡れない場合はベンチの屋根は不要とする(ACLEおよびACL2では透明の屋根が必須) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから10m以内にかかる位置に設置すること ホームクラブのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置すること チームベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置すること、クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること 安定した通信環境を備えること(映像対応)	◎ 2028年12月◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ 2028年12月◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
			(2)第4の審判員ベンチ		机付きで、出入りができるスペースを確保すること AED、担架(2台)、頭部頸部の固定可能な担架(2台、J3は1台)を設置すること 試合中に救急車が待機している場合、頭部、頸部固定可能な担架は救急車車載のもので良い クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること 安全が確保された屋根を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない) ただし、観客席に組み込まれ、スタンドを覆う屋根により雨に濡れない場合はベンチの屋根は不要とする(ACLEおよびACL2では透明の屋根が必須) 3名が着席できること 屋根を設置する必要がある、観客席の視野を妨げる場合は、屋根は透明であること	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ★★★ ★★★	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ★★★ ★	

	必須とされる設備		内容	J1・J2基準	J3基準
Ⅱ ・ 競 技 用 設 備	8.VAR用レフェリーレビュー エリア(RRA)		ピッチ中央付近の外側で選手、観客から見える場所に設けること。RRAの横と前にはマークをつけること(推奨:横1mずつ×前2.5m) 電源があること。	J1所属のみ◎	-
	9.場内放送システム		すべてのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること	◎	◎
			チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること	◎	◎
	10.大型映像装置 (スコアボード)		大型映像装置を設置すること(ACLEおよびACL2は必須)	○	★
			得点を表示できるスコアボードを設置すること	-	◎
	11.時計(45分計)		0～45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可)	◎	◎
			時計は、前半は0～45分、後半は45分～90分の間作動しなくてはならない	★★★	★★★
			前後半それぞれの通常の競技時間の最後、45分と90分に、時計が止められなくてはならない		
Ⅲ ・ 諸 室 ・ ス ペ ー ス	Ⅲ. 各諸室・スペースにおける共通項目		テーブル、椅子、電源、携帯電話用電波の確保、 テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計　該当項目は【共通】で表示	★	★
	(1) チーム更衣室 【共通】		2室25人以上の更衣設備を備えること(ACLEおよびACL2は30人)。また、温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ(ACLEおよびACL2は4室) 鏡付き洗面台、ホワイトボード、エアコンを設置すること(J3は数は問わず、これらが利用できれば良い)	◎	◎
			新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、29人の更衣設備を備えること(ACLEおよびACL2は34人)	◎	◎
			モニター等が設置できること	★★★	★★★
			ピッチまでの距離が等距離であること	★	★
	(2) 審判更衣室 【共通】		4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋。VAR採用の場合、2名追加対応できること	◎	◎
			温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫、エアコンを設置すること(ACLEおよびACL2は温水シャワー2基が必須)	◎	◎
			チーム更衣室から離して設置すること	★★★	★
	(3) 室内ウォームアップエリア	チーム用	両チームが同時にかつ別個に使用できること	◎	◎
			人工芝であること	★	★
		審判用	審判が専用ウォームアップできるスペースを確保すること	★	★
	(4) マッチ・コーディネーション・ミーティング室 【共通】		13人以上収容可能な会議室 / チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること／エアコンを設置すること	◎	◎
			テレビモニター、録画再生装置を設置すること	◎	★★★
	(5) ドーピングコントロール室 【共通】		選手のプライバシーが守られる場所(観客、メディアが近づくことが出来ない場所)及び可能な限りピッチから移動しやすい場所であること	◎	◎
			待合室、検査室(1～2室)、トイレ(1～2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること／エアコンを設置すること		
			検査室は待合室から直接出入りできること		
			検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること		
			トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること		
			新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること		
			検査室:作業机と椅子4脚(4脚中1脚は肘かけ・キャスター付き)、冷蔵庫(検体一時保管用)、洗面台(検査室内またはトイレ内)	◎	★★★
			トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等)	★	★
			待合室:(1室:12名以上収容可能)		
			10名程度が座れる椅子またはソファ、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、テレビ、DVD等録画再生装置、鏡		
			(椅子は選手が汗をかいたまま座れるもの、テレビは当日の試合状況が確認できること)		
	(6) VAR用カメラ 設置スペース		温水シャワー:選手が使用中、検査員が濡れることなく扉を開けた状態で選手の監視が可能な構造	★★★	★★★
			トイレの便器横には、検体が置けるような台(トイレトペーパーホルダーの上が平坦、または小さな台が設置されていること		
			洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること／温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること		
			VARを実施する場合、VAR用カメラ設置スペースを確保すること。カメラスペースは、1台につき4㎡の広さが望ましい	J1所属のみ◎	★
			(メインスタンド中央部および両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部においては、中継カメラ設置スペースとの兼用)		
			メインスタンド両ゴールライン延長線に各1台分／前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	J1所属のみ◎	★
	2 ・ 運 営 関 係	(1) 運営本部室 ※ 【共通】	ゴールラインカメラは、メインスタンド中央またはペナルティエリアのライン延長線上のカメラ同等の高さが望ましい	J1所属のみ★★★	★
			高速コピー機、ホワイトボード、エアコンを備えた運営本部室を設置すること	◎	◎
			テレビ、監視カメラモニターを設置すること	★★★	★★★
			チーム更衣室、審判更衣室への連絡用ブザーを設置すること	★	★
		(2) 記録室 【共通】	場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること	★	★
		(3) 場内放送室 【共通】	ピッチ全体が見渡せることができ、雨に濡れない席であること／テレビモニター、録画再生装置を設置すること/安定した通信環境を備えること	◎	◎
			原則、個室であること／4人が原則、横に並んで座れる広さであること／エアコンを備えること	◎	★★★
			エアコンを備えた場内放送室を設置すること	◎	◎
			大型映像装置と連携できること	◎	★
			ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること／窓は開閉できるようにすること	★★★	★★★
			3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	★★★	★★★
		(4) 大型映像操作室 【共通】	ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること	○	★
			場内放送システムと連携できること／エアコンを備えること	○	★
			窓は密閉してあること	★★★	★
		(5) 警察・消防司令室兼控室 ※ 【共通】	エアコンを備えた警察・消防司令室兼控室を設置すること	◎	◎
			観客席全体が見渡せる場所に設置すること	★★★	★★★
			監視カメラモニター、専用トイレを備えること	★	★
		(6) 医務室 ※ 【共通】	ベッド、冷蔵庫、エアコン、AEDを備えた医務室を設置すること	◎	◎
			製氷機、洗面台を設置すること	◎	★★★
			緊急車両用駐車場に直接アクセスできること	★★★	★★★
	3 ・ V I P 関 連	(7) その他	ごみ集積所を設置すること	◎	★
			セキュリティスタッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールパーソン更衣室、エスコートキッズ更衣室、前座試合用チーム更衣室、 マスコット・演出関係控室、現金管理室、VIP接遇スタッフ控室等	★	★
			監視カメラを入場ゲート、観客席、コンコース(売店、トイレ、喫煙スポット前)が見えるように設置すること	★	★
		(1) VIP受付	VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること	★★★	★
			VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること	★	★
		(2) VIPラウンジ 【共通】	VIP席から直接アクセスできること(ACLEおよびACL2はラウンジが必須)／VIP専用トイレを設置すること／安定した通信環境を備えること	★★★	★★★
			車椅子のVIPに備えた施設にすること	★★★	★★★
		(3) ホスピタリティラウンジ 【共通】	ホスピタリティシート(プレミアムシート、ビジネスシート等)を備えたラウンジを複数設置すること	★★★	★★★
		(4) ホスピタリティボックス 【共通】	個室のラウンジと観客席を備えたホスピタリティボックス(スイートルーム、プライベートボックス、スカイボックス等)を複数設置すること	★★★	★★★
		(5) パントリー	VIPラウンジ、ホスピタリティラウンジ、ホスピタリティボックス用のパントリーを設置すること	★★★	★★★

		必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
Ⅲ ・ 諸 室 ・ ス ペ ー ス	4 ・ メ デ ィ ア 関 連	(1)メディア受付	メディア用の屋根付き専用入口と受付を設置すること	★★★	★★★
			メディア用駐車場から直接アクセスできること	★	★
		(2)記者室 【共通】	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を備えた記者室を設置すること／公式書類用トレイ、冷蔵庫、掲示ボード(ホワイトボードなど)、エアコンを設置すること	◎	◎
			80人以上収容可能な部屋／テレビ、録画再生装置を設置すること／安定した通信環境を備えること	★★★	★★★
			選手、監督等テクニカルスタッフ、VIP、観客と分離した、記者席、記者会見室への動線があること	★★★	★
		(3)カメラマン(フォトグラ ファー、TVクルー)室 【共通】	エアコンを備えたカメラマン室を設置すること／ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること(記者室との兼用可)	◎	◎
			40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること／安定した通信環境を備えること	★★★	★★★
		(4)記者会見室 【共通】	音響設備、マイク(司会用、監督・選手用、通訳用、質疑応答用)、エアコンを備えた記者会見室を設置すること	◎	◎
			バックパネルを設置できること	◎	◎
			監督・選手用ステージ台(前部)、テレビカメラ台(後部)を少なくとも一方設置すること	◎	★
			出入口は、監督・選手用とメディア用を分けて設置すること	★★★	★★★
			安定した通信環境を備えること／(ACLEおよびACL2は、会見台は机付きで 6席以上)	★★★	★
		(5)ミックスゾーン	チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
			バックパネル、柵が設置できること	◎	◎
	5 ・ 中 継 関 連	(1)実況放送室 (テレビ、ラジオ) 【共通】	ピッチ全体が見渡せること。また、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	◎	◎
			テレビ中継を行う部屋については原則、4人が横に並んで座れること		
			適切な施設がスタジアム内に存在しない場合、実況放送をするためにスペースを割り当てるものとし、 その場合、観客席、記者席等を潰し対応する可能性がある	◎	◎
			中継に必要なかつ十分な電源を備えていること	◎	◎
			新設の場合は、ドアの下にケーブル用の通線口があること(館内共聴の場合、中継端子盤がある場合は不要)	◎	★
			窓がフルオープンになること／エアコンを備えること	★★★	★★★
			5箇所(テレビ3箇所、ラジオ2箇所)設置できること	★★★	★
			シャッターを備えること／C型コンセント(30A)を2系統および端子盤を備えること	★	★
		(2)中継スタッフ控室 【共通】	中継を行うスタッフの控室を設置すること／エアコンを備えること	◎	◎
			複数用意すること	★★★	★
		(3)テレビ中継カメラ 設置スペース	メインスタンド中央部に4台分を確保し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎
			すべてのカメラ位置は、前列の観客や大旗等によりピッチへの視界を妨げられない状態を確保すること。カメラ位置は、観客席・旗類の掲出より優先される。	◎	◎
			メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★
			両ゴール裏中央部に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★
			バックスタンドコーナー付近のJリーグが指定する位置に中継カメラ設置スペースを確保すること	◎	★
			バックスタンド側のピッチ中央部のJリーグが指定する位置に中継カメラ設置スペース1台分	◎	★
			メインスタンド中央部、メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部にカメラ台を設置すること	★★★	★★★
			メインカメラは、ハーフウェーライン上に設置すること。フットボールスタジアムでは、センターマークから12度～15度の角度で、太陽光を避ける方向を向いて設置することが望ましい。	★★★	★★★
		(4)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース	メインスタンド中央部に設置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎
			前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	◎	◎
			スカウティングカメラ等を含め、原則、カメラ10台の設置スペースを確保すること	◎	★
		(5)伝送用機材等 設置スペース	スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置するスペースを確保すること (アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末)	◎	◎
			衛星へ伝送するためのアンテナ搭載車両設置スペースを確保すること	◎	◎
		(6)光回線の設置	中継映像等を伝送するための光回線を設置すること	◎	◎
		(7)ケーブル敷設 スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること／観客や車両にケーブルが踏まれないこと	◎	◎
			端子盤を備えること	★	★
		(8)フラッシュインタビュー・ボ ジション	ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること	◎	◎
			バックパネルが設置できること	◎	◎
	6.看板関連		看板設置により、観客席の視界を妨げないこと／看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと	◎	◎
			回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ピッチが見渡せる位置に十分な作業スペース(約3㎡)と電源を確保すること	◎	★
			看板の後ろにボールパーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること	★★★	★★★
			ピッチ周辺に看板を乗せた台車が通れる動線を確保すること	★★★	★★★
			電光看板用の専用電源(特殊)があること	★	★
	7 ・ そ の 他	(1)搬入口	観客の待機列と交わらず、急な坂道になっていない搬入口が複数あること	★★★	★★★
			大型トラックや大型トレーラー(長さ16m)が出入りできるだけの幅、高さがあること	★★★	★★★
		(2)エスカレーター	VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用／記者席、実況放送席用	★	★
		(3)エレベーター	車椅子席、VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用	★★★	★
			テレビ中継カメラ用、パントリー、売店用	★	★
Ⅳ ・ ア ク セ ス 関 係	1.スタジアムへのアクセス		次の条件のいずれかを満たしていること	★★★	★★★
			(1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス(臨時運行を除く)の停留所、 大型駐車場のいずれかに到達可能であること、または近い将来に到達可能となる具体的計画があること		
			(2) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること		
	2 ・ 駐 車 場	(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	◎	◎
		(2)車椅子用 ※	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
			新築、増築、改築の場合、国のバリアフリー基準を満たす車椅子用駐車場を設けること	◎	◎
		(3)団体バス用	ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること	◎	◎
		(4)チーム用	1チームあたり、大型バス1台、、4tトラック1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること(ACLEおよびACL2は大型バス1台、 4tトラック1台、乗用車1台)	◎	◎
		(5)緊急車両用	警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること	◎	◎
			救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること	◎	◎
		(6)VIP用	VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
			VIP席の数に見合う駐車場を確保すること	★★★	★★★
		(7)メディア用	撮影機材などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること	◎	◎
		(8)テレビ中継用	2局分の中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車が駐車できるスペースを確保すること	◎	◎
			放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること	◎	◎
			電源、端子盤、館内共聴を設置すること	★★★	★★★
		(9)大型トラック用	広告看板などの大型搬入物を設営・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること	◎	◎
	(10)売店用		スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	◎	◎
			売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること	◎	◎
			夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること	◎	★★★
	(11)VAR用		J1はVOR(ビデオ・オペレーション・ルーム)用車両(トラック)の駐車場を確保すること	J1所属のみ◎	-
	(12)シャトルバス用		シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること	★★★	★★★
	(13)その他関係者用		その他関係者に必要な駐車場を確保すること	◎	◎
	3.駐輪場		観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること	◎	◎
	4.シャトルバス乗降所		シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること	◎	◎
	5.タクシー乗降所		メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること	◎	◎

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
V 観 客 用 設 備	1.入場券売場 【共通】	入場ゲート付近に窓口を設置すること／販売するチケットの席種、料金を掲示できること	◎	◎
		適切な数の窓口を設置すること／入場券購入者のための庇(ひさし)があり、雨に濡れないこと	◎	★
		施錠でき、セキュリティが確保されていること	★	★
	2.入場待機スペース	外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	◎	◎
		ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること	★★★	★
		待機列が、関係者入口、搬入口と交差しないで設けられるようにすること	★★★	★
		雨に濡れないこと、日差しが避けられること	★	★
	3.入場ゲート	スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示し、ホームページなどオンラインで閲覧できるようにして遵守を徹底すること。最低でも以下の情報を含まなければならない	◎	◎
		①入場する権利、②試合の中止または延期、③ピッチへの立ち入り、物の投げ込み、汚い言葉や暴言の使用、人種差別的行為などの禁止事項(自肅事項)や罰則、④喫煙、アルコール、花火、横断幕などに関する制限、⑤座席のルール、⑥スタジアムから追放される事由、⑦緊急避難経路		
		観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離)	◎	◎
		屋根、電源、照明を設置すること／手荷物検査、ビン、缶を移し替える設備があること	◎	◎
		ワンタッチパスが設置できるスペースがあること	◎	◎
		車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子席にアクセスできること	★★★	★★★
	4.通路、階段	手荷物預かり所を設置すること(ベビーカー、ヘルメット等)	★★★	★★★
		スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは観客席からみて外側に開くよう設置し、施錠装置が取り付けられていること。	◎	◎
		試合の際は緊急時に備えて原則施錠はせず、混乱を防止し迅速な避難行動を確保する措置を講じること	◎	◎
	5.コンコース	観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること。(観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる)	★	★
		緊急避難用の動線を確保すること	◎	◎
		十分な広さがあり、適度な明るさが保たれていること／トイレ、飲食売店、グッズ売店、救護室、授乳室が設置されていること	★★★	★★★
		屋根で覆われていること	★★★	★
	6.案内サイン	必要に応じて公衆電話を設置すること	★	★
		できるだけ高い位置に、和英で表記し、夜間でも視認できること	★★★	★★★
		内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ(絵文字的言語)で表記すること	★	★
		視覚障がい者のための案内サインを設置すること	★	★
		スタジアムへの動線、スタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置すること	★	★
	7.総合案内所 【共通】	入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示すること	★	★
		観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること	◎	◎
	8.救護室 ※【共通】	運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること	◎	◎
		どの席からもアクセス可能な観客エリアに複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること(J3は1箇所で可)	◎	◎
	9.AED	医務室に1台および、救護室もしくは観客エリアに2台以上(J3は1台以上)備えること。(第4の審判員ベンチにも1台備えること)	◎	◎
	10.授乳室【共通】	どの席からも誘導でき、アクセス可能な観客エリアに設置すること	◎	◎
	1 1 ・ ト イ レ	どの席からもアクセスが容易な場所に、男女別のトイレ設備を十分に設置すること	◎	◎
		(1)トイレ		
		1,000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えること(J1・J2クラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)	★★★	★★★
		洗面台ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること	★★★	★★★
		(2)バリアフリートイレ ※	◎	◎
	(3)場外のトイレ	車椅子席の近くに、席数に応じた数を設置すること(FIFA基準は車椅子席15席あたりバリアフリートイレ1室)	◎	◎
		新築、増築、改築の場合、国のバリアフリー基準を満たすバリアフリートイレを設けること	◎	◎
	12.飲食売店	開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること	★★★	★★★
		どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること／売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること	◎	◎
		温かい飲食物が提供できること／電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む)	◎	★★★
	13.グッズ売店	観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること／待機動線がトイレと近くならないよう設置場所に配慮すること	◎	★★★
		どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること	◎	◎
	電源、照明を設置すること		◎	★★★

※入場可能数：ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

(1) 観客席(入場券が発券できる座席の数)

イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。

ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。

ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。

ニ. 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。

ホ. J3ライセンスに限り、以下の要件を満たす芝生席については、観客席とみなす。

・芝生席の勾配は、傾斜 20% 以下・角度11° 以下 とする。

・芝生席での1人あたりの面積は、陸上競技場の場合は0.6 m²(幅 0.6m × 奥行 1m)以上、フットボールスタジアムの場合は、0.48 m²(幅 0.6m × 奥行 0.8m)以上とする。

(2) VIP席の数

イ. 常設のVIP席。

ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。

(3) 車椅子席の数

イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。

ロ. 車椅子のヘルパー席は、車椅子席に含まない。

ハ. 常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている車椅子のヘルパー席は観客席数に含める。

※国のバリアフリー基準(詳細は所管行政庁に確認のこと)

延べ床面積2000平方メートル以上の新築、増築、改築または用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務

(1) 車椅子席 座席数の0.5%以上

(2) 車椅子用駐車場

イ. 駐車場の数が 200 以下の場合:当該駐車施設の数¹の2%以上

ロ. 駐車場の数が 200 超 の場合:当該駐車施設の数¹の1%+2以上)

(3) バリアフリートイレ 原則、各階に1箇所以上

イ. 階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、各階に2箇所以上

ロ. 階の床面積が40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加)

※ハイブリッド芝：ピッチ全体が天然芝と5%以下の人工芝とを組合わせたもの

(1) 導入前に、ピッチ外でハイブリッド芝の実証実験を実施すること

(2) 実証実験の結果をもとに、導入に関して理事会の承認を得ること

※運営本部室:以下の機能を満たし、警察・消防指令室と常に連携できる状態であること

(1) 試合運営を統括できること(記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む)

(2) 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること

(3) チケットコントロールができること

(4) 交通アクセスのコントロールができること

(5) 天候等、試合運営に関する情報を集約できること

※警察・消防指令室:以下の機能を満たし、運営本部室と常に連携できる状態であること

(1) 警察・消防による監視司令ができること

(2) 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること

※医務室:場内外の医事運営を統括でき、救護室と常に連携できる状態であること

※救護室:主として場内の観客を対象とした応急措置ができ、医務室と常に連携できる状態であること

※【共通】:「各諸室・スペースにおける共通項目」適用箇所

※スタジアムの名称については、正式名:漢字全角35文字以内・英字半角35文字以内、略称:漢字全角4文字以内・英字半角15文字以内で定めること

主管権譲渡規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第 45 条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、公益財団法人日本サッカー協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- (3) Ｊクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Ｊリーグ規約」に定めるＪクラブの義務を免れるものではない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Ｊリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとするＪクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、Ｊリーグに対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する
- ② Ｊリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のＪクラブに通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくＪ1、Ｊ2の主管権の譲渡の対価は、金2,000万円（消費税を含まない）以上とし、Ｊ3の主管権の譲渡の対価は、金500万円（消費税を含まない）以上とする。

第6条〔公衆送信権〕

譲渡試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む、以下「公衆送信権」という）は、すべてＪリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Ｊリーグ規約」および「試合実施要項」によるものとする。

第8条〔改 正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2014年1月21日

2019年1月24日

2020年1月1日

2021年1月1日

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ
チェアマン 野々村 芳和 殿

(住所)
甲〔譲渡するＪクラブ〕 (名称)
(代表者)

(印)

(住所)
乙〔譲受ける都道府県 (名称)
サッカー協会〕 (代表者)

(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式１〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Ｊリーグ規約」第 45 条および「主管権譲渡規程」第 4 条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Ｊリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Ｊリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1) マッチコミッショナーおよび審判員の旅費等はＪリーグが負担する。 (2) 試合使用球は甲が準備する。
4	入 場 料 お よ び 入 場 券 等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からＪリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Ｊリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてＪリーグに提供する。
		④協会納付	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

		金	
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してＪリーグの承認を得る。
5	公衆送信権	公衆送信権はＪリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、スタジアムに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してＪリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金 額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｊリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後 援	
		②協 力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を経由してＪリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協 議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｊリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＪリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承 認 書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ
チェアマン 野々村 芳和 (印)

承認番号	年・第 号

(個人向け書式)

20●●年●月●日公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン 野々村 芳和 様

(住所)

(氏名)

印

【宣言書】 _____ (以下「当該会社」) に対する出資 (又は「株式取得」) について

1. はじめに

- (1) 本件に関して必要な関連する情報をＪリーグへ提供し、Ｊリーグがこれらの情報により、株主としての適正性を判断することを了承します。
- (2) 本件に関して必要な関連する情報の説明をＪリーグが求める場合、Ｊリーグとの面談に応じます。
- (3) 本件に関して事実と異なる情報の提供はいたしません。本書における内容が事実と異なることが明らかになった場合には、Ｊリーグ・当該会社（クラブ）の求めに応じ、当該株式の速やかな売却などを含めた指示に従います。

2. 出資者の概要

- (1) 職業（業務内容） [自由記述](#)

風俗、宗教、政治的な事業を業務としておりません。また、仲介人に関連する事業を業務としておりません。なお、Ｊリーグが不適正だと判断する業務を職業として行っている場合は、Ｊリーグにて承認されない可能性があることを認識しております。

- (2) 資産状況

破産手続開始、再生手続開始その他法的倒産手続の申立てはなされておらず、また、仮差押え、仮処分、強制執行等は受けておりません。

- (3) その他

私は、反社会的勢力ではありません。また、反社会的勢力とは一切関係がありません。

(個人向け書式)

また、私は、国内または国外において、下記の事項に該当していません。(該当している場合の状況は以下の通りです。)

- ・過去 5 年以内に罰金刑に処せられたことがある者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・上記に該当している場合 [自由記述](#)

[述](#)

3. 出資に至った経緯 [自由記述](#)

4. クラブへの経営関与の方針 [自由記述](#)

5. クラブへの支援計画 [自由記述](#)

6. 株式の中長期保有の方針の表明 [自由記述](#)

(例)

当該会社の株式を保有するにあたり、Jリーグの理念および活動方針に則り、株式は中長期保有が原則である旨、ホームタウン関係者の皆様よりご指導いただいております。当社（又は私）はその趣旨を理解し、賛同いたしております。したがって、この度の当該会社の株式取得は、その売買を主たる目的としたものではございません。

7. クロスオーナーシップへの理解の表明

クラブライセンス交付規則第 36 条基準 L.03 に定められた「他クラブの経営等への関与の禁止」に関する事項を十分理解しており遵守いたします。

8. 他クラブへの関与（以下の該当する項目にチェック）

☐ 他クラブへの関与は過去および現在において、一切ございません。

☐ 上記 6.クロスオーナーシップの禁止事項に抵触していませんが、過去および現在において、国内外の他のプロサッカー

クラブの経営に関与又は株式を保有しており、その状況は以下のとおりです

- ① 過去において関与していたプロサッカークラブ [記載例：〇〇FC（所属リーグ名） / 議決権 51%の株式を保有・クラブ役員 10 名の内当社より役員 6 名派遣 / 2000 年～2010 年](#)
- ② 現在において関与しているプロサッカークラブ
[記載例：FC〇〇（所属リーグ） / 議決権 1%の株式を保有 / 2008 年～現在](#)
- ③ 私が経営に関与する法人グループにて関与しているプロサッカークラブとその関与法人

(個人向け書式)

記載例：株式保有法人・団体・個人名 / ○○ユナイテッド（所属リーグ） / 議決権 20%の株式を保有
/2010 年～現在 / （当該株式出資法人と、当社の関係性）

9. J F A 諸規程、J リーグ規約をはじめとする諸規程への理解、J リーグの理念・活動方針および J リーグ百年構想の推進の表明私は当該会社の株主として、J リーグ規約をはじめとする J リーグの諸規定はもちろん、公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定の内容について、尊重しクラブにも遵守させ、J リーグが掲げる理念、活動方針および J リーグ百年構想の推進に関して、その意義を十分に理解の上、クラブへの支援を継続してまいります。また、既存ホームタウンを中心としたクラブの活動を継続し、地元のステークホルダーの皆様との協力体制を構築しながらクラブの成長を見守ってまいりたいと考えております。

10. クラブの既存ステークホルダー（株主・主要スポンサー・地元経済界や自治体、県民市民等）との連携について自由記述

11. 株式取得に関する法令遵守の表明

本件に関する株式取得においては、金融商品取引法、独占禁止法や外国為替及び外国貿易法等の各種法令に従って取引を行います。

以上

(個人向け書式)

＜補足情報：宣言書を提出する対象となる株主として不適正な業種および属性＞

No.	該当する業種・属性		理由
1	風俗	①法人：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」において、「射幸心をそそる恐れのある遊戯をさせる営業（第2条第4号および第5号）」、または「性風俗関連特殊営業(第2条第5項)」に該当する事業、および日本国内で認められていない海外のカジノ、スポーツベッティング等のギャンブルに関わる事業を主たる業務として行っている法人 ②個人：上記①に該当する法人の代表者および役員、または職業に従事している者	・以下のリーグ規約において、総合的に疑義を生じさせるため 第1条〔Ｊリーグの目的〕公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。 第3条〔遵守義務〕 (2) Ｊリーグ関係者は、第1条のＪリーグの目的達成を妨げる行為およびＪリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。 (3) Ｊリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
2	宗教	①法人：宗教法人、特定宗教の布教・信仰を目的として活動する団体、その他特定の宗教の教義等に基づき活動する団体 ②個人：上記の法人若しくは団体の代表者、役員、幹部および上記の法人若しくは団体を実質的に運営する者	・以下のリーグ規約において、疑義を生じさせるため (5) Ｊリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。 (6) Ｊリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
3	政治	①法人：政治資金規正法により政治団体と定義されている法人、その他主として政治的理念を掲げて活動する団体 ②個人：上記の法人若しくは団体の代表者、役員、幹部および上記の法人若しくは団体を実質的に運営する者。現職の政治家、公職の候補者	
4	その他	・過去5年以内に罰金刑に処せられたことがある者 ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行の猶予期間を経過していない者 ・出資者の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合または法律等に違反する場合あるいはそのおそれがある場合は、株主として適正でないと考えられる。この他、必要に応じて公益またはクラブ経営保護の観点から必要と認められる事項について確認を行うこととなる	上記で明確化しきれない対象に対しても、本ルールの趣旨に基づいて常識的な判断を行うため

(法人向け書式)

20●●年●月●日公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン 野々村 芳和 様

(住所)

(法人名)

(代表者名)

印

【宣言書】 _____ (以下「当該会社」) に対する出資 (又は「の株式取得」) について

1. はじめに

- (1) 本件に関して必要な関連する情報をＪリーグへ提供し、Ｊリーグがこれらの情報により、株主としての適正性を判断することを了承します。
- (2) 本件に関して必要な関連する情報の説明をＪリーグが求める場合、Ｊリーグとの面談に応じます。
- (3) 本件に関して事実と異なる情報の提供はいたしません。本書における内容が事実と異なることが明らかになった場合には、Ｊリーグ・当該会社（クラブ）の求めに応じ、当該株式の速やかな売却などを含めた指示に従います。

2. 出資者の概要

(1) 業種

自由記述

風俗、宗教、政治的な事業を業務としておりません。また、仲介人に関連する事業を業務としておりません。なお、Ｊリー

グが不適正だと判断する業務を行っている場合は、Ｊリーグにて承認されない可能性があることを認識しております。

(2) 業績（直近の決算書を提出） 自由記述

(3) 資産状況

破産手続開始、再生手続開始その他法的倒産手続の申立てはなされておらず、また、仮差押え、仮処分、強制執行等は受けておりません。

(4) その他

(法人向け書式)

当社およびその代表者は、反社会的勢力ではありません。また当社グループおよび関係者と反社会的勢力とは一切関係がありません。

また、当社およびその代表者は、国内または国外において、下記の事項に該当していません（該当している場合の状況は以下の通りです）。

- ・過去 5 年以内に罰金刑に処せられたことがある者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・上記に該当している場合 [自由記述](#)

3. 出資に至った経緯 [自由記述](#)

4. クラブへの経営関与の方針 [自由記述](#)

5. クラブへの支援計画 [自由記述](#)

6. 株式の中長期保有の方針の表明 [自由記述](#)

(例)

[当該会社の株式を保有するにあたり、Jリーグの理念および活動方針に則り、株式は中長期保有が原則である旨、ホームタウン関係者の皆様よりご指導いただいております。当社（又は私）はその趣旨を理解し、賛同いたしております。したがって、この度の当該会社の株式取得は、その売買を主たる目的としたものではございません。](#)

7. クロスオーナーシップへの理解の表明

クラブライセンス交付規則第 36 条基準 L.03 に定められた「他クラブの経営等への関与の禁止」に関する事項を十分理解しており遵守いたします。

8. 他クラブへの関与（以下の該当する項目にチェック）

☐ 他クラブへの関与は過去および現在において、一切ございません。

☐ 上記 6.クロスオーナーシップの禁止事項に抵触していませんが、過去および現在において、国内外の他のプロサッカー

クラブの経営に関与又は株式を保有しており、その状況は以下のとおりです。

- ① 過去において関与していたプロサッカークラブ [記載例：〇〇FC（所属リーグ名） / 議決権 51%の株式を保有・クラブ役員 10 名の内当社より役員 6 名派遣 / 2000 年～2010 年](#)
- ② 現在において関与しているプロサッカークラブ
[記載例：FC〇〇（所属リーグ） / 議決権 1%の株式を保有 / 2008 年～現在](#)

(法人向け書式)

③ 当社グループ内にて関与しているプロサッカークラブとその関与法人

記載例：株式保有法人・団体・個人名 / ○○ユナイテッド（所属リーグ） / 議決権 20%の株式を保有
/2010 年～現在 / （当該株式出資法人と、当社の関係性）

9. J F A 諸規程、J リーグ規約をはじめとする諸規程への理解、J リーグの理念・活動方針および J リーグ百年構想の推進の表明当社は当該会社の株主として、J リーグ規約をはじめとする J リーグの諸規定はもちろん、公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定の内容について、尊重しクラブにも遵守させ J リーグが掲げる理念、活動方針および J リーグ百年構想の推進に関して、その意義を十分に理解の上、クラブへの支援を継続してまいります。また、既存ホームタウンを中心としたクラブの活動を継続し、地元のステークホルダーの皆様との協力体制を構築しながらクラブの成長を見守ってまいりたいと考えております。

10. クラブの既存ステークホルダー（株主・主要スポンサー・地元経済界や自治体、県民市民等）との連携について自由記述

11. 株式取得に関する法令遵守の表明

本件に関する株式取得においては、金融商品取引法、独占禁止法や外国為替及び外国貿易法等の各種法令に従って取引を行います。

以上

(法人向け書式)

＜補足情報：宣言書を提出する対象となる株主として不適正な業種および属性＞

No.	該当する業種・属性		理由
1	風俗	①法人：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」において、「射幸心をそそる恐れのある遊戯をさせる営業（第2条第4号および第5号）」、または「性風俗関連特殊営業(第2条第5項)」に該当する事業、および日本国内で認められていない海外のカジノ、スポーツベッティング等のギャンブルに関わる事業を主たる業務として行っている法人 ②個人：上記①に該当する法人の代表者および役員、または職業に従事している者	・以下のリーグ規約において、総合的に疑義を生じさせるため 第1条〔Ｊリーグの目的〕公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。 第3条〔遵守義務〕 (2) Ｊリーグ関係者は、第1条のＪリーグの目的達成を妨げる行為およびＪリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。 (3) Ｊリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
2	宗教	①法人：宗教法人、特定宗教の布教・信仰を目的として活動する団体、その他特定の宗教の教義等に基づき活動する団体 ②個人：上記の法人若しくは団体の代表者、役員、幹部および上記の法人若しくは団体を実質的に運営する者	・以下のリーグ規約において、疑義を生じさせるため (5) Ｊリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。 (6) Ｊリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
3	政治	①法人：政治資金規正法により政治団体と定義されている法人、その他主として政治的理念を掲げて活動する団体 ②個人：上記の法人若しくは団体の代表者、役員、幹部および上記の法人若しくは団体を実質的に運営する者。現職の政治家、公職の候補者	
4	その他	・過去5年以内に罰金刑に処せられたことがある者 ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行の猶予期間を経過していない者 ・出資者の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合または法律等に違反する場合あるいはそのおそれがある場合は、株主として適正でないと考えられる。この他、必要に応じて公益またはクラブ経営保護の観点から必要と認められる事項について確認を行うこととなる	上記で明確化しきれない対象に対しても、本ルールの趣旨に基づいて常識的な判断を行うため

2026シーズンの出場停止処分に関する取扱いについての細則

目次

1.	JFA 懲罰基準	p.1
2.	Jリーグ規律委員会が対象とする大会	p.1
3.	警告累積	p.1
4.	退場処分による出場停止	p.3
5.	シーズン中に移籍した場合の処分の扱い	p.5
6.	出場停止と試合中止	p.6
7.	出場停止の翌シーズンへの繰り越し	p.6
8.	AFC クラブ競技会における未消化の出場停止処分の繰り越し	p.6
9.	事情聴取	p.6
10.	罰金	p.6
11.	チームスタッフ（監督・コーチ等）への警告累積・退場処分	p.7
12.	退場及び出場停止の選手・チームスタッフ（監督・コーチ）の取り扱い	p.7

1. JFA 懲罰基準

- Jリーグ規律委員会は、JFA 懲罰基準に基づき、Jリーグ公式試合における違反行為への懲罰を決定する。
- 本書と共に、『公益財団法人日本サッカー協会懲罰規程』、懲罰規程別紙1「競技及び競技会における懲罰基準」および別紙2「競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則」をご参照頂きたい。

2. Jリーグ規律委員会が対象とする大会

2026シーズンでは、下記(1)～(5)の大会を対象とする。(1)～(5)は、それぞれ別大会として扱う。

- (1) 明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド
- (2) 明治安田J1百年構想リーグ プレーオフ ラウンド
- (3) 明治安田J2・J3百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド
- (4) 明治安田J2・J3百年構想リーグ プレーオフ ラウンド
- (5) Jユースカップ

3. 警告累積

(1) 警告累積とは

- 一つの大会で、一定回数以上の警告処分を受けると、その大会への出場が停止される。
- 停止処分が科される警告累積回数は、その大会における1チームの最大試合数に応じて決定する。

[表1] 出場停止となる警告累積回数

1チームの 最大試合数	出場停止となる 警告累積回数	該当する大会
20試合以上	4回	
10試合以上 19試合以下	3回 (p.6例1)	明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド 明治安田J2・J3百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド
9試合以下	2回	Jユースカップ

※明治安田J1百年構想リーグ プレーオフ ラウンド、明治安田J2・J3百年構想リーグ プレーオフ ラウンドについては、最大試合数が 2試合のため、累積警告による出場停止が発生しないことから、上記に含まない。

(2) 一つの試合で複数の処分を受けた場合

- 1試合に2回の警告を受けた場合、この警告は警告累積に算入しない。(p.5例2)
- 1試合で警告を受けた後、さらに退場処分を受けた場合、この警告は警告累積に算入する。(p.6例3)

(3) PK 戦(ペナルティーシュートアウト)で示された警告の取り扱い

- 試合後に、PK 戦(ペナルティーシュートアウト)が行われるときも、他に規定されていない限り、競技規則の関係諸条項が適用される。試合中に退場を命じられた競技者のキックへの参加は認められないが、試合中に競技者やチーム役員に示された注意や警告は、PK 戦(ペナルティーシュートアウト)に繰り越されない。

たとえば明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンドにて、試合中に警告を示された選手が PK 戦(ペナルティーシュートアウト)で再び警告を示されても、1試合に2回の警告を受けたことにはならず退場処分とはならない。

(4) 警告累積による出場停止

- 警告累積が[表1]の回数に達した場合、当該大会の直近の1試合が出場停止となる。

- 警告累積による出場停止は、当該大会以外に適用しない
 - ▶ たとえば明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンドで累積3回目の警告を受けた場合、その直後に行われる試合が明治安田J1百年構想リーグ プレーオフ ラウンドの場合、その試合には出場できる。
(p.6例6)

(5) 警告累積による出場停止と、他の出場停止の関係

- 警告累積による出場停止と、退場処分による出場停止は、同時に科される。
 - ▶ たとえば明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンドで累積3回目の警告を受け、さらに退場処分を受けた場合、出場停止される試合数は「警告累積による1試合および退場処分に対する停止試合数」となる。
(p.6例4)
- 警告累積による出場停止と、退場処分による出場停止が同時に科された場合、退場による出場停止を先に消化する。但し大会の残り試合よりも停止試合数が多い場合の処置は、Jリーグ規律委員会にて決定する。

4. 退場処分による出場停止

(1) 退場処分による出場停止

- Jリーグ規律委員会で検討し、出場停止試合数を決定する。規律委員会の決定以前でも、退場を受けた次の1試合の出場は自動的に停止される。
- 退場処分(2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止を除く)による出場停止は、同一大会において同種の違反を繰り返した場合の出場停止試合数又は期間は原則2倍とする。

(2) 退場処分による出場停止は、同一大会における直近の試合で順次消化する。

1) 順次消化の原則

- 出場停止処分は、同一大会における直近の試合に適用される。
 - ▶ 出場停止予定の試合がみなし開催となった場合、その試合は出場停止の消化対象とはならない(選手が試合にエントリーされず試合成立

となるので、出場扱いにならない為)。

- ・ 出場停止処分が同一大会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、直近の同レベルの大会で順次消化する。
 - ▶ たとえば明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンドで退場処分を受け2試合の出場停止処分が科され、2試合の出場停止処分が消化される前にリーグ戦が終了した場合、残存の処分はその直後に行われる同レベルの大会で消化される。

2) 大会のレベルについて

- ・ [a]～[d]、4種類の大会レベルがある。

〔表2〕 大会のレベル

登録 カテゴリー	Jリーグの大会	その他の大会
第1種	[a] ・ 明治安田J1百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド ・ 明治安田J1百年構想リーグ プレーオフ ラウンド ・ 明治安田J2・J3百年構想リーグ 地域リーグ ラウンド ・ 明治安田J2・J3百年構想リーグ プレーオフ ラウンド	
		[b] ・ 選抜チーム (国体など)
第2種		[c] ・ 選抜チーム (国体など)
	[d] ・ J ユースカップ	[d] ・ 第2種の公式 大会

(3) アマチュアからJクラブに加入した際の取り扱い

- ・ アマチュアからJクラブに加入した際、未消化となっている出場停止処分は、Jリーグ規律委員会が対象とする大会で消化する。

<出場停止の事例>

【凡例】 C:警告 S:退場 ×:出場停止 無印:出場可 可:出場可 CC:1試合2警告
CS:警告後の退場 C:消滅する累積警告

各節:地域リーグ ラウンド PO:プレーオフ ラウンド

		第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	備考
例1	地域リーグ	C	C	C	×			警告累積3回で1試合出場停止
例2		C	CC	×	C	C	×	1試合2度の警告は警告累積に算入しない
例3		CS	×	C	C	×		1試合で警告を受けた後に退場となった場合、その警告は警告累積に算入する
例4		C	C		CS	×	×	第4節に警告累積3回となり1試合出場停止 さらに退場処分で1試合出場停止
例5		S	×	S	×	×		繰り返しの違反により2試合の出場停止

		第16節	第17節	第18節	PO1	PO2		備考
例6	地域リーグ プレーオフ	C	C	C	可			第18節に警告累積3回となり1試合出場停止 警告累積による停止は当該大会以外に適用しない
例7				S	×			退場処分による未消化の出場停止は、直近の同レベルの大会で順次消化
例8				CC	×			第18節で2度の警告を受けた場合、プレーオフ第1戦は出場停止

5. シーズン中に移籍した場合の処分の扱い

(1) 同一リーグ内の移籍の場合

- 警告累積、出場停止、退場の履歴、出場停止の履歴などは、移籍先チームにおいても適用される。

(2) 異なるリーグへ移籍する場合

- 警告累積および警告累積による出場停止は、異なるリーグの移籍先チームでは適用しない。
- 退場の履歴、退場による出場停止、出場停止の履歴は、異なるリーグの移籍先チームでも適用する。
- 「チーム A」に所属していた選手が一度異なるリーグに移籍し、再度、元のリーグの「チーム B」に移籍した場合。
 - 「チーム A」での警告累積および警告累積による出場停止を、「チーム B」

にて適用する。

6. 出場停止と試合中止

(1) 出場停止の対象試合が延期または中止された場合

- 出場停止の対象試合は、当初の対象試合の直後に行われる試合に変更される。

(2) 試合開始後に中止された試合で受けていた警告、退場処分の扱い

- Jリーグ規律委員会で決定する。

7. 出場停止の翌シーズンへの繰り越し

- Jリーグ規律委員会が対象とする大会においては、シーズンが終了した時点で未消化の出場停止処分が1試合の場合、翌シーズンに繰り越さない。未消化の出場停止処分が2試合以上（繰り返し処分は含まない）の場合、未消化の出場停止試合数全てを翌シーズンのリーグ戦及びリーグカップ戦に繰り越す。

8. AFC クラブ競技会における未消化の出場停止処分の繰り越し

- 日本国内における公式試合には繰り越されない。

9. 事情聴取

- 審判侮辱、乱暴な行為、器物損壊、差別的行為等の重大な規律違反行為があったと報告された場合、規律委員会は違反した選手またはチームスタッフおよびクラブの責任者を招集し、事情聴取を行う。
- 事情聴取においては、マッチコミッショナー、審判アセッサー、主審・副審・第4の審判員・VAR・AVAR、当事者・目撃者の報告書および供述をもとに検討を行う。また、映像および音声の記録、専門家の意見等を使用することもできる（JFA懲罰規程第21条〔証拠の評価〕を参照）。

10. 罰金

(1) 選手およびチームスタッフが、2試合以上の出場停止を受けた場合、所属クラブカテゴリーに応じて罰金が併科されることがある。

- J1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円。
- J2の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円。
- J3の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円。(ただしアマチュア選手は除く)

(2) 罰金を伴う出場停止を受けた者は、大会終了などのために出場停止となる試合がない場合でも、罰金を支払わなくてはならない。

11. チームスタッフ(監督・コーチ等)への警告累積・退場処分

(1) チームスタッフ(監督・コーチ等)への累積警告、退場、退場によるベンチ入り停止処分は、選手への警告累積、退場、退場による出場停止処分と同様に扱う

- チームスタッフに対する警告累積、退場、退場によるベンチ入り停止処分の、次の場合での扱いも選手と同様となる。
 - ▶ 他大会への影響
 - ▶ 繰り返し処分を受けた場合
 - ▶ シーズン中に移籍した場合
 - ▶ 試合中止との関係
 - ▶ 翌シーズンへの繰り越し

(2) 『明治安田Jリーグ百年構想リーグ試合実施要項』第16条 第7項を参照

- 試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。

12. 退場及び出場停止の選手・チームスタッフ（監督・コーチ）の取り扱い

（1）選手の退場と出場停止

1）退場

- ① 退場処分となった選手はフィールド及びベンチやテクニカルエリアを含むフィールドの周辺を離れなければならない。
- ② 退場した選手は、試合後にスタジアムで行われる記者会見及びミックスゾーンでの活動に参加することはできない。
- ③ ドーピング検査対象試合において、退場処分となった選手は、ドーピングコントロールルームに、シャペロン同伴のもと待機しなければならない。
- ④ 試合終了後のイベント（表彰式、セレモニー等）については、クラブ管理の下、参加することは妨げない。

2）出場停止

- ① 出場停止とは、以後の試合への出場及びフィールド周辺エリアへ近づくことを禁ずるものである。
- ② 出場停止の選手はスタンド等に座ることは許されるが、フィールド周辺に立ち入ることはできない。
- ③ 出場停止とされた選手は、当該試合の試合前および試合中は自動的にチーム更衣室への出入りを禁止される。
- ④ 出場停止とされた選手は、試合終了の笛が鳴った後はチーム更衣室にてチームに合流することができる。
- ⑤ 出場停止とされた選手は、チームと共に（バスにて）スタジアム入りすることはできるが、到着時や出発時のメディア対応は禁止される。
- ⑥ 試合終了後のイベント（表彰式、セレモニー等）については、クラブ管理の下、参加することは妨げない。

（2）チームスタッフ（監督・コーチ等）の退場とベンチ入り停止

1）退場

- ① 退場処分となったチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールドの周辺に留まってはならない。

- ② 試合の前半に退場したチームスタッフがハーフタイムにチーム更衣室に入ることはできない。
- ③ 退場したチームスタッフは試合後にスタジアムで行われる記者会見へ参加することはできない。
- ④ 試合終了後のイベント(表彰式、セレモニー等)については、クラブ管理の下、参加することは妨げない。

2) ベンチ入り停止

- ① ベンチ入り停止とは、以後の試合へのベンチ入り及びフィールド周辺エリアへ近づくことを禁ずるものである。
- ② ベンチ入り停止とされたチームスタッフはスタンド等に座ることは許されるが、フィールド周辺に立ち入ることはできない。
- ③ ベンチ入り停止とされたチームスタッフは、当該試合の試合前および試合中は自動的にチーム更衣室への出入りを禁止される。
- ④ 出場停止とされたチームスタッフは、試合終了の笛が鳴った後はチーム更衣室にてチームに合流することができる。
- ⑤ 出場停止とされたチームスタッフは、チームと共に(バスにて)スタジアム入りすることはできるが、到着時や出発時のメディア対応は禁止される。
- ⑥ 試合終了後のイベント(表彰式、セレモニー等)については、クラブ管理の下、参加することは妨げない。

以上

Jリーグ理念強化配分金受領資格審査細則

第1条（細則の目的）

本細則は、Jリーグ配分金規程（以下「本規程」という）第11条に基づき、本規程第8条に定める審査委員会が実施する、理念強化配分金の活用計画および活用実績にかかる審査について定める。

第2条（審査委員会の開催）

本規程第5条第2項および第7条第2項の審査委員会は、Jリーグの事業年度（「事業年度」とは、定款第38条で定めるJリーグの事業年度をいう。以下同じ）開始後4か月以内に開催する。

第3条（受領資格要件の審査）

審査委員会は、理念強化配分金活用計画書（以下「活用計画書」という）に基づき、理念強化配分金の活用計画が、本規程第8条第1項各号に定める目的に合致するかについて審査する。

第4条（活用実績の審査）

審査委員会は、理念強化配分金活用実績報告書（以下「活用実績報告書」という）等に基づき、理念強化配分金の活用実績が、受領資格要件審査時に提出された活用計画書記載の内容または本規程第8条第1項各号に定める目的に則っているかについて審査する。

第5条（活用計画書の作成クラブ）

理念強化配分金について、本規程第4条第1項第4号の受領資格要件を満たすと考えるJクラブ（以下「審査対象クラブ」という）は、活用計画書を作成して、理念強化配分金の支給申込をすることができる。

第6条（活用計画書の提出期限）

審査対象クラブは、支給する事業年度開始後3か月以内に3月末日までに活用計画書をJリーグへ提出し、Jリーグは遅滞なく審査委員全員にその内容を共有しなければならない。

第7条（活用計画書の記載事項）

活用計画書には、以下の各号に定める事項を記載する。なお、活用計画書の書式は別途定める。

- 一 クラブ名
- 二 理念強化配分金活用の主な目的

- 三 活用期間
- 四 活用金額
- 五 内訳
- 六 理念強化配分金活用の背景となる事業戦略・計画等

第 8 条（受領資格要件の審査内容）

審査委員会は、前条に定める活用計画書の記載事項が具体的に記載されていることおよびその活用計画が本規程第 8 条第 1 項各号に定める目的に合致することを審査する。

第 9 条（受領資格要件の確認方法）

審査委員会は、以下の各号に定める観点から、活用計画書の記載内容を検証する。審査委員会は必要に応じて、J リーグおよび審査対象クラブに対し、活用計画書の修正、追加資料の提出およびヒアリング等を要請することができる。

- 一 審査対象クラブの事業報告、計算書類および事業計画等との整合性
- 二 その他、J リーグが審査対象クラブに対して要請した資料との整合性

第 10 条（活用実績報告書の作成クラブ）

前事業年度に理念強化配分金の支給を受けたクラブ（以下「前年度受給クラブ」という）は、活用実績報告書を作成する。

第 11 条（活用実績報告書の提出期限）

前事業年度受給クラブは、理念強化配分金の支給を受けたJリーグの事業年度終了後3か月以内に、活用実績報告書を J リーグへ提出し、J リーグは遅滞なく審査委員全員にその内容を共有しなければならない。

第 12 条（活用実績報告書の記載事項）

活用実績報告書には、以下の各号に定める事項を記載する。なお、活用実績報告書の書式は別途定める。

- 一 クラブ名
- 二 理念強化配分金活用の主な目的
- 三 活用期間
- 四 活用金額
- 五 内訳
- 六 理念強化配分金活用の背景となる事業戦略・計画等

第 13 条（活用実績の審査内容）

審査委員会は、前条に定める活用実績報告書の記載事項が正確に記載されていることおよび理念強化配分金が前事業年度に提出された活用計画書記載の内容または本規程第 8 条第 1 項各号に定める目的に則って活用されたかを審査する。

第 14 条（活用実績の確認方法）

審査委員会は、以下の各号に定める観点から、活用実績報告書の記載内容を検証する。審査委員会は必要に応じて、J リーグおよび前事業年度受給クラブに対し、活用実績報告書の修正、追加資料の提出およびヒアリング等を要請することができる。

- 一 当該配分金に係る活用計画書との整合性
- 二 前年度受給クラブの事業報告、計算書類および事業計画等との整合性
- 三 その他、J リーグが前年度受給クラブに対して要請した資料との整合性

第 15 条（改正）

本細則の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔附 則〕

本細則は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2026 年 1 月 1 日

明治安田Ｊリーグ百年構想リーグ試合実施要項

本実施要項は、Ｊリーグ規約第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める公式試合として、明治安田Ｊリーグ百年構想リーグ（明治安田Ｊ１百年構想リーグ及び明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグの総称を指し、以下「リーグ戦」という）の実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。

第 1 節 スタジアム

第 1 条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。
- (2) Ｊリーグ、理事会またはチェアマンは、Ｊリーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第 2 条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
 - ② ホームクラブ旗：ホームクラブのベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブのベンチ側
 - ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下または横
- (2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。

第 3 条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、Ｊリーグが指定した位置にＪリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第 4 条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第 4 号については得点直後に、また、第 7 号については後半 30 分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員およびマッチコミッショナー

- ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数（第 41 条第 3 項および第 4 項に基づいて算定されたもの）
 - ⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者
 - ⑨ 前各号のほか、Ｊリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。
- ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブパートナーの広告宣伝
 - ③ チームまたは選手に関する情報の告知

第 5 条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
- ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各 1 名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門 1 時間前から待機していることが望ましい
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
 - ④ 第 2 号の医師に、対処した外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Ｊリーグへ可及的すみやかに提出すること
 - ⑤ AED を医務室に 1 台および救護室または観客エリアに 2 台以上（Ｊ 3 は 1 台以上）備えること
 - ⑥ すべての試合において第 4 の審判員ベンチに AED を備えなければならない
 - ⑦ ピッチサイドに通常の担架 2 台および頭部・頸部固定可能な担架を 2 台（Ｊ 3 は 1 台）備えること
- (2) Ｊクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Ｊリーグ傷害報告書」をＪリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。
- (3) 前項第 2 号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。
- 手当： 医師 30,000 円（日給）
 看護師 10,000 円（日給）
- 交通費： Ｊリーグの「旅費規程」による

第 2 節 試 合

第 6 条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 2 節に定める。

第 7 条〔大会方式等〕

- (1) リーグ戦は、地域リーグラウンド及びプレーオフラウンドの 2 ラウンド制とする。
- (2) 明治安田Ｊ１百年構想リーグ

① 地域リーグラウンド

Ｊ１リーグのカテゴリーに属する 20 チームを、10 チームずつ EAST グループおよび WEST グループの 2 グループに分け、グループごとにホーム＆アウェイ方式による 2 回戦総当たりを行う。なお、グループ分けは、各クラブのホームスタジアムの所在地を基準に行うことを原則とし、降雪地域クラブ（2 月及び 3 月に降雪を理由にホームスタジアムにて試合が開催できないとＪリーグが認めたクラブ）のバランス、同都道府県クラブを可能な限り同グループとすることおよび交通手段等も総合的に考慮した上、理事会にて決定する。

② プレーオフラウンド

イ. 方式

EAST グループのチーム vs WEST グループのチームで、かつ地域リーグラウンドの同順位のチーム同士によるホーム＆アウェイ方式による試合を行う。

ロ. ホーム・アウェイの決定方法

2025 明治安田Ｊ１リーグ・明治安田Ｊ２リーグ、2025 シーズンにおける明治安田Ｊ１昇格プレーオフの結果を基に、各チームに対して順位に応じた順位点を付与する。順位点は 1 位を 20 ポイントとし、順位が 1 下がるごとに 1 ポイント減じて付与され、最下位は 1 ポイントとする。

EAST グループおよび WEST グループの各チームの順位点の合計が高いグループ（合計が同じ場合は 2025 明治安田Ｊ１リーグ 1 位チームが属するグループ）のチームが一律 2 戦目ホームとなる。

なお、Ｊ１「18 位」「19 位」にはＪ２「1 位」「2 位」を、Ｊ１「20 位」には 2025 シーズンにおける明治安田Ｊ１昇格プレーオフの優勝クラブをそれぞれ当てはめるものとする。

- (3) 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ

① 地域リーグラウンド

Ｊ２リーグおよびＪ３リーグのカテゴリーに属する 40 チームを、10 チームずつ EAST-A グループ、EAST-B グループ、WEST-A グループおよび WEST-B グループの 4 グループに分け、グループごとにホーム＆アウェイ方式による 2 回戦総当たりを行う。なお、グループ分けは、前項第 1 号なお書きに定める方法と同様とする。

② プレーオフラウンド

イ. 方式

地域リーグラウンドの同順位のチーム同士による 1 試合制のノックアウト方式

による試合を行う。1 戦目は、EAST-A グループのチーム vs EAST-B グループのチームおよび WEST-A グループのチーム vs WEST-B グループのチームとし、2 戦目は 1 戦目の勝者同士と敗者同士が試合を行う。

ロ. ホーム・アウェイの決定方法

2025 明治安田 J 1 リーグ・明治安田 J 2 リーグ・明治安田 J 3 リーグおよび 2025 シーズンにける明治安田 J 2 昇格プレーオフ並びに J 3・JFL 入れ替え戦の結果を基に、各チームに対して順位に応じた順位点を付与する。順位点は J 2 の 1 位を 40 ポイントとし、順位が 1 下がるごとに 1 ポイント減じて J 2 から J 3 の順で付与され、最下位は 1 ポイントとする。

1 戦目は、EAST-A グループと EAST-B グループ、WEST-A グループと WEST-B グループとを比較し、各チームの順位点の合計が高いグループ(合計が同じ場合は、対戦グループ間で明治安田 J 2 リーグの上位チームが属するグループ)のチームをホームとする。

2 戦目は対戦チーム間で地域リーグラウンドにおける勝点が多いチームをホームとする。勝点が同じ場合は、第 20 条の順位決定方法に準じて決定する。

なお、J 2 「1 位」から「3 位」には J 1 「18 位」から「20 位」を、J 2 「18 位」「19 位」には J 3 「1 位」「2 位」を、J 2 「20 位」には明治安田 J 2 昇格プレーオフの優勝クラブを、J 3 「1 位」から「3 位」には J 2 「18 位」から「20 位」を、JFL からの昇格クラブが 1 クラブの場合は J 3 「20 位」には JFL からの昇格クラブを、JFL からの昇格クラブが 2 クラブの場合は、J 3 「19 位」には JFL からの自動昇格クラブ、J 3 「20 位」には J 3・JFL 入れ替え戦による昇格クラブをそれぞれ当てはめるものとする。

第 8 条〔届出義務〕

- (1) J クラブは、J リーグ規約第 47 条に定めた事項につき、別途 J リーグが定める期限までに、所定の方法により J リーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) J リーグは毎週金曜日（ただし、その日が J リーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日が J リーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

第 9 条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録および J リーグ登録（J リーグ規約第 100 条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第 12 条の定めに従い提出された「J リーグメディカルチェック報告書」で試合出場可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。
- (2) 前項に定める条件に加え、J クラブの 2 種チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属する J クラブが参加する試合に出場することはできない。

- ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② 選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - ③ 「第2種トップ可」選手としてJリーグ登録されていること
- (3) 前2項に定める選手は、前各項に定めるもののほか、本実施要項、Jリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を充足しなければ試合に出場することはできない。

第10条〔追加登録期限〕

選手を試合へ出場させるための追加登録期限は2026年5月1日とし、同日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。

第11条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、Jリーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第12条〔メディカルチェック〕

- (1) JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第13条〔エントリー〕

- (1) 本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフ（Jリーグ規約第47条第3号に定める。以下同じ）を届け出る手続をいう。
- (2) エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「Jリーグメンバー提出用紙」をマッチコミッショナーに提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の150分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第32条に定める場合を除き、認められない。
- (3) 各試合にエントリーできる選手およびチームスタッフは、第8条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフのうち、本実施要項、Jリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を満たす者に限られるものとする。
- (4) 規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数は、トップチーム登録、第2種トップ可および特別指定選手合計13名（ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が10名以上とする）とし、当該人数を下回る可能性がある場合、各チームは、別途定める手続きに則り試合の中止をチェアマンに要請することができる。

- (5) 1チームあたりのエントリー上限人数は、選手については20名、チームスタッフについては9名とする。
- (6) 双方のチームがエントリーを完了した場合、Jリーグ規約第62条第2項第1号、第3号または第4号に定める場合を除き、試合は必ず開催される。エントリー完了後に負傷または急病等やむを得ない事情により選手の数が入場人数を下回った場合であっても同様とする。

第14条〔外国籍選手〕

- (1) Jリーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。
- (2) 試合に入場することができる外国籍選手の1チームあたりの上限は、以下の通りとする。
J1：5名 J2・J3：4名
- (3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、前2項に定める外国籍選手ではないものとみなす。
タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア

第15条〔ユニフォーム〕

Jクラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第16条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、第13条の定めに従い適切に入場された者だけが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレイヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレイヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。
- (5) Jクラブは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第23条に基づきAD証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。
- (7) 第5項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去

しなければならない。

- (10) 本条第1項から第5項、第7項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会またはＪリーグにより処分を決定される。

第17条〔テクニカルエリアの使用〕

「Ｊリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフ及び選手のうち、その都度ただ1名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第18条〔地域リーグラウンドにおける勝敗の決定〕

- (1) 地域リーグラウンドにおいて、90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、ＰＫ戦により勝者を決定する。なお、ＰＫ戦の前に延長戦は行わないものとする。
- (2) 勝点については、以下に従い付与される。
- ① 90分間で勝利したチーム：勝点3
 - ② ＰＫ戦で勝利したチーム：勝点2
 - ③ ＰＫ戦で敗北したチーム：勝点1
 - ④ 90分間で敗北したチーム：勝点0
- (3) 第1項のＰＫ戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
- ① 参加できる者は、90分間の試合終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
 - ② ＰＫ戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。ＰＫ戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第19条〔プレーオフラウンドにおける勝敗の決定〕

- (1) 明治安田Ｊ１百年構想リーグ
- ① プレーオフラウンドの試合は、90分間（前後半各45分）の試合をホーム＆アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
 - ② プレーオフラウンドの第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。ただし、第2戦が規約第64条に定めるみなし開催となった場合においては、ロに定める延長戦およびハに定めるＰＫ戦は実施しないものとする。
 - イ. 2試合における得失点差
 - ロ. 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ハ. ＰＫ戦
 - ニ. 抽選

- ③ 前号口の延長戦は、次の定めに従い行うものとする。
- イ. 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。
 - ロ. 延長戦を実施する場合、通常交代に関しては、第 35 条の定めにかかわらず、その直前の 90 分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大 6 名かつ合計 4 回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる（なお、第 35 条第 2 項に定める脳振盪交代および追加交代の交代回数および交代人数に変更はないものとする）
 - ハ. 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- ④ 第 2 号ハの P K 戦は、次の定めに従い行うものとする。
- イ. P K 戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 6 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
 - ロ. P K 戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。P K 戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

(2) 明治安田 J 2・J 3 百年構想リーグ

- ① プレーオフラウンドにおいて、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決しない場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
- イ. 30 分間（前後半各 15 分）の延長戦
 - ロ. P K 戦
 - ハ. 抽選
- ② 前号イの延長戦は、次の定めに従い行うものとする。
- イ. 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。
 - ロ. 延長戦を実施する場合、通常交代に関しては、第 35 条の定めにかかわらず、その直前の 90 分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大 6 名かつ合計 4 回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる（なお、第 35 条第 2 項に定める脳振盪交代および追加交代の交代回数および交代人数に変更はないものとする）。
 - ハ. 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。
- ③ 第 2 号ロの P K 戦は、次の定めに従い行うものとする。
- イ. P K 戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 6 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

- ロ. PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。
- ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第20条〔地域リーググラウンドにおける順位の決定〕

地域リーググラウンドが終了した時点で、勝点の合計が多いJクラブを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。

- ① 全試合の得失点差
- ② 全試合の総得点数
- ③ 該当するJクラブ間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
- ④ 抽選

第21条〔最終順位の決定〕

(1) 次のとおり最終順位を決定する。

① 明治安田J1百年構想リーグ

- イ. プレーオフラウンド勝利チーム：地域リーググラウンドにおける順位を2倍し、1を減じた順位を最終順位とする。
- ロ. プレーオフラウンド敗北チーム：地域リーググラウンドにおける順位を2倍した順位を最終順位とする。

② 明治安田J2・J3百年構想リーグ

- イ. プレーオフラウンド2戦とも勝利したチーム：地域リーググラウンドにおける順位を4倍し、3を減じた順位を最終順位とする。
- ロ. プレーオフラウンド1戦目を勝利し、2戦目に敗北したチーム：地域リーググラウンドにおける順位を4倍し、2を減じた順位を最終順位とする。
- ハ. プレーオフラウンド1戦目を敗北し、2戦目に勝利したチーム：地域リーググラウンドにおける順位を4倍し、1を減じた順位を最終順位とする。
- ニ. プレーオフラウンド2戦とも敗北したチーム：地域リーググラウンドにおける順位を4倍した順位を最終順位とする。

第22条〔審判員〕

- (1) Jリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつJリーグ規約第101条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、Jリーグが指定するキックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、Jリーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。ただし、VARおよびAVARに職務の続行が不可能となる事態が生じた場合であっても試合の開催に影響はないものとする。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：

	主審	副審	第4の審判員	V A R	A V A R
J 1	150,000 円	80,000 円	30,000 円	60,000 円	30,000 円
J 2 J 3	70,000 円	40,000 円	17,000 円	—	—

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

(5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

	主審	副審	第4の審判員	V A R	A V A R
J 1	75,000 円	40,000 円	15,000 円	30,000 円	15,000 円
J 2 J 3	35,000 円	20,000 円	8,500 円	—	—

ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第23条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD証）を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ PRESS（黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑥ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑦ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレ

一、スカウティング・青、大型映像装置/クラブ映像撮影・ピンク、Ｊリーグオフィシャルメディア/クラブ映像撮影・緑）：エリアについてはＪリーグが別途定めるＪリーグメディアガイドに準ずる

第 24 条〔入場料および入場券販売〕

- (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者 1 名につき 1 名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 25 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までにＪリーグの指定する試合球を最低 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第 26 条〔試合運営に関する義務〕

Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第 51 条の定めに従い、安全かつ適切に試合を運営しなければならない。

第 27 条〔日 程〕

Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第 56 条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。

第 3 節 運 営

第 28 条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 3 節に定める。

第 29 条〔運営責任〕

- (1) ホームクラブおよびビジタークラブは、Ｊリーグ規約および本実施要項の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。
- (2) ホームクラブが独自に設けた観戦ルールがある場合、ホームクラブおよびビジタークラブは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、それぞれのサポーターにその内容を周知して遵守させなければならない。なお、ビジタークラブは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、またはビジタークラブのサポーターに異議を申し立てさせてはならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (4) Ｊリーグ規約および本実施要項に定める実行委員および運営担当（正）の職務は、以下各号の通り代行させることができる。ただし、同じ者が実行委員の代理人と運営担当（正）の代理人を兼ねることはできない。

① ホームクラブの実行委員

実行委員代理として登録されている者

② ビジタークラブの実行委員

Ｊクラブがその責務にあたることができると判断した者

③ ホームクラブまたはビジタークラブの運営担当（正）

運営担当（副）として登録されている者

第 30 条〔マッチコミッショナー〕

(1) マッチコミッショナーは、Ｊリーグ規約第 61 条第 3 項に定める事項を遵守しなければならない。

(2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。

(3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

(4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合

手当て：20,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

第 31 条〔試合の中止および中断の決定〕

(1) 試合の中止は、Ｊリーグ規約第 62 条またはＪリーグ規約第 57 条第 3 項の定めに従い、それぞれ決定する。

(2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第 32 条〔スタジアムへの到着〕

双方のチームは原則としてバスを使用し、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第 33 条〔キックオフ時刻の厳守〕

(1) いずれのチームも、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を厳守しなければならない。

ただし、テレビまたはラジオの同時中継放送の都合による場合、ホームクラブは、5 分以内に限り、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。

- (2) 前項の定めにかかわらず、ホームクラブは、不可抗力による場合、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得たうえで、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。なお、最終節のキックオフ時刻の遅延は、競技上のインテグリティの観点から問題がないとチェアマンが判断した場合を除き、45 分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない等の事情によりキックオフができない場合、相手チームはＪリーグが指定するキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブがＪリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合
前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）とする
 - ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合
前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ時刻とする

第 34 条〔エントリー完了後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。
 - ① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合
 - イ. 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる
 - ロ. 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる
 - ② Ｊリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情による場合
 - イ. 先発予定選手に不備があった場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない
 - ロ. 控え選手に不備があった場合
新たな選手を控え選手とすることはできない
- (2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情が

なくとも変更できるものとする。

- ① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合
新たなチームスタッフに変更することができる
- ② Jリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情による場合
新たなチームスタッフに変更することはできない
- (3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第35条〔選手の交代〕

- (1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする（以下、本項に基づく交代を「通常交代」という）。
 - ① 選手の交代人数は、5名以内とする
 - ② 選手の交代回数は、1試合合計3回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする
 - ③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない
- (2) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。
 - ① 脳振盪またはその疑いのある選手の交代（以下「脳振盪交代」という）は、通常交代に含まれない。
 - ② 発生した脳振盪またはその疑いのある選手の数にかかわらず、1試合において各チームが得られる脳振盪交代の交代人数の上限は1名、交代回数の上限は1回とする。
 - ③ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、交代人数1名、交代回数1回を追加で行うことができる（以下、本号に基づく交代を「追加交代」という）。
 - ④ 1試合において各チームが行える追加交代の交代人数の上限は1名、交代回数の上限は1回とする。なお、追加交代は、理由如何を問わず使用できる。
 - ⑤ 脳振盪交代及び追加交代は、通常交代と異なる交代であると判別できる手続きで行われなければならない。各交代の具体的な手続きについてはJリーグが別途定めるものとする。
 - ⑥ 脳振盪交代、追加交代および通常交代のうち2種類以上の交代を同時に行った場合、それぞれの種類の交代につき、1回ずつ交代したものとみなす。
- (3) 選手の交代は、Jリーグが指定した交代用紙を用いて行うものとする。

第36条〔中止となった試合の記録〕

試合が、キックオフされた後に中止となり、Jリーグ規約第63条第2項に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において、Jリーグ規約第133条第1号に定める違反行為が行われた疑いがある場合、同第134条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第 37 条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合
- ③ Jリーグ規約第 62 条の 2 に定める入場制限試合が開催された場合（ただし、払い戻しの範囲は観客の入場制限の実施態様によって決定する）

第 38 条〔係 員〕

(1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- ① 場内外の警備・案内要員
- ② 場内放送要員
- ③ ボールパーソン
- ④ 担架要員（最大 8 名、担架を 2 台用意しておくこと）
- ⑤ 記録員（原則 4 名以上）

(2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第 39 条〔中継映像制作〕

Jクラブは、Jリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第 1 項第 3 号、第 4 項および第 5 項に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第 39 条の 2〔V A Rの実施〕

V A Rを採用する試合のホームゲームを主管するJクラブは、V A R実施のため、試合中および前後にJリーグまたはJリーグが指定する事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第 1 項第 6 号に定める V A R 用カメラ設置スペースおよび第四項〔アクセス関係〕第 2 項第 11 号に定める駐車場を含む、スタジアムへの機材の搬入搬出、設営および撤去における安全の確保
- ② 業務上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ周辺、審判控室等）への立入許可

- ③ 試合メンバー表の配付または配信など試合情報のすみやかな伝達
- ④ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第 40 条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合におけるＪクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
 - ① ホームクラブは、フォトグラファー、ＴＶクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、ＴＶクルー）室を設ける
 - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の 110 分前までに配付または配信する
 - ④ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑤ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

第 41 条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配付または配信する。
- (2) ホームクラブの運営担当は、公式記録の原紙の写しをすみやかにＪリーグに提出しなければならない。
- (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
 - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 入場券を保有している者
 - ロ. 入場券を保有していない未就学児童
 - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 車いす観戦者およびその付添人
 - ロ. ＶＩＰ席の観客なお、入場者数には選手、審判員、Ｊクラブの役職員その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めてはならない。
- (4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第 42 条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Ｊリーグに提出しなければならない

い。

第 43 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。

第 44 条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に 2 試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が 1 試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。

第 4 節 試合の収支

第 45 条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 5 節に定める。

第 46 条〔公衆送信権〕

- (1) 試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてＪリーグに帰属する。
- (2) 試合の公衆送信権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのＪクラブにそれぞれ配分するものとする。

第 47 条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

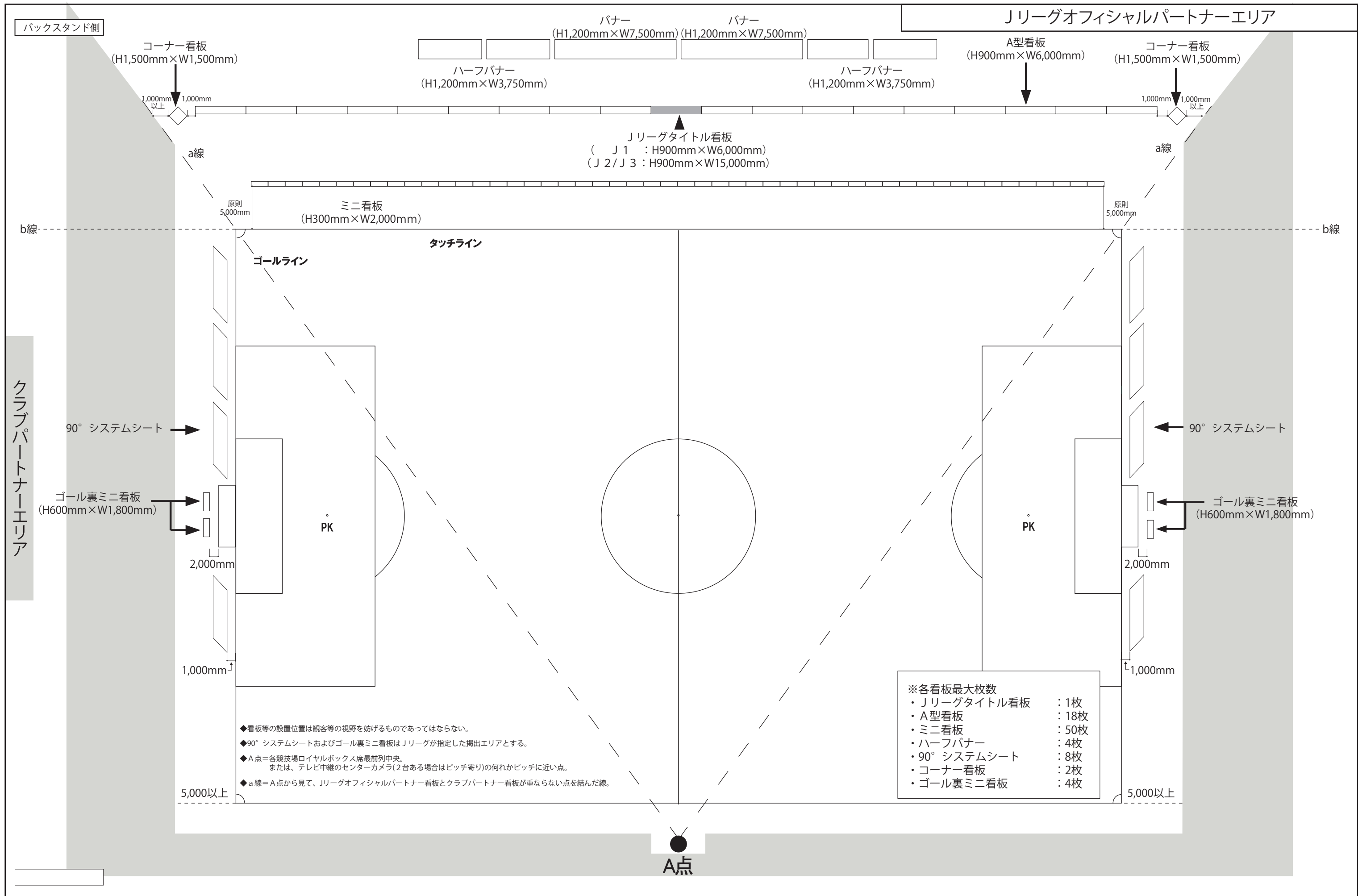
第 48 条〔明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグプレーオフラウンド補填〕

- (1) 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグのプレーオフラウンドにおいて、アウェイでの試合数が 2 試合になる場合、Ｊリーグは当該クラブに対し次項の基準により算出した交通費および宿泊費を補填する。
- (2) 補填金額は、次の基準により算出する。
 - ① 人数は、1 クラブ 31 名を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする
ただし、
イ．在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
ロ．1 区 500km 以上は航空機の使用を認める（関東圏と関西圏との間の移動を除く）
 - ③ 宿泊費は、1 名につき金 20,000 円とする
本拠地から試合開催地までの距離が 100km 以上の場合に 1 泊分（試合前）を対象する。

第 49 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

明治安田Jリーグ 百年構想リーグ パートナー広告看板基本掲出図(権利範囲)



明治安田Ｊリーグ百年構想リーグ表彰規程

第１条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第84条に基づき、Ｊリーグにおけるチーム、選手、監督および審判員の表彰ならびにＪリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第２条〔年間表彰〕

- (1) 明治安田Ｊ１百年構想リーグの最終順位より、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 150,000,000円、Ｊリーグ百年構想リーグ杯、メダル
 - ② ２位：賞金 60,000,000円
 - ③ ３位：賞金 30,000,000円
- (2) 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグの最終順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 15,000,000円、Ｊリーグ百年構想リーグ杯
 - ② ２位：賞金 7,500,000円
 - ③ ３位：賞金 2,500,000円

第３条〔フェアプレー賞〕

- (1) 明治安田Ｊ１百年構想リーグにおける反則ポイントのシーズン合計数が20ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) 明治安田Ｊ１百年構想リーグの各地域における反則ポイントのシーズン合計数が20ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が最少チームに対し、フェアプレー賞として金1,000,000円の賞金および記念品を授与する。ただし、反則ポイントが同数のチームが複数ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とし、該当賞金を均等配分する。
- (3) 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグの各地域における反則ポイントのシーズン合計数が20ポイント以下のチームのうち、反則ポイント数が最少チームに対し、フェアプレー賞として金500,000円の賞金および記念品を授与する。ただし、反則ポイントが同数のチームが複数ある場合、その全てのチームをフェアプレー賞とし、該当賞金を均等配分する。
- (4) 前３項にいう反則ポイントの計算は、「Ｊリーグ規約」第157条に定める計算方法に基づいて行う。

第４条〔個人表彰〕

- (1) 明治安田Ｊ１百年構想リーグにおいて、地域毎に（ただし、⑨優勝監督賞を除く）次の各賞を選択し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 地域リーグラウンドベストプレーヤー賞：賞金 500,000円、記念品
 - ② 地域リーグラウンドベストイレブン：賞金 300,000円、記念品
 - ③ プレーオフラウンドプレーヤーオブザマッチ：賞金 150,000円、記念品
 - ④ 得点王：賞金 300,000円、記念品
 - ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 200,000円、記念品
 - ⑥ 最優秀セーブ賞：賞金 200,000円、記念品
 - ⑦ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 300,000円、記念品

- ⑧ フェアプレー個人賞：賞金 100,000円、記念品
- ⑨ 優勝監督賞：賞金 500,000円、記念品
- ⑩ 優秀監督賞：賞金 150,000円、記念品
- (2) 明治安田J2・J3百年構想リーグにおいて、地域毎に（ただし、⑧優勝監督賞を除く）次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。
 - ① 地域リーググラウンドベストプレーヤー賞：賞金 100,000円、記念品
 - ② 地域リーググラウンドベストイレブン：記念品
 - ③ ブレーオグラウンドプレーヤーオブザマッチ：
 - 地域リーググラウンド5位以上同士の試合：賞金100,000円、記念品
 - 地域リーググラウンド6位以下同士の試合：賞金50,000円、記念品
 - ④ 得点王：記念品
 - ⑤ 最優秀ゴール賞：記念品
 - ⑥ 最優秀セーブ賞：記念品
 - ⑦ フェアプレー個人賞：記念品
 - ⑧ 優勝監督賞：賞金 250,000円、記念品
 - ⑨ 優秀監督賞：賞金 100,000円、記念品
- (3) 明治安田Jリーグ百年構想リーグにおいて、次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。
 - ① 最優秀主審賞：賞金 300,000円、記念品
 - ② 最優秀副審賞：賞金 300,000円、記念品
- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに従うものとする。
 - ① 第3項第1号および第2号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する
 - ② 明治安田Jリーグ百年構想リーグにおける優秀監督賞：優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする
- (5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔釜本邦茂賞〕

明治安田Jリーグ百年構想リーグにおいて、最も得点を挙げた選手に記念品を授与する。

第6条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、原則として明治安田Jリーグ百年構想リーグの終了後に行う。ただし、必要に応じて、当該表彰はJリーグアウォーズ以外の方法により行うことができる。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。

ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりＪリーグが負担する。

- ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
- ② 国内での移動にかかる交通費（Ｊリーグの「旅費規程」に基づく）
- ③ 国内での宿泊費（Ｊリーグの「旅費規程」に基づく）。ただし、３泊分を上限とする
- (4) Ｊリーグアウォーズには、Ｊリーグの指定する関係者を招待する。
- (5) 前２項の規定は、Ｊリーグアウォーズをオンライン開催とする場合には適用しない。

第７条〔月間表彰〕

- (1) 各月の明治安田Ｊ１百年構想リーグ地域リーグラウンドにおいて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 明治安田Ｊ１百年構想リーグ月間優秀選手賞：賞金 200,000円、記念品
 - ② 明治安田Ｊ１百年構想リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ 明治安田Ｊ１百年構想リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ④ 明治安田Ｊ１百年構想リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (2) 各月の明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ地域リーグラウンドにおいて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ月間優秀選手賞：賞金 100,000円、記念品
 - ② 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ月間優秀ゴール賞：記念品
 - ③ 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ月間ヤングプレーヤー賞：記念品
 - ④ 明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグ月間ベストセーブ賞：記念品
- (3) 前２項の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- (4) 各賞の呼称はＪリーグが自由に決定できるものとする。

第８条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第９条〔施行〕

本規程は、2026年１月１日から施行する。

〔改正〕

2026年５月26日

J 1 ・ J 2 クラブライセンス交付規則

定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグおよびAFCカップの総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第11条第1号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請または取消し手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号ロに定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第11条第1項第2号に定める意味を有する。

「J1クラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1」、「J2」、「J3」とは、それぞれ「J1リーグ」、「J2リーグ」、「J3リーグ」を意味する。

「J1・J2クラブライセンス」とは、本交付規則第20条に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の8月1日から翌年7月31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、J1ライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、J1ライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第12条第5項に定める意味を有する。

「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第23条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第24条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

「電子システム」とは、Jリーグが運用する「クラブライセンス申請システム」を意味する。

序 文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第13条第1項に基づき、J1の参加資格である「J1クラブライセンス」（以下「J1ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるとともに、Jリーグ規約第13条第3項に基づき、J2の参加資格である「J2クラブライセンス」（以下「J2ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔AFC規則との関係〕

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、J1ライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグ・エリートおよびAFCチャンピオンズリーグ2の出場資格（以下「AFCライセンス」という）に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則におけるJ1ライセンスに関する基準は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件をすべて規定する。
- (2) J1ライセンスに関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。
- (3) AFCライセンスの審査および交付は、J1ライセンスの審査および交付とは別途行われるものとする。

第3条〔定義〕

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の定義集に定める意味を有するものとする。

第4条〔J1・J2クラブライセンス制度の目的〕

J1・J2クラブライセンス制度は、AFC規則第3条、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上
- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ JFAおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条〔関連規程の制定〕

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、J1ライセンス、J2ライセンスまたはAFCライセンス（以下、J1ライセンスおよびJ2ライセンスを併せて称する場合は「J1・J2ライセンス」といい、すべてを総称する場合は「J1・J2ライセンス等」という）に関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「J1・J2クラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① J1・J2クラブライセンス交付規則運用細則
- ② 前号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、JFAおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、J1・J2クラブライセンス関連規程およびAFC規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1・J2ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条〔審査上の基準と等級〕

- (1) J1・J2ライセンス等の交付に関する審査は、以下の5つの基準（以下「ライセンス基準」という）について行われる。

- ① 競技基準（第8章）
- ② 施設基準（第9章）
- ③ 人事体制・組織運営基準（第10章）
- ④ 法務基準（第11章）
- ⑤ 財務基準（第12章）

- (2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

① A等級

A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ1・J2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。

② B等級

B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ1・J2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科される。

③ C等級

C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJ1・J2ライセンス等の交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条〔制裁・懲罰〕

- (1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はFIBまたはABにより以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。

- ① クラブ名・スタジアム名の公表
- ② 改善計画の提出

- ③ 戒告
 - ④ けん責
 - ⑤ ライセンス基準を満たすための期限延長
 - ⑥ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
 - ⑦ 罰金（１億円を上限とする）
 - ⑧ 勝点の減点（15点を上限とする）
 - ⑨ 人員の停職
 - ⑩ ライセンサーの然るべき機関への問題報告
 - ⑪ 保証および引受義務
 - ⑫ 補助金／賞金の保留
 - ⑬ より詳細な財務情報の要求
 - ⑭ 無観客試合
 - ⑮ 収容人数の削減
 - ⑯ J１・J２ライセンス等の見直し・取消し
 - ⑰ J１・J２ライセンス等の保留
 - ⑱ 移籍契約締結の禁止
 - ⑲ 下位リーグへの降格
- (2) ライセンサーまたはライセンス申請者に本交付規則または「J１・J２クラブライセンス関連規程」の違反（虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンサーまたはライセンス申請者は、Jリーグ規約の定めに従って懲罰を科されることがある。

第9条〔AFCによる監査〕

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人（これらを総称して「AFC調査人」という）は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Jリーグに対しコンプライアンス監査を行うことができ、Jリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、JリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Jリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、ライセンス申請者に対しコンプライアンス監査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けることがある。
- (3) 前2項のコンプライアンス監査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。また、本交付規則とAFC規則との間に解釈の相違がある場合は、AFC規則の解釈が優先されるものとする。

- (4) コンプライアンス監査は、ライセンサーとライセンス申請者/ライセンシーが、これらの規則で定義されている義務を果たし、ライセンサーの最終決定時にライセンスが正しく授与されたことを確認することを目的としている。ライセンサーまたはライセンス申請者/ライセンシーがコンプライアンス監査の実行に協力しない場合は、適切な措置のために A F C 司法機関に付託されるものとする。

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Jリーグは、J F Aから日本におけるJ 1クラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、また、Jリーグ規約第13条第3項に基づきJ 2クラブライセンス制度の制定および運用を行うことにより、日本におけるライセンス交付機関（ライセンサー）となる。
- (2) ライセンサーは、A F C規則第5条および本交付規則に基づき、J 1クラブライセンス制度の運営を行い、J 1ライセンス等の交付の決定を行う。
- (3) ライセンサーは、Jリーグ規約第13条3項および本交付規則に基づき、J 2クラブライセンス制度の運営を行い、J 2ライセンスの交付の決定を行う。

第11条〔ライセンサーの組織〕

ライセンサーは、以下の機関を設置し、J 1・J 2ライセンス等の交付に関する審査を行う。

- ① J 1・J 2ライセンス等交付の可否を決定し、第8条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の2つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いにかつライセンサーから独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする。
- イ. クラブライセンス交付第一審機関（以下「F I B」という）
- ロ. クラブライセンス交付上訴機関（以下「A B」という）
- ② クラブライセンス事務局（以下「C L A」という）

第12条〔C L A〕

- (1) JリーグはC L Aを設置し、C L Aにクラブライセンスマネージャー（以下「L M」という）および職員を配置する。
- (2) C L Aの職員およびL Mはチェアマンが任命し、L MがC L Aの長を務める。
- (3) C L Aの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当

の実務経験と知識を有する者とする。

(4) C L Aは以下の業務を行う。

- ① J 1・J 2クラブライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
- ② 電子システムの運営と管理
- ③ ライセンス申請者に対する電子システム利用に関する研修および支援
- ④ F I BおよびA Bに対する管理運営上の支援
- ⑤ ライセンス申請者に対する援助および助言
- ⑥ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則およびA F C規則の遵守状況の監視
- ⑦ A F CおよびA F C加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務

(5) L Mはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、C L Aの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、Jリーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。

(6) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）は、Jリーグ規約第30条第1項の準用を受けるほか、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。C L Aの職員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員の独立性を確認し、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に本項及び次項の規定を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。

- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
- ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
- ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
- ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
- ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること

(7) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。

(8) 上記各項のほか、C L Aの運営に関する事項は、Jリーグが制定する「J 1・J 2クラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条〔C L Aの権限および義務〕

- (1) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるJ 1・J 2ライセンス等の申請の評価に関してF I BおよびA Bを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。
- (3) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いてコンプライアンス監査を実施し、J 1・J 2ライセンス等の交付に関する資料の調査、F I BまたはA Bが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、C L Aがその内容を調査のうえ、J リーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) L Mおよびその指名するC L Aの職員は、F I BおよびA Bによる「J 1ライセンス決定会議」、「J 2ライセンス決定会議」または「A F Cライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べることができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) C L AはA F C調査人によるコンプライアンス監査を受けることがあり、コンプライアンス監査が行われる場合は、C L Aはコンプライアンス監査に協力しなければならない。

第14条〔F I B〕

- (1) F I B構成員は、C L Aの推薦に基づき、J リーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) F I B構成員の任期は原則として2年とし、4期まで再選されることができる。
- (3) J リーグまたはJ F Aの職員はF I Bの構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、J リーグ理事、監事、執行役員、職員および会計監査人、J F A理事、監事および職員、J F A評議員、J リーグ専門委員会委員、J F A専門委員会委員、C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）L Mならびにクラブ役員は、F I Bの構成員を兼ねることができない。
- (5) F I B構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、F I BおよびJ リーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、F I Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき

- (6) F I Bの任期途中で補欠または増員によりF I B構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (7) チェアマンは、ライセンス申請者毎に、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第15条第2項から第4項に関する決定を行う会議体としてF I Bパネルを組成するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがF I B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。
- (8) F I B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。F I B構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、F I B構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (9) F I B構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該F I B構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (10) F I Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第15条〔F I Bの権限および義務〕

- (1) F I B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、F I Bに提出されるすべてのJ 1・J 2ライセンス等の申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) F I Bパネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンス等の交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考にすることができる。
- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式

② 本条第7項にいう審問において顕れた一切の記録

- (3) F I B パネルは、本交付規則に従い、第7条第2項第2号に定めるB等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
- (4) F I B パネルは、いずれかのライセンシーについて第22条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、J 1・J 2ライセンス等を取り消すかまたは制裁を科すことができる。
- (5) F I B パネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
- (6) F I B パネルは、J 1・J 2ライセンス等の交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通達することができる。
- (7) F I B パネルが、J 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しまたは制裁を決定する場合には、F I B は審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、F I B がJ 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しまたは制裁を科す旨の決定を行った場合には、F I B パネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、取消し事由または制裁を科す理由を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。
- (8) F I B パネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有し、F I B パネルの決定は原則として構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第16条〔A B〕

- (1) A B 構成員は、C L A の推薦に基づき、J リーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) A B 構成員の任期は原則として2年とし、5期まで再選されることができる。
- (3) J リーグ理事、監事、執行役員、職員および会計監査人、J F A 理事、監事および職員、J F A 評議員、J リーグ専門委員会委員、J F A 専門委員会委員、C L A の職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）L M ならびにクラブ役員は、A B 構成員を兼ねることができない。
- (4) A B 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、A B およびJ リーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、A B の構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) A B の任期中で補欠または増員によりA B 構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、J リーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (6) チェアマンは、上訴人毎に、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第17条第2項に関する決定を行う会議体としてA B パネルを組成するものとする。A B パネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがA B 構成員の中から任

命するものとする。ただし、少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。

- (7) A B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。A B構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、A B構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (8) A B構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、A B構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) A Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第17条〔A Bの権限および義務〕

- (1) A B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、A Bに提出されるすべての上訴申立てを平等に取り扱わなければならない。
- (2) A Bパネルは、F I Bの決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手続を行った場合に、F I Bの決定について審査を行い、F I Bの決定を支持するか否かにつき決定を下す。A Bパネルは、必要に応じてF I Bの決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。
- (3) A Bパネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) A Bパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有するものとし、A Bの決定はA Bパネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) A Bパネルの決定に対する不服の申立機関はローザンヌのスポーツ仲裁裁判所（C A S）のみとし、裁判所その他の第三者に訴えることはできないものとする。

第4章 ライセンス申請者

第18条〔ライセンス申請者〕

- (1) J１・J２ライセンス等の申請は、JFAの加盟チームであり、かつ、J１、J２またはJ３リーグのいずれかに所属しているクラブのみが行うことができる（以下、本条に基づきライセンスの申請をした者を「ライセンス申請者」という）。
- (2) ライセンス申請者は、J１・J２ライセンス等の申請日において、JFAの加盟チームとなってから、2年以上が経過していなければならない。
- (3) ライセンス申請者の法人形態、グループの法的構造の変更（他の法人との合併、他の法人へのフットボール関連事業の譲渡を含む）またはアイデンティティ（本社、名称、色を含む）について、競技のインテグリティを損なうような変更、またはライセンス申請者の競技会への参加資格もしくはJ１・J２ライセンス等の取得を容易にするような変更が行われた場合、本条第1項に規定する資格要件は、かかる変更が行われた時点において停止されたものとみなされる。

第19条〔ライセンス申請者の義務〕

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、JFAに登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべての入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるサッカーチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第8章から第12章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務の基準に関連するライセンス交付義務が履行されていることの証明に関する必要なすべての情報および／または書面がライセンサーに提供されること
 - ⑤ 競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務情報の提示が要求される単独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること
 - ⑥ 審査期間中に、当該ライセンス申請者の法人形態もしくはグループの法的構造の変更（他の事業体との合併、他の事業体へのフットボール関連事業の譲渡を含む）またはアイデンティティ（本社、名称、色を含む）の変更が生じた場合、その情報がライセンサーに速やかに提供されること

第5章 ライセンス

第20条〔J 1・J 2ライセンスの内容〕

J 1ライセンスはあくまでJ 1に参加するために必要な資格に過ぎず、J 1ライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてJ 1に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてJ 1に所属するためには、J 1ライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づきJ 1への出場資格を得なければならない。J 2ライセンスとJ 2への出場資格の関係についても同様である。

第21条〔J 1・J 2ライセンス等の付与 / 譲渡〕

- (1) ライセンス申請者が第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出締切日（以下「ライセンス申請締切日」という）を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちJ 1に関するA等級のものをすべて充足する場合は、J 1ライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちJ 2に関するA等級のものをすべて充足する場合は、J 2ライセンスが付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、J 1・J 2ライセンスは付与されないものとする。J 2ライセンスについては、いずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ 2リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J リーグ理事会がJ 2ライセンスを付与することができる。かかる場合、J リーグ理事会が制裁を科すものとし、制裁の種類はJ リーグ規約第142条第1項各号を準用するものとする。
- (5) AFCライセンスについては、原則として第2項に基づきJ 1ライセンスが付与されるが、第7章の定めに従うものとする。
- (6) ライセンス申請者および／またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、J 1・J 2ライセンス等を第三者に譲渡することができないものとする。

第22条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕

- (1) J 1・J 2ライセンス等の有効期間は、当該J 1・J 2ライセンス等の対象となるシーズンとし、変更はできない。
- (2) J 1・J 2ライセンス等は、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。
 - ① シーズンが満了したとき

- ② 当該 J 1・J 2 ライセンス等の対象となるリーグが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、F I B または A B の決定により、J 1・J 2 ライセンス等を取り消されまたは制裁を科され得る。
 - ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ J リーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第 6 章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第23条〔ライセンス申請〕

- (1) 第18条に定められたクラブのみが、J 1・J 2 ライセンス等の交付を申請することができる。
- (2) J 1・J 2 ライセンス等の交付の申請は撤回することができない。ただし L M の完全な自由裁量により、L M がライセンス申請日の属する年の 4 月30日までに書面によって撤回に同意した場合は、この限りではない。
- (3) J 1・J 2 ライセンス等の申請から交付までの手続は、本交付規則別表 1「J 1・J 2 クラブライセンス コアプロセスカレンダー」または本交付規則別表 2「A F C クラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。
- (4) C L A が別表 1 または別表 2 の内容を変更する場合は、速やかに第18条に定められたクラブに通知し、当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。なお、当該通知をもって、別表 1 の記載内容は当該通知された内容に置き換えられるものとする。
- (5) C L A は、別表 1 または別表 2 に従って、J 1・J 2 ライセンス等の申請の案内とライセンス申請書類の一式（以下総称して「ライセンス・パッケージ」という）を、J 1・J 2 ライセンス等の交付の申請を希望するクラブに通知する。
- (6) J 1・J 2 ライセンス等の交付の申請を希望するクラブは、別表 1 または別表 2 に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、J 1・J 2 クラブライセンス関連規程に定める方法により C L A に提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の

延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにLMに締切延長を申請することができる。LMはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、FIBに報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。

- (8) CLAはライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、ライセンス申請書類の最終締切日から2週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。LMは、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出または修正を求めることができる。
- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。
- (10) ライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する期日までに、ライセンス審査料として金30万円(税抜)をJリーグに支払うものとし、当該審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第24条〔ライセンス申請書類の審査〕

- (1) ライセンサーは、ライセンス・パッケージを通知する日からJ1・J2ライセンス等が交付された日(AFCライセンスにおいては交付されたクラブの一覧表をAFCに提出する日)まで(当該期間のプロセスを「コアプロセス」という)の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) CLAおよびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行う。なお、CLAから当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があったときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。
- (3) CLAおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、FIBに提出する。なお、ライセンス評価報告書には、J1・J2ライセンス等の交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) CLAおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、FIBによるライセンス交付決定が下される期間の開始前7日以内に、CLAに対して、第36条基準F.05に定める表明書を提出するものとする。
- (6) CLAは、調査終了後、FIBによるJ1・J2ライセンス等の決定会議を開催する。FIBは、ライセンス申請者に対するJ1・J2ライセンス等の交付の可否および制裁の有無・内容について決定する。FIBは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることができる。

- (7) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載した J 1・J 2 ライセンス等の決定会議の議事録を作成し、F I B パネルの議長はこれに記名捺印または署名しなければならない。

- ① 議長および出席者／欠席者の氏名
- ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
- ③ 会議の日付および場所

第25条〔F I Bによる決定〕

- (1) F I Bは第15条第2項から第4項までの決定を行う。J 1・J 2ライセンスにおいては5月31日、A F Cライセンスにおいては5月14日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面（以下「F I B決定書」という）が、ライセンス申請者およびL Mに送付されるとともに、C L AからJ リーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告される。
- (2) F I Bの決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① J 1・J 2ライセンス等の交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きでJ 1・J 2ライセンス等の交付を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ③ J 1・J 2ライセンス等の取消しの決定を受けた場合におけるライセンシー
 - ④ J 1・J 2ライセンス等の保有を認めるが、別途制裁を科された場合におけるライセンス
 - ⑤ J 1・J 2ライセンス等の交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑥ 制裁付きでJ 1・J 2ライセンス等の交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑦ J 1・J 2ライセンス等の保有を認める旨の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑧ J 1・J 2ライセンス等の保有を認めるが、別途制裁を科す旨の決定がなされた場合におけるL M
- (3) 上訴権を有する者は、F I B決定書を受領した日より7日以内に、C L Aに対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てに際して新たな証拠を追加提出することはできない。
- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第23条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にF I Bの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたC L Aは、A Bが審査するための上訴審査書を作成し、L M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA Bに送付する。上訴審査書は、F I B決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書を含む。

第26条〔上訴〕

- (1) 上訴がなされた場合、C L Aは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなけれ

ばならない。

- (2) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (3) C L Aは、審問期日終了後、A BによるJ 1・J 2ライセンス等の決定会議を開催する。A Bは、ライセンス申請者に対するJ 1・J 2ライセンス等の交付の可否、制裁の有無・内容について、6月16日までに決定する。なお、A Bの決定は、F I Bの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、L Mとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) A BによるJ 1・J 2ライセンス等の決定会議では、F I Bによる決定のみを審査対象とし、審査は、F I Bに提出されたライセンス申請書類、F I B決定書およびA Bに提出された上訴申立書ならびにF I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。上訴人は、A Bに対して新たな証拠を提出することはできない。
- (5) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したJ 1・J 2ライセンス等の決定会議の議事録を作成し、A Bパネルの議長はこれに記名捺印または署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所
- (6) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点でF I Bの決定が確定するものとする。
- (7) ライセンス申請者がA Bに上訴する場合は、上訴手数料として金10万円(税抜)をJリーグに支払うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (8) A Bによる決定結果は、C L AからJリーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告されるとともに、決定日から7日以内に、ライセンス申請者およびL Mに対し、決定結果および決定理由を明記した書面（以下「A B決定書」という）が送付される。
- (9) A Bの決定に対して上訴権を有する者については、第25条第2項の規定を準用する。
- (10) 前項の規定に基づき上訴権を有する者は、A B決定書の受領日から21日以内に、C A Sに対して上訴申立てを行うことができ、上訴した場合には速やかにC L Aに対して上訴の申立書の写しを送付する。当該期間内にC A Sに対する上訴がなされなかった場合、当該期間満了時にA Bの決定が確定する。当該上訴申立ては、A Bの決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、C A Sは申立てに基づいてそのような中断させる効果を有する命令を行うことができる。

第27条〔J 1・J 2ライセンス等の交付の決定〕

C L AはJリーグに対し、ライセンス交付の対象となるシーズンの年の6月30日までに、J 1・J 2ライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知する。また、C L AはJリー

グおよびＪＦＡに対し、ＡＦＣライセンスが交付されたクラブの一覧表の通知を行い、ＡＦＣが別途通知する期限内に、ＡＦＣライセンスが交付されたクラブの一覧表をＡＦＣに提出する。

第 7 章 ＡＦＣクラブ競技会への出場資格

第28条〔ＡＦＣクラブ競技会への出場資格の承認〕

- (1) ＡＦＣクラブ競技会に出場するためには、以下の各号の条件を満たしていなければならない。
 - ① ＡＦＣライセンスが交付されていること
 - ② 国内競技会の結果、ＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得ること
 - ③ ＡＦＣスタジアム規則を満たしたスタジアムを確保していること
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該クラブにＡＦＣライセンスが交付されるか否かに関する最終決定を行う権利は、ＡＦＣ規則に基づきＡＦＣに留保される。
- (3) ＡＦＣライセンスの審査および交付は、本交付規則の第 1 章から第 6 章および第 8 章から第13章に定められたＪ１ライセンスの基準および手続きと同様に行われる。ＡＦＣライセンスの申請から交付までの手続きは、本交付規則別表 2「ＡＦＣクラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。

第29条〔ＡＦＣクラブ競技会出場の臨時承認〕

- (1) ＡＦＣライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によってＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得た場合、Ｊリーグは、ＪＦＡを通じ、当該クラブに代わり、ＡＦＣに対し、ＡＦＣライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいうＡＦＣライセンスの臨時適用の詳細は、ＡＦＣクラブライセンス規則第 1 5 条および付属文書 4」によるものとする。

第30条〔ＡＦＣライセンス取消しの場合の措置〕

- (1) Ｊリーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンシーのＡＦＣライセンス取消しが予見される状態となった場合には、ＪＦＡを通じて、その旨をＡＦＣのライセンス交付部門に通知しなければならない。
- (2) ＡＦＣクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてＡＦＣライセンスが取消された場合は、当該クラブをＡＦＣクラブ競技会から失格にすることに關する決定は、最終的にＡＦＣによって行われる。
- (3) 前項に關する最終決定は、ＡＦＣエントリー管理機関が行う。この決定は、ＡＦＣエント

リー管理機関の手続き規則に従って行われる。

第31条〔A F Cクラブ競技会の失格〕

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁またはクラブを将来のA F Cクラブ競技会から失格にする権利は、A F Cの諸規則に基づきA F Cに留保される。

第 8 章 競技基準

第32条〔競技基準〕

(1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 最高の質を有するサッカー選手が育成され、継続的に輩出されることを確実にすること
- ② 明確な進路を備えた漸進的な育成体制を確立すること
- ③ クラブ固有の質を重視したアカデミープログラムを設計し、実施すること
- ④ アカデミー選手のために、サッカー関連の教育および補足的な理論教育に裏付けられたエリート選手向け技術教育を実施すること
- ⑤ 全選手のために総合的な医療支援サービスを提供すること
- ⑥ 適格性を有する人員がエリート選手の育成および管理に従事することを確実にすること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
S. 01	A	アカデミープログラム (Youth Development Programmes) (1) ライセンス申請者は、ライセンサーからアカデミープログラムの書面の承認を受けていること。ライセンサーは、アカデミープログラムの質を評価したうえでこれを承認し、またトレーニングおよび試合の定期的視察を通じてその実施を検証すること。 (2) プログラムには、少なくとも次の項目が含まれていること。 ① アカデミーのビジョン、アカデミーのプレーイングフィロソフィーおよびアカデミーのコーチングフィロソフィー ② アカデミーの組織（組織図、関連組織、ライセンス申請者との関係〈クラブ内での位置付け〉、ユースチーム、グラスルーツ等） ③ 人員（フットボール部門〈技術、分析〉、メディカル&アスレチック部門、アカデリーマネジメント部門等）および必要とされる最低限の資格 ④ アカデミーが利用可能な施設（トレーニング施設、競技施設等）

		⑤ 予算（収入、支出） ⑥ 年代別カテゴリーおよびポジションごとの４コーナーモデル（技術面、戦術面、フィジカル面、心理社会面）に基づいたコーチングカリキュラム ⑦ 教育プログラム（競技規則、ドーピング管理、スポーツ・インテグリティ、人権、反人種差別、セーフガーディングを含む） ⑧ アカデミー選手のための医療サポート（学校での健康診断を含む） ⑨ プログラムにおける選手の個人記録（IDPなど）および評価の実施と提出 ⑩ アカデミーパフォーマンスプランを用いた、目標達成度および成果の管理 ⑪ プログラムの有効期間（３年以上７年以下とする） (3) ライセンス申請者は、以下を保証すること。 ① すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられること ② すべてのアカデミー選手がサッカー以外の教育を受けることを妨げられないこと
S. 02	A	選手の育成体制（アカデミーチーム） (1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第４号および第５号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-14チーム（チーム登録上U15チームに含まれる） ④ U-12チーム ⑤ U-10チーム (2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チームおよびU-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）はJ F Aにチームおよび所属選手の登録を行っていないければならず、U-12チームおよびU-10チームについては、J F Aにチーム登録した場合には、J F Aに当該チームの所属選手を登録しな

		なければならない。 (3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チーム、U-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）およびJFAにチーム登録を行ったU-12チームは、それぞれJFA公認の公式競技会に出場していなければならない。なお、U-10チームについては当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。
S. 03	A	選手の医療面でのケア ライセンス申請者は、クラブに登録されているすべての選手に対して、医療面でのサポートサービスの全面的な利用を提供すること。これらには、以下が含まれる（ただし、これに限定されない）。 ① トップチームでプレーする資格のあるすべての選手について、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させなければならない。 ② 12歳以上のすべての選手について年に1回の健康診断を受診させなければならない ③ トップチーム選手について総合的な医療保険の補償を行わなければならない。
S. 04	A	教育プログラム ライセンス申請者は、JFA審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチおよび強化責任者が出席したことを証明すること。
S. 05	A	選手登録 ライセンス申請者の選手（S. 02で定めるチーム選手を含む）はすべて、「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」の関連規定に従い、AFC加盟協会および、またはその加盟リーグに登録していること。
S. 06	B	人種的平等の実践 ライセンス申請者は、人種差別に対処する方針を定め、ライセンス申請者の選手およびスタッフ全員が、書面に署名または電子記録

		によりこの方針を了解していること。
S. 07	B	グラスルーツプログラム (1) ライセンス申請者は、ホームタウンに居住する年齢、ジェンダー、障がいの有無などにかかわらず、様々な人を対象とする定期的な催しやイベントを開催するものとする。 (2) 当該イベントには、一般市民の参加を促すこと。また、当該イベントの内容は、試合への関心を高め、社会的包摂の機会を充実させ、健康的なライフスタイルを支援し、さらに、スポーツと教育の両面において若者の発展をサポートするものであること。
S. 08	C	セーフガーディング ライセンス申請者は、自らが開催する活動に子どもが参加するにあたり、A F Cの方針およびガイドラインに沿って、虐待の可能性から子どもを保護し、フットボールの幸福感を促進するための措置を定め、これを適用すること。ライセンス申請者は、セーフガーディングポリシーの作成を含め、これらの措置の策定および実施のために、児童保護専門家と協力し、また、クラブ内でセーフガーディングの責任者を任命することが望ましい。
S. 09	C	女子チーム ライセンス申請者は、女子チームを少なくとも1チーム保有するか、またはライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。なお、当該女子チームは、国、地域、または現地レベルの公式競技会に参加する義務があり、A F C加盟協会に認められる必要がある。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント（スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等）を開催することが望ましい。
S. 10	C	企業の社会的責任（C S R）プログラム (1) ライセンス申請者は、クラブおよび試合内容を向上させ、サッカーと社会における現状の課題に取り組むための戦略および実施プログラムを策定すること。 (2) ライセンス申請者、J F A、A F CおよびF I F Aのいずれかにより定められた戦略およびプログラムを実施する仕組みやキ

		キャンペーンに対する支援がプログラムに含まれていること。 (3) 前2項のプログラムが地域社会とクラブとを結びつけるとともに、地域社会との関係性を創出して以下を促進していくこと。 ① ファン層の確立と拡大 ② ボランティアプールの創出 ③ コミュニティのための、またコミュニティ内でのグラスルーツサッカー活動、取組みおよびイベントの開催 ④ コミュニティとの強いつながりの創設 ⑤ ブランディング、マーチャンダイジング、スポンサー、商業パートナーのための市場基盤の創出
S. 11	C	クラブユースアカデミー (Club Youth Academy) ライセンス申請者は、A F C エリートユース育成制度 (Elite Youth Scheme) に定めるとおり、必要な施設および設備を備えたクラブユースアカデミーを設立しなければならない。

第 9 章 施設基準

第33条〔施設基準〕

- (1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
 - ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施設を有すること
- (2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
I. 01	A	公認スタジアム (1) ライセンス申請者は、A F Cクラブ競技会およびJリーグ公式試合のリーグ戦の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを確保しなければならない。 ① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること ② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、A F Cクラブ競技会のホームゲーム（ライセンス申請者が出場資格を得た場合）およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。 なお、Jリーグ公式試合のリーグ戦におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す (2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、J F AおよびJリーグに公認されており、「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがA F Cクラブ競技会の会場として使用可能か否かを決める権限はA F Cが留保する。 (3) 第 1 項に定めるスタジアムは、ライセンス申請者のホームタウン内に所在していなければならない。所在していない場合は、ライセンス申請者は正当な理由を提示しなければならない。 (4) 第 1 項に定めるスタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から 2 年以内に発行

		されたものでなければならない。

I. 02	A	スタジアム - 安全性の認可 スタジアムは国内法令およびAFC規則に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。 (1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。 (2) ライセンス申請者は、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。 ① スタジアム構造の安全性および建物の適切性 ② 管轄権を有する当局の安全／警備規制に関する遵守宣言 ③ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数） ④ 適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させる承認された避難計画（当局等による承認を得たもの） ⑤ 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること ⑥ チケット発行・販売システム、観客のスクリーニング（ゲート等でのセキュリティチェック）、隔離計画、群衆分散計画、医療サービス、AED設置図、地震、落雷、火事、停電、またはその他の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営体制にかかわるすべての局面を網羅した、安全および警備戦略を確保するための組織的措置を定めた、試合警備計画書（届け出済みのもの） (3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行され、ライセンスの対象シーズン中も有効なものでなければならない。
I. 03	A	スタジアム：承認された避難計画 (1) ライセンス申請者は、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる避難計画を、地元警察、消防の協力のもとに定め、届け出し、警備計画書に記載しなければならない。 (2) 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること。掲示場所と掲示内容は、警備計画書に記載しなければならない。

		(3) そのスタジアム固有の危険分析が避難計画に織り込まれていること。 (4) 警備員、係員、クラブとスタジアム職員が、避難計画の概要を把握していること。
I. 04	A	トレーニング施設 (1) ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に使用できる、以下の各号に定める設備を備えたトレーニング施設を有していなければならない。 ① 常時使用できる天然芝、またはハイブリッド芝のピッチ 1 面（J 2 ライセンスに限っては人工芝でもよい）および屋内トレーニング施設 ② 前号のピッチを観覧できるエリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする ③ クラブハウス（J 1 ライセンスに限っては以下の設備を備えたものでなければならない） イ. トレーニングジム ロ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8 基程度のシャワー、トイレを備えていること） ハ. ビジターチーム用の更衣室 ニ. メディカルケアスペース（マッサージ台 2 台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫および製氷機を備えていること） ホ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること） ヘ. メディアからの取材に対応するスペース ト. メディアが作業できるスペース（ヘ. のスペースとは別であること） チ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること） ④ メディカルルーム（J 1 ライセンスに限っては前号ニ. に定められた設備を備えたもの） (2) ライセンス申請者は、前項の施設について、以下のいずれかの

		条件を満たしていなければならない。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面に合意されていること (3) 前項に定めるトレーニング施設の所有者との合意を示す「トップチームの練習場に関する確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。
	C	(4) 第1項にかかわらず、ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に利用できる以下のトレーニング施設を有していることが望ましい。 ① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面および人工芝ピッチ1面。ピッチには、防球ネットを設けること。なお、ピッチサイドにクラブスポンサーの広告が掲出可能なスペースを設けること ② 前号のピッチそれぞれについて設けられた観覧エリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする ③ フットサルまたはビーチサッカー用のコート（第1号のピッチとは別のものであること） ④ 室内または屋根付きのピッチ1面（第1号のピッチとは別のものであること） ⑤ 以下の設備を備えたクラブハウス イ. トップチーム用のトレーニングジム ロ. プールおよびジェットバス ハ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備えていること） ニ. ビジターチーム用の更衣室 ホ. 女子チーム用の更衣室 ヘ. 審判用の更衣室（4人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること）

		ト. 女子審判用の更衣室（４人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること） チ. メディカルケアスペース（マッサージ台２台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫、製氷機、X線撮影装置を備えていること） リ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること） ヌ. 監督室およびコーチングスタッフ室 ル. 女子チーム監督室およびコーチングスタッフ室 ヲ. トップチーム選手用のラウンジ ワ. 厨房設備のあるチーム用の食堂 カ. メディアからの取材に対応するスペース（複数のインタビューに同時に対応可能であること） ヨ. メディアが作業できるスペース（カ. のスペースとは別のものであり、無線 LANが使用できること） タ. ランドリーおよび乾燥室 レ. エキップメントルーム ソ. 一般客用のラウンジ ツ. トロフィー、表彰物等の展示スペース ネ. グッズショップ ナ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること） ラ. 避雷設備 ⑥ トップチーム選手寮 (5) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たすことが望ましい。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること
I. 05	A	アカデミーのトレーニング施設 (1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。

		① 常時使用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ 1 面および屋内トレーニング施設 ② クラブハウス ③ メディカルルーム (2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。 ① ライセンス申請者が所有していること ② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること
I. 06	B	スタジアム：基本原則 (1) スタジアムには、以下の各号の情報を含み、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規程）を定め、警備計画書に記すとともに、観客が読むことができるように表示されなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項および罰則の説明 ④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限 ⑤ 座席に関するルール ⑥ スタジアムから退場処分となる行為
I. 07	A	スタジアム：身体障がいのある観客 スタジアムには、身体障がいのある観客とその付添人を安全かつ快適な状態で受け入れるための設備を設けることとする。具体的には、以下の条件を満たすこととする。 (1) スタジアムには、観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設けなければならない。 (2) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えなければならない
	C	スタジアム：身体障がいのある観客

		(1) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。 (2) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。 (3) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。
I. 08	B	スタジアム：衛生施設 (1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、バリアフリートイレを備えなければならない。 (2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。 (3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えなければならない。
	C	(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15基および洗面台6台、また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、洗面台14台を備え、車椅子席15席に対してバリアフリートイレ1室を備えることが望ましい。
I. 09	B	スタジアム：屋根 (1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。
	C	(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆うことが望ましい。

第10章 人事体制・組織運営基準

第34条〔人事体制・組織運営基準〕

- (1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
 - ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを有すること
 - ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること
- (2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
P. 01	A	クラブ事務局 (1) ライセンス申請者は、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。 (2) ライセンス申請者は、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。 (3) ライセンス申請者は、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。 ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、公式ホームページのURL、Eメールアドレス
P. 02	A	代表取締役または代表理事 ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選任され、日常業務にも責任を持つ、代表取締役または代表理事がいなければならない。
P. 03	A	ファイナンスオフィサー ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役または理事を置き、かつ、常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において3年以上の実務経験を有す

		る者で、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。 ① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 イ. 公認会計士 ロ. 税理士 ハ. 中小企業診断士 ニ. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者
P. 04	A	ヒューマンオフィサー ライセンス申請者は、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ヒューマンオフィサーとして登録があること
P. 05	A	オペレーションオフィサー ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定する試合運営に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、オペレーションオフィサーとして登録があること
P. 06	A	セキュリティオフィサー ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。 ① 国内法令による、警察官または警備員としての証明を有する者 ② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者 ③ Jリーグが特定する安全と保安に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、セキュリティオフィサーとして登録があること

P. 07	A	メディアオフィサー ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、メディアオフィサーとして登録があること
P. 08	A	事業オフィサー ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業オフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、事業オフィサーとして登録があること
P. 09	A	マーケティングオフィサー ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤のマーケティングオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、マーケティングオフィサーとして登録があること
P. 10	A	ホームタウンオフィサー ライセンス申請者は、ホームタウン活動に関する事項について責任を有する常勤のホームタウンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。 Jリーグが特定するホームタウン活動関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ホームタウンオフィサーとして登録があること
P. 11	A	コンプライアンス・オフィサー (1) ライセンス申請者は、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。 ① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグ

		としての社会的責任の履行)の浸透に向けた研修の統括 ② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案(いわゆる有事)が発生した時の対応 ③ クラブに関わる者(ファン・サポーター等)のソーシャル・フェアプレーの啓発 ④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認 (2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、常勤の取締役でなければならない。
P. 12	A	医師(メディカルドクター) (1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。 (2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Jリーグに届け出るものとする。
P. 13	A	メディカルスタッフ ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Jリーグに届け出なければならない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー
P. 14	A	トップチーム監督 ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をトップチームの監督(ヘッドコーチ)に置かなければなら

		ない。なお、当該監督は以下いずれかの指導者ライセンスがJFA技術委員会にて認定され、ライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJFA Proライセンス ② 有効なAFC Proライセンス ③ 有効なUEFA Proライセンス ④ 上記①から③以外の海外指導者ライセンス保有者で、JFA技術委員会においてJFA Proライセンス相当と認定された者 ⑤ J3リーグに所属しているクラブに限り、「有効なJFA Aジェネラルライセンス」またはJFA技術委員会においてJFA Aジェネラル以上のライセンス相当と認定された者
P. 15	A	トップチームのコーチ ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者を1名以上、トップチームのコーチに置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJFA Aジェネラルライセンス ③ 有効なAFC Aライセンス ④ 有効なUEFA Aライセンス
P. 16	A	育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング） ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有し、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者を育成部門の責任者としてアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングに置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効なJFA Aジェネラルライセンス ② 有効なAFC Aライセンス ③ 有効なUEFA Aライセンス
P. 17	A	アカデミーチーム監督 ライセンス申請者は、第32条基準S. 02に定める各カテゴリーのA

		カデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する専任の監督を任命しなければならない。当該監督は、特定のアカデミーチームに対するコーチングの経験、またはアカデミーチームの選手の管理に関連する補足的な認定や資格を保有していなければならない、技術的なトレーニングを効率的に実施することができる能力を持っている必要がある。なお、当該監督はライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効な J F A B ライセンス ② 有効な A F C B ライセンス ③ 有効な U E F A B ライセンス
P. 18	A	アカデミーチームコーチ ライセンス申請者は、第32条基準S. 02に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有するコーチをそれぞれ1名以上置かなければならない。そのうち少なくとも1名のコーチは、特定のアカデミーチームに対するコーチングの経験、またはアカデミーチームの選手の管理に関連する補足的な認定や資格を保有していなければならない、技術的なトレーニングを効率的に実施することができる能力を持っている必要がある。当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。 ① 有効な J F A B ライセンス ② 有効な A F C B ライセンス ③ 有効な U E F A B ライセンス
P. 19	A	安全・警備組織：警備員 (1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。 (2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。 ① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること

		(3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。
P. 20	A	権利と義務 本条に記された人員の職務上の権利、責任および義務は、書面により定義されなければならない。
P. 21	A	ライセンス申請書類提出後の変更通知義務 ライセンス申請書類をＪリーグに提出後、本条に定義されている機能（職務）に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてＪリーグに通知しなければならない。
P. 22	A	ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務 (1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、ライセンス申請者の支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員を60日以内に補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。 (2) 本条に規定される人員について、ライセンス申請者の決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員を直ちに補充しなければならない。 (3) ライセンス申請者は、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてＪリーグに通知しなければならない。
P. 23	B	リーガルアドバイザー（法律顧問） (1) ライセンス申請者は、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有するリーガルアドバイザーを任命していること。 (2) リーガルアドバイザーは以下のいずれかの条件を満たすものであることとする。 ① ライセンス申請者が雇用する専任の弁護士 ② 契約に基づく外部の顧問弁護士

P. 24	B	テクニカルダイレクター (1) ライセンス申請者は、以下の要件を満たす者をテクニカルダイレクターに置かなければならない（ただし、J 2ライセンスにおいては不在でもよい）。 (2) テクニカルダイレクターは、以下①から③のいずれかの指導者ライセンスを保有していること。また、プロクラブレベルでの幅広い競技および職務経験のような追加資質を有しているか、選手、コーチ、マネージャーもしくはアドバイザーとしてクラブに長く勤めてきた専任メンバーであることとする。 ① 有効なJ F A Aジェネラルライセンス ② 有効なA F C Aライセンス ③ 有効なU E F A Aライセンス (3) テクニカルダイレクターは、優れた管理能力やビジョンを有し、クラブの技術育成において指導力を発揮することとする。 (4) テクニカルダイレクターは、以下の事項について責任を負うものとする。ただし、これに限定はされない。 ① クラブの哲学を確立および／または実施すること ② アカデミーと選手の育成体制・プログラムを確立すること ③ 技術基準が維持され、向上されることを確実にすること ④ すべての技術および育成プログラムを監視し、評価すること ⑤ 人材発掘（スカウト） ⑥ クラブユースアカデミーの管理 ⑦ コーチやスカウトの採用と管理 ⑧ 試合分析プロセスの管理
P. 25	B	トップチームのゴールキーパーコーチ ライセンス申請者は、トップチームのために以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をゴールキーパーコーチに置かなければならない（ただし、J 2ライセンスにおいては不在でもよい）。 ① 有効なJ F A ゴールキーパーLevel 3ライセンス ② 有効なA F C ゴールキーパー Level 3ライセンス ③ 有効なU E F A ゴールキーパーAライセンス
P. 26	B	トップチームのフィットネスコーチ ライセンス申請者は、トップチームのためにA F C フィットネス

		コーチ Level 2 ライセンスを保有する者をフィットネスコーチに置かなければならない（ただし、J 2 ライセンスにおいては不在でもよい）。

第11章 法務基準

第35条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
L. 01	A	A F Cクラブ競技会出場への宣言書 ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の法的に有効な宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。 ① F I F A、A F C、J F A、および国内リーグの、規約、規程、規則決定ならびにA F C規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（C A S）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ J F Aに公認されている競技会で競技すること ⑤ A F CまたはF I F Aに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ J 1・J 2クラブライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 報告対象範囲が、本規則第36条第2項の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体に

		よる本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと ⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること ⑨ クラブライセンスの交付主体であるＪリーグ、ＪＦＡおよびＡＦＣに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑩ ＡＦＣが本交付規則第９条に従い、評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるコンプライアンス監査を実施する権利を留保していることを認めること ⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Ｊリーグに通知すること
L. 02	A	クラブの登記情報 (1) ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。 ① ライセンス申請者の定款原本の写し ② ライセンス申請者の履歴事項全部証明書の写し（Ｊリーグへの提出期限より３か月前以内に発行されたものであること） (2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。
L. 03	A	他クラブの経営等への関与の禁止 ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の法的に有効な文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Ｊリーグへの提出期限３か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したもの、または電磁的方法による署名等を行ったものとする。 ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること

		② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること
L. 04	A	グループの法的構造および最終的支配当事者 (1) ライセンス申請者は、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Ｊリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、ライセンスに図を提出するまでの間にグループの法的構造に変更があった場合には、Ｊリーグに知らせること。 (2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。 ① ライセンス申請者、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ② ライセンス申請者の子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ③ ライセンス申請者の関連する会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ④ ライセンス申請者の最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体 ⑤ ライセンス申請者の直接的もしくは間接的な所有持分の10%以上、または議決権の10%以上を保有する当事者 ⑥ ライセンス申請者に対して重大な影響力を及ぼす当事者 ⑦ その他、その態様如何を問わず、前6号に定める当事者また

		はそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与または影響を及ぼしているフットボールクラブ ⑧ 本規則第36条第2項に定める報告対象範囲 (3) Jリーグは、適切と判断される場合には、ライセンス申請者およびライセンシーに対して上記以外の追加情報の提出を求めることができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。 (4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。 ① 法人の名称 ② 法人の種類 ③ 法人の主な事業 ④ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合） (5) ライセンス申請者の子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバーの子会社について、次の情報も併せて提出しなければならない。 ① 株主資本 ② 総資産 ③ 総収入 ④ 純資産合計
L. 05	A	プロ選手との書面による契約 ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」の関連条項に準じ、また、法令ならびにFIFA、AFC、JFAおよびJリーグによって求められるすべての主要な条項が含まれているものとする。
L. 06	A	クラブ内の懲戒手続 ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよびJFAの規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、またはそれに類する文書を提出しなければならない。
L. 07	B	選手と社員のための行動規範

		ライセンス申請者は、国内法令ならびに F I F A、A F C および J F A の規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャルのための法的に有効な行動規範を定めなければならない。行動規範は、法的拘束力のある懲戒規則により補足されていること。

第12章 財務基準

第36条〔財務基準〕

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
 - ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
 - ② クラブの透明性と信頼性を高めること
 - ③ 債権者保護を重視すること
 - ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
 - ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること
- (2) ライセンス申請者が何らかの関連する会社等を有している場合には、ライセンス申請者の個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をライセンサーに提出しなければならない。
- (3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。
- (4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
F. 01	A	年次財務諸表（監査済み） (1) ライセンス申請者は、A F Cおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサーに開示されなければならない（ただし、J 2ライセンスにおいては監査法人又は公認会計士の監査を受けていなくてもよい）。 (2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。ただし、ライセンス申請者が、前項にいう会計監査人から監査報告書において否定的意見が付されたかまたは意見不表明となった場合には、審査に及ばないものとする。

F. 02	A	中間財務諸表（レビューまたは監査済み） (1) ライセンス申請者は、基準F. 01の定めによって提出された年次財務諸表の最終の事業年度の末日が5月31日の6か月以上前である場合には、当該事業年度の良く事業年度について中間財務諸表を作成し、提出しなければならない。 (2) 前項の中間財務諸表の会計期間は、前事業年度末の翌日から原則として12月末日までの期間とする。 (3) 第1項の中間財務諸表は、監査法人または公認会計士のレビューもしくは監査を受けていなければならない。（ただし、J2ライセンスは除く）。 注記：上記にかかわらず、2026年2月のライセンス申請においてはAFCライセンスの交付を希望せず、J1・J2ライセンスのみ交付を希望するライセンス申請者は、中間財務諸表を提出する必要はないものとする。
F. 03	A	選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在 ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの年の2月28日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンの前年12月31日）の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの年の4月30日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンの3月31日）までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F. 04	A	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在 ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの年の2月28日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンの前年12月31日）の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、第34条基準P. 02から基準P. 18まで、および基準P. 23から基準P. 26までに示す人員を含むがこれに限定されない）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセン

		スの対象となるシーズンの年の4月30日（AFCライセンスの判定においては対象となるシーズンの3月31日）までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F.05	A	ライセンス交付の決定に先立つ表明書 (1) FIBによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、下記の事項に関して印鑑登録されているクラブの代表者印が押印された表明書を提出しなければならない。 ① ライセンサーに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ② すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無 ③ 以前に提出された監査済み年次財務諸表またはレビュー済み中間財務諸表（該当する場合）の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か ④ 第18条に基づくライセンス申請者（またはライセンス申請者と契約関係にあるAFC加盟協会の登録メンバー）、または、ライセンス申請者の報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けているか、または受けようとしているかどうか (2) 前項にかかわらず、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。
F.06	A	予算および予算実績、財務状況の見通し (1) ライセンス申請者は、ライセンス申請締切日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。

		(2) ライセンス申請者は、Ｊリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の予算実績および財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてＣＬＡの調査を受けなければならない。ＣＬＡはこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。
F. 07	A	ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務 (1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。 (2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。
F. 08	A	財務状況の見通しの修正義務 ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。

第13章 雑則

第37条〔守秘義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bの関係者は、本交付規則およびJ 1・J 2クラブライセンス関連規程に定める場合を除き、J 1・J 2ライセンス等の申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および本交付規則第9条に定めるA F Cによる検査の場合を除く。
- (2) 前項に定める秘密保持義務が課せられる期間は無制限であるものとし、また、当該秘密保持義務に違反したものはJリーグ規約に従って懲罰を科され得る。
- (3) C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bの関係者は、第1項の内容を含む誓約書に署名しなければならない。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に、第1項の秘密保持義務を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。

第38条〔資料保管義務〕

C L Aは、J 1・J 2ライセンス等の申請および交付決定に関する書類および電子記録については、安全性を確保し適切に保管しなければならない。

第39条〔年次レビューミーティングの実施〕

C L Aは、交付規則第27条に定めるA F Cへの提出が完了した後、J 1・J 2クラブライセンス制度の実効性および効率性を高めることを主な目的とした年次レビューミーティングを実施する。

第40条〔J 1・J 2クラブライセンス制度への意見〕

C L Aは、J 1・J 2クラブライセンス制度に関わる者からJ 1・J 2クラブライセンス制度に対する意見を受け付ける体制を整えるものとする。

第41条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。本交付規則第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第42条〔不可抗力の事態が生じた場合の取扱〕

- (1) 自然災害、戦争、テロ等の不可抗力により、ライセンス申請者もしくはライセンシーが第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足することができない可能性が生じた場合、Ｊリーグ理事会は当該ライセンス申請者もしくはライセンシーからの申請に基づき、ＦＩＢ、ＡＢが行うＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付可否の決定、本交付規則第8条の制裁の決定、本交付規則第22条第3項のライセンス取消しもしくは制裁の決定にあたり、第8章から第12章に定める各ライセンス基準の一部を適用しない旨決定することができる。
- (2) ＡＦＣがＡＦＣ規則に基づき前項に関する決定をしたときは、前項の定めにかかわらず、ＡＦＣライセンスとの関係ではＡＦＣの決定が前項の決定に優先する。

第43条〔本交付規則に定めのない事項〕

- (1) 本交付規則に規定されていない事項については、Ｊリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、本規則に規定されていない事項のうちＡＦＣクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、ＡＦＣ規則に基づきＡＦＣが決定を下すことがある。この場合、ＡＦＣの決定がＪリーグの決定に優先する。
- (3) ＡＦＣが本交付規則およびＡＦＣ規則に関連する事項につき、別途Ｊリーグに対して指示を行った場合には、Ｊリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

第44条〔改正〕

本交付規則の改正は、Ｊリーグ理事会の発議に基づくＪリーグ総会の議決を経て、ＡＦＣに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第45条〔附則〕

本交付規則は2012（平成24）年2月1日から施行する。

〔改正〕

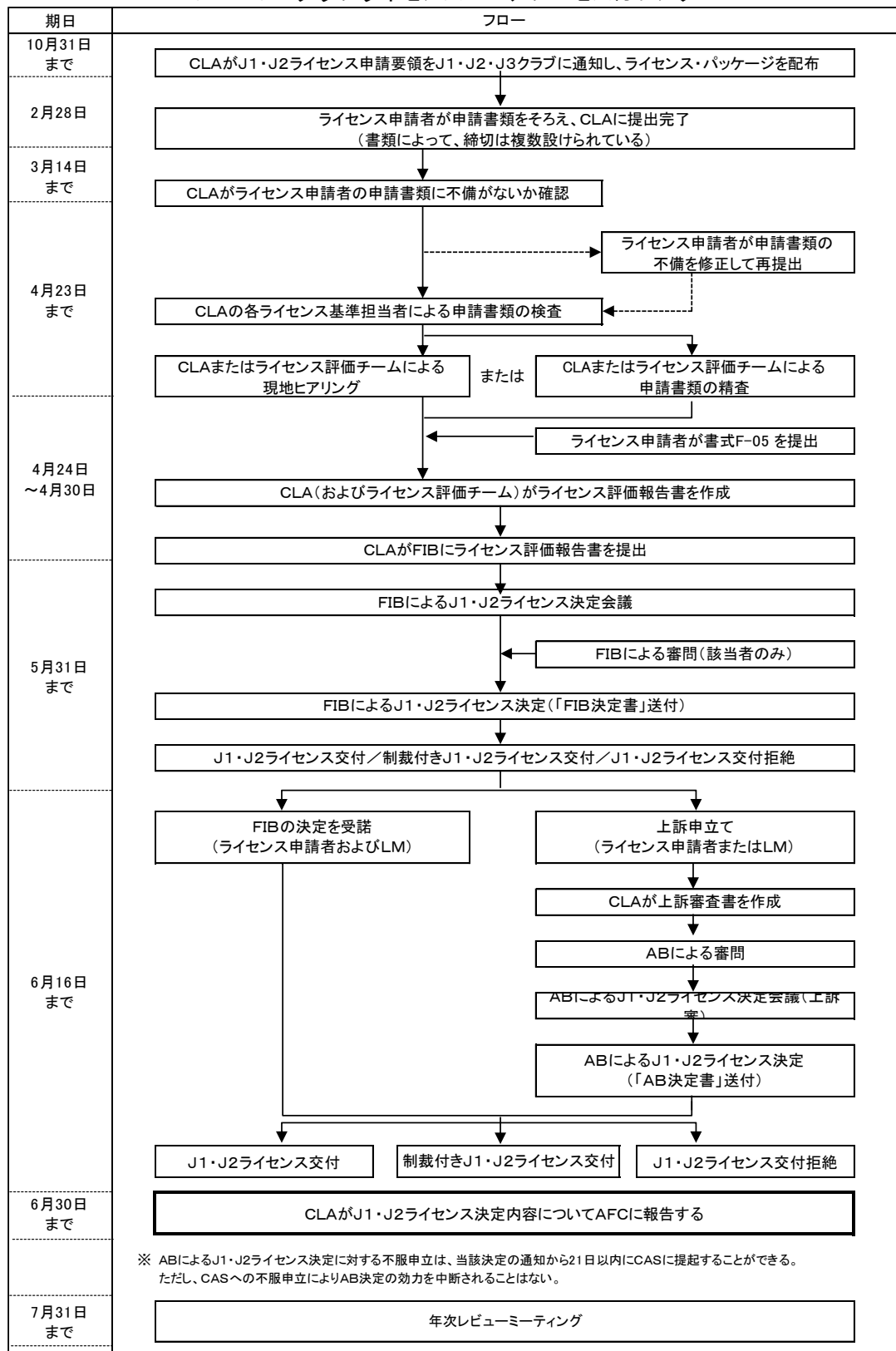
2012年12月11日
2014年1月31日
2014年12月10日
2015年12月8日
2016年12月7日
2017年12月6日
2018年12月6日
2019年12月4日
2021年1月1日
2022年1月1日
2023年1月1日
2024年1月1日

2025年 1 月 1 日

2025年10月 1 日

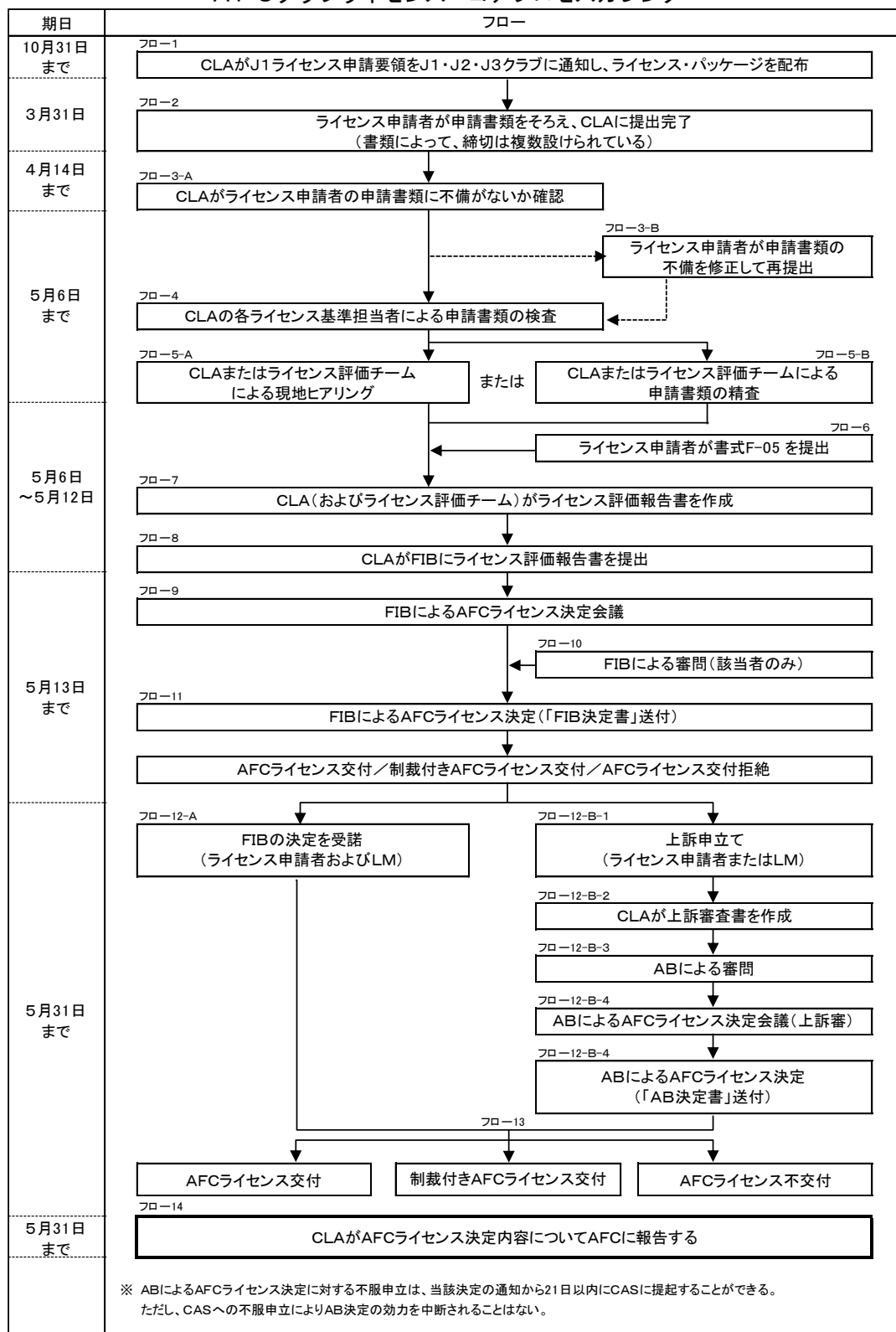
別表 1

J1・J2クラブライセンス コアプロセスカレンダー



別表2

AFCクラブライセンス コアプロセスカレンダー



J 1 ・ J 2 クラブライセンス交付規則 運用細則

1. 総則

1-1〔目的〕

- (1) 本運用細則は、Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）第５条の定めに基づきＪ１ライセンス、Ｊ２ライセンスまたはＡＦＣライセンス（以下、Ｊ１ライセンスおよびＪ２ライセンスを併せて称する場合は「Ｊ１・Ｊ２ライセンス」といい、すべてを総称する場合は「Ｊ１・Ｊ２ライセンス等」という）の審査基準、審査手続および申請フローについて定めるものである。
- (2) AFCライセンスの審査基準、審査手続はＪ１ライセンスと同様であるが、日程は交付規則別表２「AFCライセンス 申請フロー」に従う。各書類の提出期日は、CLAが別途定める。

1-2〔定義〕

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

1-3〔遵守義務〕

- (1) Ｊリーグ、ＣＬＡ、ＦＩＢ、ＡＢ、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の申請または取消しに関連する手続において、ＬＭ、ＣＬＡ、ライセンス評価チーム、ＦＩＢおよびＡＢによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

1-4〔提出方法および連絡方法〕

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーがＣＬＡに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する場合の方法は、原則として電子システムによるものとする。ただし、ＣＬＡより別途指示がある場合にはこの限りではなく、その場合には、電子システム以外の電磁的方法または書留郵便もしくは宅配便（追跡調査が可能なものに限る）のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、ＬＭおよびＣＬＡがライセンス申請者またはライセンシーに対して連絡・通知を行う場合の方法は、電子システムその他の電磁的方法または書留郵便もしくは宅配便（追跡調査が可能なものに限る）のいずれかによるものとする。

1-5〔期限〕

本運用細則において定められた期限が営業日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう）以外の日であるときは、期限は翌営業日に延長されるものとする。

1－6〔立証責任／証拠方法〕

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書（電子システムにより提出された情報を含む）とする。

2. 運用細則

2－1〔競技基準の運用細則〕

交付規則第32条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
S.01	A	アカデミープログラム（Youth Development Programmes） 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者がJリーグアカデミーマネジメントブラットホームにてアカデミープログラムをJリーグに提出する。 (2) 提出期限は原則として2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。ただしライセンサーが別の提出期限を定めた場合は、その提出期限に従う。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか

		(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準S. 01を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容が虚偽であったとき ③ 提出書類の記載内容に遺漏があり、必須事項がすべて記入されていないとき 4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項 基準 S. 01 (1) ⑧に定める「アカデミー選手のための医療面のサポート」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと同じ内容のサポートを実施することが望ましい。
S. 02	A	選手の育成体制（アカデミーチーム） 1. 提出書類と期限 基準S. 01と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準S. 01の審査に包含する。 3. 判定 基準S. 01の判定に包含する。
S. 03	A	選手の医療面でのケア 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、明治安田J 1・J 2・J 3リーグ戦試合実施要項第12条に定める「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出する。 (2) 前項に定める書式の提出日は、C L Aが別途定める。 2. 審査 C L Aは、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。 3. 判定 (1) ライセンス申請者が、登録選手全員分のJリーグメディカ

		ルチェック報告書を提出した場合は、基準S. 03を満たすものとする。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準S. 03を満たさないものとする。 ① Jリーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を提出した場合 ③ 13歳以上のすべての選手（Jリーグメディカルチェック報告書を提出した選手を除く）について年に1回の健康診断の受診がなかった場合 ④ トップチーム選手に対する総合的な医療保険の補償が行われなかった場合 4. 基準S. 03におけるその他の遵守事項および注意事項 メディカルチェックを受診していない選手は、Jリーグ規約第100条の定めに基づくJリーグへの登録を行うことができない。
S. 04	A	教育プログラム 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、Jリーグが主催し、J F A 審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他A F Cが求めるテーマに関するイベントやセッション（以下「ルール講習会等」という）に出席した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。 (2) 新人選手については、シーズン開幕前に実施される「Jリーグ新人研修会」で行われるルールテストに合格する。 (3) 第1項に関しては、提出期限を2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。前項に関してはライセンス申請者からの提出物はない。 2. 審査 審査は以下の点について行われる。

		(1) ルール講習会等の出席者リストが期限までに提出されたかどうか (2) 「Ｊリーグ新人研修会」におけるルールテストの可否 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S.04を満たさないものとする。 ① ルール講習会等に出席した者のリストの内容が虚偽であったとき ② 提出期限までにルール講習会等に出席した者のリストを提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ③ 新人選手の中で、ルールテストに合格しなかった者がいるとき
S.05	B	選手登録 1. 提出書類と期限 Ｊリーグが別途確認するため、ライセンス申請者からＣＬＡに提出するものはない。 2. 審査 (1) ＣＬＡは、当該ライセンス申請者が、選手全員分の登録が行われているか否かを確認する。 (2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が選手登録を適切に行っていなかった場合は、本基準は満たさないものとする。
S.06	B	人種的平等の実践 1. 提出書類と期限 ライセンス申請者からの提出物はない。 2. 審査 ＣＬＡは、当該ライセンス申請者の対象者が、Ｊリーグの指定した人種的平等に対するプログラムを受講したかどうかを確認する。 3. 判定

		ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S. 06を満たさないものとする。 ① 人種の平等に関してＪリーグが指定するプログラムを受講せず、かつ、ＣＬＡからの指示に従わなかったとき ② 基準S. 06に定める内容が実施されていないことが判明した時
S. 07	B	グラスルーツプログラム 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、グラスルーツプログラムの実施報告をＪリーグに提出することで、活動の実績を証明する。 (2) 実施報告は、原則ライセンスを申請した日の属するシーズンの前のシーズンの実施結果を対象とするものとし、提出期限は２月28日（ＡＦＣライセンスにおいては３月31日）とする。 2. 審査 審査は以下の点について行われる。 (1) グラスルーツプログラムの実施報告が期限までに提出されたかどうか (2) 基準S. 07に定める内容が含まれているかどうか 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S. 07を満たさないものとする。 ① グラスルーツプログラムの実施報告の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までにグラスルーツプログラムの実施報告を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ③ 基準S. 07に定める内容が実施されていないことが判明したとき
S. 08	C	セーフガーディング ライセンス申請者は、基準S. 08に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、２月28日（ＡＦＣライセンスにおいては３月31日）までにＣＬＡに提出できる。
S. 09	C	女子チーム ライセンス申請者は、基準S. 09に該当する事例をまとめた書類

		や資料等がある場合は、2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。
S.10	C	企業の社会的責任（CSR）プログラム ライセンス申請者は、基準S.10に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。
S.11	C	クラブユースアカデミー（Club Youth Academy） ライセンス申請者は、基準S.11に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）までにCLAに提出できる。

2-2〔施設基準の運用細則〕

交付規則第33条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
I.01	A	公認スタジアム 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。 ① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムに関して、提出日から2年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームスタジアム確認書」（書式I-01-1） ② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」（書式I-01-2） ③ 基準I.01の例外適用を申請する場合、ライセンス申請者が押印して作成された「例外適用申請書」 ④ 基準I.01の例外規定の適用を受けている場合は、例外適用について理事会から承認されたことを証する書面、及び、例外適用の条件を満たしていることを証する書面 (2) 前項の書類の提出期限は、ともに2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか ④ 提出書類の内容に基づき、審査対象となったスタジアムが「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たしているか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

		3. 判定 (1) 以下のいずれかに該当する場合は、基準I.01を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアムが「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たさないため、Jリーグ公式戦を開催することができないとき。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない (2) 前項にかかわらず、基準I.01(2)においては、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目についてのみ、以下のとおり例外を設ける。 ① ライセンス申請者が、J 1・J 2ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、基準I.01の例外適用が理事会で承認された場合は、基準I.01を満たしているものとする イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに工事完了・供用開始し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合 ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合 ② 前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ 1またはJ 2に昇格したときは、ライセンス申請者は、当該昇格決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。かつ、当該昇格決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、工事完了し、供用開始が行われなければならない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のJ 1・J 2ライセンス申請時

		に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生し、やむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する ③ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ2に昇格した後に、J1ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない ④ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格した後に、第2号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I.01の例外適用は効力を失う。ただし、翌年以降のライセンス申請において整備計画の提出等が行われた場合は、理事会にて例外規定の適用の有無を決定する ⑤ 第1号口の例外規定に基づきライセンス申請者がJ1またはJ2に昇格したときは、以後の同一カテゴリーのライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない 4. 基準I.01に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、第21条第1項の定めにかかわらず、対象シーズンのJリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。 (2) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムがAFCチャンピオンズリーグエリート、AFCチャンピオンズリーグ2の試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、AFCが留保する。 (3) 基準I.01の例外申請が認められた場合、当該例外申請による猶予期間中のライセンス申請における本基準の判定は、例外規定の適用要件の充足状況を確認することにより行う。
I.02	A	スタジアム－安全性の認可 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準I.01に対する提出書類のほか、ライ

		センス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（ＡＦＣライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.02に示す要件を満たしているとＪリーグが十分に評価できるかどうか ④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか (2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準I.02を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、ＣＬＡからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I.02に示す要件を満たしていないことが明らかである場合
I.03	A	スタジアム：承認された避難計画 1. 提出書類と期限 基準I.02と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I.02の審査に包含する。 3. 判定 基準I.02の判定に包含する。
I.04	A・C	トレーニング施設 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。 ① 「トレーニング施設調査票」（書式I-04-1）

		② 基準I. 04 (2) の記載内容を満たすことを明らかにする資料、または提出日から２年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「トップチームの練習場に関する確認書」（書式I-04-2） ③ 基準I. 04の例外適用を申請する場合、ライセンス申請者が押印して作成された「例外適用申請書」 ④ 基準I. 04の例外規定の適用を受けている場合は、例外適用について理事会から承認されたことを証する書面、及び、例外適用の条件を満たしていることを証する書面 (2) 前項に定める書類の提出期限は２月28日（A F Cライセンスにおいては３月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I. 09に示す要件を満たしているとＪリーグが十分に評価できるかどうか ④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 (1) 以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 04を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき ③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I. 04に示す要件を満たしていないことが明らかである場合 (2) 前項にかかわらず、基準I. 04においては、以下のとおり例外を設ける。 ① ライセンス申請者が、Ｊ１・Ｊ２ライセンス申請時にＪ１またはＪ２昇格決定後３年以内に到来する最終のＪ１・

		Ｊ２ライセンス申請時までには工事を完了し供用開始が行われていることを文書で約束した「例外適用申請書」を提出し、基準Ⅰ. 04の例外適用が理事会で承認された場合は、基準Ⅰ. 04は満たされているものとする ② 前号の例外規定に基づきライセンス申請者がＪ２に昇格した後に、Ｊ１ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない ③ 第１号の例外規定に基づきライセンス申請者がＪ１またはＪ２に昇格した後に、第１号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準Ⅰ. 04の例外適用は効力を失う ④ 第１号の例外規定に基づきライセンス申請者がＪ１またはＪ２に昇格したときは、以後の同一カテゴリーのライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない ４. 基準Ⅰ. 04に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 基準Ⅰ. 04の審査対象となったトレーニング施設が第21条第１項の定めにかかわらず、Ｊ１・Ｊ２ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、翌年の1月31日の時点で工事完了し、供用開始が行われていなければならない。 (2) 基準Ⅰ. 04 (1)にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境を備えた施設を意味し、基準Ⅰ. 04 (2)③および基準Ⅰ. 04 (4)⑤にいう「クラブハウス」または基準Ⅰ. 04 (4)④にいう「室内または屋根付きのピッチ」を含むがこれらに限られない。 (3) 基準Ⅰ. 04 (1)にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具を有する部屋を意味し、基準Ⅰ. 04 (2)③および基準Ⅰ. 04 (4)⑤にいう「メディカルケアスペース」を含むがこれらに限られない。 (4) 基準Ⅰ. 04において「常時使用できる」とは、ライセンス申請者が指定したトレーニング時間において常に使用可能であることを意味する。 (5) 基準Ⅰ. 04 (2)および基準Ⅰ. 04 (4)において「専用」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができ、ライセンス申請者

		は当該施設内でトレーニングスケジュールをすべて実施できるものであって、当該施設が専らライセンス申請者の利用に供されていることを意味する。 (6) 基準I. 04 (2) および基準I. 04 (4)において「優先的に利用できる」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができるが、トレーニング施設所有者等との契約または協定等により、ライセンス申請者以外の第三者による利用が認められていることを意味する。なお、ライセンス申請者は、当該施設内でトレーニングスケジュールのすべてを実施できない場合は、優先的に利用できる同様の施設を複数個所確保することによって、トレーニングスケジュールをすべて実施できるようにしなければならない。 (7) 基準I. 04 (2) および基準I. 04 (4)に記載のある施設および設備は、すべて同一の敷地内にあるかまたは近隣区域内にあって実質的に同一の敷地内であると評価できるものであることを要する。 (8) 基準I. 04 (2) および基準I. 04 (4)における「メディカルケアスペース」に定められた各設備は、同一室内にある必要はないが、近くに集約されており、複数の設備を短時間内に使用できることを要する。 (9) 基準I. 04 (2) ③および基準I. 04 (4) ⑤各号に定める各施設、設備が、複数の施設に設置されているような場合は、ライセンス申請者は、基準I. 04に対する提出書類を、当該施設すべてについて提出しなければならない。 (10) 基準I. 04 (1)、基準I. 04 (2) および基準I. 04 (4)にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が設置されていることが望ましい。
I. 05	A	アカデミーのトレーニング施設 1. 提出書類 (1) 基準 S. 01の提出書類をもとに審査を行うため、基準I. 05のために個別に提出する書類はない。 (2) 前項にかかわらず、C L Aからライセンス申請者に対して指示があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。

		① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所有を証明し、施設の詳細を明示した書式 ② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式（使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書等）および施設の詳細を明示した書式 (3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準S. 01に対する提出書類と同一の日とする。 2. 審査 基準S. 01の審査に包含する。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準I. 05を満たさないものとする。 ① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 提出書類の内容に虚偽があったとき 4. 基準I. 05に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 基準I. 05にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよう、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。 (2) 基準I. 05にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッチまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。 (3) 基準I. 05にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋内の部屋またはスペースのことを指す。
I. 06	B	スタジアム：基本原則 1. 提出書類と期限 基準I. 02と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I. 02の審査に包含する。 3. 判定 基準 I. 02の判定に包含する。

I.07	A・C	スタジアム：身体障がいのある観客 - 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。 - 審査 基準I.01の審査に包含する。 - 判定 基準I.01の判定に包含する。
I.08	B・C	スタジアム：衛生施設 - 提出書類と期限 基準 I.01と同じ提出書類、期限とする。 - 審査基準 I.01の審査に包含する。 - 判定 - 判定は基準I.01の判定に包含する。ただし、基準I.10(3)およびI.08(4)においては、審査対象であるスタジアムの客席数を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）。 - 前項にかかわらず、基準I.08(3)においては、以下のとおり例外を設ける。 - 審査対象であるスタジアムの客席数の60%（小数点以下を切り上げる）を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする） - 前号による計算の結果、基準 I.08(3)または(4)の基準を充足することとなる場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする - 前項にかかわらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準 I.08(3)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。 - 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項

		本基準の審査にかかわらず、ライセンス申請者およびスタジアム所有者は基準 I. 08 (4) の充足に近づくよう、衛生施設数の増加に最大限の努力を行うとともに、トイレ全体数に占める洋式トイレの割合を少なくとも半数以上にするようにしなければならない。
I. 09	B・C	スタジアム：屋根 1. 提出書類と期限 基準I. 01と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I. 01の審査に包含する。 3. 判定 (1) 判定は基準I. 01の判定に包含する。 (2) 前項にかかわらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準I. 09 (1) を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。 4. 基準I. 09に関するその他の遵守事項および注意事項 基準I. 09の定めにかかわらず、スタジアムの改修または新設工事を行う場合は、ライセンス申請者、スタジアム所有者（または施工主）、Ｊリーグの三者は、観客席のすべてを屋根で覆うことができるよう、工費や工法、工程等について協同して最大限の検討を行い、その実現に向けた最大限の努力を行うものとする。

2－3〔人事体制・組織運営基準の運用細則〕

交付規則第34条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。
 なお、各基準に明記のない限り、基準P. 02から基準P. 19および基準P. 23からP. 26に定める役職についての兼務は認められない。A F Cクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
P. 01	A	クラブ事務局 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。 ① 会社概要表および担当者一覧表 ② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表（書式自由） ③ ライセンス申請者の組織図（書式自由） (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P. 01は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P. 02	A	代表取締役または代表理事 1. 提出書類と期限

		基準P.01および基準L.02の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出する書類はない。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.02は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 代表取締役は、基準P.11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P.03	A	ファイナンスオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する書類の提出のほか、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。 ① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 イ. 公認会計士 ロ. 税理士 ハ. 中小企業診断士 二. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセン

		スにおいては3月31日)とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 必要な資格を保有していないことが判明した場合 ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 ファイナンスオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P. 04	A	ヒューマンオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、ヒューマンオフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日(A F Cライセンスにおいては3月31日)とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか

		(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② ヒューマンオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) ヒューマンオフィサーとしての登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準 P.04にいう「人事及び労務管理に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、人事担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) ヒューマンオフィサーは、基準P.10のホームタウンオフィサーおよび基準P.11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P.05	A	オペレーションオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、オペレーションオフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか

		(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② オペレーションオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) オペレーションオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準P. 05の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブの運営担当（正）もしくは運営担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) オペレーションオフィサーは、基準P. 06のセキュリティオフィサー、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P. 06	A	セキュリティオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、以下のいずれかに該当する資格を有するか又はセキュリティオフィサーとして登録があること。 ① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明書を有する者 ② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。

		① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 必要な資格を有していないことやセキュリティオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) セキュリティオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席（本基準P. 06第1項第1号①②を提出したものについては除く）しなければならない。 (2) 基準P. 06にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) セキュリティオフィサーは、基準P. 05のオペレーションオフィサー、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P. 07	A	メディアオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、メディアオフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査

		(1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② メディアオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) メディアオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準P. 07にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブの広報担当（正）もしくは広報担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) メディアオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P. 08	A	事業オフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、事業オフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（A F Cライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査

		(1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 事業オフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 事業オフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準 P. 08にいう「マーケティング関連業務（事業担当）に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。 ① ブランド価値の向上 ② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理 ③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理 ④ 法人営業管理 ⑤ マーチャンダイジング管理 ⑥ イベント管理 ⑦ スタジアムに関係する商業活動の管理 ⑧ その他toB事業拡大に関わる活動の管理 (4) 事業オフィサーは、基準P. 10ホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務でき

		る。
P.09	A	マーケティングオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、マーケティングオフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② マーケティングオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) マーケティングオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準 P.09にいう「マーケティング関連業務（マーケティング担当）に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務（関連する業務を含む）を1年以上経験していることを指す。

		① ブランド価値の向上 ② 集客・チケット・ファンクラブ管理 ③ オウンドメディア・SNSメディア管理 ④ ECサイト管理 ⑤ イベント・プロモーション管理 ⑥ OTT利用促進管理 ⑦ ファンデベロップメント管理 ⑧ その他、toC事業拡大・マーケティング関わる業務の管理 (4) マーケティングオフィサーは、基準P. 10のホームタウンオフィサーおよび基準P. 11のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P. 10	A	ホームタウンオフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、ホームタウンオフィサーとして登録があること。 (2) 前項に定める書類の提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② ホームタウンオフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき

		4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) ホームタウンオフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。 (2) 基準P. 10にいう「ホームタウン活動関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として7月または8月（シーズン開幕前）とする。 (3) 実務経験とは、クラブのホームタウン担当（正）もしくはホームタウン担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。 (4) ホームタウンオフィサーは、基準P. 2から基準P. 11までの役職と兼務できる。
P. 11	A	コンプライアンス・オフィサー 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、コンプライアンス・オフィサーとして登録があること。 (2) 前項にいう書類の提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② コンプライアンス・オフィサー登録がないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出

		指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) コンプライアンス・オフィサーとして登録を希望するライセンス申請者は、「担当者適一覧表」に必要事項を記入し、C L Aに提出しなければならない。 (2) コンプライアンス・オフィサーは、基準P. 02から基準P. 10の各役職と兼務できる。
P. 12	A	医師（メディカルドクター） 1. 提出書類と期限 基準P. 01の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 必要な資格を有していないことが判明したとき ③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 Jリーグ規約第52条の定めにより、Jクラブは、すべての試合にドクターを同行し、原則としてベンチ入りさせなければならない。
P. 13	A	メディカルスタッフ 1. 提出書類と期限

		基準P.01の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 必要な資格を有していないことが判明したとき ③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P. 14	A	トップチーム監督 1. 提出書類と期限 基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該監督が基準 P. 14の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。
P. 15	A	トップチームのコーチ 1. 提出書類と期限

		基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該コーチが基準P.15の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。
P.16	A	育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング） 1. 提出書類と期限 基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）が基準P.16の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）は、JリーグアカデミーマネジメントプラットフォームにてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.17のアカデミーチーム監督と兼務できる。
P.17	A	アカデミーチーム監督 1. 提出書類と期限

		基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該監督が基準 P.16の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 アカデミーチーム監督は、JリーグアカデミーマネジメントプラットフォームにてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P.17の育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）と兼務できる。
P.18	A	アカデミーチームコーチ 1. 提出書類と期限 基準S.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該コーチが基準 P.18の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。
P.19	A	安全・警備組織：警備員 1. 提出書類と期限 基準P.01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査

		(1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 基準P. 19 (2) が満たされていないことが判明したとき ③ 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P. 20	A	権利と義務 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、基準L. 04および基準L. 05に対する提出書類のほか、基準 P. 02から基準 P. 18に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写しを提出する。 (2) 前項の書類の提出期限は、C L Aが別途定める。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本

		基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ４． 本基準に対するその他の遵守事項および注意事項 (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。 (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を報告するものとする。
P. 21	A	ライセンス申請文書提出後の変更通知義務 １． 提出書類と期限 各基準に定める書類の提出締切日から、Ｊ１・Ｊ２ライセンス等の交付決定日までの間に、基準P. 21に該当する変更があった場合には、その旨をＣＬＡに報告する。 ２． 審査 (1) Ｊリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Ｊリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 ３． 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ４． 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) Ｊリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付

		に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をＦＩＢに報告する。 (2) ＦＩＢは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付に対する判定を行うことができる。
P. 22	A	ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務 1. 提出書類と期限 ライセンス申請者は、基準P. 22に該当する変更があった場合には、その旨をＣＬＡに報告する。 2. 審査 (1) Ｊリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Ｊリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき 4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) Ｊリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対するＪ１・Ｊ２ライセンス等の判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をＦＩＢに報告する。 (2) ＦＩＢは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するＪ１・Ｊ２ライセンス等の判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のＪ１・Ｊ２ライセンス等の取

		り消しに関する判定を行うことができる。
P. 23	B	リーガルアドバイザー 1. 提出書類と期限 基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 基準P. 23 (2) が満たされていないことが判明したとき ③ 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P. 24	B	テクニカルダイレクター 1. 提出書類と期限 基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のために個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該テクニカルダイレクターが基準 P. 24の内容を満たす経歴を保持しているか、また、指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定

		当該テクニカルダイレクターが要件を満たさないことが明らか な場合は、本基準は満たさないものとする。
P. 25	B	トップチームのゴールキーパーコーチ 1. 提出書類と期限 基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のため に個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該トップチームのゴールキーパーコーチが 基準 P. 25の内容を満たす指導者資格保有者であるか否か を審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から 提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセン ス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該トップチームのゴールキーパーコーチが有資格者で ないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとし る
P. 26	B	トップチームのフィットネスコーチ 1. 提出書類と期限 基準P. 01の提出書類を基に審査を行うため、本基準のため に個別に提出するものはない。 2. 審査 (1) 本基準では、当該トップチームのフィットネスコーチが基 準 P. 26の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを 審査する。 (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から 提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセン ス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 当該トップチームのフィットネスコーチが有資格者でな いことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする

2-4〔法務基準の運用細則〕

交付規則第35条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。AFCクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
L.01	A	AFCクラブ競技会出場への宣言書 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は書式L-01をC L Aに提出する。 (2) 提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式 L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき
L.02	A	クラブの登記情報 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は基準 L.02および書式L-01に定める文書類をC L Aに提出する。 (2) 提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査

		(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき 4. 基準 L. 02に対するその他の遵守事項および注意事項 (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJ 1・J 2ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。 (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式(書式L-02)を提出すれば足りるものとする。
L. 03	A	他クラブの経営等への関与の禁止 1. 提出書類と期限 基準L. 01と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準 L. 01の審査に包含する。 3. 判定 基準 L. 01の判定に包含する。
L. 04	A	グループの法的構造および最終的支配当事者 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は書式L-04「グループの法的構造および最終的支配当事者」をC L Aに提出する。 (2) 提出期限は2月28日(A F Cライセンスにおいては3月31

		日)とする。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式L-04を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式L-04を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-04に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき
L. 05	A	プロ選手との書面による契約 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて（以下「契約関係書類」という）の写しを、登録選手全員分提出する。 (2) 前項の書類の提出期日は、C L Aが別途定める。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 契約関係書類は期限までに登録選手全員分提出されたか ② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか ④ 契約関係書類に、基準L. 05に定める内容が盛り込まれているか 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準L. 05を満たさないものとする。

		① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ③ 契約関係書類が、基準L. 05の定める内容を満たしておらず、Ｊリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき 4. 基準L. 05に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) Ｊリーグ規約第92条に基づき、Ｊクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをＣＬＡに提出しなければならない。 (2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるいはＪＦＡおよびＪリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書（いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書）を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。
L. 06	A	クラブ内の懲戒手続 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は、以下の文書類をすべて提出する。 ① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し ② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯する覚書の写し ③ 基準P. 02から基準P. 18に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写し (2) 前項に定める書類の提出期限はすべて2月28日（ＡＦＣライセンスにおいては3月31日）とする。 2. 審査 (1) Ｊリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) Ｊリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

		３． 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ４． 基準L.06に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。 (2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式L-06）を提出すれば足りるものとする。 (3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がＪＦＡおよびＪリーグの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようにすることが望ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書面による承諾を得ることが望ましい。
L.07	B	選手と社員のための行動規範 １． 提出書類と期限 基準L.06と同じ提出書類、期限とする。 ２． 審査 基準L.06の審査に包含する。 ３． 判定 基準L.06の判定に包含する。

2-5〔財務基準の運用細則〕

交付規則第36条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。ＡＦＣクラブライセンス申請に関する提出書類および期限については別紙に定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
F.01	A	年次財務諸表（監査済み） 1. 提出書類 (1) 基準F.01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをＣＬＡに提出する。 ① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式 イ. 事業報告（一般社団法人日本経済団体連合会が公表しているひな型の項目を記載すること） ロ. 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（個別注記表は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表しているひな型の項目を記載すること。また、「関連当事者との取引」の中に、「クラブに総収益の30%以上の額を提供する者」も含め、法人名称を正確に記載すること。「選手の移籍による未収金」、「グループ所属法主体及び関連者からの未収金」、「選手の移籍に関連する未払い金」、「グループ所属法主体及び関連者への未払い金」も記載すること）） ② 監査法人、または公認会計士による監査報告書（Ｊ２ライセンスは、監査役又は監事の監査報告書でよい） ③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてＣＬＡに提出する イ. 別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表 ロ. 勘定科目内訳明細書 ④ 前年度の損益実績表（Ｊリーグ指定書式） ⑤ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表

		(2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。ただし、前項第2号について、ライセンス申請者が連結子会社として監査を受けている場合、または、グループ通算制度を利用して納税を行っている場合にはこの限りではない。 2. 審査 Jリーグは、以下のとおり審査を行う。 ① 年次財務諸表一式の提出を受けたC L Aが、提出物がすべて揃っているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益および前期末現在の純資産額を調査する ② C L Aとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、C L Aがその旨を連絡する ③ C L Aおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う ④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件を満たしていない場合は、C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないことを確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う ⑤ C L Aおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がJ 1・J 2ライセンス等の交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる 3. 判定 判定は、原則としてライセンス申請者の個別財務諸表で行うものとする。ただし、第3項第2号に該当する場合には、この限りではない。 (1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準F. 01は満たさないものとする。

		① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき (2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準F.01を満たさないものとする。なお、決算期変更などにより、事業年度が1年未満または1年を超える場合には、判定方法はF I Bが決定するものとする。 ① 3期以上連続で当期純損失を計上した場合（ただし、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在の純資産残高がライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度の当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は本項目に該当しないものとみなす）。なお、本項目は、2030年のライセンス申請において2027年度決算を1期目として適用を開始するものとする。 ② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。なお、本項目は、2025年のライセンス申請において2024年度決算には適用しない。また、2029年のライセンス申請から適用するものとし、2026年から2028年のライセンス申請においては適用しない。さらに、2029年のライセンス申請においては、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過であったとしても、さらにその前年度末日において既に債務超過であった、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過額がその前年度の債務超過額と同額かまたは当該債務超過額より減少しているときは、本項目に該当しないものとみなす。 ③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合 なお、事業年度が12月決算または1月決算であり会計監査や株主総会が終了しない等の正当な理由により監査済みの年次財務諸表が期限までに提出されない場合には、第1号および第2号の判定は、同号に規定する事業年度

		のさらに１事業年度前の計算書類等で審査を行うものとする。 (3) 交付規則第36条第２項の関連する会社等（以下「関連する会社等」という）については以下のように取り扱う。 ① 関連する会社等とは、会社法に定める子会社のほか、事業内容、人事、資金、取引などの関係を総合的に勘案してＦＩＢが決定できるものとする。 ② ライセンス申請者の個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとＦＩＢが判断した場合には、以下の方法などで判定を行うことができるものとする。なお、判定の方法はＦＩＢが最も合理的な方法であると判断した方法によるものとする。 イ．ライセンス申請者の個別財務諸表と関連する会社等の個別財務諸表との合算数値 ロ．連結財務諸表 ハ．ライセンス申請者の個別財務諸表から、関連する会社等との内部取引を消去した財務諸表 ４．基準F.01に関するその他の遵守事項および注意事項 基準F.01にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、以下のいずれかにあてはまるものとする。 ① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による法定監査を受けること ② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士または監査法人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受け、それらの報告書の提出を受けること ③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受けること
F.02	A	中間財務諸表（レビュー済み） １．提出書類 (1) 基準F.02（１）に該当するライセンス申請者は、以下の書式すべてをＣＬＡに提出する。 ① 中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書） なお、中間財務諸表には、以下の項目を含める必要があ

		る。 イ. 直近の年次財務諸表と比較して、中間財務諸表では同じ会計方針および計算方法が採用されている旨の記述、またはそれらの方針または方法が変更された場合は、変更の性質および影響の説明 ロ. 現在の中間期間を理解する上で重要な事象または取引の開示 ハ. 選手の移籍による未収金、グループ所属法主体及び関連者からの未収金、選手の移籍に関連する未払金、グループ所属法主体及び関連者への未払金 ② 監査法人または公認会計士による中間レビュー報告書もしくは中間監査報告書 2. 審査 Ｊリーグは、以下のとおり審査を行う。 ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 会計監査人の中間レビュー報告書または中間監査報告書において、否定的な意見が付されるかもしくは意見不表明となっていないか ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していないか ④ 前号において不確実性が存在すると判断した場合、基準F. 06により提出された資料および追加の資料の提出を求め、ライセンス対象シーズンの終了まで、継続企業として存続できるか評価を行う 3. 判定 (1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準F. 02は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき (2) 提出された中間財務諸表等に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準F. 02を満たさないものとする ① 会計監査人の中間レビュー報告書または中間監査報告書において、否定的な意見が付されるかもしくは意見不表明となった場合

		② ライセンス申請者に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると認められ、基準 F. 06 により提出された資料および追加の資料の提出を求め入手した資料を評価してもなおライセンス申請者がライセンス対象シーズンの終了まで継続企業として存続すると合理的に評価出来ない場合。
F. 03	A	選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在 1. 提出書類 書式L-01を提出書類として適用する。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式L-01は期限までに提出されたか ② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき 4. 基準F. 03に対するその他の遵守事項および注意事項 ライセンス申請者は、移籍補償金（および連帯貢献金）、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション等、選手移籍に関して発生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続を行わなければならない。なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。
F. 04	A	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存

		在 1. 提出書類 書式L-01を提出書類として適用する。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式L-01は期限までに提出されたか ② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき ③ 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結、及び勤怠の管理方法、に関し、法令に照らして明らかな不備があったことが判明したとき（ただし、原則2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない） 4. 基準F. 04に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算税の納付が必要になった場合は、基準 F. 04にいう「未払金」の対象外とする。 (2) ライセンス申請者が賃金未払いにともなう訴えを起こされた場合は、C L AおよびF I Bがその訴えの内容を別途検討し、J 1・J 2ライセンス等の交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。
F. 05	A	ライセンス交付の決定に先立つ表明書 1. 提出書類と期限

		(1) ライセンス申請者は、クラブの代表者が印鑑登録されている代表社印が押印された書式F-05をC L Aに提出する。 (2) 提出期限はJリーグが別途指定する。 2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式F-05は期限までに提出されたか ② 書式F-05の記載内容に遺漏がないか ③ 本項に規定する事項が虚偽なく記載されているかどうか イ. C L Aに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ロ. すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無 ハ. 以前に提出された監査済み年次財務諸表またはレビュー済み中間財務諸表（該当する場合）の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か 二. ライセンス申請者（またはライセンス申請者と契約関係にあるAFC加盟協会の登録メンバー）、またはライセンス申請者の報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12か月以内に受けているかどうか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式F-05を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② 一度書式F-05を提出したライセンス申請者が、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 F-05の記載内容に対する違反行為を行ったとき 4. 基準F. 05に関するその他の遵守事項および注意事項 基準F. 05にいう「ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のあ

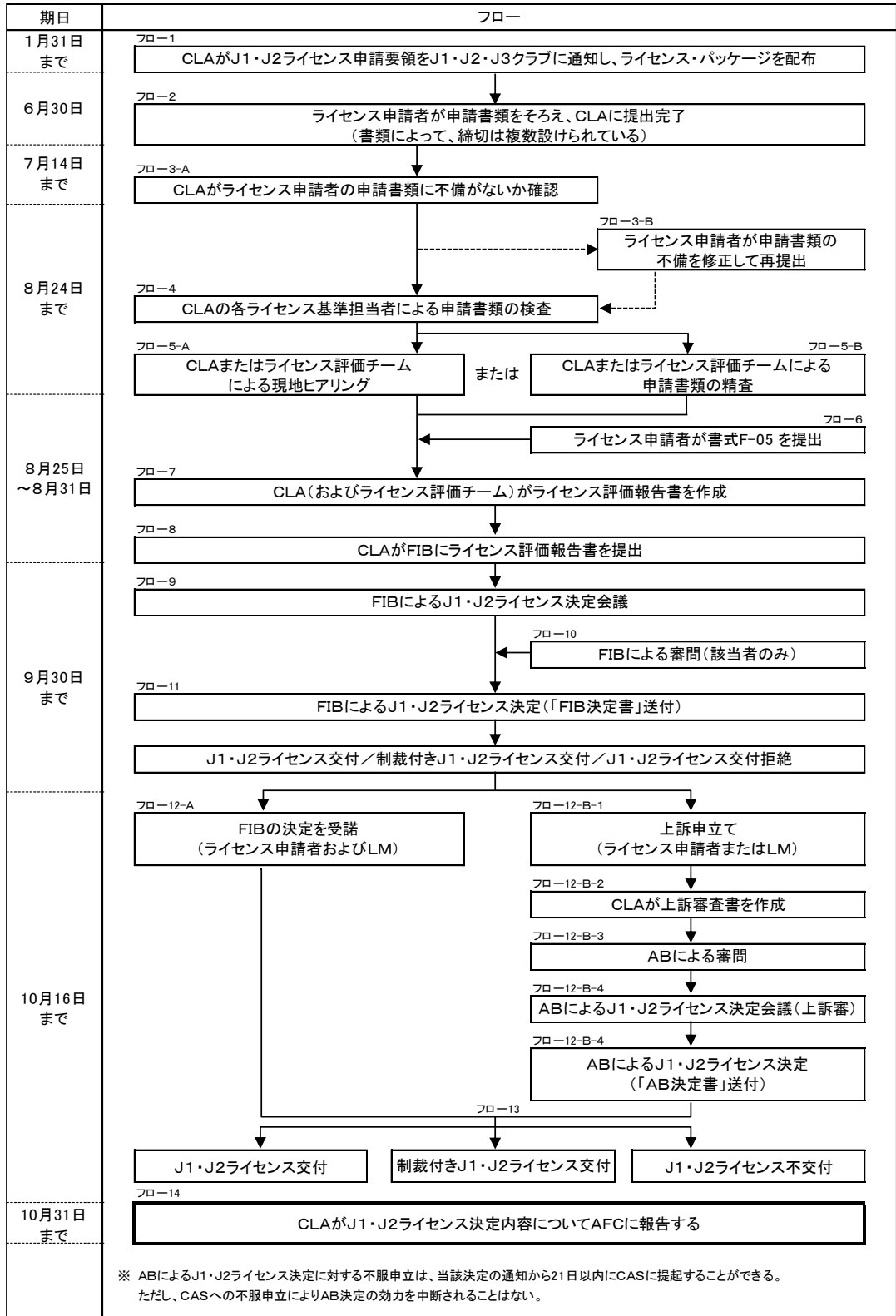
		る事象」の例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらずＣＬＡにその内容を報告し、基準Ｆ. 05の適用について相談するようにしなければならない。 ① 好影響を及ぼし得るような事象 イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合（Ｊリーグ規約第29条に定める手続が別途必要となる） ロ. 高額の増収要因の発生 ハ. 高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の発生 ② 悪影響を及ぼし得るような事象 イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の状況が甚大で、基準Ｆ. 05に定める書式の提出期限までに書式を提出することが難しい場合は、ＬＭは提出期限について配慮する ロ. 契約金額が1, 000万円以上のスポンサーまたは売上先が倒産した場合、もしくは売上金の入金期限から３か月を超えても入金がない場合 ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合 ニ. 基準Ｆ. 06(2)で提出した当期の損益見込においては当期純利益を計上する見込であったが、当期純損失を計上することが見込まれる場合 ホ. 基準Ｆ. 06(2)で提出した当期の損益見込から、当期純利益（損失）が30%以上下ぶれることが見込まれる場合 ③ 前各号のほか、ＬＭがライセンス申請者に対し書式の提出を指示した事項
F. 06	A	予算および予算実績、財務状況の見通し 1. 提出書類 (1) 基準Ｆ. 06(1)については、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、ＬＭが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。 ① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業

		年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられているもの（ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい） ② 前2号の予算書策定の前提となっているライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の損益見込 (2) 基準F.06(2)については、以下の書類を提出する。提出期限は2月28日（AFCライセンスにおいては3月31日）とする。 ① 当期の損益見込（当期純利益もしくは当期純損失の金額を含むもの） ② 当期の業績に関する対策（LMが個別に指定したクラブのみ対象とする。業績改善に向け、すでに講じた、あるいは今後講じる対策の内容を詳細に記載すること） (3) 基準F.01に基づき提出された年次財務諸表において、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合、および基準F.01に基づき提出された監査報告書に継続企業の前提についての追記情報がある場合については、ライセンスを申請した事業年度に開始する四半期ごとにCLAが定める期限までに、以下の書類を提出する。 イ. 資金繰り表 ロ. 月次試算表（貸借対照表および損益計算書） ハ. 損益計算書の着地見込数値 ニ. その他補足資料（必要がある場合） 2. 審査 Ｊリーグは、以下のとおり審査を行う。 (1) 書類の提出を受けたCLAが、提出物がすべてそろっているかを確認する。 (2) CLA（ライセンス評価チームを含む）が提出書類をもとに、ライセンス申請者の経営の安定性に関し、ライセンス申請日の属する事業年度中または翌事業年度中において資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性について総合的な検討と分析を行う。このとき、基準F.01に対する提出書類を基準F.06に対する審査資料として加えることができる。 3. 判定

		ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、ＣＬＡからの提出指示に従わなかったとき ③ 審査において、再三の注意にもかかわらず、ＦＩＢまたはＣＬＡの指示に従わず、審査に協力しなかったとき ④ 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合 ⑤ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準Ｆ．０１に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される場合 ４． 基準Ｆ．０６に関するその他の遵守事項および注意事項 ＣＬＡはヒアリング調査において、ライセンス申請者がＪ１・Ｊ２ライセンス等の交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。
F. 07	A	ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務 １． 提出書類と期限 ライセンス申請者は、基準Ｆ．０７に定められた期日までに、書式Ｆ-07「ライセンス交付後の重要な後発事象の通知書」をＣＬＡに提出する。 ２． 審査 (1) Ｊリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式Ｆ-07は期限までに提出されたか ② 書式Ｆ-07の記載内容に遺漏がないか (2) Ｊリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 ３． 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式Ｆ-07を期限までに提出せず、ＣＬＡからの提出指示に従わないとき

		② ライセンス申請者が書式F-07を提出したものの、J 1・J 2ライセンス等が交付される前に書式 F-07に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき 4. 基準F.07に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) 基準F.07にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準F.05の運用細則に準じる。 (2) C L Aおよびライセンス評価チームは、書式F-07の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対するJ 1・J 2ライセンス等の判定に影響があると判断される場合には、その内容をF I Bに報告する。 (3) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJ 1・J 2ライセンス等の判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJ 1・J 2ライセンス等の取り消しに関する判定を行うことができる。
F.08	A	財務状況の見通しの修正義務 1. 提出書類と期限 (1) Jリーグは、基準F.06に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準F.06に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、C L Aがライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は基準 F.06に定める資料の再提出を行う。 (2) 前項にいう資料再提出の締切は、L Mが個別に決定する。 2. 審査 基準F.06と同様の審査を行う。 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。 ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき ③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準F.01の運用細則を充足する内容でないと判断される場合

3. J1・J2クラブライセンス申請フロー



J 1・J 2ライセンスの申請フローは以下とする。A F Cライセンスの申請においては、「J 1・J 2ライセンス」を「A F Cライセンス」に、日付を申請フロー図に基づき読み替え適用するものとする。

フロー 1

- (1) L Mは、10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に、J 1・J 2ライセンスの交付申請受付の開始を、J 1・J 2ライセンス交付申請を希望するクラブに通知する。
- (2) L Mは、前項の通知と合わせ、J 1・J 2ライセンスの交付申請に必要なライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」という）をクラブに通知する。
- (3) J 1・J 2ライセンスの交付申請を行う予定のクラブのうち、8 月 1 日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、C L Aに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

フロー 2

- (1) J 1・J 2ライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、C L Aに提出する。
- (2) ライセンス申請者は、ライセンス申請書類を本運用細則 1－4 に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJ 1・J 2ライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に提出できない場合は、交付規則第23条第 7 項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め切りの延長を申請することができる。

フロー 3－A

- (1) C L Aは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したC L Aは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から 2 週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、L Mがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー 3－Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー 4に進む。なお、フロー 4に進むライセンス申請者に対しては、L Mは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成

および提出にあたり十分な注意を払ったとＣＬＡが評価できないような場合には、ＬＭは、その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

フロー３－Ｂ

- (1) ライセンス申請書類の不備をＬＭに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までにライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してＣＬＡに再提出する。期限までにＬＭからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あるいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があってはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

フロー４

- (1) フロー３においてライセンス申請書類が整ったことを確認したのち、ＣＬＡがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) ＣＬＡは交付規則および本運用細則に定める審査方法に従って審査を行い、その結果をまとめたうえで必要に応じライセンス評価チームに報告し、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

フロー５－Ａ

- (1) ＣＬＡはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、ＣＬＡは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) ＬＭは当該ライセンス申請者に対し、ＣＬＡまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を事前に通知しなければならない。当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) ＣＬＡまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として４月24日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、原則としてＬＭがライセンス評価チームメンバーの中から３名程度の班を編成して行う。また、ＬＭは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をＣＬＡの中から指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) ＣＬＡまたはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿って責任を持って行われなければならない。ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。

- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによって J 1・J 2 ライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者が J 1・J 2 ライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、C L A またはライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によって L M に報告する。
- (8) 前項において C L A またはライセンス評価チームから報告を受けた L M は、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、J 1・J 2 ライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (9) 前 2 項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー 5-B

- (1) C L A はライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として 4 月 24 日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、L M がライセンス評価チームメンバーのなかから 3 名程度の班を編成して行う。また、L M は、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者を C L A のなかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー 5-A に定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由を L M に説明し、L M の承認を得たうえで、フロー 5-A に審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによって J 1・J 2 ライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者が J 1・J 2 ライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によって L M に報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けた L M は、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、J 1・J 2 ライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前 2 項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー 6

- (1) ライセンス申請者は、4月25日から31日の間に書式F-05をC L Aに提出する。ただし、交付規則第36条基準F. 05に該当する事象が発生した場合には、書式 F-05に当該事象の具体的内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにC L Aに提出しなければならない。
- (2) C L Aは、ライセンス申請者から提出された書式F-05の内容を検査する。C L Aは交付規則の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー 5における調査結果と、書式 F-05の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
 - ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、J 1・J 2ライセンス交付判定に影響を及ぼす程度に変化しているか
 - ② 交付規則F. 05に該当するとして書式F-05に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
 - ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) C L Aは、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー 7にいう「ライセンス評価報告書」に盛り込み、F I Bに提出する。

フロー 7

- (1) フロー 4 からフロー 6 までの調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L Aは共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者はC L Aとし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書は以下の項目から構成される。
 - ① ライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンスを交付することが適当か否か
 - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
 - ③ 前 2 号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- (4) 前項の内容に加え、ライセンス報告書には、必要に応じ、以下の項目を含むことができる。
 - ① 交付規則第 8 章から第12章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
 - ② 交付規則第 8 章から第12章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
 - ③ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見および注意事項
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
 - ⑤ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (5) ライセンス申請者は、C L Aに対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求することができ、かかる場合、C L Aは直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

フロー 8

- (1) C L Aは、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも5月5日までにF I Bに提出のうえ、F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。

(2) F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

フロー 9

(1) F I BにおけるJ 1・J 2ライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として5月1日から5月26日までの間に設定されるものとする。

(2) F I BはJ 1・J 2ライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。

- ① ライセンス申請者にJ 1・J 2ライセンスを交付するか否か
- ② B等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、J 1・J 2ライセンスの交付に付帯して制裁を科するか、また、科す場合にはその内容
- ③ J 1・J 2ライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容

(3) J 1・J 2ライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。

- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
- ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
- ③ その他、F I BがJ 1・J 2ライセンス交付判定に必要と判断した資料

(4) C L Aは、必要に応じ、J 1・J 2ライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べることができる。

(5) F I Bは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、C L A職員立ち会いのもと、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明を受けることができる。

フロー10

F I BがJ 1・J 2ライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、L Mおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー11

(1) J 1・J 2ライセンス決定会議の結果、F I Bはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、当該ライセンス申請者に内示したうえ、交付規則第25条第1項に基づき、5月31日までに文書（「F I B決定書」）にて通知する。F I Bは、J 1・J 2ライセンスの交付に合わせて是正指導を行うことができる。

- ① J 1・J 2ライセンスを交付する
- ② J 1・J 2ライセンスを交付し、あわせてB等級未充足に対する制裁を科す
- ③ J 1・J 2ライセンスの交付を拒絶する

(2) F I B決定書を受領したライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より7日以内に以

下のいずれかを選択する。

- ① F I Bの決定を応諾する（フロー12-Aに進む）
 - ② A Bに上訴する（フロー12-B-1に進む）
- (3) ライセンス申請者に対してJ 1・J 2ライセンスを交付する旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日より7日以内にA Bに上訴することができる（フロー12-B-1に進む）。

フロー12-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より7日以内にその旨を文書にてC L Aに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がC L Aに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者がF I B決定書を受領した日より7日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者またはLMは、「上訴申立書」をF I B決定書を受領した日より7日以内にC L Aに提出する。上訴人がライセンス申請者の場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円(税抜)をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJ 1・J 2ライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることができる。

フロー12-B-2

上訴申立書提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、6月9日までにLM（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（LMが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書およびF I B決定時までに提出された証拠とともに送付する。

フロー12-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は6月16日までに開催されるものとし、審問期日においては、A Bは上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー12-B-4

- (1) A BによるJ 1・J 2ライセンス決定会議を開催する。開催日は6月1日から6月16日までの間に設定されるものし、交付規則第26条第3項に従い、6月16日までに当該上訴審の結論（A Bによる決定）が出されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① F I B決定書
 - ② F I Bに提出されたライセンス申請書類
 - ③ A Bに提出された上訴申立書
 - ④ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bでの判定に用いられた資料
- (3) C L Aは、必要に応じ、J 1・J 2ライセンス決定会議に出席し、所見を述べるができる。
- (4) A Bは、J 1・J 2ライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、6月16日までに上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。
 - ① F I Bの決定を支持する
 - ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

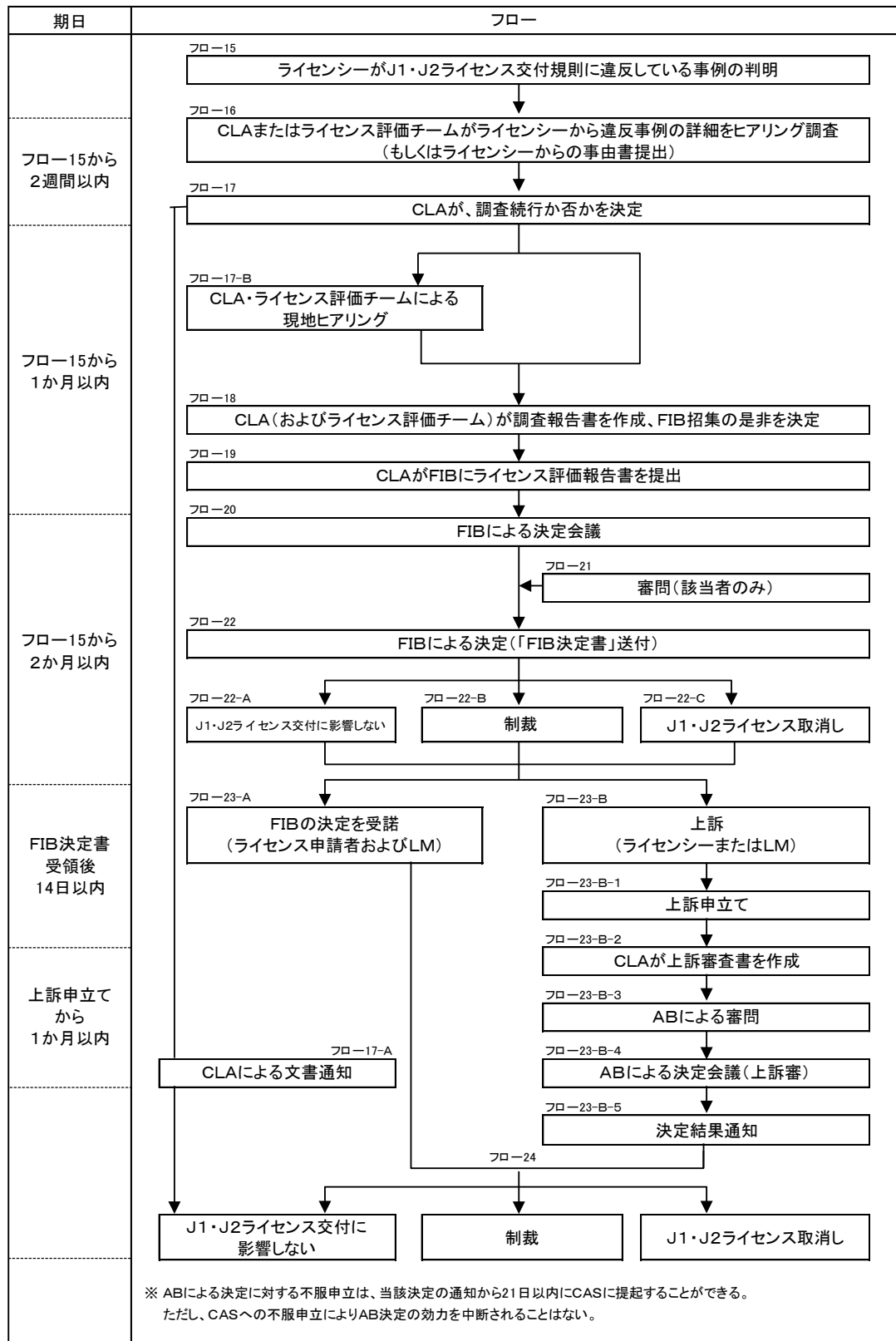
フロー13

- (1) F I Bがライセンス申請者に対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、F I B決定書は5月31日まで、A B決定書は6月16日までに発送する。
- (2) F I B決定書またはA B決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J 1・J 2ライセンスの交付が受けられないこととなったライセンス申請者の取扱いは、理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

フロー14

C L Aは、J 1・J 2ライセンス交付が決定したクラブを理事会に報告のうえ、J F Aを通じて原則として6月30日までにA F Cに通知する。

J 1・J 2 クラブライセンス 交付後の違反事例に対する審査フロー



フロー15

ライセンシーが、交付規則第 22 条第 3 項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、C L A は当該事態を調査のうえ、F I B に決定を求めることができる。

フロー16

- (1) C L A はライセンシーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査を行う。ヒアリング調査に代えて、ライセンシーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) C L A は前項にいうライセンシーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

フロー17

フロー16 の調査の後、C L A が当該ライセンシーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触せず、J 1・J 2 ライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知する（フロー17-A）。
- ② 調査の結果、当該ライセンシーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、J 1・J 2 ライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンシーにその旨を文書にて通知のうえ、F I B に決定を求めるための調査を続行する（フロー17-Bに進む）。

フロー17-B

- (1) C L A はライセンシーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンシーに対する J 1・J 2 ライセンス交付継続の影響について調査する。なお、C L A は当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。L M は当該ライセンシーに対し、C L A またはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならない。当該ライセンシーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー15にいう事態が明らかになった日から起算して 1 か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査は C L A およびライセンス評価チーム構成員のなかから L M が指名したものが行う。
- (4) C L A またはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に基づき、責任を持って行われなければならない。

フロー18

- (1) フロー16およびフロー17-Bによる調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L A が共同でライセンシーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者はC L A とし、ライセンス評

価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。

- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して1か月以内に作成する。
- (3) C L Aの調査報告書には以下の内容が含まれる。
 - ① 当該ライセンシーがJ 1・J 2ライセンスを保有し続けることが適切か否か
 - ② 当該ライセンシーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
- (4) C L Aは、ライセンシーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンシーは、調査報告書の内容をライセンシー以外の第三者には一切開示してはならない。

フロー19

- (1) C L Aは、フロー18における調査報告書を、フロー15にいう事態が明らかになった日から1か月以内にF I Bに提出のうえ、F I Bにおける決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。
- (2) F I Bにおける判定会議は、チェアマンが招集する。

フロー20

- (1) F I Bにおける決定会議を開催する。当該決定会議はフロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して2か月以内に完了するものとする。
- (2) F I Bは決定会議において、以下の各項目について判定を行う。
 - ① ライセンシーがJ 1・J 2ライセンスを保有し続けることの是非
 - ② J 1・J 2ライセンスの保有は認めるが制裁を科す場合は、その制裁内容
 - ③ J 1・J 2ライセンスの保有は認めるが是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① ライセンシーが提出した事由書
 - ② フロー18における調査報告書
 - ③ J 1・J 2ライセンス交付手続において提出された一切の資料
 - ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bが判定に必要と判断した資料
- (4) C L Aの職員は、F I Bの求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンシーに対する所見を述べるができる。

フロー21

F I BがJ 1・J 2ライセンスの取消または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、

当該ライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、LMおよびライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー22

- (1) F I Bによる決定会議の結果、F I Bはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー15にいう事態が明らかになった日から2か月以内にクラブに文書（「F I B決定書」）にて通知する。
 - ① J 1・J 2ライセンスの保有に問題はない、またはJ 1・J 2ライセンスの保有に問題はないが、付帯して是正指導を行う（フロー22-A）
 - ② J 1・J 2ライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す（フロー22-B）
 - ③ J 1・J 2ライセンスの交付を取り消す（フロー22-C）
- (2) F I B決定書を受領したライセンシーは、受領日から2週間以内に以下のいずれかを選択する。
 - ① F I Bの決定を応諾する（フロー23-Aに進む）
 - ② ABに上訴する（フロー23-Bに進む）
- (3) J 1・J 2ライセンスの保有を認める旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日から2週間以内にABに上訴することができる（フロー23-Bに進む）。

フロー23-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンシーは、F I B決定書を受領日から2週間以内にその旨を文書にてCLAに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がCLAに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をCLAに送付したライセンシーは、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがF I B決定書を受領日より2週間以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー23-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」を、F I B決定書を受領日から2週間以内にCLAに提出する。上訴人がライセンシーの場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円（税抜）をJリーグに支払う。
- (2) CLAは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにABに提出のうえ、ABにおけるJ 1・J 2ライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) ABは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) CLAの職員は、審問に出席し、ABの求めに応じて上訴人に対する所見を述べることで

きる。

フロー23-B-2

上訴申立書の提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から1週間以内にL M（ライセンシーが上訴した場合）またはライセンシー（L Mが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書およびF I B決定時までに提出された証拠とともに送付する。

フロー23-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から3週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、A Bは、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー23-B-4

- (1) A Bによる決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から1か月以内に設定されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下のとおりとする。
 - ① F I B決定書
 - ② F I Bに提出されたライセンス申請書類
 - ③ A Bに提出された上訴申立書
 - ④ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bでの判定に用いられた資料

フロー23-B-5

A Bは、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から1週間以内に上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。

- ① F I Bの決定を支持する
- ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

フロー24

- (1) F I Bがライセンシーに対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から1週間以内に発送する。
- (2) F I BまたはA Bより是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンシーは、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、J 1・J 2ライセンスの交付が取り消されることとなったライセンシーの取扱いは、理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容

に従い処分を受ける。

4. F I Bの審査手続

4-1〔F I Bパネルの組成〕

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

4-2〔F I B構成員の公正・独立〕

- (1) F I B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) F I Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) F I B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

4-3〔F I B構成員の忌避〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の公正性または独立性を疑うに足る相当な理由があるときは、そのF I B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをF I Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の可否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーはただちに、新たなF I B構成員を選任する。

4-4〔F I B構成員の補充〕

F I B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなF I B構成員を選任する。

4－5〔審問〕

- (1) F I Bが、J 1・J 2ライセンス等の交付の拒絶またはJ 1・J 2ライセンス等の取消しあるいは制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。
- (2) F I Bは、L Mおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L MおよびC L Aが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (4) 審問は、F I Bの議長の指揮の下に行う。F I Bは、充足しないおそれがあるとF I Bが考えるライセンス基準に関して、ライセンス申請者またはライセンシーに対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をF I Bに提出する。

4－6〔責問権の放棄〕

ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、F I Bの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

5. A Bの審査手続

5－1〔上訴の申立て〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、F I Bの決定を不服として上訴するときは、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書をA Bに提出するものとする。
 - ① 上訴人の名称および住所
 - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
 - ③ 上訴の趣旨
 - ④ 上訴の理由
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが代理人によって上訴申立てを行う場合には、代理人は、上訴申立書とともに委任状をA Bに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンシーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円(税抜)を、申立ての日から5日以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンシー

の負担とする。

5-2〔提出部数〕

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

5-3〔上訴申立ての取下げ〕

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でF I Bの決定が確定するものとする。

5-4〔A Bパネルの組成〕

チェアマンは、上訴がなされたときは、ただちに当該上訴の審査を担当するA Bパネルの議長及び構成員を選任するものとする。A Bパネルは1名の議長及び2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は弁護士、少なくとも1名は公認会計士であるものとする。

5-5〔A B構成員の公正・独立〕

- (1) A B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) A Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) A B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

5-6〔A B構成員の忌避〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mは、A B構成員の公正性または独立性を疑うに足る相当な理由があるときは、そのA B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mは、A B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをA Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の可否について決定するものとする。

5-7〔A B構成員の補充〕

A B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなA B構成員を選任する。

5－8〔審問〕

- (1) A Bは、L Mおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、L MおよびC L Aが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、A Bの議長の指揮の下に行う。A Bは、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をA Bに提出する。

5－9〔責問権の放棄〕

ライセンス申請者、ライセンシーまたはL Mが、A Bの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

6. 雑則

6－1〔守秘義務〕

Jリーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A Bの関係者は、J 1・J 2ライセンス等の申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくして一切第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および交付規則第7条に定めるA F Cによるコンプライアンス監査により、A F Cから資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

6－2〔資料保管義務〕

保管すべき資料の定義および保管方法については、別途定めるJ 1・J 2クラブライセンス関連資料保管規程に従うこととする。

6－3〔年次レビューミーティングの実施〕

年次レビューミーティングの実施については、別途定める年次レビューミーティング規程に従うこととする。

6－4〔J１・J２クラブライセンス制度への意見〕

J１・J２クラブライセンス制度への意見については、別途定める意見処理規程に従うこととする。

6－5〔本運用細則に定めのない事項〕

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。
- (2) A F Cクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則または本運用細則に規定されていない事項についてA F Cが決定を下すことがある。この場合、Jリーグの決定にA F Cの決定が優先する。
- (3) A F Cが交付規則およびA F C規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段でJリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

6－6〔交付規則との優劣〕

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第7条に定めるJ１・J２ライセンス等の審査上の基準と等級を充足しているか否かの判定については、本運用細則2.に定めるところに従う。

6－7〔改正〕

本運用細則の改正は、理事会の承認により、これを行う。

6－8〔附則〕

本運用細則は2012（平成24）年2月21日から施行する。

〔改正〕

2013年1月22日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年11月26日

2018年11月20日

2019年11月18日

2021年1月1日

2022年1月1日

2023年1月1日

2024年1月1日

2025年 1 月 1 日

2025年10月 1 日

J3 クラブライセンス交付規則

第1条〔趣 旨〕

本交付規則は、J3の参加資格であるJ3クラブライセンス（以下「J3ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔審査の基準〕

J3ライセンスの審査は、以下の5つの基準について行われる。

- ① 競技基準(第7条)
- ② 施設基準(第8条)
- ③ 人事体制・組織運営基準(第9条)
- ④ 法務基準(第10条)
- ⑤ 財務基準(第11条)

第3条〔申 請〕

- (1) J3ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J3ライセンスの申請者（以下「J3ライセンス申請クラブ」という）となり得る。
 - ① J1クラブ
 - ② J2クラブ
 - ③ J3クラブ
 - ④ 日本フットボールリーグ（JFL）に所属しているクラブ。
- (2) J3ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則としてJ3ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の年の2月28日までにJ3ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (3) J3ライセンス申請クラブがその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにクラブライセンスマネージャーに締切延長を申請することができる。クラブライセンスマネージャーはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、J1・J2クラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までにJ1またはJ2のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについてもF1B（クラブライセンス交付第一審機関）、AB（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、Jリーグクラブライセンス事務局から、追加でJ3ライセンスに関する申請書類の提出を求められる場合がある。

第4条〔審 査〕

- (1) 前条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じてJ3ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める可否を審議し、決定するものとする。
- (3) 前項の決定は、対象シーズンの年の5月末までに行われるものとする。

第5条〔審査方法〕

- (1) 審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。

審査に合格したＪ３ライセンス申請クラブには、対象シーズンのＪ３ライセンスが交付される。

- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第７条から第１１条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのＪ３リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、Ｊ３ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会が制裁を科すものとし、制裁の種類はＪリーグ規約第１４２条第１項各号を準用するものとする。ただし、財務基準Ｆ.01第３項および財務基準Ｆ.06第３項に定める基準が未充足であったＪ３ライセンス申請クラブに対する制裁は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大１０点）とする。
- (3) 審査の過程で、または審査の結果を踏まえて、Ｊリーグは、第７条から第１１条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第６条〔有効期間〕

Ｊ３ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。

第７条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S. 01	アカデミーチーム (1) Ｊ３ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームを保有するか、Ｊ３ライセンス申請クラブと関連する法人内に置かなければならない。ただし、第１号および第２号に定めるチームについては、いずれか１つ以上とし、第３号および第４号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、Ｊ３ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① Ｕ－１８チーム ② Ｕ－１５チーム ③ Ｕ－１２チーム ④ Ｕ－１０チーム (2) 前項にいうアカデミーチームのうち、Ｕ－１８チームおよびＵ－１５チームはＪＦＡにチームおよび所属選手の登録を行っていないなければならない、Ｕ－１２チームについては、ＪＦＡにチーム登録した場合には、ＪＦＡに当該チームの所属選手を登録しなければならない。
S. 02	アカデミープログラム Ｊ３ライセンス申請クラブは、下記のアカデミープログラムについて書面の承認を受けていること。 ① クラブのフットボールフィロソフィーに沿うアカデミービジョンとストラテジー ② Ｊ３ライセンス申請クラブのアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報（資格、指導歴等） ④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報
S. 03	選手の医療面でのケア（メディカルチェック） Ｊ３ライセンス申請クラブは、Ｊリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Ｊリーグの定めるメディカルチェックを年に１回受診させ、「Ｊリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をＪリーグに提出しなければならない。

S. 04	教育プログラム J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチおよび強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。

第8条〔施設基準〕

- (1) 施設基準は、「Jリーグスタジアム基準」に定められた内容を充足していなければならない。
- (2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。

番号	項目およびその内容
1. 01	公認スタジアム（ホームスタジアム） (1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。 ① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること ② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者(複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者)との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面(Jリーグ指定書式)にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、J3リーグ戦のホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする (2) 前項のスタジアムは、第8条第1項に定める要件を満たしていなければならない。 (3) 前項にかかわらず、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目のみ、以下のとおり例外を設ける。 ① ライセンス申請者が、ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、施設基準1.01の例外適用が理事会で承認された場合は、施設基準1.01を満たしているものとする イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに工事完了・供用開始し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合 ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合 ② 前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、ライセンス申請者は、当該入会決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。また、入会決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時まで、工事完了し、供用開始が行われなければならない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のライセンス申請時に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生しやむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する ③ 第1号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会した後に、J1ま

	たはJ 2ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない ④ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ 3に入会した後に、第2号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I. 01の例外適用は効力を失う。ただし、翌年以降のライセンス申請において整備計画の提出等が行われた場合は、理事会にて例外規定の適用の有無を決定する ⑤ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ 3に入会したときは、以後のJ 3ライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない (4) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。 (5) 第1項のホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、対象シーズンのJ リーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。
1. 02	スタジアムー安全性の認可 スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。 (1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。 (2) J 3ライセンス申請クラブは、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を確認し、定めなければならない。 ① スタジアム構造の安全性および建物の適切性 ② 管轄権を有する当局の安全／警備規則に関する遵守宣言 ③ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数） ④ 適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させる認可された避難計画（当局等による承認を得たもの） ⑤ 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること ⑥ チケット発行・販売システム、観客のスクリーニング（ゲート等でのセキュリティチェック）、隔離計画、群衆分散計画、医療サービス、A E D設置図、地震、落雷、火事、停電またはその他の緊急事態が活性した場合の対策など、試合の運営体制にかかわる全ての局面を網羅した、安全および警備戦略を確保するための組織的措置を定めた、試合警備計画書（届け出済みのもの） (3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。
1. 03	スタジアム：避難計画 (1) J 3ライセンス申請クラブは、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる避難計画を、地元警察、消防の協力のもとに定め、届け出し、警備計画書に記載しなければならない。 (2) 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること。避難場所と掲示内容は、警備計画書に記載しなければならない。 (3) そのスタジアム固有の危険分析が避難計画に織り込まれていること (4) 警備員、係員、クラブとスタジアム職員が、避難計画の概要を把握していること。
1. 04	トレーニング施設

	Ｊ３ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はＪ３ライセンス申請クラブが専用に利用可能であることが望ましい。
1.05	アカデミーのトレーニング施設 Ｊ３ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はＪ３ライセンス申請クラブが専用に利用可能であることが望ましい。
1.06	スタジアム：基本原則 (1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規定）を定め、警備計画書に記すとともに、観客が読むことができるように表示されなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項および罰則の説明 ④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限 ⑤ 座席に関するルール ⑥ スタジアムから退場処分となる行為
1.07	スタジアム：身体障がいのある観客 Ｊ３ライセンス申請クラブは、ホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。 ① 観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設置すること ② 車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えること
1.08	スタジアム：衛生施設 (1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。 (2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。 (3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ５室、男性用小便器８基を備えなければならない。 (4) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会により制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス交付規則第８条第１項各号を準用するものとする。
1.09	スタジアム：屋根 (1) スタジアムの屋根は、観客席の３分の１以上が覆われていなければならない。 (2) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会により制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス交付規則第８条第１項各号を準用するものとする。
1.10 ～ 1.11	(欠番)

第9条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P. 01	クラブ事務局 (1) J3ライセンス申請クラブは、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。 (2) J3ライセンス申請クラブは、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。 (3) J3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。 ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、公式ホームページのURL、Eメールアドレス
P. 02	代表取締役または代表理事 J3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任され、日常業務にも責任を持つ、代表取締役または代表理事がいなければならない。
P. 03	ファイナンスオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務業務について責任を有する常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において1年以上の実務経験を有する者で、以下のいずれかに該当するものを置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 ① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 イ. 公認会計士 ロ. 税理士 ハ. 中小企業診断士 ニ. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者 (2) 前項にいうファイナンスオフィサーは、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 04	ヒューマンオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育に関する事項について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ヒューマンオフィサーおして登録があること (2) 前項にいうヒューマンオフィサーは、代表取締役または代表理事、ホームタウ

	ンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 05	オペレーションオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定する試合運営に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、オペレーションオフィサーとして登録があること (2) 前項にいうオペレーションオフィサーは、セキュリティオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 06	セキュリティオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 ① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者 ② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者 ③ Jリーグが特定する安全と保安に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、セキュリティオフィサーとして登録がある者 (2) 前項にいうセキュリティオフィサーは、オペレーションオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 07	メディアオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、メディアオフィサーとして登録があること (2) 前項にいうメディアオフィサーは、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 08	事業オフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toB 事業領域）に関する事項について責任を有する常勤の事業オフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、事業オフィサーとして登録があること (2) 前項にいう事業オフィサーは、メディアオフィサー、マーケティングオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 09	マーケティングオフィサー

	(1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toC事業領域）に関する事項について責任を有する常勤のマーケティングオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、マーケティングオフィサーとして登録があること (2) 前項にいうマーケティングオフィサーは、メディアオフィサー、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 10	ホームタウンオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン活動に関する事項について責任を有する常勤のホームタウンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するホームタウン活動関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ホームタウンオフィサーとして登録があること (2) 前項にいうホームタウンオフィサーは、基準 P. 2 から基準 P. 11 の各役職と兼務することができる。
P. 11	コンプライアンス・オフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 ① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグとしての社会的責任の履行）の浸透に向けた研修の統括 ② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案（いわゆる有事）が発生した時の対応 ③ クラブに関わる者（ファン・サポーター等）のソーシャル・フェアプレーの啓発 ④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認 (2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、基準 P. 02 から P. 10 の各役職と兼務することができる。
P. 12	医師（メディカルドクター） (1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。 (2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。

P. 13	メディカルスタッフ (1) J3ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P. 14	トップチーム監督 J3ライセンス申請クラブは、「有効なJFA Aジェネラルライセンス」またはJFA技術委員会においてJFA Aジェネラル以上のライセンス相当と認定された者をトップチームの監督に置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。
P. 15	トップチームのコーチ (1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうコーチは、「有効なJFA Bライセンス」を有する者であることが望ましい。
P. 16	育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング） (1) J3ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングは基準 P. 17 に定めるアカデミーチーム監督または同 P. 18 に定めるアカデミーチームコーチと兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよび「有効なJFA Bライセンス」を有する者であることが望ましい。
P. 17	アカデミーチーム監督 (1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJFA Bライセンス」を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいう監督は専任で置くことが望ましいが、基準 P. 16 に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。
P. 18	アカデミーチームコーチ (1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJF

	A Cライセンス」を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうコーチは専任で置くことが望ましいが、基準 P.16 に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。
P. 19	安全・警備組織：警備員 (1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。 (2) Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。
P. 20	権利と義務 本条に記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。
P. 21	ライセンス申請書類提出後の変更通知義務 J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、本条に定義されている機能（職務）に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。
P. 22	ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務 (1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はJ3ライセンス交付シーズンの末日までとする。 (2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員を直ちに補充しなければならない。 (3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。

第10条〔法務基準〕

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L. 01	Jリーグ正会員としての宣言書 J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の法的に有効な宣言書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。 ① F I F A、A F CおよびJ F A、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則、決定並びにA F C規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在の

	スポーツ仲裁裁判所（C A S）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ J F Aに公認されている競技会で競技すること ⑤ 出場が認められた場合には、A F Cに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ リーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ その報告対象範囲が、規則番号 F.01 の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと ⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること ⑨ JリーグおよびJ F Aに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑩ Jリーグに対し、事前の通知なくJ 3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること ⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、Jリーグに通知すること
L. 02	クラブの登記情報 (1) J 3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。 ① J 3ライセンス申請クラブの定款原本の写し ② J 3ライセンス申請クラブの履歴事項全部証明書の写し （Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること） (2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。
L. 03	他クラブの経営等への関与の禁止 J 3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の法的に有効な文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したもの、または電磁的方法による署名等を行ったものとする。 ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること

	⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること
L. 04	グループの法的構造および最終的支配当事者 (1) J3ライセンス申請クラブは、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Jリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、図を提出するまでの間にグループの法的構造に変更があった場合には、Jリーグに知らせること。 (2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。 ① J3ライセンス申請クラブ、および異なる場合には AFC 加盟協会の登録メンバー ② J3ライセンス申請クラブの子会社、および異なる場合には AFC 加盟協会の登録メンバー ③ J3ライセンス申請クラブの関連する会社等、および異なる場合には AFC 加盟協会の登録メンバー ④ J3ライセンス申請クラブの最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体 ⑤ J3ライセンス申請クラブの直接的もしくは間接的な所有持分の 10%以上、または議決権の 10%以上を保有する当事者 ⑥ J3ライセンス申請クラブに対して重大な影響力を及ぼす当事者 ⑦ その他、その態様如何を問わず、①から⑥に定める当事者またはそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与しまたは影響を及ぼしているフットボールクラブ ⑧ この文書には、規則番号 F. 01 に定める報告対象範囲も明記しなければならない (3) Jリーグは、適切と判断される場合には、J3ライセンス申請クラブに対して上記以外の追加情報の提出を求めることができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。 (4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。 ① 法人の名称 ② 法人の種類 ③ 法人の主な事業 ④ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合） (5) J3ライセンス申請クラブの子会社の場合には、次の情報も併せて提出しなければならない。 ① 株主資本 ② 総資産 ③ 総収入 ④ 純資産合計
L. 05	選手との書面による契約 J3ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての

	写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。
L. 06	就業に関する規則の整備 J3ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。

第 11 条〔財務基準〕

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F. 01	年次財務諸表（監査済み） (1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。 (2) J3ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J3ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、J3ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとJリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。 (3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F. 01は満たさないものとする。 ① 3期連続で当期純損失を計上した場合。（ただし、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在の純資産残高がライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度の当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は本項目に該当しないものとみなす）。なお、本項目は、2030年のライセンス申請において2027年度決算を1期目として適用を開始するものとする。 ② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。なお、本項目は、2025年のライセンス申請において2024年度決算には適用しない。また、2029年のライセンス申請から適用するものとし、2026年から2028年のライセンス申請においては適用しない。さらに、2029年のライセンス申請においては、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過であったとしても、さらにその前年度末日において既に債務超過であって、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過額がその前年度の債務超過額と同額かまたは当該債務超過額より減少しているときは、本項目に該当しないものとみなす。 ③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、第1号または第2号に示す事態となった場合
F. 02	（基準番号変更に伴い欠番）
F. 03	選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在

	J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスが対象シーズンの年の2月28日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの年の4月30日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。
F. 04	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在 (1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの対象となるシーズンの年の2月28日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02から人事体制・組織運営基準 P.19 までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、J3ライセンスの対象となるシーズンの年の4月30日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。 (2) 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結および勤怠の管理、に関し不足があってはならない。（ただし、2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない。）
F. 05	ライセンス交付の決定に先立つ表明書 (1) J3ライセンス交付の決定が下される期間（当該期間はJリーグから通知をする）の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはJリーグに対し、下記の事項に関して表明書を提出しなければならない。 ① Jリーグに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ② すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無 ③ 以前に提出された監査済み年次財務諸表の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か ④ J3ライセンス申請クラブ、またはJ3ライセンス申請クラブの報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けている、または受けようとしているかどうか (2) 前項にかかわらず、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3ライセンス申請クラブは当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。
F. 06	予算および予算実績、財務状況の見通し (1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの審査の申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブについては、当該資料の提出期日をJリーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。 (2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズン

	を含む決算期におけるＪ３ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Ｊリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。 (3) Ｊ３ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.06は満たさないものとする。 ① 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合 ② 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準 F.01 を充足する内容でないと判断される場合
F.07	ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務 Ｊ３ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、Ｊ３ライセンスの交付を受けたクラブはＪリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をＪリーグに説明しなければならない。
F.08	財務状況の見通しの修正義務 Ｊ３ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはＪリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Ｊリーグに提出しなければならない。

第12条〔本交付規則に定めのない事項〕

本交付規則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

〔改正〕

2015年4月28日
 2016年1月19日
 2017年1月25日
 2018年1月30日
 2019年1月24日
 2020年1月30日
 2021年1月1日
 2022年1月1日
 2023年1月1日
 2024年1月1日
 2025年1月1日
 2025年10月1日

ホームスタジアムに関する確認書

_____（以下「施設所有者」という）と_____（以下「ライセンス申請者」という）は、_____（以下「当スタジアム」という）におけるＪ１リーグ公式戦およびＡＦＣクラブ競技会（ＡＦＣチャンピオンズリーグ、ＡＦＣカップの総称をいう）の開催につき、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームタウンにあり、日本の国内法令に基づく安全基準を満たしています。
2. 当スタジアムは、Ｊリーグスタジアム基準に定めるＪリーグ公式試合実施のための施設の要件を満たしています。
3. 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームスタジアムとして、Ｊリーグ規約第 40 条第 2 項の規定である、Ｊ１リーグ公式戦のホームゲームの 80% 以上の実施が可能です。
4. 当スタジアムでは、ＡＦＣクラブ競技会のホームゲームを実施することが可能です。

以上

年 月 日

施設所有者

印

ライセンス申請者

印

ホームスタジアム検査表

【書式 I -01-2】

スタジアム名			
所有者		管理会社	

I ・ スタジアム規模	設備		チェック欄										備考			
	1.入場可能数※		観客席	0席	VIP席	0席	車椅子席	0席	合計				0席			
	観客席 ※芝生席がある場合、芝生席数は備考欄にのみ記入。合計には加算しない。	個室	メイン	0席	バック	0席	ゴール裏(H)	0席	ゴール裏(A)	0席						
		ベンチシート	メイン	0席	バック	0席	ゴール裏(H)	0席	ゴール裏(A)	0席						
		立ち見席	メイン	0席	バック	0席	ゴール裏(H)	0席	ゴール裏(A)	0席						
		番号記載の有無							30cm以上の背もたれがある観客席数	0席						
	車椅子席	車椅子席 メイン	0席	車椅子席 バック	0席	車椅子席 ゴール裏(H)	0席	車椅子席 ゴール裏(A)	0席				写真データ添付のこと			
		その他	(その他の場所に車椅子席があれば直接記入してください)						その他車椅子席数	0席						
	VIP席 ※屋根下で側席であること	メイン	0席	バック	0席	スカイボックス	0室							写真データ添付のこと		
	マッチコミッショナー席 (含・アセッサー)	席数	0席	場所										写真データ添付のこと		
記者席	席数	0席	電源										写真データ添付のこと			
3.屋根		屋根で覆われている観客席数	0席	メイン	0席	バック	0席	ゴール裏(H)	0席	ゴール裏(A)	0席					
4.照明		無停電電源装置の有無														
5.雷保護設備		↓設置場所が2箇所ある場合は②も記入										数	形状			
		設置場所①	設置場所を記入してください					0本	自由記述							
		設置場所②	設置場所を記入してください					0本	自由記述							
II ・ 競技用設備	1.ピッチ	寸法	105m×68m	芝の品種 (芝の品種名を直接記入してください)												
		天然芝	平坦	芝の管理会社 (芝の管理会社名を直接記入してください)												
			常緑	オーバーシート実施の実態												
			水はけ													
	予備エリア	フィールドサイズ (ピッチ+天然芝予備エリア)	Om×Om	ーサイズを直接記入してください												
	2.ゴール	埋め込み式						予備ゴールの有無		予備ゴールの形状		写真データ添付のこと (設置、ネット装着時のもの)				
		精細材の有無														
	3.ゴールネット		色	(使用している色を直接記述してください) ー 例: 青と白のストライプ など												
			設置状況	「その他の方法」で取り付け 「その他の方法」を選択した場合はこちらに取り付け方法を記述してください												
	4.ベンチ	チームベンチ	着席可能数	0席										写真データ添付のこと		
※1チーム用の席数を記入		スタンド最前列からの視界														
第4の審判員ベンチ	着席可能数	0席										写真データ添付のこと				
	※1チーム用の席数を記入	スタンド最前列からの視界														
5.場内放送システム		観客席			コンコース			場外の広場								
		非常時システムの有無														
6.スコアボード (大型映像装置)		大型映像装置	0基	電光掲示板	0基	スコアボード	0基	大型映像装置のLED仕様				写真データ添付のこと				
		大型映像装置の設置場所	自由記述													
		スコアボードの設置場所	ースコアボードが独立しており、大型映像装置で表示していないスタジアムのみ記入													
7.時計(45分計)		設置数	0基		↓デジタル時計を採用しているスタジアムのみ以下にご回答下さい							写真データ添付のこと				
		時計の仕様			45分～90分の表示					最大表示可能分数		デジタル時計で表示することが可能な最大分数をご記入ください				
8.メンバー掲示板		仕様											写真データ添付のこと			
9.掲揚ポールまたはバトン		ポール	0本	設置場所	自由記述		バトン	0本	設置場所	自由記述		写真データ添付のこと				
III ・ 諸室・スペース	1.競技関連	(1)チーム更衣室	部屋A	部屋B	部屋C	部屋D							写真データ添付のこと			
			ロッカー数	0人分	0人分	0人分	0人分									
			広さ	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡									
			シャワー数	0基	0基	0基	0基									
			バスツブの有無													
			トイレ													
			洗面台数	0基	0基	0基	0基									
			ホワイトボード													
			マッサージ室													
			マッサージ台	0台	0台	0台	0台									
テーブル																
椅子																
電源	0口	0口	0口	0口												
エアコン																
携帯用電波																
電話																
TVモニター																
高速インターネット環境																
共聴回線																
時計																

回答の際の注意事項

- ・・・ 数字または質問に対する回答を記述してください
- ・・・ セルをクリックし、選択肢の中から回答をご選択下さい

1.競技関連	(2)審判更衣室	部屋A	部屋B											写真データ添付のこと	
		ロッカー数	0人分	0人分											
		広さ	0㎡	0㎡											
		シャワー数	0基	0基											
		トイレ													
		洗面台数	0基	0基											
		ホワイトボード													
		テーブル													
		椅子													
		電源	0口	0口											
エアコン															
携帯用電波															
冷蔵庫															
TVモニター															
高速インターネット環境															
共聴回線															
時計															
チーム更衣室へのブザー															
(3)室内ウォームアップエリア	チーム用	総数	0箇所	ホーム用	0㎡	アウェイ用	0㎡						写真データ添付のこと		
	審判用	場所	どこで実施しているか場所を記入してください					広さ	0㎡	縦Om×横Om					
(4)マッチ・コーディネーション・ミーティング室	着席可能人数	0人用	広さ	0㎡	応接セット			TVモニター			録画再生装置	写真データ添付のこと			
	テーブル	椅子			電源			エアコン			携帯用電波				
(5)ドーピングコントロール室	待合室の収容人数	0人用	広さ	0㎡	温水シャワー	0基	トイレ	0基	鏡付き洗面台	0台	写真データ添付のこと				
	応接セット	テレビ			録画再生装置			冷蔵庫							
	電源	エアコン			携帯用電波			電話							
	高速インターネット環境	共聴回線			時計			時計							
(1)運営本部室	広さ	0㎡											写真データ添付のこと		
	テレビ	0台	高速コピー機	0台	ホワイトボード			更衣室へのブザー							
	監視カメラ台数	0台	監視カメラの録画の可否												
	監視カメラモニター設置台数	運営本部室	0台	警備員待合室	0台	スタジアム管理事務所	0台	警備員控室	0台						
	テーブル	椅子			電源			エアコン			携帯用電波				
	電話			高速インターネット環境			共聴回線			時計					
	(2)記録室	着席可能数	0人用	テーブル	椅子			電源			エアコン	写真データ添付のこと			
		携帯用電波	電話			共聴回線			時計						
		TVモニター			録画再生装置			LAN回線							
		兼用している諸室名 (兼用している場合のみ諸室名を記述してください)													
(3)場内放送室	部屋の有無	場所			着席可能数	0人用	広さ	0㎡				写真データ添付のこと			
	テーブル	椅子			電源			エアコン							
	連携	携帯用電波			電話			TVモニター			高速インターネット環境				
	窓の開閉	共聴回線			時計										
兼用している諸室名 (兼用している場合のみ諸室名を記述してください)															
(4)大型映像操作室	部屋の有無	広さ	0㎡	場所								写真データ添付のこと			
	テーブル	椅子			電源			エアコン			携帯用電波				
	電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線	時計				
	場所	場所を記入してください		広さ	0㎡	収容人数	0人用					写真データ添付のこと			
(5)警察・消防司令室兼控室	テーブル	椅子			電源			エアコン			携帯用電波				
	電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線	時計				
(6)医務室	広さ	0㎡	ベッド	0台	洗面台	0基	冷蔵庫			写真データ添付のこと					
	製氷機			担架	0台	医師、医師の認定可能な用室	0台								
	テーブル	椅子			電源			エアコン			携帯用電波				
	電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線	時計				
(7)その他	セキュリティスタッフ控え室	ポランティススタッフ控え室	ボールパーソン控え室	エスコートキッズ控え室	前座席合用チーム更衣室										
	マスク着用・検出設備設置	現金管理室	その他	(あれば記入)											
場所 場所を記入してください															
3.関連	(1)VIP受付	VIP入口	↓複数ある場合はそれぞれ記入										写真データ添付のこと		
	(2)VIPラウンジ	VIPラウンジの有無	広さ①	0㎡	広さ②	0㎡	広さ③	0㎡	広さ④	0㎡	0㎡	写真データ添付のこと			
4.メディア関連	(1)メディア受付	入口											写真データ添付のこと		
	(2)記者室	収容人数	0人用	広さ	0㎡							写真データ添付のこと			
		テーブル	椅子			電源			エアコン				携帯用電波		
		電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線		時計		
		録画再生装置			公式車庫用ラック			冷蔵庫			倉庫				
	兼用している諸室名 (兼用している場合のみ諸室名を記述してください)														
	(3)カメラマン(フォトグラファー・TVクルー)室	収容人数	0人用	広さ	0㎡	カメラ用ロッカー(鍵付)						写真データ添付のこと			
		テーブル	椅子			電源			エアコン				携帯用電波		
		電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線		時計		
		兼用している諸室名 (兼用している場合のみ諸室名を記述してください)													
(4)記者会見室	広さ	0㎡	選手・監督席数	0席	記者席数	0席					写真データ添付のこと				
	テーブル	椅子			電源			エアコン				携帯用電波			
	電話			TVモニター			高速インターネット環境			共聴回線		時計			
	兼用している諸室名 (兼用している場合のみ諸室名を記述してください)														
	音響設備	エアコン			電源										
	(5)ミックスゾーン	広さ	0㎡									図面データを送付のこと			
(6)フラッシュインタビュールーム・ポジション	設置の可否														

ホームスタジアム検査表

【書式 I -01-2】

スタジアム名																	
所有者										管理会社							

5・中継関連	(1)実況放送室 (テレビ、ラジオ)	部屋数 計		0室	部屋①	部屋②	部屋③	部屋④	部屋⑤	写真データ添付のこと				
		広さ		0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡						
		収容人数		0人用	0人用	0人用	0人用	0人用						
		窓の形状												
		開閉シャッター												
		通線口												
		テーブル												
		椅子												
		エアコン												
		電源		0口	0口	0口	0口	0口						
(2)中継スタッフ控室	部屋数 計		0室	部屋①	部屋②	部屋③	部屋④	部屋⑤	写真データ添付のこと					
	広さ		0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡							
	収容人数		0人用	0人用	0人用	0人用	0人用							
	テーブル													
	椅子													
	エアコン													
	電源		0口	0口	0口	0口	0口							
	携帯用電波													
	電話													
	TVモニター													
(3)テレビ中継カメラ設置スペース	メイン中央	0台	電源		写真または図面データを送付のこと									
	メイン周外側	0台	電源											
	高ゴール裏	0台	電源											
(4)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース	メイン中央	0台	電源		写真または図面データを送付のこと									
(5)伝送用機材等設置スペース	スペースの有無													
	設備スペース													
(6)ケーブル設置スペース														
	椅子等の有無													
6・看板関連	(1)ピッチ周り	視認性		↓ 広告看板とピッチの距離① ↓ 広告看板とピッチの距離②										
		設置面：平均												
		スペース		看板～ゴールライン	0m	看板～タッチライン	0m							
		台車動線		↑ 実際に設置した際、実測してください。										
	(2)電源確保	電光看板操作場所	操作場所を記入してください											
IV・アクセス関係	1. 駐車場	(1)一般用	敷地内合計台数 0台											
		(2)車椅子用	内訳	駐車場A	駐車場B	駐車場C	駐車場D	駐車場E	駐車場F	駐車場G	駐車場H	駐車場I		
			台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台		
		(3)団体バス用	対象											
		(4)チーム用												
		(5)緊急車両用												
		(6)VIP用	注) 上の表は、クラブの管理下にある敷地内のみを記入してください。また『複数箇所への記載も可能』となっています。											
		(7)メディア用												
		(8)テレビ中継用	テレビ中継用駐車場の有無		場所	場所を記入してください								
(9)大型トラック用	大型トラック用駐車場の有無													
(10)売店用														
(11)シャトルバス用	シャトルバス運行の有無		バスプールの有無		乗降所の有無									
(12)その他関係者用														
2.駐輪場	敷地内駐輪場の数	0箇所	広さ①	0㎡	広さ②	0㎡	広さ③	0㎡	広さ④	0㎡				
3.シャトルバス乗降所	シャトルバス乗降所の有無													
4.タクシー乗降所	メディア用		VIP用		関係者用		一般用							
V・観客用設備	1.入場券売場	売場A	売場B	売場C	売場D	売場E	売場F	売場G	売場H	売場I				
		窓口の数	0窓口	0窓口	0窓口	0窓口	0窓口	0窓口	0窓口	0窓口		0窓口		
		電源												
		エアコン												
		携帯用電波												
		電話												
高速インターネット環境														

回答の際の注意事項

- 数字または質問に対する回答を記述してください
- セルをクリックし、選択肢の中から回答をご選択下さい

設備		チェック欄												備考
2.入場待機スペース		広さ	照明	場外のトイレ										
	ホーム用			0箇所										
	アウェイ用			0箇所										
3.入場ゲート	入場ゲート(チケットをもぎる入場口)	0箇所	アウェイサポーターの分室									写真データ添付のこと (ホーム及びアウェイの2箇所)		
	ゲート名	ゲートA	ゲートB	ゲートC	ゲートD	ゲートE	ゲートF	ゲートG						
	屋根													
	電源													
	照明													
	車椅子入場口の場所	場所を記入してください												
	スタジアム基本原則の提出場所													
4.総合案内所	場内	0箇所	場外	0箇所								写真データ添付のこと		
	テーブル		椅子		電源		エアコン		携帯用電波					
	電話		TVモニター		高速インターネット環境		共聴回線		時計					
5.救護室	救護室	0箇所	内訳		設置数	常設	仮設					写真データ添付のこと		
			場内(コンコース)		0箇所	0箇所	0箇所							
			場外(ゲート周辺)		0箇所	0箇所	0箇所	ベッド						
	テーブル		椅子		電源		エアコン		携帯用電波					
	電話		TVモニター		高速インターネット環境		共聴回線		時計					
6.AED設置場所	競技エリア	第4の審判員ベンチ				0基								
	医務室					0基								
		スタジアム内の管理事務所				0基								
		その他	場所を記入してください				0基							
	観客エリア	救護室				0基								
		コンコース				0基								
入場ゲート				0基										
その他	場所を記入してください				0基									
7.授乳室	授乳室	0箇所	内訳		設置数	常設	仮設					写真データを送付のこと		
			場内(コンコース)		0箇所	0箇所	0箇所							
			場外(ゲート周辺)		0箇所	0箇所	0箇所							
	テーブル		椅子		電源		エアコン		携帯用電波					
電話		TVモニター		高速インターネット環境		共聴回線		時計						
8.喫煙スポット	喫煙スポット	0箇所	内訳		設置数									
			場内		0箇所									
			場外		0箇所									
9・トイレ	観客用トイレ	※VIP、チーム、関係者を除く		男性用		女性用		バリアフリートイレ	洗面台	ハンドドライヤー				
		小便器	洋式	和式	洋式	和式								
		メイン	0基	0基	0基	0室	0室	0室						
		バック	0基	0基	0基	0室	0室	0室						
		ゴール裏(H)	0基	0基	0基	0室	0室	0室						
ゴール裏(A)	0基	0基	0基	0室	0室	0室								
10.コンコース	メイン	メイン		メイン										
		バック		バック										
		コンコースの屋根(天井)の有無		ゴール裏(H)										
		ゴール裏(H)		ゴール裏(A)										
ゴール裏(A)		ゴール裏(A)												
11.公衆電話	台数	0台	場所	設置場所を記入してください										
12.飲食設備	飲食売店合計	0箇所	内訳		設置数	メイン	バック	ゴール裏(H)	ゴール裏(A)					
			場内(コンコース)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所					
			場外(ゲート周辺)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所					
			温かい飲食物の提供											
観客席以外の飲食テーブル、カウンター	場内		場外											
13.グッズ売店	グッズ売店合計	0箇所	内訳		設置数	メイン	バック	ゴール裏(H)	ゴール裏(A)					
			場内(コンコース)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所					
			場外(スタジアム周辺)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所					

※諸室、スペースが明記された図面データ(PDF)添付のこと
※【入場可能数】 ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

- (1) 入場券が発券できる座席の数
イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。
ロ. 常設の飛び降り防止エリアの座席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。
ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
ニ. 立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする。
・立ち見エリアの収容数は、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする。
- (2) 前号以外の座席の数
イ. 常設のVIP席。
・両サポーターエリアの間の緩衝地帯はカウントする。
ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。
(緩衝地帯が常設で設けられている場合、そのエリアの席は含まない)
- (3) 車椅子席の数
イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

トレーニング施設調査表

クラブ名	
トレーニング施設名	

... 数字または質問に対する回答を記述してください
 ... 選択肢の中から回答をご選択ください
 備考 ... 補足情報がある場合記入

1. 練習グラウンド

内容		チェック欄										備考
I 概要	1.立地	①ホームタウン内 / ②ホームタウン外										
	2.クラブハウス併設状況	①クラブハウスあり / ②クラブハウスなし										
	3.所有者	土地									施設	
	4.施設管理者	管理会社名										
	5.主な施設利用者	カテゴリー (トップチームのみ/アカデミーのみ/トップとアカデミー/女子チーム/一般市民利用) など										
	6.芝生の養生期間	時期 養生期間中の代替利用先 あり / なし 代替利用地 練習場敷地内 / 敷地外										
	7.施設利用状況	専用 / 優先 / 一般利用										
	8.使用料/年間芝管理費	優先の場合の利用方法 年間 円 時間 (時間貸しの場合) 円 年間芝 円 管理費 円										自治体との取極め等、優先利用条件その他を記入 賃貸契約の場合は使用料を、クラブが管理している場合は、芝生の年間維持費を記入
	9.利用頻度	トップチーム 週 回 一日 時間	ユース 週 回 一日 時間	ジュニア 週 回 一日 時間	女子チーム 週 回 一日 時間	その他 () 週 回 一日 時間	その他 () 週 回 一日 時間	利用スケジュール等、活動実態・利用頻度が分かる資料を添付				
	10.施設の主な使用目的											
II グラウンド 設備	1.グラウンド設備	天然芝 (フルサイズ)	面	ハイブリッド芝 (フルサイズ)	面	人工芝 (フルサイズ)	面					
	2.ピッチ	天然芝 (ミニサイズ)	面	ハイブリッド芝 (ミニサイズ)	面	人工芝 (ミニサイズ)	面					
		ピッチA[名称]	ピッチB[名称]	ピッチC[名称]	ピッチD[名称]	ピッチE[名称]	ピッチF[名称]	ピッチに名称がある場合は記入				
	(1) ピッチの用途	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	サッカー/フットサル/その他 その他の場合は競技名を記載	一般開放等その他種目競技に利用の場合				
	(2) ピッチサイズ	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m					
	(3) 種類	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝 /人工芝/クレー					
	(4) 天然芝の芝生の種類											
	(5) 直近の天然芝 張替敷設時期											
	(6) 散水設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし					
	(7) ハイブリッド芝のメーカー											
	(8) 直近のハイブリッド芝 張替敷設時期											
	(9) 人工芝の場合	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他					
	(10) 人工芝のメーカー											
	(11) 直近の人工芝 張替敷設時期											
	(12) 屋根付きチームベンチ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし					
	(13) 照明	あり / なし 0台	あり / なし 0台	あり / なし 0台	あり / なし 0台	あり / なし 0台	あり / なし 0台					
	(14) 雷保護設備	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	あり / なし 0本	避雷針の本数も記入				
	(15) 防球ネットの有無	あり / なし										
	3.ゴールの形状	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式					
	4.ゴール保有数	一般 () 対	一般 () 対	一般 () 対	一般 () 対	一般 () 対	一般 () 対					
	ジュニア () 対	ジュニア () 対	ジュニア () 対	ジュニア () 対	ジュニア () 対	ジュニア () 対						
5.その他グラウンド設備 (砂場等)												
6.クラブ専用倉庫	あり / なし											
7.時計 (45分計)	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
8.AED	あり / なし	0台 場所 例) クラブハウス内/ピッチ脇倉庫										
9.観戦用エリア	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
1. 観戦スタンド有無	あり											
2. 観戦用スタンド席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席						
(内) 屋根付き座席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席						
3. 報道関係者用スタンド席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席						
4. 観客スタンドの椅子の種類	観客/長椅子/25区 (椅子なし)	観客/長椅子/25区 (椅子なし)	観客/長椅子/25区 (椅子なし)	観客/長椅子/25区 (椅子なし)	観客/長椅子/25区 (椅子なし)	観客/長椅子/25区 (椅子なし)						

2. クラブハウス

内容		チェック欄										備考	
I 室内 トレーニング 設備	1.室内もしは屋根付き 練習場（ピッチ）	施設①	寸法	m × m		ピッチ	人工芝 / 床板 / タータン / クレー / その他						
		施設②	寸法	m × m		ピッチ	人工芝 / 床板 / タータン / クレー / その他						
	2.トレーニングジム	あり / なし	広さ	m ²		利用者①	トップ/ユース/トップ・ユース兼用						
	3.トレーニング器具 (主な器材を記載)	例) ランニングマシン： 5台 ベンチプレス： 3台 エアロバイク： 3台 など											
	4.プール等	あり / なし	広さ	m × m									
	ジャグジー	あり / なし	サウナ		あり / なし								
II 更衣室	1.主な使用者	トップチーム	ユース	ジュニアユース	女子チーム	ビジター用	審判用						
	2.収容人数/広さ	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m			
	3.ロッカー数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分			
	4.温水シャワー数	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基			
	5.バスタブの有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし			
	6.冷浴設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし			
	7.洗面台	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基	0基			
	8.トイレ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし			
	男小	個	個	個	個	個	個	個	個	個			
	男洋式	個	個	個	個	個	個	個	個	個			
	男和式	個	個	個	個	個	個	個	個	個			
	女洋式	個	個	個	個	個	個	個	個	個			
女和式	個	個	個	個	個	個	個	個	個				
多目的	個	個	個	個	個	個	個	個	個				
III メディカル ケアスペース	1. メディカルケアスペース	あり / なし	広さ	m ²									
	2. 備品	マッサージ台	0台	冷蔵庫	あり / なし	その他 (X線等)	あり / なし						
		ベッド	0台	担架	0台								
		製氷機	あり / なし	AED	あり / なし								
IV トープ用諸室	1.諸室名	監督室	コーチングスタッフルーム	ミーティングルーム	リラクゼーションルーム	エキップメントルーム	ランドリー・乾燥室	応接室					
	2.部屋の有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし				
	3.その他の諸室	使用用途											
V 飲食設備	1.チーム用食堂	あり / なし	収容人数	0人									
	2.厨房設備	あり / なし											
VI クラブ事務所	1.クラブ事務所併設	全部 / 一部 / なし ↓「一部」併設の場合は以下に併設部署及び在席人数を記載してください。											
	2.併設部署	部署①	在席人数		0人	部署④	在席人数		0人				
		部署②	在席人数		0人	部署⑤	在席人数		0人				
		部署③	在席人数		0人	部署⑥	在席人数		0人				
VII メディア用 スペース	1.諸室名	取材対応するスペース		インタビュースペース		ラウンジ		ミックスゾーン		その他 ()	その他 ()		
	2.部屋数/広さ	部屋	m	部屋	m	部屋	m	部屋	m				
	3.席数	0席		0室		0席				席 (室)	席 (室)		
	4.無線LAN	あり / なし	あり / なし		あり / なし				あり / なし	あり / なし			
	5.インフォメーションボード	あり / なし											
	6.TVモニター	0台	0台		0台				0台	0台			
	7.ピッチの視認性	あり / なし	あり / なし		あり / なし		あり / なし		あり / なし	あり / なし			
	8.練習グラウンドへ メディア専用動線	あり / なし											
	9.メディア専用トイレ	あり / なし											
	10.ミックスゾーンの屋根	あり / なし					あり / なし						
VIII 一般開放 スペース	1.一般用飲食施設	あり / なし	収容人数	0人		ピッチの視認性		あり/なし					
	2.ラウンジ	あり / なし	収容人数	0人		ピッチの視認性		あり/なし					
	3.トロフィー等展示スペース	あり / なし											
	4.自動販売機	あり / なし											
	5.一般用トイレ	あり / なし	トイレへのアクセス 例) ピッチから直接アクセス可能 / クラブハウス内トイレを利用 など										
		男小	基	男洋式	基	男和式	基	女洋式	基	女和式	基	多目的	基
	6.練習グラウンドへ 一般客専用動線	あり / なし											
7.グッズ売り場	あり / なし												
IX 受付	受付	あり / なし											
X 駐車場等	1.チーム関係者用	あり / なし	収容台数	0台									
	2.メディア用	あり / なし	収容台数	0台									
	3.一般利用者用	あり / なし	収容台数	0台									
	4.駐輪場	あり / なし	収容台数	0台									
XI その他	1.掲掲ポール	あり / なし	本数	0本									
	2.場内放送システム	あり / なし	放送範囲	施設全体 / 諸室内のみ / その他									

3. 選手寮

内容		チェック欄										備考
I 選手寮	1.選手寮併設状況	1 トップチーム用		2 ユース用		3 その他 ()		4 その他 ()		5 その他 ()		
	(1) 寮の有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし		
	(2) 立地状況	練習場敷地内 / 敷地外		練習場敷地内 / 敷地外		練習場敷地内 / 敷地外		練習場敷地内 / 敷地外		練習場敷地内 / 敷地外		
	(3) 入居可能人数	0人分		0人分		0人分		0人分		0人分		
	(4) 食事設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし		
	2.所在地	寮の名称					住所					
		1										
		2										
		3										
		4										
5												

トップチームの練習場に関する確認書

_____(以下「施設所有者」という)と_____(以下「ライセンス申請者」という)は、クラブが_____(以下「当練習場」という)をトップチームの練習場として使用するにあたり、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 施設所有者は、当練習場がライセンス申請者のトップチームの練習場として使用することを認めています。
2. 施設所有者は、ライセンス申請者のトップチームの練習環境確保に協力し、クラブが希望する日時に当練習場を使用できるよう配慮しています。

以上

年 月 日

施設所有者

印

ライセンス申請者

印

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名] 印

宣 言 書

当クラブは、**2026/27** シーズンの J 1 クラブライセンスを申請いたします。仮に交付拒絶の決定を受ける場合は、順次、J 2 クラブライセンス、J 3 クラブライセンスの審査を行っていただきたく、その旨併せて申請いたします（以下これらの申請を総称して「本ライセンス申請」という）。また、本ライセンス申請に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「J リーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

2. P. 03～P. 19 および P. 23～P. 26 基準について

「J 1・J 2 クラブライセンス交付規則」で定められた資格、役職および実務経験について要件を満たし、かつ必要に応じて J リーグが特定する課程に参加し、その課程を終了している者を配置、または任命に関する契約を締結している。

3. L. 01 基準について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）、アジアサッカー連盟（以下「A F C」という）、J F A および J リーグの規約、規程、規則決定ならびに A F C 規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（以下「C A S」という）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけ F I F A または A F C が関与している紛争については、C A S の専属的管轄を認めること。
- (3) F I F A および A F C 規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること。
- (4) 国内レベルにおいては J F A または J リーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、A F C または F I F A に公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）。
- (6) J 1・J 2 クラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること。
- (7) 報告対象範囲が、交付規則第36条第 2 項の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと。
- (8) 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること。
- (9) クラブライセンスの交付主体である J リーグ、J F A および A F C に対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えるこ

と。

【書式 L-01-1】

- (10) A F C が第 9 条に従い、評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるコンプライアンス監査を実施する権利を留保していることを認めること。
- (11) 定められた期間内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、J リーグに通知すること。

4. L. 02 基準について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [] 年 [] 月 [] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。

5. L. 03 基準について

- (1) 当クラブの株主およびその持株数・持株比率並びに組織体制は電子システムにより提出する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。
 - ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式または社員権を保有するかまたは取引すること。
 - ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員の議決権の過半数を有すること。
 - ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
 - ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主または社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主または社員議決権の過半数を単独で有していること。
 - ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員またはメンバーであること。
 - ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
 - ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権限を有していること。

6. L. 04 基準について

本基準に基づいて提出する「グループの法的構造および最終的支配当事者」については、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する当クラブの状況を正確に反映している。また、本宣言書日現在までにグループの法的構造に変更があった場合には、J リーグに通知している。

7. F. 03 基準について

当クラブは、本年 2 月 28 日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金（F I F A 選手資格委員会、F I F A 紛争解決室および C A S 等による最終的で拘束力のある決定によるもの。ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年 4 月 30 日までに完全に和解します。

8. F. 04 基準について

当クラブは、本年 2 月 28 日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関する F I F A 規則」に従ったすべてのプロ選手、第 34 条基準 P. 02 から基準 P. 18 まで、および基準 P. 23 から基準 P. 26 までに示す人員を含む）との間の契約上のおよび法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局および税務当局に対して、期限経過未払金（ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年 4 月 30 日までに完全に和解します。

以上

Ｊリーグクラブライセンス制度 関連規程

Ｊリーグクラブライセンス制度運営方針

1. Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度の目的を以下のとおり定めます。
 - ・ 日本サッカーのさらなる水準の向上
 - ・ クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
 - ・ ＪＦＡおよびＪリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
 - ・ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
 - ・ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
 - ・ 競技会における財務上のフェアプレーの監視
1. Ｊリーグは、フットボールのインテグリティを尊重し、Ｊクラブのニーズと期待に応えたＪリーグクラブライセンス制度の確立を目指し、自国のクラブライセンス制度を継続的に改善していきます。
1. Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度の実施にあたり、国内法ならびにＦＩＦＡ、ＡＦＣおよびＪＦＡの規程を遵守します。
1. Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度に関わる全ての者に行動規範を周知徹底するとともに、自らこれを遵守します。
1. Ｊリーグは、Ｊ１、Ｊ２およびＪ３クラブライセンス申請者およびライセンシーに対し、Ｊリーグクラブライセンス制度に関する適切な支援を提供します。
1. Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度に関する規則や規程の変更に関する情報を全ての関係者に適時に通知します。

Ｊリーグクラブライセンス制度行動規範

Ｊリーグクラブライセンス制度の公正な運用を確保するため、以下のとおり、Ｊリーグクラブライセンス制度の運用に携わる全関係者が遵守すべき行動規範を定める。

- １．意思決定に関与するものは、その過程において、常に公正性および独立性を保持するとともに、透明性を確保し、制度への信頼性を高めること。
- １．職務の遂行にあたり利益相反行為を行わないものとし、利益相反のおそれがある場合は手続きに関与しないこと。
- １．賄賂や不正な利益の収受、要求、供与、申込、約束をせず、社会通念を逸脱する接待をせず、若しくは、これを受けないこと。
- １．Ｊリーグクラブライセンス制度の運用過程において知り得たクラブの秘密情報の秘密性を厳格に保持し、Ｊ１・Ｊ２クラブライセンス交付規則、Ｊ３クラブライセンス交付規則およびその他の諸規則に定める場合を除き、第三者に漏洩しないこと。

Jリーグクラブライセンス関連資料保管規程

第1条〔目的〕

本規程は、J 1・J 2クラブライセンス交付規則（以下、ライセンス交付規則）第38条に定める資料保管の手続きについて定めるものである。また、J 3クラブライセンスに関連する資料保管の手続きについても併せて定めるものである。

第2条〔責任〕

クラブライセンスに関連する資料の保管については、Jリーグが全ての責任を負うものとする。

第3条〔定義〕

ライセンス交付規則第38条に定めるJ 1クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録ならびにJ 1、J 2およびJ 3クラブライセンスの交付決定に関する書類および電子記録については以下の通り定義する。これらの記録は発行日または文書番号を付すことにより特定されなければならない。

(1) J 1およびJ 2クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第32条から第36条およびJ 1・J 2クラブライセンス交付規則運用細則2-1から2-5に基づきライセンス申請者より提出された書類および電子記録
- ② ライセンス交付規則第8条(1)⑧に基づきライセンス申請者より提出された報告書

(2) J 1およびJ 2クラブライセンスの決定に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第24条(2)(4)(6)に基づき作成されたヒアリング議事録
- ② ライセンス交付規則第24条(3)に基づき作成されたライセンス評価報告書
- ③ ライセンス交付規則第24条(6)に基づき作成されたF I BによるJ 1およびJ 2クラブライセンス決定会議議事録
- ④ ライセンス交付規則第25条(1)に基づき作成されたF I B決定書の写し
- ⑤ ライセンス交付規則第25条(3)に基づき提出された上訴申立書
- ⑥ ライセンス交付規則第25条(5)に基づき作成された上訴審査書
- ⑦ ライセンス交付規則第26条(2)に基づき作成された審問議事録
- ⑧ ライセンス交付規則第26条(3)に基づき作成されたA BによるJ 1およびJ 2クラブライセンス決定会議議事録
- ⑨ ライセンス交付規則第26条(8)に基づき作成されたA B決定書の写し
- ⑩ ライセンス交付規則第26条(10)に基づき提出された上訴申立書の写し
- ⑪ ライセンス交付規則第27条に基づき作成されたA F C報告書

(3) J 3クラブライセンスの申請および決定に関する書類および電子記録

第4条〔保管方法〕

第3条に定める書類および電子記録については、文書管理表または電子システム上にて年度ごとにその所在を明確にし、ライセンス交付規則第9条におけるAFC調査人によるコンプライアンス監査等において必要とされた場合に直ちに提出出来る環境を維持する。

第5条〔保管期限〕

第3条第1項および第3項に定めるJ1、J2およびJ3クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低5年間、同条第2項および第3項に定めるJ1、J2およびJ3クラブライセンスの交付決定に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低10年間保管するものとする。

〔附則〕

本規程は2017(平成29)年11月21日より適用する。

〔改正〕

2022年1月1日

2024年1月1日

年次レビューミーティング規程

第1条〔目的〕

本規程はJ1・J2クラブライセンス交付規則（以下、ライセンス交付規則）第39条に定める年次レビューミーティングを実施する際に必要とされる事項を定めるものとする。

第2条〔実施時期〕

年次レビューミーティングはライセンス交付規則第27条に定めるAFCへの報告が完了した後、原則としてその年の11月末日までに開催することとする。

第3条〔参加者〕

年次レビューミーティングはライセンサーであるJリーグのクラブライセンスを担当する常勤理事および執行役員（以下「クラブライセンス担当役員」という）、LM、FIB構成員の代表者1名、AB構成員の代表者1名、CLAの職員およびライセンス評価チームの代表者1名は、年次レビューミーティングに参加しなければならない。ただし、FIB構成員、AB構成員、ライセンス評価チームが次条に基づき年次レビューミーティングに先立ってフィードバックをクラブライセンス担当役員に提出したときはこの限りではない。

第4条〔事前準備〕

LMは、年次レビューミーティングを実施するにあたって、事前に以下の事項につき準備をすることとする。

- (1) Jリーグクラブライセンス制度の改善に向けたFIB構成員、AB構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバック
- (2) Jリーグクラブライセンス制度の改善に向けたライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバック
- (3) CLAによるJリーグクラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の検討
- (4) Jリーグクラブライセンス制度の内部監査結果の入手

第5条〔議題〕

年次レビューミーティングでは、Jリーグクラブライセンス制度の効率性および有効性を検討するものとし、以下の議題を取り扱うこととする。検討の結果、決定された措置については責任者と対応期限を定めることとする。

- (1) Jリーグクラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした年次の目標に対する達成状況の検討
- (2) AB・FIB議長に対する成績および能力の評価

- (3) A B 構成員、F I B 構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバックに対する検討
- (4) ライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバックに対する検討
- (5) C L A の職員からのフィードバックに対する検討
- (6) 意見処理規程に基づいて受け付けられた意見の報告と検討
- (7) J リーグクラブライセンス制度の内部監査結果の報告
- (8) J リーグクラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の報告
- (9) A F C 交付規則との適用状況の評価および例外適用を受けている事項の報告
- (10) J リーグクラブライセンス制度を効果的に運用するリソースおよび情報の安全性の確保状況の検討
- (11) A F C による視察が行われた場合、その結果に対する検討
- (12) A F C による品質基準の認証監査が行われた場合、その結果に対する検討
- (13) A F C による監査の結果、是正措置が通知された場合、その対応の検討
- (14) J リーグクラブライセンス制度関係者の行動規範理解度に関する検討
- (15) J リーグクラブライセンス制度運営方針の見直し
- (16) 制度の改善に向けた取組および J リーグクラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした翌年度の目標の立案
- (17) その他必要に応じた事項の検討

第 6 条〔クラブライセンス担当理事の責務〕

クラブライセンス担当理事は、年次レビューミーティングを通じて、J リーグクラブライセンス制度並びにその全ての利害関係人（L M、C L A、F I B・A B 構成員、ライセンス申請者、ライセンシー）の期待を含む現在および将来のニーズの理解に努めるものとする。

第 7 条〔年次レビューミーティングの報告〕

L M は、年次レビューミーティングにて検討された結果については報告書を作成し、実行委員会および理事会にて報告する。また、J F A 並びに A B および F I B の構成員、ライセンス評価チームに対して報告書を送付する。

〔附則〕

本規程は2017(平成29)年11月21日より適用する。

〔改正〕

2018年11月20日

2022年1月1日

2024年1月1日

意見処理規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグクラブライセンス制度（以下「ライセンス制度」という）に関して、改善要望、クレームおよびその他意見（以下「意見等」という）が持ち込まれた場合、当該事項を処理するために必要な手続を定めるものとする

第2条〔責任〕

ライセンス制度に対して持ち込まれる意見の対応については、ＬＭがその責任を有する。

第3条〔意見の申請と受付〕

- (1) ライセンス制度に対して意見がある者は、クラブライセンス事務局を窓口として、別途定めるメールアドレス宛にメールを送付することにより意見を述べることができる。当該メールには、自己の所属と氏名を記載の上、簡潔に意見を述べるものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は、当該窓口から受け付けた意見について、「意見受付記録」に記録し、ＬＭに報告する。

第4条〔意見の処理〕

「意見受付記録」は、別途年次レビューミーティング規程に基づいて開催される年次レビューミーティングにおいて開示し、検討する。

〔附則〕

本規定は2017(平成29)年11月21日より適用する。

〔改正〕

2022年1月1日

2024年1月1日